

令和元年十一月二十八日開会  
令和元年十二月十三日閉会

# 令和元年第四回定例会会議録

西之表市議会

# 令和元年第四回西之表市議会定例会会議録目次

第一号 十一月二十八日（木）

一、開 会	五
一、開 議	五
一、会議録署名議員の指名	六
一、会期の決定	六
一、提出議案の一括上程	六
一、市長の所信表明並びに提案理由説明	六
八板市長	六
一、休 憩	一〇
一、再 開	一〇
一、議案審議	一〇
議案第二八号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	一〇
八板市長説明	一〇
議案第二九号 西之表市議会議員及び西之表市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について	一一
大瀬選管書記長説明	一一
議案第三〇号 西之表市青少年の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について	一一
中里社会教育課長説明	一三
議案第三一号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	一四
下川福祉事務所長説明	一四
議案第三二号 西之表市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の	一四

	制定について	一五
	下川福祉事務所長説明	一五
	議案第三三号 西之表市給水条例の一部を改正する条例の制定について	一八
	上妻水道課長説明	一八
	議案第三四号 西之表市水道事業審議会条例の制定について	一八
	上妻水道課長説明	一八
	議案第三五号 令和元年度西之表市一般会計補正予算(第三号)	一九
	奥村財産監理課長説明	一九
	議案第三六号 令和元年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算(第三号)	二一
	長野健康保険課長説明	二一
	議案第三七号 令和元年度西之表市介護保険特別会計補正予算(第三号)	二二
	下川高齢者支援課長説明	二二
	議案第三八号 令和元年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第三号)	二三
	長野健康保険課長説明	二三
	議案第三九号 令和元年度西之表市水道事業会計補正予算(第三号)	二四
	上妻水道課長説明	二四
一、	日程報告	二五
一、	散 会	二五
第二号 十二月二日(月)		
一、	開 議	三一
一、	発言の申し出	三一
	八板市長	三一

一、	一般質問	三二
	生田直弘君	三二
	岩下経済観光課長	三二
	内学校教育課長	三四
	大平教育長	三五
	八板市長	三六
	中野農林水産課長	三七
	下川福祉事務所長	四一
一、	休憩	四七
一、	再開	四七
一、	一般質問	四七
	和田香穂里さん	四七
	八板市長	四九
	森企画課長	五一
一、	休憩	五五
一、	再開	五五
一、	一般質問	五五
一、	休憩	五七
一、	再開	五七
一、	一般質問	五七
	中里社会教育課長	五八
一、	休憩	六七
一、	再開	六七

一、一般質問	六七
河本幸男君	六七
岩下経済観光課長	六七
八板市長	六八
園田農委事務局長	七四
中野農林水産課長	七六
一、休憩	七八
一、再開	七八
一、一般質問	七八
橋口好文君	七八
中野農林水産課長	七九
八板市長	七九
奥村財産監理課長	八四
岩下経済観光課長	八五
古田建設課長	八五
大瀬総務課長	八七
一、休憩	九〇
一、再開	九〇
一、一般質問	九〇
長野広美さん	九〇
大瀬総務課長	九一
森企画課長	九一
八板市長	九五

第三号 十二月三日(火)

中野農林水産課長	一〇〇
中里社会教育課長	一〇二
岩下経済観光課長	一〇三
大平教育長	一〇六
松元地域支援課長	一〇七
内学校教育課長	一〇八
一、日程報告	一〇九
一、散会	一〇九

一、開議	一一五
一、一般質問	一一五
渡辺道大君	一一五
下川福祉事務所長	一一六
八板市長	一一九
中野農林水産課長	一二〇
古田建設課長	一二二
松元地域支援課長	一二二
一、休憩	一二九
一、再開	一二九
一、一般質問	一二九
橋口美幸さん	一二九
八板市長	一三〇

下川福祉事務所長	．．．．．	一三二
長野健康保険課長	．．．．．	一三三
内学校教育課長	．．．．．	一三三
中里社会教育課長	．．．．．	一三九
森企画課長	．．．．．	一四一
吉田教委総務課長	．．．．．	一四三
川畑市民生活課長	．．．．．	一四四
一、休憩	．．．．．	一四七
一、再開	．．．．．	一四七
一、一般質問	．．．．．	一四七
田添辰郎君	．．．．．	一四七
八板市長	．．．．．	一四九
長野健康保険課長	．．．．．	一五一
下川高齢者支援課長	．．．．．	一五二
大平教育長	．．．．．	一五五
大瀬総務課長	．．．．．	一五九
一、休憩	．．．．．	一六七
一、再開	．．．．．	一六七
一、議案追加上程・議案審議	．．．．．	一六八
議案第四〇号 西之表市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	．．．．．	一六八
川畑市民生活課長説明	．．．．．	一六八
長野広美さん質疑	．．．．．	一六九
川畑市民生活課長	．．．．．	一六九

議案第四一號	西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員を採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	一六九
	大瀬総務課長説明	一六九
	長野広美さん質疑	一七〇
	大瀬総務課長	一七一
議案第四二號	令和元年度西之表市一般会計補正予算(第四号)	一七一
	奥村財産監理課長説明	一七一
議案第四三號	令和元年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算(第四号)	一七二
	長野健康保険課長説明	一七二
議案第四四號	令和元年度西之表市介護保険特別会計補正予算(第四号)	一七三
	下川高齢者支援課長説明	一七三
議案第四五號	令和元年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第四号)	一七三
	長野健康保険課長説明	一七四
議案第四六號	令和元年度西之表市水道事業会計補正予算(第四号)	一七四
	上妻水道課長説明	一七四
一、日程報告		一七五
一、散 会		一七五
<b>第四号 十二月十三日(金)</b>		
一、開 議		一八一
一、議案審議		一八二
議案第二九号	西之表市議会議員及び西之表市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について	一八二



河本総務文教委員長報告	一八二
議案第三〇号 西之表市青少年の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について	一八三
河本総務文教委員長報告	一八三
議案第三一号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	一八四
生田産業厚生委員長報告	一八四
議案第三二号 西之表市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	一八五
生田産業厚生委員長報告	一八五
橋口美幸さん反対討論	一八六
竹下秀樹君賛成討論	一八八
議案第三三号 西之表市給水条例の一部を改正する条例の制定について	一八九
生田産業厚生委員長報告	一八九
議案第三四号 西之表市水道事業審議会条例の制定について	一九〇
生田産業厚生委員長報告	一九〇
議案第三五号 令和元年度西之表市一般会計補正予算(第三号)	一九一
小倉予算特別委員長報告	一九一
議案第三六号 令和元年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算(第三号)	一九二
小倉予算特別委員長報告	一九三
議案第三七号 令和元年度西之表市介護保険特別会計補正予算(第三号)	一九三
小倉予算特別委員長報告	一九三
議案第三八号 令和元年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第三号)	一九四
小倉予算特別委員長報告	一九五
議案第三九号 令和元年度西之表市水道事業会計補正予算(第三号)	一九五

小倉予算特別委員長報告	一九五
議案第四〇号 西之表市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	一九六
河本総務文教委員長報告	一九六
一、休憩	一九七
一、再開	一九七
一、議案審議	一九七
議案第四一号 西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	一九七
河本総務文教委員長報告	一九七
和田香穂里さん反対討論	一九八
橋口美幸さん賛成討論	二〇〇
橋口好文君反対討論	二〇二
川村孝則君賛成討論	二〇二
長野広美さん反対討論	二〇四
田添辰郎君賛成討論	二〇四
議案第四二号 令和元年度西之表市一般会計補正予算(第四号)	二〇五
議案第四三号 令和元年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算(第四号)	二〇六
議案第四四号 令和元年度西之表市介護保険特別会計補正予算(第四号)	二〇六
議案第四五号 令和元年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第四号)	二〇六
議案第四六号 令和元年度西之表市水道事業会計補正予算(第四号)	二〇六
小倉予算特別委員長報告	二〇六
長野広美さん反対討論	二〇八
一、議案追加上程・議案審議	二〇九

議案第四七号 西之表市長及び副市長の給料の特例に関する条例の制定について	二〇九
大瀬総務課長説明	二〇九
長野広美さん質疑	二一〇
大瀬総務課長	二一〇
橋口美幸さん質疑	二一〇
一、休憩	二一一
一、再開	二一一
一、議案審議	二一一
河本総務文教委員長報告	二一一
陳情第一四号 「馬毛島への米軍空母艦載機離発着訓練（FCLP）及び自衛隊施設設置に関する防衛省による住民説明会の早期開催を求める」陳情書	二一二
長野馬毛島対策特別委員長報告	二一二
鮫島市憲君原案に対する反対討論	二一三
和田香穂里さん原案に対する反対討論	二一三
一、産業厚生委員会所管事務調査報告	二一七
生田産業厚生委員長報告	二一七
一、議会運営委員会所管事務調査報告	二二〇
下川議会運営委員長報告	二二一
一、馬毛島対策特別委員会所管事務調査報告	二二四
長野馬毛島対策特別委員長報告	二二四
一、議員派遣の件	二二七
一、閉会中の継続審査	二二八
一、市長挨拶	二二八



# 令和元年第四回西之表市議会定例会

一、会期日程

月 日	曜	種 別	内 容
十一月二十八	木	本会議	開会、会議録署名議員の指名、会期の決定、提出議案の一括上程、市長の所信表明並びに提案理由説明、議案審議（質疑・委員会付託省略・討論・表決）、議案審議（質疑・委員会付託）
二十九	金	休 会	
三十	土	休 会	
十二月・一	日	休 会	
二	月	本会議	一般質問
三	火	本会議	一般質問、議案七件追加上程、議案審議（質疑・委員会付託）
四	水	休 会	
五	木	委員会	付託案件審査 各常任委員会
六	金	委員会	付託案件審査 各常任委員会
七	土	休 会	

十三	十二	十一	十	九	八	
金	木	水	火	月	日	
本 会 議	休 会	委 員 会	委 員 会	委 員 会	休 会	
<p>議案審議（各常任委員会委員長報告、質疑・討論・表決、予算特別委員会委員長報告、討論・表決）、議案一件追加上程、議案審議（質疑・委員会付託）</p>						
<p>各特別委員会・議会運営委員会・全員協議会</p>						
<p>付託案件審査 予算特別委員会</p>						
<p>付託案件審査 予算特別委員会</p>						

一、付議事件

番号	事件名	審議方法	結果
議案第 二八号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	即決	十一月二十八日同意
議案第 二九号	西之表市議会議員及び西之表市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について	委員会付託	十二月十三日原案可決
議案第 三〇号	西之表市青少年の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について	委員会付託	十二月十三日原案可決
議案第 三一号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	委員会付託	十二月十三日原案可決
議案第 三二号	西之表市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	委員会付託	十二月十三日原案可決
議案第 三三号	西之表市給水条例の一部を改正する条例の制定について	委員会付託	十二月十三日原案可決
議案第 三四号	西之表市水道事業審議会条例の制定について	委員会付託	十二月十三日原案可決
議案第 三五号	令和元年度西之表市一般会計補正予算（第三号）	委員会付託	十二月十三日原案可決
議案第 三六号	令和元年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）	委員会付託	十二月十三日原案可決
議案第 三七号	令和元年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第三号）	委員会付託	十二月十三日原案可決
議案第 三八号	令和元年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第三号）	委員会付託	十二月十三日原案可決
議案第 三九号	令和元年度西之表市水道事業会計補正予算（第三号）	委員会付託	十二月十三日原案可決
一、付議事件（追加分）			
番号	事件名	審議方法	結果
議案第 四〇号	西之表市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	委員会付託	十二月十三日原案可決

議案第	四一号	西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	委員会付託	十二月十三日	原案可決
議案第	四二号	令和元年度西之表市一般会計補正予算（第四号）	委員会付託	十二月十三日	原案可決
議案第	四三号	令和元年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第四号）	委員会付託	十二月十三日	原案可決
議案第	四四号	令和元年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第四号）	委員会付託	十二月十三日	原案可決
議案第	四五号	令和元年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第四号）	委員会付託	十二月十三日	原案可決
議案第	四六号	令和元年度西之表市水道事業会計補正予算（第四号）	委員会付託	十二月十三日	原案可決
議案第	四七号	西之表市長及び副市長の給料の特例に関する条例の制定について	委員会付託	十二月十三日	原案可決



一、請願書・陳情書（継続審査分）

番号 事件 名

提出者

結果

陳情第一四号 「馬毛島への米軍空母艦載機離発着訓練（FCL 西之表市住吉三三〇五―三

十二月十三日不採択

P）及び自衛隊施設設置に関する防衛省による住 種子島漁業協同組合

民説明会の早期開催を求める」陳情書

組合長 浦添 孫三郎 他五名

本会議第一号（十一月二十八日）

# 本会議第一号(十一月二十八日)(木)

## ◎出席議員(十五名)

一番 下川和博君  
二番 小倉初男君  
三番 竹下秀樹君  
四番 永田章君  
五番 木原幸四君  
六番 川村孝則君  
七番 和田香穂里さん  
八番 河本幸男君  
九番 鮫島市憲君  
一番 田添辰郎君  
二番 生田直弘君  
三番 橋口好文君  
四番 長野広美さん  
五番 渡辺道大君  
一六番 橋口美幸さん

## ◎欠席議員(一名)

一〇番 中野周君

## ◎地方自治法第二百二十一条による出席者

市長	八板俊輔君
副市長	中野哲男君
教育長	大平和男君
会計管理者兼 会計課長	毛井文子さん
総務課長兼 選管書記長	大瀬浩一郎君
企画課長	森真樹君
市民生活課長	川畑利昭君
財産監理課長	奥村裕昭君
地域支援課長	松元明和君
税務課長	長吉輝久君
健康保険課長	長野望君
高齢者支援課長	下川昭代さん
経済観光課長	岩下栄一君



令和元年十一月二十八日午前十時開会

△開 会

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより令和元年第四回西之表市議会定例会を開会いたします。

△開 議

○議長（永田 章君） ただいままでの出席議員は十四名であります。

これより本日の会議を開きます。  
本日の日程は、配付してあります議事日程第一号のとおりであります。

議事日程（第一号）

日程第一	会議録署名議員の指名	日程第六	議案第二九号 西之表市議会議員及び西之表市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第二	会期の決定	日程第七	議案第三〇号 西之表市青少年の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
日程第三	提出議案の一括上程	日程第八	議案第三一号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第四	市長の所信表明並びに提案理由説明	日程第九	議案第三二号 西之表市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第五	議案第二八号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	日程第一〇	議案第三三号 西之表市給水条例の一部を改正する条例の制定について
		日程第一一	議案第三四号 西之表市水道事業審議会条例の制定について
		日程第一二	議案第三五号 令和元年度西之表市一般会計補正予算（第三号）
		日程第一三	議案第三六号 令和元年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）
		日程第一四	議案第三七号 令和元年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第三号）
		日程第一五	議案第三八号 令和元年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第三号）

日程第一六 議案第三九号 令和元年度西之表市水道事業会計補正  
予算(第三号)

△会議録署名議員の指名

○議長(永田 章君) それでは、日程第一、会議録署名議員の指名をいたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第八十八条の規定により、一番議員下川和博君、二番議員小倉初男君を指名をいたします。

△会期の決定

○議長(永田 章君) 次は、日程第二、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

去る十一月二十五日開催の議会運営委員会の決定のとおり、今定例会の会期は本日から十二月十三日までの十六日間とし、配付してある日程表のとおりとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(永田 章君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から十二月十三日までの十六日間とし、配付してある日程表のとおり決定いたしました。

△提出議案の一括上程

○議長(永田 章君) 次は、日程第三、提出議案の一括上程であります。

議案第二八号から議案第三九号までを一括して上程をいたします。

△市長の所信表明並びに提案理由説明

○議長(永田 章君) 次は、日程第四、市長に所信表明並びに提案理由の説明を求めます。

「市長 八板俊輔君登壇」

○市長(八板俊輔君) おはようございます。

本日、令和元年度第四回西之表市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御出席を賜り、まことにありがとうございます。

朝晩も大分寒くなり、間もなく師走を迎えます。

国の来年度予算編成も、最終段階に差しかかろうとしております。年末の政府原案に向けて、地方団体等とのやりとりも激しくなってくるものと思います。私も市民生活の向上のため、できる限りの努力をしたいと考えております。

また、今年は、事務の執行に当たり数々の課題が散見された年でもございました。行政を預かる者として、その責任を痛感しており、職員と一丸となって諸課題への対策を急ぎたいと考えております。議員の皆様のご御意見、市民の御意見を十分に踏まえなが

ら、適切に対応をしてまいります。

それでは、議案説明に先立ちまして、産業や地域の状況、行事経過や課題などについて触れてみたいと思います。

まず、農業についてであります。

本格的な収穫の時期を迎える基幹作物のさとうきびは、製糖工場の原料受入れを十二月十日から開始し、年末年始休暇や増産推進日等を挟みまして、来春の四月十日に受入れ終了、製糖終了予定は四月十二日となるようであります。

今年とは昨年と比較いたしますと、台風等による被害が、災害が少なかったこともあり、見込み反収、平均反収も六トン百六十八キロと回復傾向にあります。しかしながら、高齢化による担い手不足や耕作面積の減少が進んでおりますことから、受託組織の強化や夏植え・秋植えを推進するなど、次年度を見据えて面積・生産量確保に努めたいと考えております。

また、でん粉原料用さつまいもにつきましては、予想反収がおよそ六十一俵と昨年並みの見込みであり、また、安納いも等の青果用さつまいもについても、予想反収二千百キログラムと昨年並みの見込みとなっております。

畜産につきましては、和牛の子牛競り市で依然として好調な価格取引が続いております。

有害鳥獣のシカ対策については、捕獲と防護の両面からの対策を進めており、捕獲頭数については九月末現在で千七百七十四頭とな

りました。

林業につきましては、市有林による間伐を実施しており、本年度はおよそ七・八ヘクタールの施業となる見込みであります。

次に、一連の行事等について経過を報告いたします。

まず観光・交流についてです。

九月十九日から三日間、南種子町の竹崎海岸及び本市のよきの海岸で、日本プロサーフィン連盟が主催するプロサーフィンツアー及びプロトライアルが開催されました。

十月二十六日には、市民会館において種子島アロハフェスタ二〇一九が開催され、今年度から一市二町の広域的な取組みとして、実行委員会主催により行われました。島内外から二百名を超える出演者のもと、色鮮やかな衣装で、華やかにフラダンスが披露されました。

十月二十七日、西之表港日泊みなど公園を発着として島内を自転車で一周するジロ・デ・種子島二〇一九が開催されました。昨年に引き続き二回目となる今年も、島内外からサイクリング愛好家が多数集まり、沿道の温かい声援やおもてなしが行われる中、ゴールを目指しました。

十月三十日から十一月八日にかけて商店街を中心に、くろしおの芸術祭二〇一九が開催されました。九年目となる今年も、各店舗に設置するアート看板のほか、壁ギャラリーやアートベンチ、さらには小学生による西之表港堤防での魚のオブジェ制作など、韓国や国

内の芸術家と多くの地元参加者による制作、交流が行われました。

十一月二日から三日まで、福岡市天神におきまして、種子島観光物産展を初めて開催しました。

十一月二十三日から二十四日まで、東京都浅草のまるごとにつばらにおいて、種子島観光物産展を開催いたしました。民間の皆様のお力をおかりしながら、これらの活動は種子島の魅力をPRするいい機会となったと考えております。

十一月二十三日から二十四日まで、ホストタウン事業として、元オリンピックでバレーボール日本代表の迫田さおりさんによる講演会とバレー教室があり、小学生から一般参加者まで交流が行われました。

次に社会教育分野についてであります。

第七十三回県民体育大会が九月二十一日、二十二日の両日開催され、相撲競技少年の部と弓道で西之表市チームが三位という好成績をおさめております。

十月十三日には、第五十七回市民体育祭が行われました。今大会の特色としては、昼食時間を利用してヨガ教室を実施したほか、来年の東京オリンピックへの出場が期待される東京学芸大学四年生の久保木春佑選手による走り高跳びのエキシビションを実施し、多くの市民の皆様を魅了しました。台風十九号の動向により開催が危ぶまれましたけれども、幸いにして当日は秋晴れのすばらしい天候に恵まれ、大きな事故もなく無事終了することができました。

十一月二日には、陸上の元オリンピックであります東海大学の高野進教授によるかけっこ・ランニング教室が、小学生から社会人まで百五十人の参加のもと、市営グラウンドで開催されました。市営グラウンドにつきましては、本市のスポーツ、健康づくりの拠点であります。老朽化が著しいため、そのあり方につきましてもアトバイスをいただいたところでございます。

十一月十七日には第四十八回市駅伝競走大会を開催いたしました。これまで市内一周駅伝競走大会として開催してまいりましたが、少子高齢化も相まって各校区から選手を出すことが難しいとの声が上がったことから、スポーツ推進員を中心に交通事情等を勘案しながら全体的な見直しを行い、その結果、今大会は伊関小学校前をスタートし、現和浅川橋先を折り返して田之脇公民館までの全十区間十四・四キロで開催いたしました。

文化関係では、十一月二日、三日の両日に第四十八回市民文化祭、翌週九日、十日の両日には、四年に一回の持ち回りである第四十五回熊毛地区広域文化祭が市民会館で開催されました。数多くの団体に日ごろの活動成果を発表していただきました。

文化財関係では、十月十日付で、鉄砲館所蔵の「川口雪蓬の書」を市有形文化財に指定しました。これにより、市の指定文化財は五十六件となります。

十一月二十三日と二十四日には、市内華道団体、それから市内小生による西之表市いけばな展を旧上妻家住宅で開催いたしました。



いけばな文化の奥深さに感銘を受け、市民や子どもたちの作品にも心が和んだところであります。

続いて、この間の保健福祉分野の動きも紹介したいと思います。

十月一日から、消費税率の引上げによる子育て世帯の負担軽減策として、三歳以上及びゼロ歳から二歳までの非課税世帯の子どもを対象に幼児教育・保育の無償化が開始され、関係する施設の方々と連携と協力によりまして、大きな混乱もなく導入に至ることができました。

十一月九日には、令和元年度西之表市戦没者追悼式がわかさ公園慰霊塔前で行われました。議員各位の御出席もいただきまして、遺族の方々とともに戦没者に追悼の意を込め、献花をさせていただきました。

十一月十一日には、市の福祉団体が一堂に会し、第二十四回西之表市福祉ふれあいスポーツ大会が市民体育館で行われました。スポーツ及びレクリエーションを通じて親睦を深める楽しい一日になったのではないかと思います。

馬毛島問題に対しても触れたいと思います。

十月二十三日に防衛省を訪問し、馬毛島に関する現状について確認をいたしました。日米合意の進展状況について確認をいたしました。国は二〇二一年以降、調査・検討を進めているわけですが、状況に進展はなく、FCLPを推進するため、馬毛島に自衛隊施設を設置する方針に変わりない旨、確認したところであります。今月

二十五日発行の市政の窓におきまして概要を掲載しておりますので、ごらんいただきたいと思えます。

それでは、主な議案について御説明いたします。

議案第二八号は、人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めるものであります。

議案第二九号は、公職選挙法の一部改正に伴い条例の一部を改正しようとするもの、議案第三〇号は、施設の廃止に関する条例、議案第三一号は、災害関連法令の一部改正により条例の一部を改正しようとするもの、議案第三二号は、幼児教育・保育の無償化の実施に伴う関係法令の改正により、条例の一部を改正しようとするもの、議案第三三号及び第三四号は、水道事業に関する条例の改正及び制定であります。

議案第三五号は、令和元年度西之表市一般会計補正予算(第三号)であります。歳入歳出予算の総額に二千二百四十七万八千円を追加し、予算総額を百八億八千二百四十五万一千円とするものです。

本予算の主なものについて御説明いたします。

民生費、衛生費関連におきまして、前年度の精算にかかる国・県支出金の返納金として四千六百七十六万六千円を追加しております。また、来年開催されます東京二〇二〇オリンピック・パラリンピックの聖火リレーのルートに本市が選定され、来年四月二十九日に挙行されます。その地元開催費負担金として三百六十六万九千円を追加しております。

次に、農業関連で、さとうきび経営の安定化を推進し、栽培面積と農家戸数の維持拡大を図るため、機械収穫を受託している西之表市農業振興公社に対し、さとうきびの出荷中出し料金を対象とした補助金を創設し、六十九万一千円を追加しております。

議案第三六号から議案第三九号は、それぞれの特別会計及び水道事業会計に必要な補正を行うとするものであります。

以上、本議会の議案について議員各位の御審議をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

なお、国の動きとも関連し、一般職員の給与に関する条例など数件の議案の追加上程を予定しておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（永田 章君） 市長の所信表明並びに提案理由の説明は終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。着席のままお願いいたします。

午前十時十七分休憩

午前十時十八分開議

○議長（永田 章君） 本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数十五名であります。

#### △議案審議

○議長（永田 章君） それでは、これより議案審議を行います。

△議案第二八号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（永田 章君） 初めに、日程第五、議案第二八号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） 議案説明をいたします。

議案書一ページをお開きください。

本案は、人権擁護委員候補者の推薦に関するものであります。

人権擁護委員一名が任期満了を迎えるため、その後任として野平道実氏を法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第六条第三項の規定により議会の意見を求めるものであります。

住所は、西之表市西之表一五九七番地の三。氏名、野平道実。昭和二十七年七月三十日生まれであります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

本案は委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

再度お諮りいたします。

本案は、会議規則第七十三条第一項の規定により、無記名投票により採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は無記名投票により採決することに決しました。

これより、投票を行います。

議場の出入り口を閉めます。

「議場閉鎖」

○議長（永田 章君） ただいまの表決権を有する出席議員は十四

名であります。

それでは、投票用紙を配付いたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

「投票箱点検」

○議長（永田 章君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票用紙に、同意される方は賛成、同意されない方は反対と記載の上、順次、投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第七十三条第二項の規定により否とみなします。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

「議会議務局長氏名点呼・各員投票」

- 一 番 下 川 和 博 議 員
- 二 番 小 倉 初 男 議 員
- 三 番 竹 下 秀 樹 議 員
- 五 番 木 原 幸 四 議 員
- 六 番 川 村 孝 則 議 員
- 七 番 和 田 香 穂 里 議 員

八番 河本幸男議員  
九番 鮫島市憲議員  
一番 田添辰郎議員  
二番 生田直弘議員  
三番 橋口好文議員  
四番 長野広美議員  
五番 渡辺道大議員  
六番 橋口美幸議員

○議長（永田 章君） 投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（永田 章君） これより開票を行います。

会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に下川和博君、小倉初男君を指名いたします。

よって、両名の立ち会いをお願いいたします。

〔開票・点検〕

○議長（永田 章君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数十四票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。  
そのうち

有効投票十四票

無効投票ゼロ票

有効投票中

賛成十四票

反対ゼロ票

であります。

よって、議案第二八号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてはこれに同意することに決しました。

△議案第二九号 西之表市議会議員及び西之表市長の選挙にお

ける選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第六、議案第二九号、西之表市

議会議員及び西之表市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔選管書記長 大瀬浩一郎君〕

○選管書記長（大瀬浩一郎君） 御説明をいたします。

議案書四ページを開きください。  
本案は、議案第二九号、西之表市議会議員及び西之表市長の選挙

における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

西之表市議会議員及び西之表市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を次のように改正する。第七條中、「西之表市長の選挙における候補者に限る」を削る。

公職選挙法の一部改正に伴いまして、これまで国会議員や長の選挙に限り頒布が認められていた選挙運動用のビラにつきまして、都道府県及び市の議会の議員の選挙においても頒布ができることとなるとともに、条例で定めることにより、無料とすることができるようになりました。

本市におきましても、候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するためというこの法改正の趣旨に合わせまして、市長の選挙に限られていた従来の選挙運動用のビラの公費負担を議会の議員選挙にも適用できるよう、条例改正を行おうとするものであります。

ちなみに、市長選挙につきましては、同じく法改正によりまして、平成二十年三月議会におきまして同様の条例の改正が行われております。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は総務文教委員会に付託いたします。

△議案第三〇号 西之表市青少年の家の設置及び管理に関する

条例を廃止する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第七、議案第三〇号、西之表市青少年の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「社会教育課長 中里千秋君」

○社会教育課長（中里千秋君） 御説明いたします。

議案書の五ページをお開きください。

議案第三〇号でございます。西之表市青少年の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてでございます。

西之表市青少年の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例。西之表市青少年の家の設置及び管理に関する条例は廃止する。

西之表市青少年の家は、施設の老朽化により安全性確保できないと判断したことから同施設を廃止するため、条例を廃止しようとするものでございます。

附則といたしまして、第一項において、廃止条例の施行期日は公布の日からといたします。また、第二項で、西之表市公の施設に関する条例の一部を廃止いたします。別表第一及び第二、別表第二の青少年の家の項を削るものでございます。

以上でございます。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は総務文教委員会に付託いたします。

△議案第三一号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改

正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第八、議案第三一号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「福祉事務所長 下川法男君」

○福祉事務所長（下川法男君） それでは、議案第三一号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

議案書の六ページをごらんください。参考に、新旧対照表は三ページをごらんください。

災害弔慰金の支給等に関する条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の規定に準拠し、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けを行うことで、市民の福祉及び生活の安定に資することを目的として制定されたものでございます。

今回、災害弔慰金の支給等に関する法律が一部改正されたことに加え、関係政令等が公布されたため、条例の改正を行うものでございます。

改正の主な内容については、大きく三点について行われております。一点目が、災害援護資金の償還金の支払い猶予規定が新設されましたこと。二点目が、災害援護資金の貸付けの償還の免除について該当事由が追加されたこと。三点目が、災害償還金の支払い猶予又は償還未済額の償還を免除するか否かを判断するために必要な報告を求め、または、官公署に対し必要な文書の閲覧もしくは資料の提供を求めることができるようになったことの三点でございます。

それでは、具体的に条例に基づいて御説明をいたします。

第二条は償還等を規定しております。

同条第三項を償還金の支払い猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第十三条第十四条第一項及び第十六条並びに令第八条、第九条及び第十二条の規定によるものとする改正するものでございます。

災害弔慰金の支給等に関する法律及び施行令の改正及び条項それぞれに対応して、対象となる条文をそれぞれ参照させるための改正でございます。

附則で条例の施行の日を公布の日からとしております。

なお、現在、本市においては当該災害援護資金の貸付け及び償還未済額はありませんので申し添えをいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第三二号 西之表市特定教育・保育施設及び特定地域型

保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第九、議案第三二号、西之表市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議題説明を求めます。

〔福祉事務所長 下川法男君〕

○福祉事務所長（下川法男君） それでは、議案第三二号、西之表市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

議案書は七ページをごらんください。また参考に、新旧対照表は四ページからごらんいただきたいと思っております。

西之表市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関

する基準を定める条例は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める趣旨で制定されたものでございます。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行によりまして、消費税率の引上げによる財源を活用し、幼児教育・保育の無償化の観点から、市町村の確認を受けた施設等の利用に関し、新たな給付制度を創設する等の措置を講ずる改正があったため条例の改正を行うものでございます。

主な改正の内容は、さきに述べた子育てのための施設等利用給付の創設になりますけれども、関連をして、子ども・子育て支援法施行令、子ども・子育て支援法施行規則、内閣府令等の広範な例規の改正が行われております。

それでは、具体的に条文に基づいて御説明をいたします。

議案書の七ページ、参考に、新旧対照表は四ページをごらんください。

まず、第二条は定義を規定しております。新たな給付制度の創設に伴いまして、従来の給付と区別をするため用語の改正がなされました。第二条中、「支給認定」を「教育保育給付認定」とし、「支給認定保護者」「支給認定子ども」についても、「教育・保育給付認定保護者」「教育・保育給付認定子ども」と改め、以下の各条文でも同様の語句の整備を行っております。

また、第十二号から第十六号までの五号を追加をし、それぞれ新

たな用語の定義を行っているところがございます。

以下の説明において、当該用語の定義に係る改正については、説明は割愛をさせていただきたいと思います。

次に、議案書は八ページをござらんください。参考までに、新旧対照表は五ページをござらんください。

第三条は、一般原則を規定しております。子ども・子育て支援法第二条第二項に規定されている基本理念を引用した規定であり、同条の改正に合わせて整理をしたものでございます。

次に、八ページ中段、第十三条の改正部分をござらんください。新旧対照表は八ページをござらんください。

第十三条は、利用負担額の受領を規定しております。第一項では、三歳から小学校就学前までの利用者負担が無償化されたことに伴い、特定教育・保育施設が三歳未満の利用者負担の支払いを教育・保育認定保護者から受けることについて改正を行っているものでございます。

九ページ上段は、第十三条第四項第三号の改正でございます。新旧対照表は八ページ下段から九ページをござらんください。

第一項から第三項までに規定されているもののほか、特定教育・保育施設が、教育・保育認定保護者から支払いを受けることができずるものについて列記をしております。

このうち、第三号の食事の提供に関する費用について支払いを要しない要件について、アからウを追記して規定をしております。

アは（ア）、（イ）の課税要件未満で満三歳以上の子どもの副食、イは（ア）、（イ）の要件で、第三子以降に当たたる子どもの副食、ウは満三歳未満の保育認定子どもの食事でございます。

次に、一〇ページをござらんください。  
下から五行目、第三十五条第三項の改正部分をござらんください。  
新旧対照表は一五ページをござらんください。

第三十五条は、特別利用保育の基準を規定しております。第三項は、特別利用保育を行う際の第十三条利用者負担額の受領の読み替えを規定をしております。第十三条の改正において、先ほど追加した規定に係る読み替え規定を加える改正を行っております。

次に、一一ページをお開きください。  
上から五行目中央付近から、特定利用教育の、失礼しました、特別利用教育の基準が規定されている第三十六条第三項の改正が記載されておりますが、これについては先ほどの第三十五条と同様の趣旨により、読み替え規定に係る改正を行っている部分でございます。

次に、一二ページをお開きください。  
上から八行目から第四十二条の改正が記載されています。新旧対照表は一八ページをござらんください。

第二項から第五項まで及び第八項を加える改正になっております。第四十二条は、特定教育・保育施設との連携を規定をしております。

追加した第二項及び第三項は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供について、連携施設を確保しないことができること、そ



の場合、連携協力を行うものを確保することを規定しております。

追加した第四項及び第五項は、特定地域型保育事業者による満三歳未満保育認定子どもへの保育の提供の終了に際して、教育・保育認定保護者の希望に基づいて、引き続き受け入れる連携施設を確保しないことができること、その場合、定員が二十名以上の連携協力を行うものを確保することを規定しております。

追加した第八項は、満三歳以上児を受け入れている事業所内保育事業を行う場合に連携施設を確保しないことができる旨を規定しているものでございます。

次に、一三ページをお開きください。

下から四行目から、第五十条の改正が記載されております。新旧対照表は二三ページをごらんください。

第五十条は準用を規定しております。特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する規定において、新たな定義に基づく語句の読み替えを必要とするため改正を行っているものでございます。

一四ページをお開きください。

中段から、五十一条第三項の改正が記載されております。新旧対照表は、参考までに二四ページをごらんいただきたいと思っております。

第五十一条は、特定利用地域型保育の基準を規定しております。本条が第五十条で準用している箇所を準用する規定において、新たな定義に基づく語句の読み替え及び無償化や食事に係る費用に関する

読み替えを必要とするため改正を行っている部分でございます。

次に、一五ページをお開きください。

上から八行目から、第五十二条第三項の改正が記載されております。新旧対照表は二五ページをごらんいただきたいと思っております。

第五十二条は、特定利用地域型保育の基準を規定しております。本条が準用する規定において、第五十一条と同様の趣旨の改正を行っているところでございます。

同ページの下から四行目の附則第三条については、施設型給付費等に関する経過措置を規定している部分について、無償化に伴いまして新たな給付制度が創設されたことから、当該給付がなくなったため同条を削除するものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行することとしております。

なお、幼児教育・保育の無償化については本年十月一日から既にスタートしておりますけれども、当該基準について、市町村の条例が制定施行されるまでの間は、国の基準を市町村の条例で定める基準とみなすとの経過措置が置かれているため、今議会の提案となったところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第三三三号 西之表市給水条例の一部を改正する条例の制

定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第十、議案第三三三号、西之表市

給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議題説明を求めます。

〔水道課長 上妻敏男君〕

○水道課長（上妻敏男君） 御説明いたします。

議案書一七ページをお開きください。

本案は、西之表市給水条例の一部を改正する条例の制定についてです。

水道法の一部改正により、指定給水装置工事事業者の指定につきましては、事業者の資質が継続して保持されるよう、五年ごとの更新が導入されることとなり、更新に係る手数料を定めるため条例の一部を改正しようとするものです。

新旧対照表は、最後の二八ページをお開きください。

第三十六条第二号の次に「(三) 第八条第一項の指定の更新をするとき一件につき五千円」を加え、以下、号を一号ずつ繰り下げます。

また、水道法施行令の一部改正に合わせて、第四一条第一項中「第五条」を「第六条」に改めます。

附則として、この条例は公布の日から施行するとします。

説明は以上です。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第三四号 西之表市水道事業審議会条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一、議案第三四号、西之表

市水道事業審議会条例の制定についてを議題といたします。

議題説明を求めます。

〔水道課長 上妻敏男君〕

○水道課長（上妻敏男君） 議案書一八ページをお開きください。

議案第三四号、西之表市水道事業審議会条例の制定について御説明いたします。

本案は、西之表市水道事業の運営及び経営等に関する重要事項を審議する機関を設置するため条例を制定しようとするものです。

第一条で、西之表市水道事業審議会を置くとし、第二条の所掌事務では、市長の諮問に応じ、水道事業の運営及び経営に関すること、水道料金に関すること、その他市長が必要と認める事項に関することについて必要な調査・審議を行い、その結果を市長に答申するとします。

第三条で、審議会は十二人以内の委員をもって組織し、委員は市

長が任命または委嘱するとします。

第四条は委員の任期について、第五条は会長及び副会長について、第六条は会議について定めております。

第七条は委員の報酬について、別表に定める報酬額、会長一回四十六百円、委員一回四千四百円とし、第八条では、市職員が委員を兼ねる場合、支給の制限について定めています。

第九条では、委員が公務のために旅行したときの費用弁償について、別表に定める費用弁償額、西之表市職員の旅費に関する条例に規定する副市長の旅費相当額とします。また、市内を旅行したときは、三項に定める日当五百円、車賃一キロメートルにつき三十七円とします。

第十条は庶務について、第十一条はその他について定めています。附則として、この条例は公布の日から施行するものとします。

説明は以上です。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「〔なし〕と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第三五号 令和元年度西之表市一般会計補正予算（第三号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一二、議案第三五号、令和元

年度西之表市一般会計補正予算（第三号）を議題といたします。  
議案説明を求めます。

〔財産監理課長 奥村裕昭君〕

○財産監理課長（奥村裕昭君） 御説明いたします。

本案は、議案第三五号、令和元年度西之表市一般会計補正予算（第三号）であります。

別冊の予算書条文をごらんください。また、参考でお配りしております、財政係の作成した詳細説明書についてもごらんいただければと思います。

第一条は、歳入歳出予算の総額について、歳入歳出それぞれ二千二百四十七万八千円を追加し、歳入歳出それぞれ百八億八千二百四十五万一千円とするものであります。

四ページをお開きください。

第二表地方債補正は変更二件であります。

まず、辺地債であります。事業間調整を行ったことや事業費の確定に伴い、限度額を四十万円減額しております。

次に、過疎債は、市内小中学校空調整備事業の事業費確定により、限度額を三十万円減額してございます。

それでは、詳細について、目の金額の大きいものや特徴的なものについて歳出から御説明いたします。

一一ページをお開きください。下から三段目になります。

二款総務費、一項総務管理費、十目財産管理費は三千五百十五万

六千円減額しております。

主なものは、二十五節積立金三千五百七十五万一千円の減額で、今回、補正予算に必要な額を財政調整基金に積立てを予定していた予算の中から財源として充てるため、相当額を減額しようとするものでございます。

次に、同じページの最下段になります。

二款総務費、一項総務管理費、十二目企画費に一千百五十七万三千円を追加しております。

主なものは十九節負担金補助及び交付金で、説明欄にありますように、来年開催されます東京オリンピック・パラリンピックの聖火リレーのルートに本市が選定されましたので、その地元開催費負担金として三百六十六万九千円、島内を運行する種子島幹線バス路線の維持・確保に係る経費について、運航会社より本年度も補助の要望があり、島内一市二町で補助を決定したことによる補助金七百九十万四千円を計上しております。

一四ページをお開きください。二段目になります。

三款民生費、一項社会福祉費、八目障害者福祉費に三千三百五十九万五千円を追加しております。

主なものは二十節扶助費一千三百八十九万二千円で、説明欄にありますように、障害者自立支援に関する各種サービスにおいて、利用者数の増加や単位数の増などに対応するための増額と、二十三節償還金利子及び割引料一千九百五十六万三千円で、平成三十年度障害

児入所給付等負担金や障害者自立支援給付費負担金の実績確定により、国・県への負担金の返還が生じたことによるものでございます。

同じページの最下段になります。

三款民生費、二項児童福祉費、二目ひとり親福祉費に一千六百九十八万二千円を追加しております。こちらは二十節扶助費一千六百八十四万五千円で、児童扶助手当法の一部が改正をされ、本年度十一月分より、支払い回数を年三回から年六回に見直しされました。本年度は調整年となり、年五回の十五カ月分の支払いとなったことが主な要因となっております。

一五ページをごらんください。中段になります。

三款民生費、三項生活保護費、二目扶助費に二千五百七十七千円を計上しております。こちらは二十三節償還金利子及び割引料で、生活保護費の精算で生じた差額を国に返還しようとするものでございます。

続きまして、一七ページをお開きください。二段目になります。

六款農林水産業費、一項農業費、三目農業振興費は二千二百七十三万七千円減額しております。

主な要因は、十九節負担金補助及び交付金二千六百六十五万七千円で、事業費等が確定したことによるものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。

七ページをお開きください。二段目になります。

十三款国庫支出金、一項国庫負担金、一目民生費国庫負担金に二千二百八十八万七千円を追加しています。

こちらの主なものは、一節及び二節の説明欄にありますとおり、歳出でも御説明いたしました障害者自立支援給付事業等の事業費増額に伴う国の負担金増額七百十三万一千円と、児童扶養手当制度改定に伴う給付に対応する五百五十六万八千円となっております。

続いて、八ページをお開きください。三段目になります。

十四款県支出金、一項県補助金、四目農林水産業費県補助金は二千七百五十五万円を減額しております。

主な要因は、二節農業費補助金の説明欄に記載しております、各事業の実績に伴う減額によるものでございます。

九ページをごらんください。最下段になります。

十九款諸収入、四項雑入、一目雑入は三千四十三万一千円を追加しております。

こちらは、一節総務雑入で、全国市有物件災害共済会等共済金及び返戻金七百九十三万六千円と、三節の衛生雑入で、種子島地区広域事務組合精算返納金一千九百二十万六千円並びに七節消防雑入で、熊毛地区消防組合負担金の返納金四百十九万九千円が主なものとなつ

てございます。

説明は以上でございます。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は予算特別委員会に付託いたします。

△議案第三六号 令和元年度西之表市国民健康保険特別会計補

正予算（第三号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一三、議案第三六号、令和元年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔健康保険課長 長野 望君〕

○健康保険課長（長野 望君） 御説明いたします。

本案は、令和元年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）です。

予算書条文をごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一千四百五十四万三千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十四億八百五十七万六千円とするものです。

補正の主なものについて、歳出から御説明します。

予算書六ページをお開きください。

二款保険給付費、一項療養諸費四百五十八万二千円の追加は、三目一般被保険者療養費三百八十六万一千円の追加がその主なもので、八月診療分までの実績をもとに推計しています。

同款、二項高額療養諸費、一目一般被保険者高額療養費二百九十八万一千円の追加も同様に、八月診療分までの実績をもとに推計しています。

七ページをごらんください。

七款諸支出金、一項償還金及び還付加算金、六目保険給付費等交付金償還金三千六百五十六万八千円の追加は、平成三十年度の保険給付費等交付金、普通交付金の交付額が療養給付等の額を上回ったため精算返納するものです。

次に、歳入について御説明します。

予算書五ページをお開きください。

四款県支出金、一項県補助金、一目保険給付費等交付金八百五十六万三千円の追加は、歳出の保険給付費の増額に伴う普通交付金を増額補正するものです。

六款繰入金、一項他会計繰入金、一目一般会計繰入金五百五十五万五千円の追加は、一節保険基盤安定繰入金保険税軽減分四百八十三万四千円の追加が主なもので、決算額が確定したことによるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は予算特別委員会に付託いたします。

△議案第三七号 令和元年度西之表市介護保険特別会計補正予

算（第三号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一四、議案第三七号、令和元年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第三号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

「高齢者支援課長 下川昭代さん」

○高齢者支援課長（下川昭代さん） 御説明いたします。

本案は、令和元年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第三号）であります。

予算書条文をごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ四千三百八十六万五千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十三億八百万一千円とするものであります。

補正の主なものにつきまして、歳出から御説明いたします。  
予算書一一ページをお開きください。

四款、一項基金積立金五千七百六十六万六千円の追加は、本補正予算の財源調整によるものです。

七款諸支出金、一項償還金及び還付加算金、三目償還金一千五百五十五万五千円の減額は、支払い基金交付金の前年度精算額確定に伴う補正になります。

同款、二項繰出金百五十三万一千円の追加は、種子島地区広域事務組合負担金の前年度精算額確定に伴い、一般会計へ返納するものです。

次に、歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。

三款国庫支出金、二項国庫補助金、五目保険者機能強化推進交付金は、保険者である市町村の高齢者の自立支援、重度化防止等に対する取組みに応じて交付される交付金で、本年度の交付額内示により三百五万一千円を計上しています。

四款支払基金交付金の三千九百九万円の追加は、本年度交付決定に伴う補正です。

六ページをお開きください。

九款諸収入、二項雑入百五十三万三千円の追加は、前年度精算額確定に伴う種子島地区広域事務組合負担金の精算返納金百五十三万円が主なものになります。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は予算特別委員会に付託いたします。

△議案第三八号 令和元年度西之表市後期高齢者医療保険特別

会計補正予算（第三号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一五、議案第三八号、令和元年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第三号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔健康保険課長 長野 望君〕

○健康保険課長（長野 望君） 御説明いたします。

本案は、令和元年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第三号）です。

予算書条文をごらんください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ二万七千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億二千六百三十八万三千円とするものです。

補正について、歳出から御説明します。

予算書六ページをお開きください。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費二万七千円の減額は、共済費の追加費用の負担金確定に伴うものです。

次に、歳入について御説明します。  
予算書五ページをお開きください。

三款繰入金、一項一般会計繰入金、一目事務費繰入金、二万七千円の減額は、歳出の人件費補正に伴い繰入金を減額するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は予算特別委員会に付託いたします。

△議案第三九号 令和元年度西之表市水道事業会計補正予算  
(第三号)

○議長（永田 章君） 次は、日程第一六、議案第三九号、令和元年度西之表市水道事業会計補正予算(第三号)を議題といたします。  
議案説明を求めます。

「水道課長 上妻敏男君」

○水道課長（上妻敏男君） 令和元年度西之表水道事業会計補正予算(第三号)について御説明いたします。

予算書一ページをお開きください。

第二条は収益的収入及び支出で、収入の事業収益と支出の事業費をそれぞれ二百五十四万三千円増額するものです。

二ページをお開きください。

第三条は、資本的収入を三百二十五万一千円増額して六千七百四十三万五千円に、資本的支出を二百八十八万七千円増額して三億一千二十七万円とするもので、収入に対して不足する額については、本文三行目の「不足する額二億四千二百八十三万五千円は、過年度分損益勘定留保資金二億二千九百五十八万四千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額一千三百二十五万一千円で補填するものとする。」に改めます。

内容につきましては、一三ページをお開きください。

収益的収入及び支出の執行計画書、収入の一款事業収益、二項営業外収益、二目他会計補助金二百五十四万三千円の増の主なもの、経営戦略策定等に係る経費の増に伴うものです。

支出の一款事業費、一項営業費用二百五十四万三千円の増は、五目総経費で、経営戦略策定に必要な整備計画の工程と概算費用の検討に加え、長期的な目標となる水道ビジョンの取りまとめを行うため委託料を増額し、一目原水及び浄水費と二目配水及び給水費の修繕費の執行後の予算に余裕があるため、これを減額するものです。

一四ページをお開きください。

資本的収入及び支出の補正は、県道西之表南種子線の整備区間が延長されることに伴い、収入の工事負担金を三百二十五万一千円増額し、支出の施設改良費を二百八十八万七千円増額して、配水管の布設替えと仮設工事を行うものです。

二ページにお戻りください。



第四条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、手当の増が見込まれるため、職員給与費を五万四千円増額して七千四百万三千円に改めるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は予算特別委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

#### △日程報告

○議長（永田 章君） あす二十九日から十二月一日までは休会です。十二月二日は午前十時から本会議を開きます。

日程は市政に対する一般質問です。

#### △散 会

○議長（永田 章君） 本日はこれにて散会いたします。  
御苦労さまでした。

午前十一時五分散会

本会議第二号（十二月二日）

本会議第二号（十二月二日）（月）

◎出席議員（十五名）

一番 下川和博君  
二番 小倉初男君  
三番 竹下秀樹君  
四番 永田章君  
五番 木原幸四君  
六番 川村孝則君  
七番 和田香穂里さん  
八番 河本幸男君  
九番 鮫島市憲君  
一番 田添辰郎君  
二番 生田直弘君  
三番 橋口好文君  
四番 長野広美さん  
五番 渡辺道大君  
一六番 橋口美幸さん

◎欠席議員（一名）

一〇番 中野周君

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市長	八板俊輔君
副市長	中野哲男君
教育長	大平和男君
会計管理者兼 会計課長	毛井文子さん
総務課長兼 選管書記長	大瀬浩一郎君
企画課長	森真樹君
市民生活課長	川畑利昭君
財産監理課長	奥村裕昭君
地域支援課長	松元明和君
税務課長	長吉輝久君
健康保険課長	長野望君
高齢者支援課長	下川昭代さん
経済観光課長	岩下栄一君

◎議会議務局職員出席者

農林水産課長	中野賢二君
建設課長	古田一男君
水道課長	上妻敏男君
福祉事務所長	下川法男君
農委事務局長	園田博己君
監査事務局長	河内時久君
教委総務課長兼	吉田孝一君
学校給食センター所長	
学校教育課長	内健史君
社会教育課長	中里千秋君
局長	松下成悟君
次長	古市善哉君
書記	中島恵さん
書記	小園啓太君

令和元年十二月二日午前十時開議

△開 議

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程第二号のとおりであります。

議事日程（第二号）

日程第 一 一般質問

一二番 生田 直弘 議員

七番 和田香穂里 議員

八番 河本 幸男 議員

一三番 橋口 好文 議員

一四番 長野 広美 議員

△発言の申し出

○議長（永田 章君） ここで、八板市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

「市長 八板俊輔君登壇」

○市長（八板俊輔君） おはようございます。

議長の許可をいただきまして、馬毛島をめぐる状況について御報告をいたします。

新聞、テレビ等の報道にありますように、去る十一月二十九日、馬毛島の大部分を所有する開発会社と防衛省との間で土地の売買について一定の合意があったものと認識しております。一定の合意の段階でありますため、確実な段階になってから、本市に正式な説明があると認識をいたしております。

なお、報道に、マスコミに対しましては、その取材に対応するため、一昨日、十一月三十日午後零時半から、市役所内におきまして記者会見を行いました。その際に次のようなコメントを発表いたしましたので、読み上げる形で御報告をいたしたいと思います。多少文言の差はあるかもしれませんが、次のようなことでありました。馬毛島のFCLPについては、現在も検討対象、いわゆる候補地という認識です。馬毛島は特異な自然環境や歴史、文化を有し、種子島とも密接な関係がある本市の貴重な財産でもあります。

FCLP移転について、地元の理解は得られていない状況だと認識しております。例えば、本市議会では、本年二月十九日、馬毛島の土地売買交渉に反対する意見書、すなわち「馬毛島への米軍艦載機離発着訓練（FCLP）及び自衛隊施設整備を前提とした土地売買交渉に反対する意見書」の提出につきまして、可決をしております。

本市は、FCLP以外のふさわしい活用策の実現に向けて取り組

んでいる最中であり、引き続き住民や議会の意見を聞きながら対応して、適切に対応していきたいと考えております。

以上、御報告をさせていただきます。貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。

#### △一般質問

○議長（永田 章君） それでは、日程第一、一般質問を行います。発言は、別紙一般質問通告書の発言順により行います。

なお、質問は簡潔にしてルールを遵守し、また、当局の答弁につきましても簡潔に要点を絞って行われるよう、議会運営に対する御協力をあらかじめお願いを申し上げておきます。

順次、質問を許可いたします。

初めに、生田直弘君の発言を許可いたします。

「一二番 生田直弘君登壇」

○一二番（生田直弘君） おはようございます。生田直弘です。よろしくお願いたします。

それでは、通告に従って質問を始めさせていただきます。

一つ目の質問のテーマは、夕暉が丘の利活用と周辺環境の整備についてであります。

夕暉が丘は、榕城校区上之原集落の種子島高校の近くの側道を海のほうに進んだところに位置しており、別名景勝ロマンの丘と呼ばれています。この夕暉が丘は、一般社団法人九州観光推進機構や鹿

児島県PR観光戦略部観光課のインターネット上のホームページにおいて、次のような記述で案内されています。

大和沈没の方向と書かれた石碑があり、この場所から真西約二百八十キロメートルの地点に戦艦大和が没しています。この丘から見る春分と秋分の日に海に落ちる真つ赤な夕日は、訪れる人々に深い感慨を与えます、というものです。そして、この案内と観光情報が世界中に向けて発信されております。

私も子どもと散歩するとき、何度もこの夕暉が丘を訪れますが、眼下に西之表港を含む市街地を一望でき、また、地球の輪郭や歴史を体感できるすばらしい場所でもあります。本市においても、市役所を出てすぐの安納線の交差点において、夕暉が丘を示す標識等があります。

私は日本中に、そして世界中に誇れる西之表市の重要な観光資源であると考えerわけですが、以下、通告の順番に従って、市当局の答弁を求めていきたいと思います。

まず一つ目、本市の経済観光上の位置づけと現在の利活用状況、並びに今後の取り扱い方針について説明を求めます。

以下は質問席からお尋ねします。

「経済観光課長 岩下栄一君」

○経済観光課長（岩下栄一君） 夕暉が丘への本市の経済環境上の位置づけと現在の利活用状況、並びに今後の取り扱い方針について、経緯も踏まえお答えをさせていただきます。

夕暉が丘は、本市が所有する山林の一部ですが、もともとは昭和五十四年八月から平成元年六月まで、児童公園として小牧集落へ貸し付けを行ってまいりました。その後、平成元年七月から景勝ロマンの丘友の会という団体に対し、市民憩いの場として花園を造成し、会員相互の親睦を図る目的により貸し付けをしております。

さらに、平成十三年八月には、貸し付けの一部が返還された後、当時仮称でありました、大和夕暉が丘設立発起人により、平和の塔設置を目的とした使用許可申請が提出され、許可受託後に塔を建設、現在の状況に至っているところでございます。

夕暉が丘につきましては、さきの大戦における戦艦大和の歴史的事実とともに、市街地や夕日の眺望ポイントとして、観光パンフレットやホームページ、SNS等に掲載し、観光資源の一つとして位置づけております。

また、現在の利活用状況でございますけれども、市民や観光客等の利用のほかに、平和の塔設置団体主催による慰霊行事が年二回から三回実施されるとともに、近隣の広場ではゲートボールを通じた親睦活動も行われているところでございます。

今後も引き続き歴史を感じることできる本市の絶景スポットとして広く紹介することで、西之表市の魅力を島内外に発信してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

〇一二番（生田直弘君） 説明、わかりました。ありがとうございます。

ます。

この場所はですね、今課長もお話ししましたとおり、観光客も頻繁に訪れているようですし、加えてですね、市当局は、大型クルーズ客船の誘致を進めているわけですから、自分が乗っていた船が停泊する姿を、西之表市の西海岸の海と空、そしてその境を立体的に雄大な絶景の中で見て、種子島のよさを感じることができればいい場所だとして、積極的にPRしていくことができると考えますが、この点については、当局の見解、改めてお聞かせください。

〇経済観光課長（岩下栄一君） お答えいたします。

大型客船の接岸時につきましては、港のほうに各店舗のほかに観光案内所のほうも設置させていただいてるところでございます。その中で、市内の観光地についても御紹介しておりますので、その中で、今回の夕暉が丘につきましても御紹介をさせていただきますながら、誘客を図ってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

〇一二番（生田直弘君） はい、わかりました。しっかり進めていただきますようよろしくお願いいたします。

続けます。

経済観光課は、本市に修学旅行生等をグリーンツーリズム事業の中で民泊誘致を推進しておりますが、この修学旅行を誘致する際に、学校側の訪問地の選定条件として、訪問地において平和教育ができることというのが条件になっていることが多いと聞いております。

実際に民泊を受け入れられている御家庭にお聞きしたところ、西之表市で平和教育をできる場所として、この夕暉が丘に生徒を連れていかれることがあるそうですが、そうした側面からも、所管課の推進する事業にとって重要な場所であると、しっかりと認識していただきまして、世界や日本全体の観光市場に対して訴求力のある観光コンテンツとして、改めて位置づけ、しっかりと整理をすることを提案したいと思います。市当局のこの点についての見解を求めます。

〔学校教育課長 内 健史君〕

○学校教育課長（内 健史君） お答えします。

夕暉が丘は、市街地を一望し、そこから眺める夕日は、改めて種子島の自然の美しさを感じさせられます。さらに、春分と秋分の日に海に落ちる真っ赤な夕日は、真西に約二百八十キロメートル、戦艦大和が海底に静かに眠る地点を指し、訪れた人に、改めて平和のとうとさを感じさせてくれる場所であると考えています。

現在のところ、学校教育の中で、この場所が特段の活用がなされているわけではございませんが、今後、夕暉が丘の存在を改めて学校に周知し、活用を促してまいりたいと考えております。

以上です。

○一二番（生田直弘君） グリーンツーリズム、民泊については経済観光課の所管ですので、その点についてどういうふうと考えているのか、経済観光課のほうからお答えいただきたいわけなんですけれども、この点についてはいかがですか。

○経済観光課長（岩下栄一君） 経済観光課といたしましても、グリーンツーリズムの推進を図っておりますけれども、その中の説明の中にも、今回のような夕暉が丘の内容についても御説明して、種子島の魅力のほうにつなげていきたいというふうに思っております。

以上です。

○一二番（生田直弘君） わかりました。呼び込もうとしているですね、対象者のニーズ及び知恵を絞って工夫しながら、実際に形にしている人たちの現場の声をよく聞いて、しっかりと経済観光課の所管の事業推進を図っていただきますようよろしくお願いします。

それでは、課長より先に、教育委員会のほうから少し答弁がございましたけれども、次の質問に移りたいと思います。

今申し上げたように、島の外からやってくる生徒たちが、すばらしい大自然と歴史を感じる環境に触れながら、本市内で充実した平和教育を受けている事実を鑑みますと、本市の児童生徒に対する取り組みについての、今課長が少しお話しいただきましたけど、二番目の通告でお聞きしたいと思います。

夕暉が丘の存在は、平和教育の視点から見て非常に貴重な地域資源であると考えますが、本市の教育上の位置づけと現在の利活用状況並びに取り扱い方針につきまして、ここまで課長の御答弁いただいたことにつけ加えることがございましたら、教育長か課長のほう、御答弁お願いいたします。



「教育長 大平和男君」

○教育長（大平和男君） 夕暉が丘の現状については、先ほど課長が答弁したところでありますけど、修学旅行生の活用であるとか、いろいろとなされているようでもあります。直接的な戦史ではない、あくまでも二次的なものであるというところに、若干の弱みはあるうかと思えますけれども、あそこに、あの施設を建立した先輩たちの心といえますか、平和を願う気持ちは活用していきたい、何らかの形で活用できればというふうに考えているところでございます。

○一二番（生田直弘君） ありがとうございます。ぜひですね、そのあたり、状況はわかりましたので、考えていただいて、方針を進めていただきたいと思えます。

御参考ですね、民泊の受け入れ家庭で語り部として平和教育を実施されている市民の方々が、夕暉が丘で戦艦大和と種子島の関係の中で、どのような内容を伝えているのか、少しお話を聞くことができましたので、概要を紹介させていただきます。

旧日本海軍が建造した世界最大の戦艦大和は、太平洋戦争末期の昭和二十年、一九四五年四月七日、沖縄海上特攻の途中、米艦載機の猛攻撃を受け、夕暉が丘の西側約二百八十キロメートルの地点で沈没し、乗組員のうち約三千人が生還できなかったそうです。そして、当時種子島に民泊で訪れている生徒と同じくらいの年齢の乗組員の方々も数多く命を落とされたく、戦艦大和が沈んだ後、大量の遺体が、まず馬毛島に流れ着き、そして、種子島の西海岸に多

くの遺体が打ち上げられたそうです。そして、種子島の方々は、漂流した遺体を西之表市の砂浜で焼いて遺骨にして弔ったそうです。ます。

こうしたお話を聞いた上で、夕暉が丘からの眺めを見ると、馬毛島が見える向こうに沈む夕日に照らされながら、その沈む夕日と馬毛島の間に、夕日と馬毛島の間に沈没した大和の存在と祖国を防衛するためにとうとい命を失った人たちの存在を認知し、感じ、さまざまな思いが込み上げてきて、理屈抜きで、今我々が生きている社会が平和であることは当たり前ではないことを、いま一度再確認するとともに、とても複雑な気持ちになるのは、恐らく私だけではないと思えます。

歴史や文化等、机上で学んだことを、島の外の生徒が本市で平和教育として生かされている、質の高い学習環境や教育資源を、本市の子どもたちにきちんと整理し、その恩恵を享受できるようにすることはとても大切なことと思えます。

本市の平和教育の資源の一つとして活用できないものか、しっかりと検討することを提案したいと思います。ぜひ教育長、おっしゃっていただいたとおりですね、その中の、建立された方、そこにある資源、そこに見える景色、そういったものをですね、しっかりとですね、見据えた上で教育展開のほうも改めて位置づけて検討していただきたいと思えます。

ぜひ現地に赴いてですね、理屈抜きで感じるものを実際にいろいろ

ろ体験していただきまして、前向きに御検討いただきたく、よろしくお願ひします。

それでは、次の質問に移ります。

三つ目の(三)案内板や道路の整備といった当該地域資源のアクセスに係る周辺環境について、市行政当局の見解と方針をお聞かせください。

○**経済観光課長(岩下栄一君)** 夕暉が丘への案内板や道路の整備など当該地域資源へのアクセスに係る周辺整備について、まず、現状のほうの説明をさせていただきます。

夕暉が丘に導く案内板でございますが、多愛病院跡地の横を通る県道西之表南種子線から小牧集落を通り、上之原の墓地公園へ出る三差路、市道小牧線沿い、南星自動車前の市道城上之原沿いの三カ所に、市において標識を設置させていただいているところでございます。

また、市道から夕暉が丘に入る里道入り口にも、民間の団体によりまして案内板が設置されております。

また、道路につきましては、市道と広場を結ぶ里道が、コンクリート舗装されておりまして、道幅がやや狭く、一部舗装されていない箇所については砂利道となっております。

現状については以上でございます。

〔市長 八板俊輔君〕

○**市長(八板俊輔君)** 今後のあり方とか方針というお尋ねであり

ますけれども、あそこの現地の広場部分へのアクセスに係る、県道から、市道ですね、市道からあそこに至るアクセス、道路のことでありますけれども、あれは現在里道になっております。里道ということでもさまざまな土地の権利関係とか、課題がございますけれども、管理者としての行政といたしましては、関係者ですとか、それから、地元の住民等の協力もいただきながら、観光資源として活用できるように、道路等の整備をする方向で前向きに検討してまいりたいと、そういうふうを考えております。

○**一二番(生田直弘君)** ありがとうございます。ぜひともよろしくお願ひいたします。

歴史や文化、眺望、石碑などに刻まれた地図や文章の中身など、さまざまな視点から見て、種子島や西之表市をPRしたり、人間性を磨いたりしていくのに非常に良質なコンテンツや情報が存在しており、世界中に、今この瞬間にも情報は発信され続けております。

したがって、それを目当てに来訪する人たちがいる現状を踏まえまして、実際に訪れた人たちが、道が舗装されておらず、ぬかるんだったり、えぐられて舗装しにくかったり、行けなかったりしてがっかりすることがないように、雨とかの場合はぬかるんで行けなかったりしますんで、案内板やですね、道路の整備といったアクセスに係る周辺環境につきましては、すぐに手当てできるところは速やかに整えていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

市長、前向きに御検討いただくということなので、ぜひともよろしく願いたいします。

それでは、二番目のテーマの質問に移ります。

さとうきび生産振興における課題と土づくりについてであります。平成三十一年三月に、地元選出の国会議員の方々が現地調査に来島された際、不作の原因を台風に逃げるのではなく、生産現場にもう少し基本的な問題があるとして対応することが大事だとの指摘をされ、加えて物づくりは土づくりからとの旨の発言をされておられます。

こうした生産現場の基本的な問題及び土づくりの指摘を受けて、市行政当局の見解と対応について、以下通告書の順に従って説明を求めます。

まず一つ目、(一)さとうきび生産に係る一反当たりの反収は、本市全体で見ると、平成二十八年度を除いて減少基調かつ低位で推移しているようですが、市内各校区別に見た直近の内訳についてお聞かせください。

〔農林水産課長 中野賢二君〕

○農林水産課長（中野賢二君） お答えします。

平成三十年度の本市のさとうきびの平均反収は五千百キロでございます。

校区別の平均反収につきましては、住吉五千七百二十一キロ、下西五千三百二十四キロ、現和五千二百二十七キロ、国上五千二百キ

ロ、榕城五千九十一キロ、安納四千六百八十四キロ、上西四千六百六十一キロ、安城四千三百六キロ、伊関四千二百六十五キロ、立山四千二百五十四キロ、古田三千七百四十九キロとなっております、平均反収を上回った校区は住吉、下西、現和、国上の四校区となっております。

以上です。

○一二番（生田直弘君） ありがとうございます。

私のほうで、令和元年度西之表市きび・甘しょ生産振興会の資料を調査したところ、こちらの表彰規定に基づいた評価基準で見た反収の校区別の内訳は、最低値で三千七百四十九キロ、最高値で五千七百二十キロでありました。つまり最高値と最低値の差は約二千キロ、今、課長がおっしゃったとおり、最高値と最低値、大体二千キロ程度の開きがあるということであります。

また参考までに、この資料では、糖度では最低値が十二・二三度、最高値は十三・四五度と、その差二・二二度となっております。

ここで何を申し上げたいかというと、さとうきび生産の所得に直接影響を与える生産量並びに糖度について、西之表市の校区ごとで見ても、大きなばらつきが生じているという事実であります。特に、先ほど述べましたとおり、反収の差は二千キロ程度と大きいことから、踏み込んだ要因解析と仮説検証が重要になってくるのであります。

なお、私が今供述した数字については、校区ごとの栽培面積の大

きい、少ないということが上位、下位と直接関連していることはないということは分析しておりますので、その点お含みおきください。

では、どうしてこのようなことが起きているのでしょうか。次の二番目の(二)の質問で当局の考えをお聞きしたいと思います。

(二) 地域間のばらつきや全体の反収を押し下げている背景と理由並びにその評価と分析内容を、生産現場の基本的な問題及び土づくりの観点から、どのように捉え、どのように分析しているのか、具体的な説明を求めます。

○農林水産課長(中野賢二君) お答えします。

まず、生産現場の基本的な問題についてでございますが、高齢化や兼業化が進み、委託作業が増加する中、受託作業の担い手が不足していることによる適期管理作業の遅れや機械化が加速している生産現場において、機械化にうまく対応した管理作業ができないことなどによる収量の低下が原因と考えられます。

また、土づくりの観点からいいますと、有機物の投入不足が地力低下及び低反収の大きな要因の一つになっていると考えられます。

以上です。

○一二番(生田直弘君) わかりました。ありがとうございます。

今、機械化が進んでいるということ、有機物の投入が足りないのではないかとこのところについて、仮説の現状把握でわかりました。

先日ですね、私が台風の通過の年を含めて、年間平均七トン以上の収量を上げておられる市内の生産者や県の技術者のところに向

き、時には圃場を見学させてもらいながら、生産現場の工夫や土づくりについて、いろいろお話を聞きましたので、少し共有させていただきたいと思います。

まず一つ目、土づくりについては、きちんと畑に家畜堆肥等有機物をしっかり入れることでありました。この点につきましては、当局と一致しているのではないかと思います。

そして、二つ目の生産現場の工夫です。①、一つはですね、マルチを二月から三月上旬まですること。ただし資材代を抑えるため、気候を見ながら、暖くなる時期になれば、マルチなしに切り替える。

②欠株部分には十八号を補植すること、八号だと根が弱く、元株に負けるが、十八号は成育が速いのでよいと。

そして、③まめに畑を回り、生産管理をすること。株出し、除草、培土や追肥等を適宜に行うことであります。

この取り組みをしなければ、七トン程度収量がとれていたものは四トン程度になり、逆に前述の取り組みは継続的に収量を上げていく上で、非常に大きな影響度があり、この四つをきちんとするだけでも、反収六トン超はとれるであろうということでありました。

このようなお話をお聞きすると、机上ではなく、うまくいっている方の実践的な生産現場の工夫についての情報共有を推進することで、技術の標準化と底上げは図られてくると考えます。このアプローチにつきましては、さとうきびに限らずですね、全国的に管理系

のほかの作物では取り組みが始まっております。そして、土づくりについては堆肥がよいというのは、多くの生産者からヒアリングで聞いているところであります。

今回共有したところにつきましては、好事例の一つということは理解しておりますが、さとうきび生産振興における課題のヒントであると考えますので、今後の取り組みとして二つ提案したいと思えます。

一つは、実践的な技術をデータベース化し、技術の標準化による生産現場力の底上げを推進すること。

二つ目は、堆肥づくりを積極的に取り組むことであります。先日天皇杯を受賞した茨城県のJAなめがたに先進地視察に行ってきたところ、うまくいっている地域の行政の役割の一つは情報共有、情報提供をしっかりとやっている、果たしているということでありました。この点につきましては、市行政当局につきまして、見解があればお願いします。

○農林水産課長（中野賢二君） お答えします。

データベースにつきましては、それぞれで情報を、各校区ごとにデータを今後いただきまして、それぞれの地域に合った、また環境づくりとかをするために情報を収集していきたいと思えます。

あと、堆肥づくりにつきましては、畜産農家とのふん尿、また、おうぎのバガス等を使いまして、循環型の農業としまして、そこで堆肥をつくって、また、畜産農家とさとうきび農家と循環型で行い

まして、堆肥づくりを行っていかうと考えております。

○一二番（生田直弘君） 一部、（三）の方針、具体的な取り組みについて、少し触れられましたので、次の質問に移りたいと思えます。

市長は、平成二十九年第四回の定例会において、同僚議員からの質問に対して、次のような答弁をされておられます。

さとうきびはこの種子島の基幹産業の一つであり、基幹作物の大きな地位を占めている。このまま不作、低迷が続くと、種子島の農業の基盤が崩れる。そして、地域経済の衰退につながるという危機感を覚えているという旨の内容でありました。

そこでお尋ねします。（三）先ほどの国会議員の方々からの指摘を踏まえた、今後の方針と具体的な取り組みについて、当局の考えをお聞かせください。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

さとうきびだけでなく、農業は本市の基幹産業であると思っておりますが、さとうきびもその中の重要な作物であります。そのネットワークというか、なっております高齢化の問題、担い手不足の解消とともに、担い手の問題がございます。それから、そういう、ごめんなさい、能力不足というところに、どういうふうに取り組むかということ、それから、先ほど来議員が御指摘の管理の問題とか、そういう技術的なもの、それから、意欲というようなものもあると思えますけれども、そうしたもろもろのところをですね、やはり多角的

に分析しながらやらなければならないと思います。大規模農家や受託組織等への機械設備事業の継続ですとか、また、農地の集約化とかということも出てまいります。そしてまた、その一方で、小規模農家に対する支援といえますか、作業委託料等の助成とか、そういうものも継続していかなければならないと思っております。

それと、先ほど品種のことについて触れておられましたけれども、いわゆる「はるのおうぎ」というものが、二年後には導入される計画になっておりますけれども、その間に新植ということがおろそかになるといけませんので、その点についての支援ですとか、さまざまな角度からですね、このさとうきび産業を継続していくために、支えるために、いろいろな手だてを考えていかなければならないと考えております。

○一二番（生田直弘君）　るる説明ありがとうございます。

私はですね、土づくりと生産現場の課題というところでございましてので、特に、この部分につきまして、いま一度フォーカスした形で質問を進めさせていただきたいと思っております。

市長がおっしゃいましたように、数年後には新品種である「はるのおうぎ」が生産者の方に配られ、時期になりますと、同品種の特徴により生産体系は、より、市長がおっしゃったとおり、大規模化、課長もおっしゃったとおり、機械化がですね、進み、現在不足しているバガスの量も大量になることが予想されます。

そしてまた、当該品種のもう一つの特徴を考えますと、株出し回

数も現行の三回から、今後は五回程度になる可能性があります、地力を上げていなければなりません。現在牛の敷料等の使用やその後の堆肥化のため、バガスは公社で注文を受けておりますが、不足している状況であります。つまり、反収の高い品種の導入により、今後地力は必要になることが予想され、そして、バガスは大量に出てくる見込みがあるのであれば、製糖事業者や畜産部門との連携をきちんと整え、農地へ還元する体制が構築できるように土づくりをしつかり仕組みにして回すことが、市長が発言されました種子島農業の基盤が崩れるような事態を回避し、地域経済の衰退につながる危機感を取り除くことにつながると考えます。

そして、将来を予測し、具体的な対策を今から講じていくことが大切だと信じますので、この土づくりの仕組みについて強く提案したいと思いますが、本件について、市長、御見解があればお聞かせいただけますか。

○市長（八板俊輔君）　土づくりにしましては、先ほど来課長答

弁にもありましたとおり、有機物の投入が足りないのではないかと、いうようなことで、バガスの利用、有効活用ですとか、それからまた、ハカマのすき込みですとか、そういうこともございますし、それから、耕畜連携ということで、酪農、畜産のし尿の利用とか、それをまた、循環型のスラリーの利用ですとか、いろいろ終着していない開発というか、研究途上のものもございまして、そういったものも引き続き研究を進めて、実用化といえますか、につなげてい

きたいということで、なかなかいつつまでに、これをどうするところがある、まだ言えないところはありますけれども、引き続きその努力を続けていくということで御了解いただきたいと思います。

○一二番（生田直弘君） 答弁ありがとうございます。

バガスの利用ですね、私が、耕畜連携、そのあたりもですね、提案してましたとおり、市長の頭の中で研究課題として、引き続きやっていくということで、実用化に向けてやっていくということでございますので、ぜひともですね、お願い、進めていただきたいと思っております。

技術面ですね、知識も、情報量においても有意な市行政当局におきましては、私のほうから何か申し上げるといふのにつきましては、釈迦に説法かとは思われましたが、直近の統計データで、西之表市の耕種部門全体の作付面積で約三二%、生産額で約一五%を占めているのがさとうきびであります。そうした観点からですね、基幹作物であることは間違いないのであります。

そして、数年後に本格導入される新品种によつて、さとうきびの生産体系は変化していくため、さとうきび生産振興を通じた農政は、現状をしっかりと捉えて、将来を見据えて予測を立てながら、関係者が変化に対応できるように、迅速かつ丁寧にやっていきたいという思いから質問という形で政策を提言させていただきました。

二、三年後、二、三年というのはすぐにやってくるので、ぜひとも次期計画等、まだ具体的などころはということではあります。

れども、できるところは、ぜひともですね、速やかに関係機関との調整を検討、対応いただきますことを要望いたしまして、次の三番目のテーマの質問に移りたいと思います。

これまでは観光や農業といった経済や産業振興のテーマについて指摘、要望並びに提案してまいりましたが、次からは、若者世代の定住環境の整備と人づくりといった側面で課題解決策を質問という形式で政策提言をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日三つ目は、マスクミでもいろいろ取り上げられておりますけれども、幼児教育・保育の無償化制度化の課題と副食費が免除にならない子どもたちの支援についてであります。

本年六月に開催された令和元年第二回定例会の幼児教育・保育の無償化に伴う運営上の課題や教育費のあり方についてに係る一般質問と答弁を受けて、以下具体的な説明を求めます。

一つ目、令和元年十月一日の同制度導入時に発生すると見込まれていた課題に対する市行政当局の対応についてお聞かせください。

〔福祉事務所長 下川法男君〕

○福祉事務所長（下川法男君） 幼児教育・保育の無償化導入に係る課題と市の対応について御説明をいたします。

本制度は、改正子ども・子育て支援法が五月十日に可決、成立し、本年十月から実施がされました。制度の実施については、大変短い準備期間ではありましたが、各施設事業所の皆様、そして保護者の

皆様の御理解、御協力をいただきながら、大きな混乱もなく導入、実施ができたのではないかと考えているところでございます。この場をおかりして、関係する方々へ御礼を申し上げたいと思います。

本市におきましては、国の制度設計に沿って、制度の導入を行ってまいりましたが、大きく整理して二点についての御議論があったかと思えます。

一点目が、利用料の算定に係る情報共有のあり方について、二点目が、副食費の取り扱いについてであります。

一点目の利用料の算定については、従来どおり、国の年収による階層区分に相当する形で、市町村民税の所得割課税額に基づく階層区分を設けて行っております。各施設事業所とは副食費の徴収の必要と必要最小限の情報共有を行い、各施設事業所での徴収等が円滑に行われるよう協力をお願いしているところでございます。

次に、二点目の副食費の取り扱いについてですが、このたびの無償化において、副食費については無償化の対象とならなかったため、これまでと同様、保護者の皆様に御負担をいただくこととなりました。各施設事業所において、保護者から事業所の債権として、副食費を徴収していただく事務が発生をいたしました。各施設事業所におかれましては、振り込みや現金徴収等の方法により対応していただいているところですが、市としても、施設事業所に保育を委託している利用調整の実施者として、各施設事業所と連携をしながら、保護者の皆様に対して、必要に応じ適切な支払いについて丁寧な説明

し、御理解を求めてまいりたいと考えております。

また、市内の私立幼稚園二園のうち一園は、平成二十七年四月から導入された、いわゆる子ども・子育て支援新制度に移行してないため、このたびの副食費の免除対象とならないこととなりました。未移行幼稚園の利用者その他の保育所、認定こども園、新制度移行済みの幼稚園の利用者との公平を欠くことになるため、実施徴収に係る補足給付事業を導入をして、副食費について同様の免除がされるよう、一般会計補正予算（第二号）で予算措置させていただいたところでございます。これによりまして、市内の保育園、認定こども園、幼稚園を利用する副食費については、第一子及び第二子については、市町村民税の所得課税額で七万七千円以下の階層、第三子以降については、全ての階層について免除となっているところでございます。

今後も施設事業所等の御協力をいただきながら、子育てしやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

〇一二番（生田直弘君） 説明はわかりました。ありがとうございます。

今、課長がおっしゃいました、答弁されたとおり、本市のですね、当局で行っていた個人情報管理及び個別徴収や滞納管理等ですね、本件に関連する業務が、現場の保育所などではノウハウがない中で、当該制度の導入により新たな業務が発生しております。した



がって、現在制度が導入されたばかりで、大きな問題が発生していないかもしれませんが、今後は、業務が分かれたことで、監査等がですね、複雑になることも予想されますし、現場に混乱が生じないように、きちんと寄り添った形で行政当局の対応をいただきますことを要望しまして、次の質問に移りたいと思います。

今年の六月の議会定例会で、国の制度です、国の基準に伴う同制度です、三百六十万円以上相当の年収がある世帯の第一子と第二子は、副食費の免除対象から外れ、その対象となる子どもたちが、その時点で本市内に百六十名いることが確認されました。そして、当方から何らかの支援要望をしましたところ、市長の答弁としては、他市の状況であるとか、事業所の考えや意見を聞きながら研究を進めていくという旨の内容であったかと思われまます。

そこでお尋ねします。二つ目、給食費の一部である副食費について、無償化枠から外れる対象者への支援に係る現在の進捗状況と今後の方針についてお聞かせください。

○福祉事務所長（下川法男君） 副食費が免除とならなかった方への取り扱いについて御説明を申し上げます。

前述のとおり、市内の保育園、認定こども園、幼稚園を利用する副食費については、第一子及び第二子については、市町村民税の所得課税割額で七万七千円以下、国の基準でいうと、年収三百六十万円未満相当となります。第三子以降については、全ての階層において免除となるところです。

無償化実施以前においては、副食費は利用料に包含する形で、保護者の方々に負担をいただいておりますが、無償化により一部の階層の方々には副食費のみ御負担いただく必要が生じることとなったところでございます。

あわせて、当該副食費は、施設事業所の債権として、当該事業所による徴収をお願いしているところでございます。保育所においては、副食費の徴収という新たな業務が生じることとなり、無償化の実施に向けて大変御苦労をおかけしております。

以上のことを踏まえまして、今後の支援のあり方について、現行庁内での議論を行っているところでございます。

以上です。

○一二番（生田直弘君） 課長の答弁はわかりました。はい、議論されているということ。

市長は、ふだんから若者が著しく減少する中であって、子育て支援は最重要課題という位置づけでしっかり支援していくとの旨の発言をされております。若い世代からはですね、大変ありがたいとの声が広がっているようです。私も、若者の定住等の観点からも評価されるべきだと思います。

子どもの食べ物に関しては、相対的な考え方ではなくて、絶対的な視点から金銭的支援をしていくことが大切だと強く考えます。ぜひとも若者がこの町で暮らし、子どもを産み育てることについて、将来の不安を軽減させる、感じさせないような八板市長らしい温か

い支援をお願いしたいと思います。対象者全員に対して全額支援していくのがベストではありますが、財政上等の理由で、現時点では難しいということなんであれば、小学校の給食費の無償化と同様に第二子からとする、あるいは五〇%を支援する等、部分的な支援の方法もあるかと考えますが、市長、この点について御見解をお聞かせください。

○市長（八板俊輔君） 答えをいたします。

副食費の無償化につきましては、所長からも申し上げましたけれども、準備段階から実施に、現在に至るまで、関係の方々は大変御協力をいただいております。本当に円滑に、煩雑な中で円滑に進めさせていただいていることに、本当に心から感謝を申し上げます。

それで、議員御指摘の子育て支援という観点から、この問題については、やはり対応していく必要があるかと考えているところでもあります。子育てしやすい、市民の皆様が子育てのしやすい環境が西之表市にあるというふうに思っていたできるように努めていかなければならないと思います。そのためには、この副食費に関しましては、本市独自の支援について、引き続き検討することとしておりますが、可能であれば、令和二年度予算に向けてですね、その積極的な支援を検討してまいりたいと考えております。

○一二番（生田直弘君） ありがとうございます。積極的な支援を行っていたことで、若者が定住しやすい環境というのですね、これまで同様続けていただきますよう、ぜひともよろしくお願

います。

それでは、本日最後の質問のテーマである情報通信技術ICTを使った遠隔地教育と人材育成についてに移りたいと思います。

平成二十九年第三回、平成三十年第二回、第三回定例会及び令和元年第二回定例会において指摘、要望しております情報通信技術ICTを活用した遠隔地教育や人材育成に係る一般質問と答弁を受けて、以下具体的な説明を求めていきます。

まず一つ目、（一）機器の整備及び教員のICT活用能力と資質向上についてであります。これまでの答弁では、鹿児島大学から機器を借用し、インターネットによるテレビ会議システムを利用し、島内及び島外の学校をつないだ遠隔合同授業や教員研修を実施している旨の内容であったかと思えます。

そこでお尋ねします。まず、（ア）現在の進捗状況についてお聞かせください。

○学校教育課長（内 健史君） 答えします。

ICT機器の学校への整備については、現在テレビ会議システムとタブレット型端末の導入を進めているところでございます。

テレビ会議システムについては、本年度は鹿児島大学から機器を借用し、六月から七月にかけて複式学級を有する小学校八校全てにおいて遠隔授業や交流活動、教員の合同研修等を実施したところでございます。

十二月以降、鹿児島大学とあわせてリコーからも機器を借用し、

二回目を実施することとしております。

タブレット型端末については、昨年度学習用パソコンの更新にあわせて、小学校七校に導入し、授業で活用できるようにしたところ  
です。

教員のICT活用能力の向上についてでございますが、これについては、本年度は十二月に鹿児島大学から講師を招いて実践的な講座を実施することとしております。

以上です。

○一二番（生田直弘君） 説明はわかりました。いろいろ民間の企業とかも入ってきた形、いろんな活動の中でですね、支援を受けながら検討、導入を進めていただけているということでありますけれども、ずっと借用はできないかもしれませんので、ここでちょっと、少し御紹介させていただきます。

先々週、十一月二十三日の南日本新聞でごらんになった方も多いかと思われませんが、政府が経済対策で盛り込む学校の情報通信技術ICT化で、全国の小学五年生から中学三年生が、パソコンを一人一台使える環境を整備する案を検討しています。予算規模は四千万円に上る見通しであるとの報道がされております。ICTの活用を支援する専門家の活用などの指導方法の改善も後押しするということとが検討されているようです。このあたりですね、国の動向を注視していただくことをお願いしまして、次の（イ）についてお聞きしたいと思います。

それでは、（イ）今後の方針展開についてお聞かせください。

○学校教育課長（内 健史君） お答えします。

今後の取り組みとしましては、テレビ会議システムについては、来年度は市独自に全ての小学校に導入し、市内の学校同士はもちろん、他県の学校を含めた交流も実施することとしております。

タブレット型端末については、来年度は残りの四校にも導入し、全ての学校でタブレット型端末を活用した授業が行えるよう整備します。

教員のICT活用能力の向上につきましては、来年度も鹿児島大学の講師による講座を継続し、教員の授業力の向上を図ってまいります。

以上です。

○一二番（生田直弘君） 状況はわかりました。ぜひきちっと進めていただきたいと思います。

それでは、（二）現行の体制における児童や生徒の負担軽減及び課題解決に向けたICTを活用した遠隔授業についてであります。

先日行われました伊関小学校と現和小学校の間で、このインターネットによるテレビ会議システムを使った授業の様子を拝見しました。小学校の一年生と二年生の子どもたちが、国語の授業の中で、生き物の特徴を問題文にあらわしたクイズをつくり、意見交換をし、交流しているところでした。時間をかけて、どちらか一方がいる学校に移動させずに、お互いの生の声を聞きながら、切れ目なくライ

ブで相手の様子を目で確認しながら、自分の考えや意見を述べ、第三者の意見や反応を聞きながら、コミュニケーションを図る環境をつくり出せていて、大変すばらしい取り組みだと感じました。

そこでお尋ねします。今回は国語の授業の中で、児童の移動の負担等の軽減を図りつつ、複式学級で不足しがちな第三者とのコミュニケーションを図り、多様性を育むような使用の仕方であったかと思われませんが、(ア)現在推進研究している授業の内容をお聞かせください。

○学校教育課長(内 健史君) お答えします。

ICTを活用した遠隔授業については、先ほど申しましたとおり、現在鹿児島大学から機器を借用するとともに、講師の派遣もいたしながら、算数、英語の合同授業や道徳の授業での意見交換、合同学習の事前準備、児童会活動等に取り組んだところでございます。

以上です。

○一二番(生田直弘君) 答弁わかりました。ありがとうございます。

これまでの定例会で、映像により動作を確認できる体育の授業での応用をしているほかの自治体の例を共有するとともに、今後教科として、学校に、小学校に外国語がカリキュラムに入ってくることから、聞く、話すという音が学習要素として大切になる教科などは、そのままネイティブの音声を出せるICTの利用は学習効果が高く、

また現場の先生の負担が軽減される旨を申し上げ、対応していくことの重要性を訴えてきました。

そこで、課長も今英語についても触れられたんだと思いますが、そこでお尋ねしたいと思います。(イ)想定、応用する授業の今後の展開と取り組み状況、課題についてお聞かせください。

○学校教育課長(内 健史君) お答えします。

先ほど申し上げました取り組みに対して、児童や教職員からは、いつもは一緒に学べない人たちと授業ができて楽しい、時間をかけて移動せずに、児童の学びの機会を広げられるといった意見が寄せられる一方、もっといろいろな交流をしてみたい、日常的にテレビ会議を使えるようにしてほしい等の声もあることから、今後はさらに活用の幅を広げて、国語や道徳等での意見交換、社会科の調べ学習、外国語活動の合同学習等に取り組んでまいりたいと考えております。

また、各学校に一台ずつ配備することで、教職員や児童が日常的に利用できる環境を整えることとしております。

以上です。

○一二番(生田直弘君) 今、課長いろいろ御説明した中で、一つ

印象的だったのは、もっといろいろな交流を試みたいというような児童がいるということですね、本当にそのとおりだと思います。

先日、市内の複式学級に通われていて、大人でもなかなか答えられないような理科の難しい知識を聞かせてくれるお子さんとその保

護者から、次のような悩みを聞くことがありました。同級生が少ないため、周りの興味関心のある分野に偏りが生じ、自分の興味関心のあることには共感してもらえず、意思疎通が図りづらく、友達がなくて寂しい思いをしているというものです。

私は、複式学級のよさというのは、十分理解しているつもりですが、子どもたちだけの力では解決できないものがあるというのは事実であります。つきましてはですね、ぜひ、この情報通信技術のICTが、本市の人づくりの手段の一つとしてより一層有効な運用ができるように、機器の整備やICT活用能力を含めた教員の向上を図っていただきたいというふうに思うわけですが、この点につきましては、教育長、何かありましたら御答弁いただけますでしょうか。

○**教育長（大平和男君）** 今、課長が答弁したとおりですけども、さらにさらに充実をしていくということで取り組んでまいります。今、議員が子どもさんの感想を聞かせていただきましたけれども、なるほど、いろんな興味に対して、興味を持った子どもが、そこにすぐアクセスできる環境というのは、なるほど整えていかないといけないなあと思ったところでありました。周りの興味に、どうしても引きずられていって、その興味が、どうしても幅が比較的狭くなりがちだと、そういうところは十分また心してですね、どのような活用があるか、さまざまなお知恵もいただきながらですね、活用して、少しでも子どもたちが豊かに育つように努力していきたいと思っております。

○**一二番（生田直弘君）** 答弁ありがとうございます。ぜひともよろしく願いたいと思います。

無限の可能性を持った本市の子どもたちの才能を伸ばすような教育環境の整備を、最後に改めて要望いたしまして、私からの質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○**議長（永田 章君）** 以上で、生田直弘君の質問を終了いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。おおむね十一時十分ごろ再開いたします。

午前十時五十八分休憩

午前十一時十分再開

○**議長（永田 章君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、和田香穂里さんの発言を許可いたします。

〔七番 和田香穂里さん登壇〕

○**七番（和田香穂里さん）** 七番、和田香穂里でございます。よろしく願いたいと思います。

本日の議会の冒頭に、先ほど市長のほうからも報告がありましたとおり、十一月二十九日に馬毛島の売買契約が百六十億円で成立したというニュースが飛び込んできました。報道各社によって売買契約を結んだという書き方もあれば、大筋合意という表現にとどまる

ものもありますが、二月に当議会が決議した売買交渉に反対する意見を踏みにじる形で、地元の合意のないまま売買交渉が決着しようとしていることに強い憤りを感じています。

現在市長を初め当局も情報収集に全力を尽くしておられることと思えます。また、この件でお尋ねしたい気持ちはやまやまですが、質問通告後の報道であり、残念ながら、これは次回以降に状況の推移を確認の上、改めて質問することとし、今回通告書に従って一般質問を行います。

まず、馬毛島に係る防衛省の説明を前提に、市長の見解、姿勢を伺ってまいります。

去る十一月十二日、西之表市議会馬毛島対策特別委員会は、東京において防衛省との質疑応答に臨みました。さきに提出した四月のツー・プラス・ツー合意文書についての質問を含む三十四項目にわたる質問を事前に通告し、また個々の議員による質問も行われました。

まず、ツー・プラス・ツー合意に関しては、防衛省の答えは、本年四月のツー・プラス・ツーにおいて、日米両政府間で新しい合意がなされたわけではない、政府の方針に変更はないとの説明で、言葉や表現の違いについての質問に対しても、政府の方針に何ら変更はないとの繰り返しでした。

また、自衛隊施設設置やFCLP移転計画については、現在土地所有者と交渉を行うとともに、自衛隊の計画や米の運用等の協議を

行っているところであり、具体的なスケジュールを示せる段階ではないとのこと、地元への説明会については、地元の理解と協力が重要であり、必要に応じて適切に対応していく。説明できる段階になれば丁寧に説明していきたい等の回答でした。これらは、これまでの市長の答弁と合致するものであり、また、十月二十三日に市長が防衛省を訪問した際に得られた回答として、「市政の窓」十二月号に掲載されているものと同様です。

また、自衛隊だけでなく馬毛島につくっていいとの要望が出た場合、切り離すことは可能かとの問いには、ツー・プラス・ツーの内容を遂行するため、新たな自衛隊施設をつくるとともに、FCLP施設をつくるのが任務との回答で、これもまた、市長が何度も答弁されているとおり、自衛隊施設とFCLPはセットで不可分であり、「市政の窓」に今回示されたFCLPなしでの自衛隊配備はないとの市の認識のとおりと考えます。

これらに加えて、防衛省側は、市の利活用計画について、市長の利活用計画は承知している、なるべく市長の意向も考えた配置計画などできないか、市とも協議したい、運用に影響のない範囲で市の考える利用方法を調整していきたいとの見解を示しました。

そこで質問に入ります。アです。市長の利活用計画に配慮する旨の説明は、今までもあったのか。これがあつたとすれば、市長から利活用に係る回答を要請した結果の説明なのか、防衛省側から自発的に利活用に言及した説明だったのかをお示しく下さい。

以下は質問者席より行います。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

馬毛島の本市の利活用計画についてのお尋ねであります。防衛省に対しまして、昨年四月に、本市が利活用計画を策定した旨の説明をしたことがございます。ただ、防衛省に対して直接利活用計画の中身について示したことはありません。それから、そのような要請という、したこともございません。防衛省から本市の利活用計画に対して配慮する旨の説明を受けたこともありません。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） 説明がなかったということですので、このイに関しては、市長は説明を受けてないわけですから、これに対してどのように意見を述べたかということは述べる機会もないということなので、これについては、ちよつと変えさせていただきます、今回こういった説明があったことをお知りになって、市長は、今後この防衛省が利活用に配慮するという方向性に関して交渉を行うっていくおつもりがあるかどうかお聞かせください。

○市長（八板俊輔君） 先ほど申し上げましたとおり、私ども、そういう内容についての説明もしておりませんし、防衛省からそういう配慮ということですか、そういう話を受けたこともありません。ですので、ちよつとお答えできかねる設問かと思えますけれども。

○七番（和田香穂里さん） わかりました。

それでは、今、防衛省のほうから市長のほうには、この旨の説明はないのでお答えはできないというふうに、お答えをいただいたというふうに理解しますので、ウとエについては、ウについてはなかったもので、この質問は削除させていただきます。

また、エについても、これまでの市長の地権者がかわれば云々というところですが、これも関連はないものというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（永田 章君） もうちよつと詳しく。

○七番（和田香穂里さん） すみません、ウですが、利活用に配慮するという点に関するやりとりについて、あつ、ごめんなさい、エですね。エですが、市長がこれまで国が土地を取得して、地権者が国にかわれば、国が相手のほうが交渉しやすいという旨の発言をされています。これは、防衛省が利活用に配慮するという姿勢を示したことに関連したものなのかという問いを、エで行っているんですが、これは、そういう説明はなかったということなので、関連がないというふうに理解してよろしいですねという確認です。

○市長（八板俊輔君） さきに通告を受けております前段の部分で、ちよつと切り離してお答えしたいと思えますけれども、地権者が国にかわれば、国が相手のほうが交渉がしやすいと発言しているか云々というところについてはですね、お答えをしたいと思いますけれども、現状では、地権者がいて、そしてまた、国がいるという状況で、いわば交渉先が二者、複数あるような状況ですので、それより

は一つにまとまったほうがやりやすいと、そういう意味で、そのようなニュアンスの発言をしたことがございます。

それから、特別委員会と防衛省とのやりとりの中で、向こうが配慮するというような発言があったというようなお話ですよね。それについてはですね、先ほど申し上げたとおり、利活用計画案を策定しました、したということ伝えて、ただ、その中身について、具体的に私のほうで説明することはしなかった。というのは、ホームページに掲載しておりますので、向こうも承知しているだろうというところもありますので、そういうことで申し上げたわけで、それに対してですね、何か協力するとか、配慮するとかいうことの説明はなかったと。ただ、私どもの防衛省との接触は、挨拶という形ですって、その中で、例えば、配慮するというようなことをですね、会話の中でですね、やりとりの中で言ったようなことはあるかもしれませんが、形の一問一答とか、そういう中でのことではないということですから、先ほどの特別委員会と防衛省とのやりとりの中であったというやりとりとは、のような形で配慮しますと、ああ、そうですね、ありがとうございますとか、そういうようなことでの、ではないということなんですけれども、そういうことでよろしいでしょうか。ちよつとかみ合わないかもしれませんけど。

○七番（和田香穂里さん） 言ってみれば、防衛省が市長に対して、市長の利活用計画について、限定するような形で配慮をするような

発言がなかった、今まで聞いたことはないということだと思わんですが、今回特別委員会のほうでは、そういった発言が防衛省側からありました。それが、もし直接、これ、オになるんですが、直接市長に伝えられた場合ですね、国、防衛省が自衛隊施設設置後の馬毛島利活用を認めるといふふうには、市長に伝えた場合、例えば、先ほどおっしゃったように、防衛省のほうもホームページを見て、利活用案の中身は承知していると、体験活動についても言葉が出てきました。ですから、例えば、訓練などが行われない時期に体験活動を行うなど、そういう何らかの形で、市の利活用計画と自衛隊施設やFCLPとの共存というものがあるといふふうにお考えになりますでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

防衛省とやりとりする中で、最初から申し上げている、今も申し上げていることですが、馬毛島にはFCLP以外のふさわしい使い方があっておられます。ということですので、言いかえれば、FCLPに資するための本市の利活用計画への協力等は受けることはできないと考えております。

○七番（和田香穂里さん） 共存はないという意味だと、私のほう捉えさせていただいてよろしいかと思うんですが、実際に防衛省は運用に影響のない範囲でいふふうには説明していただけます、日米地位協定によって、米軍はいつでもどこでも自衛隊施設を使用できます。既に一般空港や旧空港ですら、何の事前連絡もなく米軍機



が使用している実態がある中で、私も、この馬毛島の、市長のおっしゃる利活用が、馬毛島の軍事施設と共存するというふうには考えられません。

そこは考えてないというお答えをいただきましたので、ぜひ今後もそういう方向性、FCILP以外の、あるいは、さらに踏み込んで言えば軍事施設、軍事活用以外の、その馬毛島にふさわしい利活用を追求して、実現していく方向を進めていただきたいというふうに思います。

それでは、(二)番になります。防衛省は、これまで地元の理解と協力を得るために適切に対応し、丁寧の説明していくと繰り返しています。今回の訪問の際も、こういった言葉が何度も繰り返されました。そして、市長の訪問に際しても、説明できる段階になればとして、具体的なことへの言及はなく、特別委員会に対しても、やはり具体的なことへの言及はありませんでした。

今回の売買契約成立に関しても、私たちが訪問したのが十二日ですね。およそ半月前までは交渉中であり、説明できないとしながら、大筋が決定してからは報道が先行して、市に対して防衛省から正式な報告があったというふうには伺っておりません。二〇一一年に、当時の小川防衛副相が説明に来島して以降、西之表市議会も七回にわたり決議や意見書を出していますが、適切な対応がなされたとは到底言えず、土地の売買交渉に関しては、先ほど市長も述べられた中にありました交渉そのものに反対する意見書を出しておりますが、

全く無視されたまま、契約に至ろうとしていることがはっきりしたと思います。この二〇一一年以降の防衛省の地元への対応を、私たちはどう捉えるべきでしょうか。そこを明らかにしていきたいと思うんですが、まず、市長からの要望や質問、訪問等も加えてですね、何回行われたでしょうか。長野前市長時代の抗議であったりとか、要望であったりとかは、恐らく対策協議会として行われているんじゃないかと思うんですが、その要請活動も含めて、二〇一一年から今日に至るまでの回数をお示しくください。

「企画課長 森 真樹君」

○企画課長(森 真樹君) お答えいたします。

二〇一一年以降ということですが、平成で、ちょっと申し上げさせていただきますと、平成二十三年が二回、平成二十四年二回、平成二十五年が一回、平成二十六年が二回となっております。八板市長が就任されて以来の話ですけれども、平成二十九年度が一回、三十年度が一回、三十一年度、令和元年度が、含めて二回という、そういった回数となっております。

以上です。

○七番(和田香穂里さん) 合わせて十一回になると思います。私、暗算が苦手なので、多分間違っていないと思うんですが。

では、イですね、防衛省からの説明は何回行われているか。これは、こちらからの訪問や電話による問い合わせへの回答ではなく、防衛省側から自発的にあった説明の回数をお答えください。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

来訪があったという観点からお答えをいたします。平成二十三年に二回、平成二十五年に一回、本年一月に一回でございます。

○七番（和田香穂里さん） そうしますと、これは四回になりますよね。十一回と四回、随分と回数に差があると思いますが、この回数の差、地元の理解と協力を得るためには十分丁寧で、適切と言える回数だと、市長はお考えになりますでしょうか。私は、この回数差が、防衛省の姿勢のあらわれというふうに捉えますが、いかがでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

議会でもそうですけれども、住民からも情報が足りない、正確な情報が欲しいという旨の要望があります。最近でも、市内の経済関連団体の連名で、そういう説明会に関する要望が、要請書が出されております。こうした状況を見ますと、防衛省による住民への説明は決して十分ではないと推察できます。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） 私も全く足りてないと思います。協議会も、また就任後の八板市長も、情報を得るために、しっかりと訪問を十一回しているわけですね、合計。しかしながら、防衛省は四回。本当に住民の理解と協力を得ようという、これが姿勢かと疑わざるを得ません。

さきの特別委員会での説明も、これまでの防衛省の対応のあり方

も、また今回の報道先行、こういった状況も、当事者である西之表市、そして市民は蚊帳の外に置かれたままだと思います。

そこで、エですが、現時点で防衛省は、市民の知る権利に應える説明はできない、丁寧な説明と言いながら、全くそういう姿勢が見えないということが明らかになったと考えます。そういう現況で、市が住民説明会に関与する場合、市は、市民の知る権利に関してどのような責任を負うことになるとお考えになりますでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

十月二十三日の防衛省、私の防衛省訪問の際に、地元説明会の開催についてお話をしましたところ、防衛省としては、FCLP施設の確保に当たっては、地元の理解と協力が必要であると認識しており、必要に応じて適切に対応するというような話でありました。また、先ほど申し上げましたとおり、住民から、地元住民からの情報が足りない、あるいは正確な情報が欲しいという要望があること等の状況があります。

回数ということもありますけれども、内容の、まあ、内容だと思うんですよ、回数というよりは。私の回数も、最初のところは就任の挨拶とか、そういうようなこともありましたが、一概に回数では言えないと思いますけれども、この問題の進展状況によって、きちんとした内容が適切に説明されるということが必要だと思っております。そういう点については、今までもそうでありましたが、今後とも同様に考えて行動していきたいと、市民に対してきちんとした

情報が伝わるように、私どもの責務を果たしていきたい、そう考えております。

○七番（和田香穂里さん） 市民に対してきちんとした情報が伝わるようにということを経験として考えていきたいというお答えであります。つまり、市民に対する情報提供は、市として責任を持つて行うべきものであるという市長のお考えだと思いますが、しかしながら、先ほども回数だけではないということもおっしゃられましたけれども、市長が、この前「市政の窓」に出された、この地元説明会の開催についてという部分に関してもですけども、私たち特別委員会で来訪して、地元説明会や説明責任について、必要に応じて適切に対応していきたいとのことであるが、今の段階ではそうではないというふうに、防衛省側は返答をしているわけです。どういう段階になれば、説明ができるのかということ、議員のほうから質問したときも、地権者と交渉中であつたり、配備計画や米軍の所業も協議中であると、そういう段階で、まだ説明できる段階ではないことを御理解いただきたい。つまり、今防衛省に説明会を求めても得られる情報がないということ、防衛省側が明らかにしているということであると思います。

そういつた中です、もし、その、まだ現況において、そういった現況において、市が、例えば共催であつたり、開催を求めたり、共催であつたり、そういった説明会に対する対応を行うということ、では、考えられないという、今の段階では考えられないという

ふうに理解してよろしいものでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 説明会というようなことについてのお尋ねでありますけれども、市民の間で、この問題にしましては賛成、反対、さまざまな意見がありまして、その理由も千差万別であると思いますので、慎重に対応してまいりたいと、慎重に対応することが必要だと考えております。

○七番（和田香穂里さん） 慎重にというお言葉ですが、私も、九月の定例会、その前も何度かです、市民に情報が届いていないということ指摘しましたが、今回初めて、これコピーですけども、「市政の窓」に防衛省の説明会の、ごめんなさい、訪問して、市長が訪問して防衛省から説明を受けたことを掲載された、この「市政の窓」に掲載されたということは、市民への情報提供としては、とても評価できるものだと思っております。変わったことも、変わっていないことも含めて、単に防衛省の説明を代弁するのではなく、情報とともに、市長の姿勢や見解を市民に広く伝える取り組みは、今後ますます重要だと考えます。

対して、防衛省による説明会については、今慎重にというお言葉はありましたが、その内容はもちろんですが、説明会そのものが持つ意味、馬毛島に係る計画の中の位置づけを考えると、これは市が積極的に関与すべきではないというふうに考えます。

ちなみにです、奄美の例なんです、御存じのとおり、今年三月に陸上自衛隊が配備されております。その後に防衛セミナー

ーとして開かれた会合、防衛省のほうからいろいろな質疑応答に対応するような会合があったんですが、講演会の後の質疑応答で、住民のほうから、ミサイル配備は民意を反映したと言えるのかというふうに問いかけがありました。住民の気持ちを、ミサイル配備というのは反映したものなのか、どういうふうに防衛省はその住民の民意を捉えたのかという問いかけに対して、防衛省側はですね、奄美市と事前に説明会をさせていただいたと認識しているという答えなんです。説明会をしたというのが、民意を反映したかどうかの答えなんです、説明会を開いたということが。つまり、説明会というのは、そういう意味を持っているものというふうに考えますので、決して説明会を安易に開くことを、市のほうから要望したり、共催をしたりということはしないでいただきたいというふうに考えるんですが、市長、そのところの御見解いかがでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

先ほどから説明会、説明会とおっしゃっているんですが、何についての説明会なのかということがわからないとですね、今の、例えば、売買交渉についての説明とか、FCLP訓練についての説明であるとか、何についての説明を受けたのか、求めたいのかというのをはっきりしないとですね、説明会のどういうものをイメージされているのか、それぞれ、何か違うような気がするんですよ。その辺は、ちょっとははっきりさせていただいたほうが、お答えもしやすいかと思えますけど。

○七番（和田香穂里さん） 私の申し上げているのは、中身ではなくて、防衛省が開く住民説明会ということです。住民が何を求めて開かれるかどうかではなくて、防衛省のほうが住民に対して行う全ての説明会です、馬毛島に関する。もちろん馬毛島以外のことではないですよ。馬毛島のFCLPであったり、もちろん売買交渉であったり、いろいろな事前の調査であったり、馬毛島に係ることに關する全てがそこに含まれるものと考えて、私たちが、住民が求めるもの、市が求めるものではなく、防衛省側が開催をする説明会、それについて、市が開催を求めるとか、共催をするといったことをしないでいただきたいというふうに考えているんですが、市長はいかがでしょうかということですよ。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

今年初めに、例えば、副大臣が来られたことがあります。そのときに、何のために来るんですかということとは、事務方を通じてですね、問い合わせをいたしました。それで、あのときは売買交渉の途中であるので、価格決定をするために、現地調査が必要であると、そのための説明をしたいと。それから、報道に関して先行しているので、そのことも説明をしたいということでありました。だから、説明会というけれども、何についての説明会なのかというのがわからないと、受けようがないわけですね。だから、防衛省が説明するという場合に、何のための、何を目的とするものなのかということ、やはりお尋ねすることになると思います。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） つまり、市長の姿勢としては、防衛省が何のために説明をするかというのが明らかにあって、それが市長が必要だと考えれば、その開催に協力をするというふうには、私は理解してよろしいんでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えします。

そういうことではなくて、今、議員が質問されている説明会、説明会と言われているけれども、その、何に對しての説明を求めるのかということがあるわけですよ。それははっきりさせないといけないのではないかと。例えば、先月特別委員会の皆さんが防衛省と対話をしたわけですよ。そのときには、こういうことが聞きたいということ、それを全部ぶつけたわけじゃないんですか。例えば、そういうことだと思っんですよ。何が、何が欲しい情報なのかということ、何を明らかにしないと、かみ合わないということ、私は申し上げたいわけです。

○議長（永田 章君） 休憩します。ちょっとしばらくそのままお待ちください。

午前十一時四十二分休憩

午前十一時四十五分再開

○議長（永田 章君） 一般質問を続行いたします。

○七番（和田香穂里さん） 申しわけありません、私の質問の仕方

がよくないようですので、この件、住民に対する説明会というのは、いずれの形にしても、今後考えられることでありますので、整理をしましても、次回以降、改めて、またこの件について伺ってまいりたいと思いますので、次に進みたいと思います。

三番です。防衛省との質疑応答、ごめんなさい、特別委員会です、防衛省との質疑応答の中で、FCLPの具体的な説明として、訓練準備も島で行われている硫黄島の例や、十日間の訓練期間中は乗組員が島に滞在するというものがありました。準備のために一回一回基地に戻るのではなく、馬毛島で行われる場合も、恐らく艦載機搭乗員ほか米軍関係者が一定期間馬毛島に滞在するという事です。準備期間も含めて、一回につき三十日程度、そして年に二回ほどと言われているこのFCLP、計六十日ぐらいの間、艦載機搭乗員や米軍関係者、兵隊が馬毛島に滞在する可能性があるということ、初めて認識したところなんです、こういった、この訓練の実態について、市長はこれまで説明を受けて把握をされているのでしょうか、お聞かせください。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

私の就任して、就任後については、そういう説明はないわけであり、ますけれども、過去に、二〇一一年以降の説明の中であったようですので、その点については、所管課長のほうからお答えをいたします。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

訓練の実態につきまして、正式に防衛省から説明があったのは、平成二十三年の防衛副大臣が来庁されたときでございます。その中の質疑応答の際に、当時の地方協力局長が、現在のFCLPは硫黄島で行っており、硫黄島に米軍が寝泊まりする隊舎を建設している。馬毛島で行う場合も同様に、馬毛島内に米軍の人数分の隊舎を設け、基本的に馬毛島内で活動してもらうことになる旨の発言をしているようにございます。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） 既に二〇一一年、平成二十三年の段階で、そういった説明があったということ、私の認識不足でお恥ずかしいんですけども、ただ、これは本当に重要な問題だと思います。米軍の馬毛島滞在に関して、恐らく予想される事件、事故など、さまざまな問題が想定されるわけです。市民の安心、安全を守る立場の市長として、さらなる情報収集に努めていただき、米軍が、私はもう絶対に来ないでいただきたいと思っておりますが、そういったことも含めて反対、ふさわしい利活用には合わないものとして、これからも情報収集と情報の提供、共有に努めていただきたいと思っております。

馬毛島に係る質問の最後の項目になります。四番です。市長の目指すまちづくりや市民の暮らしのあり方と、馬毛島、自衛隊、米軍、FCLPとの関係性について、最も原点と言える部分だと思っておりますので、お伺いしてまいります。アです。市長の目指すまちづくり

や市民の暮らしのあり方とはどういうものでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

目指すまちづくりのあり方ということでありませけれども、市民が本場に本市に住んでよかったと、今後も住み続けたい、そう思えるようなまちづくりを目指しております。そのために、本市の長期振興計画や各種計画に基づいて、日々住民や議会の御意見を賜りながら、市政運営をしているところであります。

○七番（和田香穂里さん） ありがとうございます。

それでは、そういったことの実現について、その実現には馬毛島の軍事施設、その他の自衛隊施設や演習、FCLPというものが必要なかどうか。必要とまでは言わずとも、それらが共存できるといふふうにお考えになりますでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

先ほども申し上げましたとおり、本市の長期振興計画ですとか、各種計画に基づいて市政運営をしていくわけでありませ。こうした本市の計画において、馬毛島におけるFCLP施設に関連する振興策は掲げておりません。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） 計画にもないことが行われてはならないと考えます。

実際にですね、市長のお答え、住んでよかった、住み続けたい、そう思える市ということ、これ一番大事なことだと思うんですが、

例えば、自衛隊が配備が進んでいる宮古、石垣、奄美、与那国などなどでは、移住してきた方々が、こんなはずじゃなかった、こんな基地の島に住み続けたいと思つて移住してきたわけではなかったといつて、島を離れてしまう例が少なくないというふうに聞いています。

また、先日私の知人が関西から来島しまして、北から南まで種子島を案内して回りました。ちょうどそのときは自衛隊の西部方面隊の鎮西演習と統合幕僚監部の実動訓練が行われている最中でした。

知人は、種子島の豊かな自然や美しい景色に本当にため息をつきながら見とれていましたが、でも、海岸に並ぶ自衛隊車両や銃を構える自衛隊員などを目の当たりにして、大きな衝撃を受けていました。こんなきれいなところで戦争さながらの訓練が行われているなんて知らなかったと、彼女は言っていました。私は、その知人には、平和で静かな、美しい種子島だけを見て覚えて帰ってほしかったです。観光や仕事や帰省で、さまざまの方が島外から訪れますが、その誰もが心身ともに癒やされて帰っていただきたい、そういう島であり続けてほしい、そういう島として守っていききたい、住んでいる人はもちろんです。そういう思いを新たにしているところです。

市長も、御自身の目指すまちづくりや西之表市民、種子島島民にとつての幸福の形を追求し、広く共有するとともに、自衛隊施設も訓練も、米軍もFCILPも要らないとはつきりとした姿勢を見せていただきたいと思います。一言いかがでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

市民が住みやすい、暮らしやすい島、まちづくりを目指すということでありませうけれども、議員おっしゃったように、最近、近年移住者が微増しております。そういう方々が引き続き住んでいただけるような、そういう島にしていきたいと考えております。

○議長（永田 章君） ここでしばらく休憩いたします。おおむね十三時ごろより再開いたします。

午前十一時五十三分休憩

午後一時開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

○七番（和田香穂里さん） それでは、後半、市立図書館の現況と今後のあり方について伺ってまいります。

今回質問するに当たり、市立図書館の位置付けを調べてみましたが、第六次西之表市長期振興計画にも、まち・ひと・しごと創生総合戦略にも図書館の文字が見当たりませんでした。最近老眼が進んでるので見つけられなかったのかもしれないですが、日本図書館協会の二〇一八年の自治体図書館に対するアンケートによれば、八四％の自治体何らかの総合計画等に図書館を記載しているという結果で、私どもの市は記載していない数十％に入っているようです。

私は日ごろよく図書館を利用していますので、社会教育上も、子

育てに欠かせない場としても重要な施設であると実感しています。課題解決やさらなる充実を図っていくための議論とすべく、市立図書館の現況と今後のあり方について伺ってまいります。

(一) 業務内容と業務量に対して人員配置は適当であるか。業務内容の御説明もあわせてお答えいただければ幸いです。

アです。正規職員の配置を含め人数は適当でしょうか。お答えください。

〔社会教育課長 中里千秋君〕

○社会教育課長(中里千秋君) お答えいたします。

市立図書館の現況と今後のあり方ということで、まず人員配置の件でございますが、職員については、今年度から非常勤職員として新たに館長を配置しております。また、正規職員については、社会教育係長が市立図書館の係長職を兼務しており、その他臨時職員として三人配置していますが、そのうち一人が専門司書でございます。常時館内に二人のスタッフが常駐できるようシフトを組んでおります。なお、イベントや行事がある際には三人勤務とするなど対応しているところでございます。

以上です。

○七番(和田香穂里さん) ただいまのお答えですと、今年度から館長が非常勤で新たに設置とあるんですが、市立図書館の設置及び管理に関する条例の第九条には、図書館に次の職員を置くとして、一、館長、二、司書、三、司書補、四、事務職員、五、その他の職

員となっております。それと、常時二人はいるということと係長兼務ということですが、この正規職員の配置が現場のほうにないということ、土日や祝日、あるいは夜間など、市役所の閉庁時にも図書館は開いてるんですね。不測の事態などへの対応がスムーズに行わないことが一つ憂慮されますし、三人で、常時二人いるということですが、一日、図書館の開館時間、九時間から十時間の間の対応で、休日や休憩時間がその人数できちんととれているのか、体調不良や親族の不幸など急に休まざるを得ない状況に対処できているのかをちょっと聞きたいんですけども。

○社会教育課長(中里千秋君) お答えいたします。

人員について適当かということでございますけども、こちらについては、平成二十九年度は社会教育課長が図書館長も兼務しておりました。また、同じく社会教育係長が係長職を兼務しております。そのときの臨時職員が三人おりましたけども、そのうちの二人がフルで一人はパートという現状でございました。それから、平成三十九年度から、その臨時三人を全てフルにしたというところでございます。あとは、今年度から館長を配置ということで、充実させることができますというふうに感じております。

以上です。

○七番(和田香穂里さん) では、イです。イは、先ほど臨時の方のお一人が司書の資格をお持ちというふうにお答えいただいているんですが、図書館の業務には、やはり専門的な知識や経験が必要だと



思いますので、この登用配置や育成の状況を教えてくださいいただけますか。  
○社会教育課長（中里千秋君） お答えいたします。

これらの職員については、年間数回開催される親子読書研修会であったり、また業務担当者会などをですね、受講いたしましたして、技術の習得に努められるようにしているところでございます。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） ぜひとも専門的な知識をしっかりと身につけていただきたいと思うんですが、では、（二）です。利用者数は図書館の充実度を示す一つの指標であると思います。利用者数は増加傾向であるというデータをいただいているんですけども、利用者を増やすための取組みの現況と今後の計画をお示しくください。  
○社会教育課長（中里千秋君） お答えいたします。

利用者を増やすための取組みとしては、利用者のニーズに合った蔵書の充実、それから、わかりやすい配置や魅力ある館内のレイアウト等に加え、専門司書によるレファレンスサービスなど、現在行っている取組みをさらに充実させていくという必要があるかと考えております。

さらに、新たな利用者を取り込むための具体的な方策として、図書館の閉館後の学習室を利用した映画の上映会であったり、コンサートであったり、また、生涯学習講座の開催やビブリオバトルの実施などを検討していきたいと考えております。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） いろいろ取組みがなされているということですが、それにも関連してなんですが、三番です。書架の配置や検索サービスの導入など、昨年度当初からだったと思うんですが、図書館がリニューアルされています。このリニューアル後の利便性の向上と利用者の評価はいかがでしょうか。

○社会教育課長（中里千秋君） お答えいたします。

平成三十年四月から情報検索システムの本格稼働を行い、あわせて館内書架のレイアウト見直し、リニューアルしてオープンしたところでございます。蔵書の検索が容易になったことで書棚に配架している書籍を減らすことができ、余裕を持って配架できるようになりました。そのことで、狭くて薄暗い印象であった一般書架が、明るく広く感じられるようになっております。

また、新聞の閲覧スペースについて、三階から二階の事務所前に配置し直し、利用者の使いやすさと管理のしやすさ、両面において充実が図られました。

利用者の評価についてですけども、親子一緒になってゆっくり本が読める、それから、一般書架が見やすくなった、また、ベビーカーの設置がありがたいなどの評価をいただいているところです。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） おおむね好評であるというふうを受けとめました。

次にですね、（四）です。図書館が行っていることとして、大字

地域や施設等に出向いて図書の貸し出しを行う移動図書館車、こちらの利用状況と課題をお聞きしたいと思います。

○社会教育課長（中里千秋君） お答えいたします。

移動図書館車あおぞら二号は、毎月三回、十九ステーションを三つのルートで巡回しています。平成三十年度の利用状況は、利用者数延べ五百三十人、利用冊数千四百七十三冊となっております。

利用者を増やすための課題としては、平成三十年度から職員も運行に同乗し、各ステーションの利用者のリクエストを伺いながら、本の入替えや運行の改善等に努めております。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） 実は、移動図書館車の電気系統の調子が悪くて貸し出しレシートが発行できないと、手書きで行っていると聞いていますが、この点の改善状況はいかがでしょうか。

○社会教育課長（中里千秋君） 移動図書館車の修繕についてですが、でも、メインバッテリーから電気系統を回すサブバッテリーへの充電を促すアイソレーターというところの故障が見つかりまして、それを製造元へ修繕を依頼しました。それによって、六月から七月ですね、運休したことが、実績としてちょっとそちらで下がっているかなと思いますけども、その後は順調に運行しているところですので、以上です。

○七番（和田香穂里さん） 移動図書館車は、図書館まで出向くことのできない、難しい市民にとっては大変ありがたく、楽しみな

のようになってお思います。また、ここで御紹介はなかったんですが、高齢者施設であるとか障害者施設であるとか、そういったところも訪問しているということで、これ余り知られてないことだと思うんですが、本当に利用者の数だけで評価することなく、広報、どんなふうに行っているという広報等も含め、今後も工夫を凝らして続けていただきたい事業だと思えます。

続いて、五番に移ります。

レファレンスサービスの状況と課題について伺っていきたくお思います。

(二)の答弁のほうにもありましたレファレンスサービスという言葉ですが、これは、図書館利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、図書館員が情報そのもの、あるいはそのために必要とされる資料を検索・提供・回答することによって、これを助ける業務であるとされています。

全国図書館協議会の二〇〇五年度公立図書館におけるレファレンスサービスに関する報告書というものが出されているんですが、これによりますと、これの冒頭ですね、公立図書館を取り巻く状況の変化に伴い、レファレンスサービスの枠組みが大きく広がってきておいます。地域の情報拠点としての役割が期待される公立図書館において、レファレンスサービスにどう取り組むかが、今や最重要課題であると言っても過言ではありませんと、その重要性が強調されています。

耳なれないサービスではあるんですけども、レファレンスサービス、この充実は今日の図書館において必須であるという認識は、先ほどの(二)の御答弁でも共有できたと思いますので何ってまいります、アです。市立図書館でのレファレンスサービスの位置付けと現況をお示しく下さい。

○社会教育課長(中里千秋君) お答えいたします。

今ほどありましたとおり、レファレンスサービスとは、利用者が学習や研究などを目的に必要な資料や情報などを求めた際に、その必要とされる資料を調べたり回答することであり、現在は専門司書がレファレンスサービスに当たっておりますが、従来からの外部貸し出し業務、文献・書籍等の保存・保護業務と並んで大変重要な業務の一つとなっています。

平成三十年の実績についてですけども、四百五十件と、その認知度とともにサービスの利用者が増加している傾向にあります。

以上です。

○七番(和田香穂里さん) それでは、続けてイになりますが、西之表市立図書館管理運営規則の第三節に参考事務という言葉があります。これはレファレンスサービスのことと理解してよろしいでしょうか。

○社会教育課長(中里千秋君) おっしゃるとおり、西之表市立図書館管理運営規則の第三節、参考事務とは、おっしゃいますとおり、レファレンスサービスのことでございます。

以上です。

○七番(和田香穂里さん) では、参考事務がレファレンスサービスであるということ的前提が続けますが、この同規則第二十一条に資料の利用者は、その利用に関し相談を行い、または軽易な調査については、その調査を図書館に依頼することができる。同第二十四条、参考事務に必要な経費は依頼者の負担とするところ。これはコピー代などが想定されているのかなと考えられますが、これも利用者に対してですね、することができるとか負担とするなどと、図書館の主體的なサービスの規定とはなっていない。

そこで、大もとの図書館法に当たって見たところ、同法第三条には、図書館奉仕という言葉で九つの項目の実施に努めるように定められており、そこでは、例えば、同法第三条三、図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。同七、時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供することなど、図書館の主體的なサービスとして規定されています。また、同法十七条には、公立図書館は、入館料その他図書館資料利用に対するいかなる対価をも徴収してはならないとあります。

ほかにもですね、西之表市立図書館の設置及び管理に関する条例並びに西之表市立図書館管理運営規則の内容には、図書館法の目的を適正に反映しているとは言いがたい点が見え、全体に見直す必要を感じたところですが、まずは、この参考事務に係る二点、特

に必要経費を依頼者の負担とするという部分については早急に改正するべきと考えるのですが、ウです。同規則の改正の必要性をどのように考えるかお聞かせください。

○社会教育課長（中里千秋君） 同運営規則の改正の必要性については、特段、現在のところ具体的な検討はしておりません。議員おっしゃるとおり、そのレファレンスサービスは市立図書館の大きな役割の一つであると考えてますので、さらにこれから充実させていきたいと思えます。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） 二〇一二年の文部科学省告示、図書館の設置及び運営上の望ましい基準でも、市町村立図書館は、資料の提供・紹介及び情報の提供等を行うレファレンスサービスの充実・高度化に努めるものとされています。このサービスを充実するため、裏づけとなる条例や規則等を図書館法や望ましい基準に沿って見直していただきたいと思えますので、今後御検討ください。

六に参ります。バリアフリー化についてです。

これまでも一般質問や委員会等で取り上げられ、特に建物の構造面に係る点は早急な対応はできないことを十分に承知しておりますが、現時点での状況を踏まえて、次の二点をお答えください。ア、障害者や高齢者の利用に関する見解と方向性。イ、点字書籍や朗読CD等の整備の状況と今後の計画。お願いいたします。

○社会教育課長（中里千秋君） お答えいたします。

まず、障害者や高齢者の利用に関する見解と方向性ということですが、ご質問も、バリアフリー化についてでございますが、施設自体が古いエレベーターの設置はありませんが、市民の皆様が少しでも利用しやすい施設にするため、書棚の間隔を広目にとったり、座って休めるようなスペースをつくったり、二階と三階のフロアは段差をなくすなどの対応をしております。

現在ある施設自体を改修してバリアフリー対応とするのか、新たな施設をつくるのかは、全体的な施設のあり方とともに検討していくこととなりますが、当面、安全性、緊急性を第一に考えて、市民の皆さんが利用しやすい施設として環境を整えていきたいと思えます。

また、イの部分の点字書籍、朗読CD等についての整備でございますけれども、こちらについては視覚障害者等向けということを考えておりますけれども、朗読CDや点字の書籍については、残念ながら保有してございません。これらについては、今後早急に整備していきたいと考えております。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） より多くの市民に親しまれる市立図書館としてですね、バリアフリーの推進が欠かせないという点については共通の認識であるというふうに確認させていただきましたので、今後でもできることからですね、確実に進めていただきたいと思います。

続いて、七番です。図書館資料の整備状況と今後の方向性について伺います。

ここでいう図書館資料とは、書籍だけではなく、閲覧、視聴、複写、貸し出し等に供与される全てのものを言います。

まず、アですが、図書資料、こちらは書籍、図版等ですね、この選定基準が適当であるとお考えか、その選定基準を示していただいた上でお答えください。

○社会教育課長（中里千秋君） お答えいたします。

図書資料の選定に当たっては、一定の選書基準を設けて、利用者の要望が多かった本、市場で上位ランキングに入っている本、話題になっている本、郷土資料などを中心に整備をしておりますけれども、現在のところ、おおむね妥当な選書が行われていると考えています。以上です。

○七番（和田香穂里さん） えーとですね、ごめんなさい、図書館資料ですね。イですね。図書以外の資料、CDであるとか、DVDであるとか、そういったものの整備状況はどのようになってるでしょうか。

○社会教育課長（中里千秋君） お答えいたします。

図書以外の資料の整備状況については、視聴覚ライブラリーの保有するDVD、それからビデオがございます。その整備に当たっては、学校や社会教育関係団体に対し毎年度要望調査を行い、それに基づいて購入しているところでございます。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） 市立図書館にない資料でも県立図書館から借りられるというふうに職員の方から伺いました。まさにレファレンスサービスですね。これによって私も本を借りたことがあります。

図書館法第三条四には、図書館同士の連絡・協力と資料の相互貸借が定められ、同項で地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室も連絡・協力・相互貸借の対象とされていきます。

では、ウですが、現在、学校図書館、図書室ですね、との連携による資料や情報の共有、資料提供の融通等の状況はどのようになってるでしょうか。

○社会教育課長（中里千秋君） お答えいたします。

学校図書館との連携については、ブックコンテナ事業による配本を実施しております。学校からの要望や学習内容に沿った提供もしており、現在は、榕城小学校を除く市内全ての小学校と五つの保育園で利用されております。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） ありがとうございます。融通もなされているということ、今後もその辺の充実も図っていただきたいと思いますが、エです。図書館資料の充実が図書館事業の大きな柱だと思っておりますが、この図書館資料整備の今後の方向性についてどの

ようにお考えでしょうか。

○社会教育課長（中里千秋君） お答えいたします。

図書館資料整備の今後の方向性でございますけれども、現在の書籍等の購入が、より利用者のニーズに沿ったものとなるよう整備をしていきたいと思っております。また、先ほど来ございましたけれども、議員御指摘の障害者の方への書籍につきましても、早急に整備をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） 今、利用者のニーズに沿ったというお答えがあつたんですが、図書館資料というのは、学術的な、あるいは専門的な書籍など町の書店には並ばないもの、個人が購入するには負担が大きいもの、資料としての価値が大きく変わらないものなどに重点を置くべきというふうな有識者の言葉があるんですが、それが不十分である図書館が少なくないというふうな、文部科学省のホームページにある資料、これからの図書館の在り方検討協力者会議、これまでの議論の概要という資料に述べられています。

図書館は、ただ楽しめる読み物を提供するだけでなく、法律や基準によって国民の教育と文化の発展に寄与することを目的として、住民や地域のさまざまな課題の解決に向けた活動を支援すると位置付けられています。

西之表市立図書館も公共図書館として、学術的・専門的書籍を初め、多様な図書館資料の充実に積極的に取り組んでいただきたいと思います。

思うんですが、そのために、利用者のニーズに沿ったところは大それたとは思いますが、選定基準の見直しや予算拡充ですね、これぜひとも御検討いただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○社会教育課長（中里千秋君） お答えいたします。

今議員おっしゃいましたとおり、その選定基準等々ですね、予算も含めて、また研究していきたいと思えます。

○七番（和田香穂里さん） よろしくお願いいたします。

それではですね、市立図書館には郷土資料室というものがありません、利用者には余り知られていないんですが、西村天囚の資料などは、西日本には数点しかないという貴重なものもあるというふうな伺っています。ところが、この資料室、窓の開閉ができず、空調設備もないということで、職員の資料整理業務や資料の保存・保管に当たって適切な環境とは言えない様子です。この（八）になりませんが、郷土資料室の環境改善と貴重な資料の保存状況の改善についてのお考えを伺いたしたいと思います。

○社会教育課長（中里千秋君） お答えいたします。

市立図書館の三階にある郷土資料室には、平成三十一年の四月一日現在で四千六百九十九冊の蔵書がございます。今回新しく配置した館長の専門性を活用しながら、資料等の保存・整理を進めていきたいと考えております。また、それらの貴重な資料の保存状況の改善については、将来的には温度や湿度管理ができる環境整備ができればと思っております。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） 非常に貴重な資料もあり、また傷みの進んでいる資料というのものもあるようなんですが、そういったものとは、とりあえず開発総合センター等に移すことも考えられるのではないかと思っていますが、そこはいかがでしょうか。

○社会教育課長（中里千秋君） お答えします。

今議員おっしゃいましたとおり、そちらの貴重なものは、やっぱり後世に残していくということが大事であると思いますので、そちらの分は、またそういったふうで検討していきたいと思えます。

○七番（和田香穂里さん） ぜひとも対応をよろしくお願いいたします。

図書館をですね、単に本を借りるだけの施設ではなく、多様に活用される場として、先ほど答弁もあつたコンサートなどの企画も実施されてたり、検討はされてるということで、この部分については、先ほどの御答弁の中にあつたお答えと重なるだろうと思われるので、削除させていただきます。

次に移ります。

土日や祝日、市立図書館には子どもの姿が多く見られ、また、この市立図書館の児童書コーナーは、書籍の種類や数、書架の配置や利用スペースのつくりなどが非常に充実しているというふうに感じています。読み聞かせ会やブックスタート事業、夏休みのスタンプラリーなど、子どもたちが本に親しみ図書館の利用を楽しむための企

画も非常に充実しているというふうに思いますが、安心して安全に過ごせる場所として、赤ちゃんや就学前の子どもと利用している若い方も多く見られています。図書館が子育て支援の一翼を担っているんだなというふうに実感するんですが、十番ですね、市として図書館の果たす子育て支援の役割はどのようにお考えでしょうか。

○社会教育課長（中里千秋君） お答えいたします。

市立図書館の果たす子育て支援の役割についてでございますけれども、育児や子育てに関連する蔵書を整理して、よりよい育児、子育てに役立てていくこと、また、本を読み、親子で触れ合い、愛情を深めるスペースを提供するなどのことがあるかと思えます。

現在は、ブックスタート事業により、乳幼児期に読書をスタートさせるきっかけづくりを行っています。また、親子読書会や児童クラブ等での出張おはなし会では、本の読み聞かせや大型紙芝居、歌の披露などを行うことで、親子で読書に親しむ機会の提供に努めているところでございます。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） 今後ですね、子育て支援の一翼を担うということで、子育て支援の施策との連携も考えていただきたいと思えます。

さて、西之表市立図書館にも図書館協議会が設置されておると思うんですが、この図書館協議会の活動状況や、どんなことをどれくらいの頻度で協議して、その内容や提言などをどのように広報され

ているのか、今後の方向性がどういうものなのかをお聞かせください。

○社会教育課長（中里千秋君） お答えいたします。

西之表市立図書館の設置及び管理に関する条例により、西之表市立協議会ですね、は設置されておりまして、主に運営に関する事項を審議することとなっております。委員は八人で、学校教育及び社会教育の関係者や学識経験者、それと利用者代表ですね、からなり、年間二回の定例会を開催しております。その審議内容については、現在特段の広報はしておりませんが、今後、ホームページ等でお知らせすることも検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） 大事なことだと思いますので、どんなことが語られてるのか、市民にぜひ知らせていただきたいと思えます。

次に、十二番です。本年八月、鹿児島県内の五つの図書館が過去三年間に警察からの捜査関係事項照会の依頼を受け、うち四館で利用者情報の一部を提供していたことが報じられました。いずれもどんな本を読んだかという履歴情報ではなかったものの、任意捜査への協力で個人情報提供されることは、プライバシーや思想・信条の自由を侵害するおそれがあり問題であると、新聞は厳しい調子で利用者情報の厳格な管理と個人情報保護の徹底に努めることを求めています。

日本図書館協会は、図書館の自由に関する宣言の中で、強制力がある裁判所の令状を確認した場合以外は、読書記録や利用事実を外部に漏らさないことを明記しています。西之表市立図書館では情報提供はなかったことですが、今後、警察等への情報提供に関する姿勢と対応をお示しくください。

○社会教育課長（中里千秋君） お答えいたします。

新聞等で報道のありました警察からの任意の捜査関係事項照会への対応の件であると推察いたしますけれども、西之表市立図書館では、そうした照会に基づく利用者の情報を求められたことはこれまでございません。

本市では、本の貸し出しの際に申込書に登録されたデータをほかに一切使用しないと記載しており、データの保管・使用に関して規定しているところでございますが、案件によっては、それぞれ判断していくことになるかと考えております。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） 最後ですね、歴史や文化についての。

○議長（永田 章君） 以上で。

○七番（和田香穂里さん） ああ、はい、すいません。市長、ごめんなさい。

○議長（永田 章君） 以上で和田香穂里さんの質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十三時四十分ごろよ



り再開いたします。

午後一時三十分休憩

午後一時四十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、河本幸男君の発言を許可いたします。

〔八番 河本幸男君登壇〕

○八番（河本幸男君） 皆さん、こんにちは。いつものように四十分で行いたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、一般通告書に沿ってですね、質問させていただきたいと思えます。

最初に、観光振興について質問をいたします。

人口減少が続く種子島にとってですね、交流人口の拡大というのはですね、大きな課題であり、長期振興計画にも挙げられた目標でもあります。

私たちの市議会の総務文教委員会でもですね、今年度、政務調査で長崎県の五島市に行ってみました。御承知のように、ここも本市と同様に洋上にある離島であります。距離についても、高速船で長崎市から約一時間半かかります。つまり、鹿児島市から種子島までの距離とほぼ同じということになります。五島市も合併はしたものの、本島と同様にですね、人口減少が続き、観光振興を初め、

スポーツ合宿の振興など交流人口の拡大に努力をしております。幸いに五島市のほうはですね、隠れクリスタンの里としてですね、世界遺産にも登録され、私たちが五島市を訪れたときも、二団体ほどのですね、ツアー客がおりまして、いいなど、そんなふうに感じるところであります。

そこで、本市、本島ですね、観光振興についてお伺いしたいと思います。

市長は、今議会ですね、所信表明の中で、経過説明ですか、交流観光の経過説明の中でですね、プロサーファーの大会、フラフェスタ、自転車のサイクリングの大会、くろしお芸術祭などですね、伸びておりましたけども、この間、「飛鳥Ⅱ」、大型客船も来たと思っているとあります。殊にこのことには触れておられませんでした。少しそこだけ残念に思ったところでもあります。

そこで、質問をしますけども、大型客船がこれまでですね、本島にですね、何回ほど来たのか、時系列に回数等をですね、お知らせ願えたらと思います。

あとの質問は質問者席で行いたいと思います。

〔経済観光課長 岩下栄一君〕

○経済観光課長（岩下栄一君） これまでの大型客船の入港回数と誘致活動についてお答えいたします。

大型客船は、平成二十年三月三十日の「飛鳥Ⅱ」寄港が西之表港への初寄港となっております。以降、直近の今年十月の「飛鳥Ⅱ」

寄港まで数えますと、これまで合計で三十一回寄港しております。これ以外にも、悪天候の理由により五回の寄港が中止となっております。

また、大型客船の誘致につきましては、種子島屋久島振興協議会及び種子屋久観光協議会が連携し、県熊毛支庁及び一市三町の首長等におきまして、年に一回、関東及び関西地区等への要望活動を行っております。

屋久島宮之浦港につきましては、三万トン級までの受入れとなり、それ以上となりますと西之表港での受入れとなるため、重要港湾としての優位性を生かしまして、種子島と屋久島が一体となった誘致活動を今後も進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○八番（河本幸男君） これまで三十一回来て、五回ほどは天候の関係です、できなかったということでもあります。

私も、この「飛鳥Ⅱ」といいますか、この大型客船の部分ではですね、何回か船会社のほうにですね、行った経験がございます。最初、できる前にですね、港ができる前に一回訪問をしたことがありました。そうしますと、いつできるんですかとかですね、過去のことでですから、いつできるんですか、来年もう就航していいんですかというようですね、そんな話まで船会社のほうはですね、したところでありました。

またですね、堺まつりとかですね、そういうところに行った帰

りもですね、大阪に本社のある会社もありますので、その会社ですね、訪問をしたこともありました。そういった部分ですね、誘致活動、年一回、振興協議会のほうで行っているということでありますけれども、ぜひですね、市長も何回も東京に出張されると思います。東京駅の真ん前に会社もありますので、そういった部分ですね、アポなしでも会社側はですね、受入れをしてくれると思いますので、ぜひですね、何回でも行つてですね、この大型客船のですね、誘致に努めてほしいと思っております。

といいますのは、大型客船というのはですね、接岸できる場所というのがですね、限られております。先ほど屋久島の話もされましたけれども、屋久島は「飛鳥Ⅱ」は入ることができません。そういった部分ですね、この大型客船がとめれる離島というのが限られております。そういった部分で、やっぱりそういった船がとまるということはですね、やっぱりその地が観光地と認められた部分ではないかなと思っております。

そういった部分ですね、島民もですし、島外の皆さんもですし、そういった部分で大型客船が来る港ということですね、いろんな部分で注目を浴びていくんではないかと思っております。そういった部分ですね、ぜひこの誘致活動にもついてですね、積極的に取り組んでほしいと思うんですが、市長、いかがでしょうか。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

大型船の寄港の誘致につきましてはですね、定期的に東京、関西等に行っているところであります。その回数につきましてもですね、現在三回、数回にとどまっておりますので、屋久島と比べますと何分の一かの状況でありますので、その回数についても増やしてもらうようにですね、従来からしておりますし、今後ともそういうふうに続けていきたいと考えております。

○八番（河本幸男君） ありがとうございます。ぜひ回数をですね、増やすようにしてほしいと思います。

そういった部分で、種子島にとまるということは、やっぱり種子島にお金が落ちることになります。けさ方ですね、夕暉が丘の話ではありませんけども、ヘゴの森までですね、タクシーで来られる御夫婦もいらっしゃいます。そういう方が何人も一回のですね、接岸しておりますので、やはり種子島にお金がそれだけ落ちることになります。また、土産品とかですね、そういった部分でも、ある方が、今年は大変よかったですよという、土産品の販売所です。ね、よかったですよという話も聞きます。そういった部分での活性化も図られると思いますので、ぜひこの部分についてですね、積極的に活動をお願いをしたいと思います。

続きまして、次の修学旅行についてお伺いをしたいと思います。修学旅行、最近増えているのではないかなと思ってるわけですが、よくバスにですね、何々高校とか何々中学校とかですね、そういった部分で名前をつけて走ってるバスもおりますので、そう

いった部分では増えてるのではないかと思ってるんですが、いかがでしょうか。

○経済観光課長（岩下栄一君） これまでの修学旅行の来島件数についてお答えいたします。

種子島への修学旅行の来島件数につきましては、県の統計に基づき、直近で申し上げますと、平成二十八年度が十八校、平成二十九年度が二十校、平成三十二年度が二十二校となっております。

参考までに、鉄砲館における修学旅行生の入館状況について御説明いたします。

平成二十八年度が十六校、平成二十九年度が二十二校、平成三十二年度が十七校、さらに、令和元年度になりまして、十一月末現在でございますけれども、二十二校となっております。議員のおっしゃるように、前年度より上回るような形で増加傾向になっております。

以上です。

○八番（河本幸男君） いい傾向にあるのかなと思っております。やっぱり修学旅行で来るということですね、将来その子どもたちが大人になったときですね、やはりもう一度種子島に来たいという子どもたちもいるのではないかなと思っております。そういった部分ですね、観光協会とも力を合わせてですね、エージェントの招待とかですね、そういった部分で、今後ともですね、修学旅行の増える努力をですね、してほしいと思っております。よろしくお願

します。

次に、グリーンツーリズムについてお伺いをしたいと思います。  
私も受入家族の一員としてですね、毎年何組かの生徒さんをですね、受け入れております。そういった部分で、生徒の皆さんからですね、パワーをいただいで、受入れのときは大変ですけども、楽しんでる一人でもあります。

そこで、お尋ねしますけども、ここ数年、受入れする学校が固定化されてきているような気がしてなりません。そういう部分で、受入戸数等含めてですね、どのようになってるかお知らせください。

○経済観光課長（岩下栄一君） グリーンツーリズムでの修学旅行受入件数についてお答えいたします。

本市へのグリーンツーリズムでの修学旅行受入件数は、直近で申し上げますと、平成二十八年度が三校、平成二十九年度が八校、平成三十年度は八校となっております。なお、今年度は五校の受入予定となっております、前年度よりは下回る見込みとなっております。

以上です。

○八番（河本幸男君） そうすると、今年は少なくなる予定だということですね。来年度はもう既に、修学旅行というのは次年度ぐらいまでですね、日程が組まれておりますけど、来年度の予定というのがわかれば教えてください。

○経済観光課長（岩下栄一君） 申しわけございません。来年につ

きましては、詳細には把握しておりません。

○八番（河本幸男君） 来年度分のはわからないということですね、何か来年度はこのグリーンツーリズムでは種子島にこないというようですね、ことを聞いておりますけども、昨年も観光協会ですね、広島のこれまで訪れた学校ですね、ほうに、受入家庭の皆さんがですね、行って交流を深めてきているようでもありますけども、やっぱりこう受入れをですね、増やしていかなければ、違う学校も増やしていかなければならないのではないかなと思っておりますので、ぜひですね、この部分についても、市がやる、地域の協議会もありますし、また観光協会というあれもありますけども、ぜひですね、やはり子どもとの交流をするということですね、非常に島民のほうもですね、いい経験になるんではないかなと思っておりますので、ぜひですね、受入校のですね、増加についてですね、図っていただきたいと思えます。

次に、質問ですけども、このグリーンツーリズムのですね、受入家庭についてお伺いをしたいと思います。

最近、受入家庭がですね、都合で受入れができないということですね、減ってきているような気がしております。そのような状況かどうかを考えているのかお知らせください。

○経済観光課長（岩下栄一君） 受入家庭についてどのように考えているかということについてお答えをしたいと思います。

本市では、平成十七年度から、都市住民との交流人口を増やし、

地域の活性化を図るために、グリーンツーリズムに取り組んでまいりました。さらに、平成二十年度からは、農漁業等の体験と宿泊がセットになった生活体験、いわゆる民泊への取組みが重要視されるようになり、民泊受入家庭の登録拡充を進めたところでございます。民泊受入家庭の皆様には、島外の生徒や児童に種子島の魅力を直接的に発信していただくことで、本市が目指す交流人口拡大の観光施策の非常に重要な部分を担っていただいていると考えております。

しかしながら、議員がおっしゃるように、民泊家庭におきましても、人口減少とともに高齢化等の影響を受け、受入可能な家庭が減少している状況でございます。本市としまして、民泊は教育活動としての需要が年々高まってきていることから、受入家庭の登録拡充について、さらに力を入れてまいりたいと考えております。

以上です。

○八番（河本幸男君） だんだん減少してきているということですね。ここにいます議員の中でもですね、何人かの方がですね、受入家庭としてですね、登録は一応しております。しかしながら、議員でありますので公務もありますし、また、そのときのですね、都合できない場合があります。そういうことですね、どうしても修学旅行の時期がですね、秋ということ、収穫の時期になりますので、やっぱり農家の方もですね、そういった部分では、都合によってはできないということにもなります。

そこで、ちよつと感じてるんですけども、受入家庭がですね、減

少したことで、民泊にですね、十名程度、前後ですね、宿泊というケースがですね、何回か見受けられます。民泊が悪いというわけではありませぬけれども、本来教育旅行ですので、民泊を基本に来島をされることだと思っております。こんなことが長く続きますとですね、やはり学校も違う地域へですね、変更とか、来年来られないという学校も一つあるようです。それがどういう理由かわかりませんが、やっぱりこういう受入家庭をですね、増やす努力をですね、やっぱりするべきだと思っておりますが、何か方策は考えていらっしやるんでしょうか。

○経済観光課長（岩下栄一君） 受入家庭の増加に対する具体的な施策でございますけれども、まず、受入れに関するPRといえますか、そういった告知につきましては、例えば、鉄砲まつりの宣伝パレードに参加いたしましたして、そういった告知を行うということ、また、民泊家庭の応募用のチラシを作成いたしましたして、本年度も班回覧を行ったり、また、各集落への掲示板のほうの掲示というのもさせていただきます。

また一方で、さまざまな受入れのための家庭的なところのハード整備といえますか、そういったところも対応するために、現在、受入家庭のほうの水洗化をする場合の浄化槽設置につきまして、三十万円を限度に助成をしているところでございます。

また、経済観光課のほうでの事業ではございませんけれども、建設課のほうでは住宅改修工事の補助金制度というのもございますの

で、今後はそういったところも御紹介しながら、水洗化以外の家のほうの改修のほうにも、そういった補助金を活用しての体制づくりというのもしていけたらなということで考えております。

以上です。

○八番（河本幸男君） ありがとうございます。祭りでもPRをしたりですね、水洗トイレ化についても三十万円を限度にされてるということ、ありがたい事業だと思っておりますけども、やっぱりこう、そういった家庭が増えないですね、やはり今後もその民宿へのですね、部分が増えていくんではないかなと懸念をされてるところであります。ちょっとこの間、課長にもお話ししたんですが、熊毛支庁、県の事業での部分については何か調査はされなかったんでしょうか。

○経済観光課長（岩下栄一君） 県の熊毛支庁のほうにも問合せをさせていただきました。結果的には、先ほど申し上げたような受入家庭の具体的な、例えば、改修事業等に当てはまるような事業というのは現在なくて、研修だとかそういったソフト事業に当てられる事業というのは幾つか御紹介させていただいたところです。

平成三十年度からいいますと、伊関農泊推進協議会というのが伊関地区のほうで設置いたしました、そういったところについては、国のほうの農山漁村振興交付金の農泊推進対策の事業というのを導入いたしました、そういった具体的に地区ごとに取り組んでいるという例も本市でございますので、そういったのも活用しながら、ハ

ードではなくても研修事業等ができるような、そういった機会というのもつくってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○八番（河本幸男君） 私もちよつと熊毛支庁ですね、ある係長さんからちよつと聞いた話ですけど、やはりそういった部分でハード的ですね、助成もあるよというようなこともちよつと聞いたことがありましたので、またそのところは私も調査をしてみますけども、そういった部分ですね、できるだけ家庭を増やす施策をですね、我々もいろんな部分で、会議とかですね、会うときに、こういった事業もやっていると、自分が持つてるですね、小さな子どものためにもいいんじゃないのというようなことですね、推薦をして、グリーンツーリズムですね、家庭に入ってほしいというようなふうなですね、お願いをしているわけでありまして。そういった部分ですね、市も積極的にですね、協議会の我々もそうなんですけども、そういった部分ですね、動いていただければなと思っております。よろしくお願ひします。

観光の振興で最後に一つ、ちよつとやっぱり気になっている部分がありまして、最後の質問に移りますけども、有人国境離島交付金等をですね、活用した運賃の低減化についてお伺いしたいと思ひます。

このことは、さきの議会でもですね、同僚議員から出た課題ですけども、九州管内でもですね、既にこの部分を島民のみならずです

ね、観光客まで活用して地域があるように聞いております。そういった部分ですね、地域がなかなかこの部分が進まないでおりますが、これについて何がネックとなっているのかなということでも御質問いたします。

○**経済観光課長（岩下栄一君）** 有人国境の観光客の波及の事業についてということで、何がネックになっているかということですが、実際今年度、これまで課題でございましたけれども、島外観光客向けの事業というのが少し動き出しておりますので、その点についての御説明をさせていただきます。

本市では、有人国境離島交付金を活用して、滞在型観光促進事業のほうに取り組んでおります。今年度は、その中におきまして四つの事業を実施してるところですが、観光客への波及効果が見込まれる事業といたしまして、種子島滞在プラン旅行商品造成・販売促進事業が挙げられます。

本事業は、今年度から新たに組み立てまして、もう一泊したいと観光客に思わせるような島の特徴を生かした魅力ある体験プランを造成することで、それに高速船乗船券と宿泊をセットにしたお得な旅行商品を販売するものでございます。観光客には、島民往復割引運賃と通常往復運賃との差額、すなわち金額でいいますと四千三百円になりますけれども、これが体験料や宿泊費から割引されます。

なお、この企画乗船券につきましては、旅行会社を通じて購入し

ていただくこととなります。また、販売時期については、閑散期であります冬季でも楽しめる体験プランの造成を目的にしておりますので、時期といたしましては、年が明けまして一月ごろ以降というのを予定しております。本事業によりまして、より多くの観光客に種子島の魅力を体感していただき、一日も長く滞在していただくことで観光振興につなげてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○**八番（河本幸男君）** 一月以降にこの事業を活用してですね、商品を提供していくということでもありますので、ぜひこれについてはですね、活用していただいて、多くの観光客がですね、種子島に一日でも長く滞在できますようにですね、努力をしてほしいと思います。

やっぱりこの人口減少というのはですね、とどまるところを知らません。種子島の経済というのはですね、交流人口の増加によるところが大きいと思っております。ネット社会となり、交通の便も大変よくなったことで、島外に観光、買い物にですね、行くことが多くなり、商店街もだんだん寂しくなってきました。ほかからの収入を得るためにもですね、この交流人口のですね、増大に今後も努力をしてほしいと思います。この点については、市長、いかがでしょうか。

○**市長（八板俊輔君）** 答えいたします。

交流人口の増加に向けての取組みでありますけれども、有人国境

離島法の関係では、島民の交通費がですね、補助というか安くなっておりますけれども、それを島外から来る人にも利用できるようなというのが大きな課題でありまして、その点がようやく、先ほど課長から答弁いたしました企画乗船券という形で実現することになる予定であります。で、これも一月からということですので、例えば、夏場でもできるようなですね、来年度からやるとか、あるいは、飛行機の利用者に対してもそれを適用ができないか、企画航空券というような形でできないかということですね、今後広げて、交流人口の拡大に向けて努力をしていきたいと思っております。

○八番（河本幸男君） ぜひそういった部分でですね、努力をして、やはり一人でも多くですね、種子島を訪れてもらうようにですね、努力をしてもらいたいと思っております。

次の質問に移りたいと思っております。

私は、本市の基幹産業である農業のやっばりもとになるですね、農地が年々荒れてきているということがどうしても気になっているところでもあります。そういった部分で再度質問をしたいと思っております。

農業委員会ですね、調査をしている荒廃農地についてですね、非農地として認定した農地はどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

「農委事務局長 園田博己君」

○農委事務局長（園田博己君） お答えをいたします。

非農地についての御質問でございました。再生利用が困難と見込

まれる農地の荒廃農地への対応についてお答えをいたします。

本委員会では、農地等の利用の最適化に関する指針に基づきまして、その農地の状況が周辺農地の営農に支障を生じることがないなど、今後農業上の利用がされなくなることがやむを得ない状況であることと判断しまして、荒廃農地二十三・九ヘクタールについて、農業委員会の議決によりまして、農地法第二条第一項の規定する農地に該当しない旨の非農地通知を所有者に対しまして発出をして、あわせて地目変更登記の啓発を行うなど、荒廃農地の非農地化を促進しまして、守るべき農地の明確化を図っているところでございます。

なお、平成二十五年から三十年度までにその非農地通知をした面積は百五十六ヘクタールになります。

以上でございます。

○八番（河本幸男君） 百五十六ヘクタールの土地がですね、農地からなくなったということがあります。百ヘクタールに仮にですね、きびを植えて、一反当たり五トン収穫して、トン当たり二万円とすると約一億円という計算になります。百五十六ヘクタールですから、年間に一億五千万円、収入が西之表市からないというようなことになります。

農業委員会でもいろいろな部分で努力をしてると思っておりますけれども、その主な取組みとございますか、それを教えていただきたいと思います。



○農委事務局長（園田博己君） 遊休農地の発生防止と解消の取組みについてお答えをいたします。

本委員会では、毎年、農地法に規定する農地の利用状況調査や利用意向調査を実施しまして、農地所有者の意向、借り手の意向を踏まえつつ、農地法はもとより、関係機関等と連携のもと、農地中間管理事業や農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定による農地の貸借を推進し、遊休農地の発生防止に努めております。

確認されました農家等の意見は、貸し出し希望、百九十七戸の百八十七ヘクタール、借入希望、五十三戸の三十七ヘクタールでございます。本委員会が実施します農地を貸したい借りたい農地総点検の活動の成果としまして、うち二十九ヘクタールを担い手に集積したところでございます。

またあわせて、平成三十年度創設しました遊休農地解消対策事業の活用によりまして、その解消に努めているところでありまして、その実績は、十六筆、四・四ヘクタールを解消したところでございます。

以上でございます。

○八番（河本幸男君） そうですね、農地中間機構とかですね、遊休農地の解消対策事業ですか、そういった部分で遊休農地の解消を図っていることでもありますけども、この遊休農地解消対策事業によってですね、四・四ヘクタールが今年荒れてる部分から作付を始めたということのようでございますけども、この遊休農地ですね、

解消対策事業はとていい事業だと思っております。三万円から五万円ですね、反当たりの部分ですね、自分で重機を使ったり、いろんな部分ですね、その解消を図るということで、私たちの地域もですね、それを使って活動をしてる部分もあります。

便利ですね、よいところはですね、そういった事業の活用も図られるんですけども、やっぱりそうでない事業農地もたくさんあると思いますね。やっぱりいびつな部分のとか傾斜がある部分ですね。そういった部分で、その農地をですね、そのままもう荒らしていくのかというのが一番の私の課題だと思っております。利用できる分は、やっぱり平らなところはですね、借り手がいる以上はほとんど借って使用してほしいと思いますけども、やはりどうしても荒れていく農地があるわけです。そこをそのまま放置していくのかどうかということではありますが、いかがでしょうか。

○農委事務局長（園田博己君） お答えをいたします。

議員御指摘の非農地証明なり通知を行った土地、農地じゃございませんので、本委員会での所掌を離れるわけではございますけども、全国での取組みを紹介させていただきます。

やむを得ず耕作放棄され荒廃してる山間部の農地の管理方法の一つとして、先ほど答弁しました非農地化の手続を活用しまして、森林組合等々の分収造林契約によりまして、造林事業を活用して有用な広葉樹、コナラ等を植栽、林地化しまして、将来的にはシイタケの原木等々として供給していく取組みもあるようでございます。

また、中山間地域直接支払制度では、農地として引き続き利用することが困難な農地や遊休農地等は、農地転用後に植林し、林地として管理することで交付金を受けることができます。しかし、全国的には、林地化に取り組む地域はごく少数のようでございます。

ただいま御紹介した取組みが、荒廃農地の問題を抱える地域において、今後の土地利用のあり方に有効と評価できるものと考えてるところでございます。

以上でございます。

○八番（河本幸男君） 私もですね、そこをですね、やっぱり市が取り組まないのかなあと思っているところなんです。どうしても荒れていく畑は、今後ですね、これだけ農家が高齢化してですね、くれば、必然的に荒れる農地というのは増えていくんだらうと思っております。それを管理できないから、結局非農地化していくということはですね、考えられることだと思っております。そういった部分にですね、市長、市としてですね、何か、今クヌギとかいう話も出ましたけども、何か市でそんな木とか部分をですね、指定するということは、今のところ考えてないんでしょうが、どうですかね、ありませんか、何か。その荒れていく農地をそのまま荒らすのももったいないなと私は思っております。何かありませんか。

「農林水産課長 中野賢二君」

○農林水産課長（中野賢二君） お答えします。

荒廃農地の有効活用の観点から見れば、生産性のある樹木植栽は

よい試みであると考えております。山林の斜面への植栽に比べ、ある程度平地への植栽であれば、管理作業、また収穫作業等がやりやすいかと思われまます。

あとは、樹木の種類によりますけれども、植栽してから収益を得るまでかなりの期間を要することから、採算性も考える必要があると思います。また、ほかの市町村での先進事例の情報を収集しながら、今後検討していければと考えております。

以上です。

○八番（河本幸男君） 今後検討していきたいということですけども、今回、先ほど五島の話をしましたけども、もう一度五島市の話をしたと思います。

五島市に着いてですね、まず目についたのがですね、街路樹でした。街路樹にですね、ツバキを植栽しておりました。珍しかったんですね、次の日よくよく聞いてみますと、ツバキで島おこしをしてるというようなことでした。大手の化粧品会社とですね、提携をして、化粧品やシャンプーをつくっていると。それで、五島のホテルにはですね、ほとんどがそのシャンプーをですね、置いて、PRも兼ねてやってるというようなことでした。また、五島市においてですね、来年二月にですね、世界ツバキ会議なるものをですね、行いたいということで、目指すところは日本一ですね、ツバキの産地となることという話でした。

先ほども農林水産課長がおっしゃいましたけども、単なる一年二

年でできるようなことではないと思います。県内でもですね、桜島でもツバキをつくっておりますし、三島村などでもツバキをつくっておりますね、産業につなげております。同じ離島であり、気候にもですね、問題なく、露地栽培でもですね、できますし、荒れていく農地をですね、活用できるのではないかなと思っております。昔、大分のほうですね、一村一品運動がありましたけども、そういった部分で、あれはやっぱ行政がですね、県知事が一村一品運動をですね、勧めて進んだわけですけども、八板市長、こんなことを市長として八板市長の時期に取り組むという考えはございませんか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

荒廃農地、遊休農地の利用の仕方、あるいは林地化を視野に入れたの活用策ということであろうかと思えますけども、議員がおっしゃったようなツバキですとか、それからシイタケの原木にするクヌギとか、そういう利用方法もあると思えますので、気候、風土に合った利用の仕方というのはいくら得ますので、十分研究して、今後積極的にといえますか、適当なものが見つければ、特産物も視野に入れて考えていきたいと思えます。

○八番（河本幸男君） 今クヌギの話が出ましたけど、昨日、JAまつりがありましたけども、森林組合もクヌギの木をですね、何本か、ほんの何本かだったということですけども、売っております。直径十二、三センチのやつがですね、一メートルぐらいのやつが、菌を打ったやつで一本八百円ほど売られておりました。高いなと

思ってしまったところでもありますけども、やっぱりクヌギも大きなですね、利用価値のある木だと思っております。十年ぐらいですね、物になりますし、いければまたそこから芽が出てきて、十年後にはまた同じような利用ができるというようなことですね、なかなかいいと思います。

そういった部分ではですね、クヌギとかツバキとかですね、そういった本当に山に生える部分をですね、植えてですね、例えば、苗づくりは森林組合にお願いをするというようなこと、あるいは、植栽、収穫はですね、高齢者で行ってですね、例えば、ツバキであれば油を搾る人が別にいるという、そういった部分ですね、またそれを販売するといつて、産業につなげていく可能性が十分あると思えます。

せっかく荒れていく農地であればですね、せっかく先祖からずっと頑張つて開拓してですね、広げた土地でありますので、そういう部分をですね、ぜひ市でですね、旗を振っていただきたい。やはりそれをするにはですね、やっぱり一人二人ではなかなかできるものではないと思っておりますので、ぜひ市でですね、旗を振っていただきたいと思っております。

例えば、日置市ではオリーブを植えたりしておりますよね。湧水町ではアーモンドを植えたり、十島村ではバナナを植えたり、やはりそれは、やっぱり村、あるいは町、市がですね、やっぱりそこに何かを決めてですね、やってくるからそういった部分での注目度も出

てくるんではないかなと思っておりますので、ぜひそこです。市、市のほうで旗振りをですね、お願いをしたいと思います。市長、どうでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えします。

旗振りということでありますけれども、適当なものが樹種等ありましたら、積極的に進めていきたいと考えております。

○八番（河本幸男君） ぜひいい種類をですね、ぜひ市長のときに、市長のときにですね、設定をして、今後の振興に役立てていただければなと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（永田 章君） 以上で河本幸男君の質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十四時三十五分ごろより再開いたします。

午後二時二十分休憩

午後二時三十五分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、橋口好文君の発言を許可いたします。

「一三番 橋口好文君登壇」

○一三番（橋口好文君） こんにちは。令和元年、本土は台風十号、

十九号、二十一号と三個の台風により多くの人命と不動産が甚大な被害を受けました。亡くなられた方、遺族、また被災された方々に対し哀悼の意を表し、心よりお見舞い申し上げます。

この自然災害で、農林業の被害額は三千億円を優に超えておるようでございます。地球温暖化で地球が受けているダメージが年々増えてきておると実感しております。

本市においては、幸いにも台風被害もなく、基幹産業の農業、そして基幹作物であるさとうきびは近年にない豊作となっております。とはいっても、さとうきびは平均単収六千六百八十八キログラムであり、さとうきびの所得率からいったとき、安心して栽培できるものではございません。

先月、さとうきび政策確立沖縄県代表者大会が、生産者ら中心に五百人が参加し、氣勢を上げております。その中でいろいろな大会決議が決議され、また、久米島町さとうきび生産組合長さんは、安心して栽培できるよう再生産可能な交付金の水準確保は必要だと強調されております。私は何回もこの交付金については、八板市長にも過去の定例会でいろいろと要望もしておるわけでございますが、やはり種子島の生産者も郡域を超え、奄美諸島と連携し、国に対し要望活動を詰める必要があるのではないかと感じておるところでございます。私も微力ながら、今後、JA、また、さとうきび生産組織等にも足を運んで、何とかこう国に対する要望がまとまっていくような方向に持っていけたらと思ひまして、今後、活動を強めて

まいりたいと思ってる所存でございます。

さて、一般質問に入ります。

農業振興で茶栽培の現状と将来についてでございます。

前回の定例会で、私は、茶の販売価格低迷が続いており、生産農家に行政として何らかの支援はできないかと質問いたしました。それを受けて八板市長は、茶の価格高騰が見込まない大変厳しい状況であり、生産者、関係機関と連携して、どのような支援ができるか意見を伺いながら考えてまいりたいと思いますと答弁されております。その後、このことにつきましてどういう進展があったのでしょうか、お尋ねいたします。

あとは質問者席より質問いたします。

「農林水産課長 中野賢二君」

○農林水産課長（中野賢二君） お答えいたします。

十一月十九日に、市の茶業振興会の主催による会合の中で、お茶の生産農家の皆様と協議をさせていただく機会がございました。その中で実情と要望をお聞きすることができました。その中で要望としましては、経営状況が厳しい中、一層のコスト削減を図るための各種助成ができないかとのことであります。この中で肥料代への助成の要望がございましたが、直接的な助成は難しいですけれども、移入分として海上輸送費の一部助成ができないか検討しますと答えました。今後、関係機関と検討をいたすところでございます。

以上です。

○議長（永田 章君） 八板市長、補足説明を。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

今課長が、先日の茶業振興会での意見交換といいますが、語る会がございましたので、その模様をお伝えしたところでありますけれども、そういう中で、なかなか今、肥料代等についての直接の助成というのがなかなかできないという、しにくいようなことがありまして、いろいろ意見を交わす中で私のほうからも、コスト削減策も限界に近いというようなこともありまして、私のほうが提案といいますが、例えば、種子島産のお茶を、例えば、種子島茶としてブランド化するような、そういう方向に何とか持っていけないだろうか。そういう場合には、また、そういうふうに取り組んでいくのであれば、また支援の仕方もあるというようなことを提案したところであります。この種子島茶のPRについては、これまででもしているところでありまして、さらに付加価値を向上させて、農家の所得向上につないでいくように取り組んでいきたいと、そんなお話をしたところであります。

○一三番（橋口好文君） よくわかりました。

国においては、何かこういう助成事業というのはないものでしょうか。

○農林水産課長（中野賢二君） 現在、有人国境離島の補助金の部分で海上輸送費の助成をしております。で、輸出の分と入ってくる

分、二通り今補助対象になってくるんですが、先ほど申しました肥料の分なんですけれども、今の現在の価格の中に海上輸送分と陸上輸送分も込みで価格が設定されているところから、海上輸送分だけがわかれば、そこに対して助成ができるということなんですけれども、元肥につきましては、もう全部込み込みの金額なんですけど、ただ、単肥といってリンとかカリとか追肥の分につきましては、ちょっと海上輸送分の経費がどんだけかかるというのがわかるということでしたので、その分に対して助成を考えて、今後検討していきたいと考えております。

○一三番（橋口好文君） 茶の販売状況というんですか、市長さんも前の定例会でも答えておられましたけど、やっぱり全国的に在庫を抱えておって、業者さんもなかなか価格高騰に進めないという実態がございます。しかしながら、やっぱり種子島だけじゃございません。鹿児島県本土においても、静岡県においても、茶農家はすごく厳しい経営が続いておるわけでございます。ですから、何か国の方策はないものかと思えます。

私、肉用牛増頭を手厚くという記事がございました。これは繁殖奨励金ということで、今回、一頭当たり二十万円以上を補填するということが日本農業新聞の記事に書かれております。この大綱は十月上旬にも改定する、今月上旬には改定するというところで、一頭当たり二十万円以上の奨励金を出すということが決定されております。これはアメリカとの貿易協定で肉の関税が撤廃されるというこ

とで、それに対応した措置だという内容でございます。

ですから、こういうふうにして畜産農家にはすごいいろんな施策が打たれておるわけで、畜産クラスター事業においても、家族経営の支援を拡充する方向も打ち出されておるわけですが、お茶農家も何かないものかと私はもう考えるわけでございます。

今年ももう終わりに、五番茶を収穫終わっておりますが、来年に向けて農家は肥料を買うお金もないというような話も出ております。何とかならないものかと私ももう一番心配してるところでございます。

次の質問に入ります。

次は、畜産振興で市の畜産センターの件でございます。

この間の定例会でまた提案をさせていただいたんですが、その後の経過を、進捗状況をお願いします。

○農林水産課長（中野賢二君） お答えします。

畜産センターにつきましては、令和二年度に屋根つき審査場の整備及びつなぎ場の改修工事実施を目指し協議を進めておりましたが、老朽化が著しい牛のつなぎ場の補修を令和二年度実施としまして、屋根つき審査場の整備につきましては、令和三年度以降に実施するよう進めることとしております。

その理由といたしましては、屋根つき審査場の整備につきましては、畜産センターの年間利用日数が、本年度において、市の畜産共進会一回、和牛登録審査四回の計五回であります。このような利用

状況の中で、畜産センターとして利用する目的のみで多額の予算を  
組み、屋根つき審査場を整備することは、費用対効果からの面にお  
いて非常に厳しいと判断しております。

今後整備する上での検討事項としまして、審査場としてではなく、  
年間を通して多目的に活用できるような施設整備を行うか、またあ  
るいは、かなり簡易な設備、例えば、支柱と遮光ネットを設置し、  
共進会や登録審査のたびに使用できる施設を設置するのか、さまざ  
まな検討を進めておるところでございます。令和三年度に整備した  
いと考えております。その中で、地材、木材ですね、の活用も含め  
て検討していきたいと考えております。

○一三番（橋口好文君） この間も私申し上げました、農家の声を  
届けましたが、決してぜいたくなものは要らないんだと。もう簡単  
なもんでいいんだと。八月盆過ぎに毎年共進会を行っておるわけ  
ですが、この時期はもう暑いわけですから、その中で、やっぱりコン  
クリートの上で、屋根のないコンクリートの上で何十分も牛も人間  
も立たされて審査を受けるというのは非常に大変なことございま  
す。ですから、農家が言うように、陰ができればいいんだと、とり  
あえず。そういうことですから、来年の共進会にはぜひ間に合わせ  
てですね、簡単なのでいいんですから、つくっていたいただきたいと思  
います。

それで、地元材の活用もですが、これも私、前回提案したわけで  
ございますが、現在、昨日も牧之峯のあっぱくらんの手前の市有

林間伐事業が行われて、あちこち土場に立派な杉がたくさん集積さ  
れておりました。材を来年使うと思えば、今伐採して、それで、や  
っぱり薬も注入して、腐食防止剤とか何とか製材所に行けばあるそ  
うですから、やっつてるそうですから、そういうのも準備していく必  
要があると思います。たまたまもう竹八木十という言葉がございま  
すが、もう今が一番の杉の伐期でございますので、そこら辺はどう  
捉えてるんですか。

○農林水産課長（中野賢二君） 議員のおっしゃるとおりでござい  
ます。今後どういふものを建てるかというのが決まり次第、森林組  
合のほうには、材自体は準備はできるんですが、時期がちよっと、  
時間の問題がちよっとあるということですので、どういう形のをつ  
くるのか、サイズがどんなのが必要なかというのを、わかり次第、  
森林組合等業者の方、地元材を使うように連絡して進めていきたい  
と考えております。

○一三番（橋口好文君） 西之表市の農業で、この間も申し上げま  
したが、今畜産が一番元気のある、農業の中でも元気のある作物じ  
やないけど、牛でございます。

それで、先ほど新聞の記事もちよっと紹介しましたが、やはりで  
すね、今、今月十一、十二日は、また中種子町の競り市場で牛の競  
りがございます。先月、鹿児島島の競りは、平均単価が四万円上がっ  
たそうです。それというのも、政府が打ち出したこの大綱、この成  
果も出たんじゃないかと。また、年末を控えて肉の需要が活発にな

るといふことで、あわせて、そういうことで単価が上がったんじゃないかといふことでございます。西之表市の私の地区の生産農家も、十二日、私の地区は競りがありますが、非常に楽しみにしていると。恐らくここも上がるんじゃないかと。鹿児島が四万円上がったといふことでですね、非常に楽しみにしてる生産農家が多いです。

ですから、そういうやっぱり元気のある畜産農家のことをですね、やっぱりこういう共進会の会場も、市はしっかりと整備していただきたいと、そう考えるとでございます。

もう一つあわせて、駐車場が狭いから拡充整備をしてほしいという要望も上がったわけですが、この駐車場についてはどう対応されてるんですか。

○農林水産課長（中野賢二君） 答ええます。

駐車場の拡張整備につきましては、拡張可能な敷地が少ないことから、予定はしておりません。現在、市の畜産共進会の際には、関係機関に御協力をいただき、会場近くの県農業開発総合センター敷地及び市の農業振興公社駐車場を臨時駐車場として対応しておるところでございます。

以上です。

○一三番（橋口好文君） 今の答弁で、市の土地が少ないという答弁がございました。今現在、駐車場の東側は市の山林になっております。向こうに開くこともできますし、やろうと思えばですね、また、今はしてないですけど、農機具屋さんがあります、手前の道路

沿いに。あの農機具屋さんからずっと道伝いに空き地があります。

これは個人の土地ですけど、ちよつと下は鹿児島県の、今原野になっていきますけど、土地になっておりますが、ああいうのも全然使っていない土地があるわけですから、そういう土地も個人の持ち主に、地主さんですね、相談したら、案外安く手に入るんじゃないかと思うんですけど、そこら辺ですね、対応も必要じゃないかと思いますが、今後そういうこともしていただけないですか。

○農林水産課長（中野賢二君） 今後また予算の関係も出てきますので、御意見を踏まえて検討していきたいと考えます。

○一三番（橋口好文君） ぜひよろしくお願いいたします。

次の質問でございます。

シカのジビエについてでございます。

質問通告書で、八板市長、前回、情報収集に努めてまいりますと施政方針演説で言われております。その後、どういう情報がどれぐらい収集できたか、まず、これをお尋ねしたいと思います。

○農林水産課長（中野賢二君） 答ええます。

情報収集につきましては、日本ジビエ振興協会へ加入し、国産ジビエ認証制度や衛生管理についての情報を収集しております。また、ICT、情報通信技術の活用や残渣の処理等につきましても情報収集を行っているとあります。

以上です。

○一三番（橋口好文君） 質問をちよつと変えてみます。



現在、西之表市のシカの生息頭数は、推移はようになっておりますか。

○農林水産課長（中野賢二君） お答えします。

生息頭数につきましては、平成三十年度に県が実施した個体数調査によりますと、平成三十一年三月末時点で、上限、下限の中央値として五千二百八十頭の推定個体数となっております。

以上です。

○一三番（橋口好文君） この西之表市が、八板市長がやろうとしているジビエ事業について、生息頭数が年度によって減ったり増えたりしてるわけです。県の環境林務部自然保護課の資料でございますが、平成二十七年は三千百三十九頭、平成二十八年は六千五百七十頭、平成二十九年は四千六百六十頭、平成三十年は、今課長さんが言われたように、五千二百八十頭です。この増減というのは原因は何でしょうか。何だと考えておりますか。

○議長（永田 章君） 橋口議員、そこは通告外ということで御理解をいただけませんか。

○一三番（橋口好文君） はいはい。

じゃあ、このジビエ、いろんな情報を収集されております。その情報を収集した結果、八板市長の目指しているジビエ事業というのは、前回は園田前農林水産課長が答弁もされておりますが、大がかりなことは、ランニングコスト等を考えたとき、無理だというような答弁がなされております。できたら個人が何か食堂を開いて、自

分でとった分について販売するというようなことも説明がございましたが、その後、この個人はどうなってるんですか。やる方向に準備は進んでいるんでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

ジビエの事業の今後どうするかと、現状はどうなってるかというようなお尋ねだと思いますけども、今議員がお尋ねになった個人というお話でありますけれども、有人国境離島法の関係の雇用機会拡充の事業で、ジビエをやりたいという方がございました。それで、それを狩猟免許を取得したり、排水とか残渣処理とかいろいろ研究した上で取り組むというようなことであつたわけですけれども、申請者の都合で中断をしたような事例があります。

また、それ以外にも、地元の方で同様に個人の範囲で同様なことをやりたいという方もおられるようですので、そういう方と情報交換、情報提供などを続けながら、シカの有効利用について引き続き取り組んでいきたいと考えております。

○一三番（橋口好文君） また新たな個人が、やりたいという個人がいるようでございますが、私はですね、シカ肉というのは食文化がないんですよ。この間もこれ言いましたけど、文化がないんですよ。そして、今、TPP、EUとの自由貿易協定、アメリカとの貿易協定がもう成立して、世界中いろんな至るところから豚肉や牛肉、日本人の口に合った牛肉がどんどん入ってくる状況になっていくわけですから、それをですね、文化のないシカ肉をですね、あえて食べ

る必要もないんじゃないかと、私はそう考えます。

そしてですね、このシカ肉が豚肉、牛肉より安ければいいですよ。安くたって採算がとれないということになれば高く売らんといかんわけでしょ。高く売ったら買う人はそうじゃないんじゃないですか。私はそう考えます。

ですから、八板市長がジビエをものすごく推進するようなことをもう一昨年からずつと言ってるわけですが、私に言わせれば、市長は大風呂敷は広げたが、中に包む、入れる品物がないと。そういう状況になってきているんじゃないかと、私はそう指摘しておきたいと思います。

次の質問に入ります。

次の質問、財産監理についてでございます。

天神町の派出所がもう廃止になって、解体され更地になってくいが打たれておりますが、この土地は利用はどうされる考えでしょうか。

〔財産監理課長 奥村裕昭君〕

○財産監理課長（奥村裕昭君） お答えいたします。

天神町の旧交番用地については、昭和五十八年十月一日締結の賃貸借契約書によりまして、本市と鹿児島県の間で普通財産の有償貸付けが行われてまいりました。栄町に現在の西之表交番が完成したことに伴いまして、天神町の交番が不要となり、本市と交わした土地の賃貸借契約書に基づき、返還手続を行ってきたところでござい

ます。

返還の手続といたしましては、まず、旧交番建物をどうするかという点がございましたので、市として活用があるかどうか、庁内各課に活用案の募集を行いました。結果、特に申し出がなかったことから、契約書に従い、貸付地を原状に回復して返還するという手続をとってきたところでございます。

御質問の跡地の利用についてでございますが、県から貸付地が返還されるのが、本年十二月一日、つまり昨日でございます。したがって、現時点でその後の利活用について決まったものはございませんが、今後につきましては、更地としての利活用する部署はなにか庁内で募集して活用、それから、普通財産として近隣店舗へ駐車場として貸し付ける活用、さらには、民間活用が見込まれる場合には公売による売却処分などが考えられますので、これらについて、庁内協議により市としてできるだけ早い時期に利活用について決定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○一三番（橋口好文君） ぜひこの土地がですね、貸し付けられたり、あるいは売却がされることを早期に望むものでございます。

次の質問に入ります。

九州労働金庫跡地の市民駐車場の利用状況のチェックについてでございます。説明を求めます。

〔経済観光課長 岩下栄一君〕

○経済観光課長（岩下栄一君） 九州労働金庫跡の市民駐車場の利用状況についてお答えをいたします。

六月に行った本課による利用状況の調査によりますと、早朝に駐車されていた台数につきましては、駐車可能台数二十台におきまして、平均十・三台となっております。六月末までの調査の結果、常時駐車していると思われる車両が見られたことから、七月には防災無線で三回の放送を行い、また、お知らせ版において市民駐車場の適正利用についての周知も行ったとございます。その結果を把握するため、八月にも再度、早朝の調査を実施しましたけれども、平均九・七台と横ばいとなっております。その後も九月及び十一月に、商店街の情報を発信しているまちかどi通信にて駐車場の適正利用の周知を行いつつ、適時、利用状況の調査を行っており、直近の調査である先月、十一月につきましては、平均七・七台と若干でございまして減少しております。

以上でございます。

○一三番（橋口好文君） お疲れさまです。朝、早朝から調査に足を運んでいただき、ありがとうございます。

しかしながら、今の報告で、いまだに駐車車両があるということ、この対策としてですね、やっぱり駐車場代をいただくということとはできないものなんでしょうか、どうでしょうか。平成三十年度の決算概況でも、やっぱり財政が厳しくなることが予測されると財政係のほうから出されておりますので、自主財源を確保するために

も、少しでもこういうのをお金が徴収できないかと私はそう考えるんですが、どうでしょうか。

○経済観光課長（岩下栄一君） お答えいたします。

議員のおっしゃるような有料での駐車場の利用ということも、検討の一つとしては考えてるところでございます。ただし、現在、商店街の利用のための駐車場という利用も、本来そういった目的がございますので、まずは、早朝又は日中等の利用状況の中で、それが十分目的に達してるかどうかというところの目的状況みたいなものもしっかり踏まえた上で、今後についての利用のあり方について検討してまいりたいというふうに思っております。

○一三番（橋口好文君） ぜひよろしくお願いいたします。

次の質問に入ります。

都市公園の管理についてでございます。

わかさ公園、墓地公園、嘉永山公園、栄町公園の管理状況の説明を求めます。

〔建設課長 古田一男君〕

○建設課長（古田一男君） お答えいたします。

初めに、都市公園の管理状況について現状を御説明いたします。都市公園八カ所の管理については、今年度からまちづくり公社に依頼し、管理を行っております。適正管理を行うため、まちづくり公社と共同し、定期的な巡視、草払い、植栽管理を行い、市民にとって快適で安全な公園を目指し、維持管理を行っております。トイレ

の清掃については、週二回、月曜日、金曜日、実施しております。また、市民から汚れや詰まり等の連絡があった場合は、その都度、まちづくり公社や業者に連絡をとり、速やかに対応しているところでございます。

次に、草払い及び芝刈りについてですが、公園利用者に支障がない程度に適宜対応しております。花の苗等の植栽については、適時、季節の花やガザニア等の植栽を行い、管理を行っております。公園内で花壇が少ないところもありますので、そういうところにはプランター等を設置し、季節の花を植えております。

まず、現在の管理状況ですが、わかさ公園については、まちづくり公社が四月に、駐車場周辺、天倫館周辺、相撲場周辺、慰霊塔周辺、元チョウ小屋周辺、テニスコート周辺、児童館前広場、池野の駐車場のところ、全面の草払いと植栽を実施しております。五月から十月にかけて毎月、雑草の伸びているところの草払いと、六月、七月、八月に植栽管理を実施しております。

墓地公園につきましては、まちづくり公社が五月に、道路周辺、トイレ周辺、西側周辺、広場周辺等全面の草払いと、道路周辺、トイレ周辺の植栽管理、ツツジ、ソテツの剪定を行っております。六月にトイレ周辺の植栽管理、八月に道路周辺等全面の草払いを実施しております。最近では十一月にも全面草払いを実施しております。

嘉永山公園については、まちづくり公社が四月に、駐車場周辺、管理道路、遊具広場、多目的広場及び周辺、多目的広場横広場等、

全面の草払いや芝刈り作業を実施しております。五月から十月まで毎月、雑草の伸びているところの草払いと、六月、九月、十月に植栽管理を実施しております。

栄町公園につきましては、まちづくり公社が四月に、全面の草払い、芝刈りなど公園全体の作業を実施しております。六月から八月までの毎月、全面の草払い、芝刈り作業を実施しております。

以上、四公園の管理状況の説明とさせていただきます。これからも都市公園の管理については、公園は子どもの遊び場としての機能、そのほか地域住民の日常の交流拠点や市民の憩いの場、誰もが安心して遊べる場としての公園機能を維持するために管理を行っていききたいと思っております。

以上です。

○一三番(橋口好文君) この公園の草払いについては、適時対応しているという回答がございました。私はそうではないんじゃないかと考えております。ここに、皆様のお手元にも写真があると思いますが、わかさ公園の昔シカ小屋があったところ、種子島ポルトガル友好のオリーブ園というところがございます。それから、この下の段は、鴨女町のキリスト幼稚園のところの細い道路です。先のほうは、市営グラウンドの交差点に行くところ、道路でございます。それから、一番下は、嘉永山公園の一番奥の広場がある、ずっとおりて行ったら広場があるんですけど、その左手にケダの木が植栽されてる写真でございますが、ごらんのとおり、竹にシャリンに、もう生えまく

っておる。それから、真ん中は、このブロックが左側あるんですが、ブロック塀がずっと泥どめとしてあるんですが、ブロック塀を越えてですね、草が繁茂してると。そして、このポルトガル友好のオリブ園というところも、もうごらんのとおりでございます。このわかさ公園を草払いした直近は何月何日でしょうか。

○建設課長（古田一男君） お答えいたします。

十一月になって払ってると思いますが、私の資料としては十月に、十月三十日、相撲場周辺、それから、十月の下旬に駐車場周辺、遊具広場等の草払いを行っております。

○一三番（橋口好文君） 今答弁がございましたが、その直近で払った場所というのは、道から見える法面とかそういうところだけ払ってるんですよ。十一月九日でしたか、戦没者慰霊祭があったのは。

この慰霊祭で招魂相撲もありました。招魂相撲の相撲の土俵があります。そして慰霊塔があります。あのエリアですね。恐らく二反近くあるんじゃないですか。一反七、八はあると思いますが、そこは慰霊祭があるもんですから、イベントがあるもんだから、ほんの二、三日前にまちづくり公社が払っております。

これ私何で取り上げたかと申しますと、あのですね、市内在住の若いお母さんが私にですね、直接、わかさ公園はどうにかならないんですかと。悲しくなりますと。あの光景を見れば悲しくなりまうと。そういう訴えが寄せられたんですよ。私は、指定管理者からまちづくり公社に移管されたわけですから、早目に払うだろうと思

っておりますが、全然払ってない。今日現在においても、わかさ公園の松林の中は草がこうしてる。今日現在においても、この下の嘉永山公園、先ほど昼御飯の帰りに寄ったんだけど、このような状態。

先ほど同僚議員も観光振興のことも申されましたが、やっぱりね、こういうのをちゃんときれいにはせんことには、観光客も来ないんじゃないですか。八板市長、ここ見てくださいよ。ポルトガル友好オリブ園。一昨年、七、八百万円使ってポルトガルに行っておりますが、ああいうところに行く前に、足元のこういう草もきれいにしてから行くべきじゃないかと私は思うわけです。実際ですね、この光景を見たとき、本目を覆いたくなります。もうそこをね、殺伐とした景色が目に入ってくるんですよ。目を覆いたくなります。

指定管理者による都市公園管理業務仕様書というのがございます。これは、平成十八年、西之表市が指定管理制度を設けた年にできた仕様書だと私は理解しております。まちづくり公社に対して、仕事の内容は、この公園管理については当時と一緒だと理解してよろしいですか。

〔総務課長 大瀬浩一郎君〕

○総務課長（大瀬浩一郎君） まちづくり公社と所管課をつなぎます調整役の総務課としてお答えしたいと思います。あと、少し、昔、指定管理者制度に担当しておりましたので、平成十八年当時の状況等はある程度わかりますので、そういった意味で、全体的な意味で

の総務課としてお答えをさせていただきたいと思えます。

指定管理者の業務はですね、利用料金制度等ございまして、運用のやり方が若干違ってございます。なので、収益事業の分を計算に入れますのと、それと、水道光熱費とかそういったものを指定管理者で払いますので、そういった意味での使用の仕方というのは若干変わってまいります。

回数等についてはですね、そのときそのときの状況で、若干毎年毎年、年度年度で委託料のほう交渉しますので、内容は若干変わってきてると思います。ただ、大まかなところでは、それほど変更はないのだろうと思えます。

すいません、ちよつと平成十八年の記憶で申しわけないんですけども、以上でございます。

○一三番（橋口好文君） 建設課は、予算、まちづくり公社、都市公園の管理費を六百七十万円強出しております。先月、十一月まで、この予算六百七十万円に対する予算消化はどれぐらい金額を使っておられますか。

○建設課長（古田一男君） 予算的なものは総務課になると思えますので、時間的なものを建設課のほうで答えさせていただきます。

一応十月末現在でありますけれども、当初計画に合わせて五八％を消化しております、時間的に以上です。

○一三番（橋口好文君） 予算的な消化率はどうでしょうか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 先ほども質問の中でお答えしましたけども、所管課とまちづくり公社をつなぐ総務課のほうの立場でちよつとお答えさせていただきましたけども、若干数字的には低いようですけども、大体同程度の率になってございます。

以上です。

○一三番（橋口好文君） 同程度というのは何と同程度なんでしょうか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 時間数と同程度という意味でございます。

○一三番（橋口好文君） 作業時間でいえば五八％、金額にしても大体これぐらい、半分ぐらい、半分ちよつとといったところだと思いますが、これでは私はいけないと思えますよ。自然界の樹木が繁茂する時期は、気温が上がってくる四月から九月、十月なんですよ。本当なれば、これ時間数五八％じゃなくて、現在までだったら、もうこれ八〇、九〇％ぐらいは上がっていないと私はいけないと思えます。

一番草木が繁茂する時期に管理がなされていないという証明が、この数字になるわけです。もう今からはですね、もう師走に入ったわけですから、来年の三月まではそう荒れませんが、そう伸びないです、草はどこも。ですから、この時間数にしても、予算を使うにしても、今までに九〇％ぐらいはもう消化してなきやいけないと私は考えます。

現に、平成十八年に最初指定管理を請け負った業者さんは、わか

さ公園の松林も四回も五回も草払いをしたそうです。そこには建設課の職員が、二名の職員が毎月二、三回足を運んで、いろいろ指導もあつたということでございます。ですから、その業者さんもここ見たそうです。ここ見たそうです。何と言ったと思います。このポルトガルの上の写真見て、何もしとらんと。そして、この下のキリスト幼稚園のとは、二メートルぐらい草払いが行われております。このブロック塀のところから法面二メートルぐらい。その業者さんも、たった二メートルぐらいしか払うとらんと。私がしたときは全部払うたと。山の頂上まで。予算も当時六百万円なかつたそうです。その中から水道光熱費も負担して、しっかりと市民から苦情が出ないような仕事をしてきたということを当時の業者さんは私に話してくれました。

これね、私、昨日ですね、中種子町の太陽の里運動公園、それから、あの下にも公園があります。それから坂井公園もあります。それから、こりくな、種子島こりくなの駐車場の植栽の状況も見てまいりました。まあ、きれいですよ。こうあつてこそ公園だと私は思いました。もう中種子町の公園は、行くとこ行くとこがですね、きれいなんですよ。西之表市の公園は、行くとこ行くとこが汚いんですよ。本当はですね、私もこういう写真は載せたくないんです。本当はきれいな写真を載せたいんです。でも、ないんですよ、きれいな載せるような写真が。西之表市には場所が。

今後、八板市長、どうですか。この若いお母さんが悲しくなると

申されました。八板市長、市民に夢を与えてくださいよ。希望を与えてくださいよ。こういうことじゃいけません。八板市長、夢を与えてください。希望を与えてください。よろしくお願いします。

次の質問に入ります。

最後の馬毛島問題でございます。

午前中、同僚議員がほぼ私と同じ質問でございました。でも、私、馬毛島対策特別委員会行きました、防衛省の課長さんが、八板市長の提案されてる利活用については、防衛省としても前向きに検討していくという、私に言わせれば、その防衛省の課長は市の要望も組み入れてまいりたいということを申されましたが、私はすぐ、何でもか、甘い砂糖をなめさすつとかかと。こういうことを言つて市長を懐柔するのかなと私はそう考えましたが、市長どうでしょうか。

この防衛省の課長の意見でございますが、これについて八板市長はどういう態度で臨まれますか。お願いします。

○市長（八板俊輔君） 馬毛島に関する利活用計画についてのお尋ねであります。その前に、先ほどの公園の件につきまして、私の記憶ですと、本年度の当初に、市庁舎の周りがきれいになったとか、わかさ公園の草払いとか、非常によく言ったとお褒めの言葉をいただいたように記憶しております。その時期によって非常に至らないところがあるというのは事実だと思いますので、まだ予算も先ほどのあれですと四割は残っておるわけですから、それできちんとして管理作業をいたしまして、それで、市民の期待にがっかりさせないよう

な、期待に応えるような管理をやってまいりたいと考えております。

で、馬毛島の今の件でございますけれども、馬毛島にはFCLP以外のふさわしい使い方があって考えております。そのための利活用計画を策定してるところでありまして、その実現に向けて、今後とも力いっぱい取り組んでまいりたいと思います。先ほどの防衛省の課長さんの件でありますけれども、私はちよつと承知しておりますので、内容について、今お答えはちよつと差し控えたいと思います。

○一三番（橋口好文君） これですべて終わります。

○議長（永田 章君） 以上で橋口好文君の質問は終了いたしました。た。

ここで、しばらく休憩をいたします。おおむね十五時四十分ごろより再開いたします。

午後三時二十三分休憩

午後三時四十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで議長からお願いをいたします。本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

一般質問を続行いたします。

次は、長野広美さんの発言を許可いたします。

「一四番 長野広美さん登壇」

○一四番（長野広美さん） それでは、一般質問を通告してありますが、順番を変えて、行財政改革の取組みについて、また、関連するという意味で職員の旅費規定について、長期振興計画についての順番でお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

今日、著しい人口減少と高齢化、また一方で、物流システムやインターネットなどの情報システムの急速な発展によって、離島に暮らす私たちの生活環境は著しく変貌しております。このような激動の時代にあつて、市民生活が円滑に営まれ、また、秩序正しい地域社会を維持するために、地方自治体の役割はますます重要です。

その地方行政は、国と県と連携しながら必要予算を確保し、バランスよく行政サービスを提供することが求められている一方で、国や県との関係において地方分権化が進み、行政業務内容の量、質とも大きく変化しています。しかし、その実態は外部者からは容易に見えません。

そこで、行財政改革は行政運営の基本方針を示す大切な政策でありますので、今回の一般質問は、まず、ますます重要である一方、困難さが増してきている行政運営を、この行財政改革の視点から議論をしたいと思っております。

行財政改革については、二〇一八年四月からの第五次実施計画に沿って取り組んでおります。特に、行政運営上で組織力と職員力の向上は不可欠であると認識しております。これについては総務課と企画課が分担して計画を持っておられますので、それぞれの取組状



況から説明を求めます。

以下は質問者席から伺います。

「総務課長 大瀬浩一郎君」

○総務課長（大瀬浩一郎君） それでは、まず、総務課のほうの取り組みから御説明を申し上げます。

行財政改革大綱の方向性、組織力と職員力の向上というものがございませうけれども、総務課の担任しますのが、職員のメンタルケアの推進と人材育成計画及び職員研修実施計画の策定、臨時・非常勤職員の方の検討、定員管理適正化計画の策定が主にならうかなと思います。

まず、職員のメンタルケアの推進の部分でございませうけれども、ストレスチェックを毎年実施してございませうので、それを毎年のこととして実施をいたします。実は、あしたも予定してございませうけれども、こころの相談室というのがあります、それを大体二カ月に一回ほど、新人の職員とかですね、ちよつと悩み事のある方のそういったものに対してのメンタルケアの推進をさせていただきます。

人材育成計画と職員研修の実施計画は、平成三十年の三月に一応計画の策定は済んでございませう。

臨時・非常勤職員のあり方の検討につきましては、九月議会会で会計年度任用職員制度の条例をお願いしたところでございますけれども、条例はできませんでしたけれども、引き続き定着に向けて、あるいは円滑な導入に向けて取り組んでいきたいと考えてございませう。

あと、定員管理適正化計画の策定でございませうけれども、これも平成三十年の三月で一応策定は終わっております、第九次でございませうけれども、計画分は完成したというふうな状況にございませう。

総務課のほうの状況としては、大体以上のような状況でございませう。

「企画課長 森 真樹君」

○企画課長（森 真樹君） 続きまして、企画課の部分につきまして御説明いたします。

まず、行政改革大綱そのものの進行管理というものにつきまして、企画課が担っているところでございませう。御質問の組織力と職員力の向上の部分につきましては、企画課といたしましては、連携のための仕組みづくりとしまして、組織間連携を図り、横断的課題への対応が可能な組織体制の整備を進めていく、そういったものが中心でございませう。具体的に申しますと、政策調整会議、あるいは調整会議など会議体の見直し、あるいは効果的な運用に取り組んでいるところでございませう。

以上でございませう。

○一四番（長野広美さん） 御説明ありがとうございます。

まず、この総務課の四つの項目の中の人材育成計画についてです。職員個々のキャリアデザインを位置付けること、また人事評価の結果を処遇面に反映させること等について、この状況についてはどのような段階にあると考えてらっしゃるのでしょうか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） キャリアデザインの方向性でございますけれども、それぞれの職員からですね、異動希望調書等把握をいたしましたして、その基礎的なものを把握して段階だというふうに考えてございます。

なかなか、最近、研修に出る機会等もございまして、なかなか非常に難しいと感じたのは、我々の世代でしたら、キャリアデザインという市役所の中でどういうふうに進んでいくかというのを考えるんですけども、先ほどの研修の中では、その人の人生の中でどういう仕事なのかというふうな取組みをしないといけないというふうな指摘をされまして、そういったところから、もう一回勉強し直さないといけないなというのを感じたところでございます。

もう一つ、人事評価の取組みについてでございますけれども、人事評価の仕組みをいろんな処遇等に反映させないといけないというのはあるんです。もう法定のことですから、しっかり決まってるわけなんですけれども、なかなか取組みというのは非常に難しゅうございまして、なかなかうまくいってないというのが正直なところでございますけれども、例えば、人事異動のときの課長補佐職ですとかですね、係長職、そういったものに承認とかいろいろございまして、そういったものを考えるときの参考資料にはしてございます。あと、全体の調整がなかなか難しいんですけども、副市長ともいろいろ相談などもいたしましたして、その評価の仕方をですね、平準化する仕組みみたいなのを、今どうにか工夫できないかなということの研究し

てるところでございます。

以上です。

○一四番（長野広美さん） えっとですね、まず、この人材育成計画そのものについても、平成三十年三月に計画そのものは策定されました。方向性も明確に平成三十年、二〇一八年度からの行財政改革大綱の中に組み込まれておりますが、今課長が答弁いただいた内容ですと、ほとんど具体的な進展はちよっとお答えいただけなかったのかなと。課題が見えてきたということは御説明いただきました。

ちなみにですね、実は、私たち議会では、平成三十年度の決算委員会がございまして。その中で示されました施策マネジメントシート、平成三十年度を振り返るシートが、今年度から改善された形で私たちにも公開されております。その中で、改めてこの指数とされるものを少し紹介しますと、組織力と職員力の向上の中に示されている人事評価の仕組みの定着度の指数そのものがですね、実は、平成二十九年度から指数的には下がっておりますね。また、もう一つ、改善を意識して仕事をしている職員の割合、これについても前年度より下回っております。

実質、この行財政改革大綱に基づいて、少しでもその課題を改善の方向にむかわせようといった部分が当然求められているわけで、これも既に平成三十年度の事業評価の中で、きっちりこの課題が出てきているわけです。そういった部分で、来年度に向けて具体的に

このような点を考慮して計画をつくる、もしくは課題が整理されて予算を確保する、そういった部分についての検討はなされているのでしょうか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明申し上げます。

施策のところのマネジメントシートのところの指標ですけれども、アンケート調査に基づきまして指標を出しております、パーセンテージ表示になってると思うんですけども、そこら辺のところがですね、最近の実は課題でありまして、大変毎年毎年、ここ数年、退職者数が多すぎます。勢い新人の職員が入ってくる数も多すぎます。そういったところで、毎年毎年、研修等はいたしておりますけれども、なかなか定着度が難しいというのが実情でございます。

あと、マネジメント力みたいなものを向上させる取組みのところですけども、今年度だけに限りませんが、ここ数年、いろんな事務的なミスとか、ちょっと過ちみたいなものとか、そういったものが増えておりますので、何らかの組織的な対応をとらないといけないというのは考えてはございますので、そのところの資料収集とかはいたしてございます。

以上です。

○一四番（長野広美さん） 改めて課長に、もしくは副市長に回答をいただいても結構なんですけど、今課長が答弁いただいたように、退職者数に伴う職員の配置の難しさですとか課題ですとかは、これも当然定数管理の観点からでも予見できておりましたし、そういった

た方向で私たちも説明を受けておりますし、その上で行財政改革大綱ですので、かつ、このマネジメントシートの中でも、また課長が今答弁していただいたとおり、課題は出てきてるんですね。それについて協議をするというのが大事なんだろうと。

そこで、企画課のほうにもお答えをちょっとお願いしたいんですが、行財政改革大綱の推進、進行管理という位置付けで、経営会議及び政策調整会議等ということで、この行政改革大綱については位置付けられております。しかしですね、よくよく考えてみると、これ、行財政改革大綱の目的は、企画課のほうでは、連帯のための仕組みづくり、そしてまた、情報共有のための仕組みづくりといううな仕組みづくりが一つの方向性で示されてるわけですが、それをすることで、今出てきてるような職員管理のことが、全庁的に、実は、それは皆さんの組織力、職員力に関係してくるわけで、そういうその課題の整理ですとか、それに対する議論の場ですとか、そういった部分はどのように位置付けられてるんでしょうか。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

議論の場と申しますか、今現状ある議論の場というのが、今運用してございます政策調整会議の場であったりとか経営会議の場ということになろうかと思えます。行財政改革全体で考えたときにですね、そもそも五期の計画、二〇一八年度からというところで策定をしておりますけれども、そのときに問題意識として捉えたことが、やはり組織、あるいは職員の硬直化が進んでるというのを非常に大

きな課題として捉えました。

で、そこで、ただ一方で、我々が、市役所が保有している資源と  
いうのにはやっぱりどうしても限りがあるんだということで、その  
資源というのが、人であったり物であったりお金であったり情報で  
ある。そこを何とか最適化していく。そういう取組みを今回の五期  
の大綱で進めていかなければいけないんだということで、大綱が  
今回できてきたものだと考えております。

そういう意味で、今後の取組みといたしましては、大きな枠とい  
いますか、大きな取組みの方向性は今回大綱で示させていただいて  
おりますけれども、個々具体的な行動レベル、そういったところまで  
職員全体が考えて実行できるようなそういう検討、協議、そういつ  
たものを進めていく必要があるんだと考えているところです。

○一四番（長野広美さん） 実はいわゆる管理職のマネジメン  
ト力の向上といった分も全部重なりますので、ちょっと前後するか  
と思いますが、今お二人の課長から答弁いただいたように、課題も把  
握されております。その必要性も十分に把握されております。で、  
私たちのほうには、この行財政改革大綱に基づいて行政運営を方向  
づける意味で話を伺っているわけですが、やはり具体性のところで、  
もう少し来年度に向けてですね、本当に早急にこの対応策について  
はこれまでの流れでいいのか、そういった部分のですね、重要性が  
ですね、もう少し私たち議会にも説明していただきたいなと思っ  
ております。

例えばですね、皆様がつくられている第九次定員適正化計画も、  
当然これ二〇一八年の三月に制定されました。その中でですね、  
当然ですけれども、適正化に向けての考え方の基本として、事務事  
業の見直しですとか、組織体制の構築、適正配置、派遣職員の課題、  
人事評価制度の運用のあり方、そして人材育成。この人材育成には  
こんなふうに書かれてあります。職員の能力を最大限に発揮できる  
職場環境づくりを構築することで、複雑かつ増大する行政需要に対  
する職員の能力開発による公務能力の向上を進めることとします。  
まさにこれがなければですね、皆さんが、今本当に全ての職員の皆  
さんが、私、本当に大変な業務をこなす、大変厳しい環境で業務を  
されてらっしゃるといふふうに受けとめているんですが、具体的  
なこの適正化計画ですとか、行財政改革の中でうたわれているものを具  
体的に改善策を、政策を、プログラムをつくらなければ、これ実際  
の改善にはつながりませんよね。今、私が今回伺ったのも、来年度  
の事業の中でも、きっちりはっきりその方向性をですね、新たな政  
策をとっていただきたい。そういった部分で、改めてこの管理職の  
マネジメントの向上といった部分が大事になってくるんだろうと思  
います。

ただですね、私ちょっとすつ飛ばかしてしましまして、管理職の  
前に、職員の適正配置のあり方について、職員異動のあり方そのも  
のをですね、実は、お伺いしたいと思っておりました。

この職員異動も、先ほど総務課長のほうからちょっと話があり

ましたように、人事評価を基づいて行われるという、基本はそういう考え方で位置付けられてると思いますが、まさに職員の能力が発揮される職場環境とかいった部分では、適正な、本当に適正な計画的な職員配置ということであれば、なかなか難しい。本当に今現状ですね、各行政の現場の皆さんは本当に苦労してらっしゃると思うんです。そういったときに、一般的には市長権限というのが、正直言つてですね、職員異動の一番の基本だというふうに言われておりますが、しかし、行政運営は企業運営と大きく異なります。何が異なるかというと、福祉といった非営利部門から病院経営といった営利事業まで非常に多岐にわたる人材を確保し、それをマネジメントしていかなきやいけないんですね。そういった部分で、今の職員異動のあり方については、もっと透明性を反映していただきたいということと、長期視点で、非常に短期間での異動といった部分が散見されますので、そういった部分での改善はもっと必要かなと思っております。できましたら、この件について市長の見解を伺いたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（永田 章君） ちよつと待ってください。

○一四番（長野広美さん） 別に市長でなくても結構ですよ。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

お答えになるかどうかわかりませんが、職員の定数管理ですとか、管理職のマネジメント力の向上でありますとか、職員の適

正配置、これはまた総じて人事異動をどうやるかというようなことであろうかと思えます。それについては、日ごろからその現在の職場での仕事ぶりですとか、得意分野ですとか、適性ですとか、あるいはメンタルですとか、それぞれ配置をするためのいろんな要素があると思うんですけれども、それを組織力、ピラミッド型の一般職員がいて、係長がいて、課長がいて、副市長がいて、私がおるわけですけども、そういう情報を組織的に管理するといいますか、それは、例えば、どの職員をどこに置けば次はどうか、年次的にその職員それぞれの、何ていいますか、さっきの何でしたっけ、スキルアップとかそういう経験を積んで、いろんな総合力で仕事ができるような体制にというのが常に管理職、我々も考えなくてはいけないと思えます。基本はそういうことでありますけれども、それに沿って、担当の総務課長あたりのプランニングというようなものですね、説明するようにいたします。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明いたします。

基本的なお話は市長のおっしゃったとおりでございますけれども、なかなか人事異動というのは難しいものではございますけれども、その中にやっぱりルーラの的なものとか、考え方の整理をするというのはやっぱり大切なことなんだろうと思えます。そういった意味で、素案をつくる段階で、職員、私含め係長も含めなんですけれども、複数の人間が関与いたしましたして、素案的なものについては、なるべく客観的なものができるように努力をさせていただきますし、最近では複

数年度で素案的なものをつくることはいたしてございます。

で、透明性の問題なんですけども、なかなか人事情報というのは事前にというのはなかなか難しかったりするんですけども、とは申しましても、いろんな立場の人間、例えば、内側の政策担当課長というものがいたりしますけども、そういったところからの意見等を拾い上げることで、できるだけ、透明性とまではいきませんが、なるべく客観的なものをつくりたいというふうにマネジメントはいたしてございます。

以上です。

○一四番（長野広美さん） えとですね、確かに大変難しい、決して簡単に指標化されるものではございませんが、基本的に、実は、人事評価といった部分ですとか、キャリアデザインですとか、個々一人一人が生かされるということが一点。そういった基本ができてないですね、今言ったような透明性ですとか、この透明性というのは、なぜこの人がということではなく、一人一人が目指す方向がほかの職員にもわかる。それってとても大切なことだと思うんですね。この方はこういうことを得意とする。この分野のスペシャリストになるんだと。今回ですね、実は、人材育成の中で一つこれまでと変わってきているのは、オールマイティな従来の公務員に求められている能力と、昨今の専門的な知識を有して専門的なポジションで入るといった能力も、また一方でこれまで以上に求められてると考えますので、そういった多面的なことがわかりやすく、やはり

人事評価だったり、それから職員異動の中で、みんながある程度、あ、なるほどと思えるようなものを今後ですね、心がけていただきたいと思います。

この行財政改革のこの三つ目の管理職のマネジメントに、もう少しPDCAサイクルで行政評価的なものを取り入れてはと考えております。この平成三十年年度の施策マネジメントの中にも、確かに、実は、皆さんが言う組織力や職員力の向上、また計画的で効率的な行政運営の推進等という部分で、各課の取組みが評価として出されています。愕然とするんですけども、長期振興計画の各施策の目標達成率、これもまたですね、平成三十年度はこれまで以上に落ち込んでいる数字が示されております。計画の着実な推進という項目につきましても、同様に落ち込んでいるんですね。で、これは非常にある意味望ましいデータでありまして、自分たちの自己研さんをする、今後より改善していくために出された数字なんだろうと。

そういう部分で、このマネジメントシートそのものは非常に高く評価しておりますが、その中で、では、皆さんが、企画課長が説明いただいたように、情報を共有し、このマネジメント、管理職の皆さんが総合力としてですね、行政運営に当たるんだということについて、では、本当に十分に評価されて、今課題が十分に優先順位が共有されて、解決策に向けて進んでるんだろうかと。そういう部分でのそのものについての評価がですね、あったらですね、もう少し皆さんの課題整理、優先順位をつけるといった部分でわかり

やすすでできるんじゃないかなと考えまして、その部分を検討していただきたいと思いますが、企画課の課長のほうから答弁をお願いします。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

えーとですね、端的に申しまして、仕組みのほうはある程度構築がなされてるものだと認識してございます。ただ、残念なことに、御指摘のとおり、中身がまだ一致してない部分があるということも十分認識をするところでございまして、PDCAと申しますけれども、なかなかチェックの段階で、御指摘のとおり、課題はわかるんですけども、その背景となる要因までは深掘りができてなかったりとか、まだまだ精度を上げていく向上の余地というのはあるものだと十分認識をしております。

ただ、これまで十年以上にわたりましてつくり上げてきた仕組みでございます。それに新たに人事評価の仕組みというのも入ってきてございます。常に行政評価の仕組みにつきましては改善を続けてございます。行政評価をする、事務事業の振り返りとか、特に担当職員が一生懸命考えて上にボトムアップしてくるものでございます。そういう作業の負担というのも軽減しようという観点から、見直しを行ったとかしてございます。そういったものを受けて、いわゆる課長クラスで検討して、で、その結果をまたフィードバックするような仕組みというのをしっかりとつるつもりでございましてけども、一個一個、やっぱりそこで今申したようなちょっと不具合とい

うのも出てきておりますので、そういったところをちょっと改善、また考えてしっかりと取り組むようにしていきたいと思えます。

○一四番（長野広美さん） えとですね、改めまして振り返ると、

この行財政改革大綱の中の職員力、組織力というところの個々の職員のためにマネジメントの皆さんが抱えてる課題、そしてまた、組織力のためにマネジメントの皆さんが何を優先しなきゃいけないかといった部分で、何よりも実は人材育成が、私個人的にはですね、これまでも、そして今後ですね、優先順位が高いんだろうと。そういった課題が、今の体制で仕組みの中で、どうも上がってきてないんじゃないかというふうな、今回ですね、今年度の状況の中では特に思います。それが明確に出てきたのが、この振り返りシートだったんだろうと思います。

そういった部分では、改めて来年度に向けて、今後に向けてはですね、そのことをしっかりと検討していただきたいと思うんですが、その際に、やはり課内の一つの組織内での議論だけでは、基本的にはやはり限界があるという段階に来てるんだろうと思います。課長の答弁は、実は今年度だけではなく、昨年もその前も私伺ったように感じております。そういった部分ですね、いま一度改めて、本当にこの今の段階から次の段階に上がるために何が必要かといった部分では、しっかりと専門的な見地のある人がマネジメントの中にアドバイザーとして入ってもいいかもしれませんし、外部の評価もあるかもしれませんし、しっかりと取り組んでいただきたいと思えます。

よろしく願います。

続きまして、職員旅費の件についてお伺いしたいと思います。

通常本市においては、職員は、業務上の費用ですので、旅費については支給がされておりますが、この旅費規程なるものについても、今現状どのようなことで支払われているのか、時間の関係もありませんので、特徴的なことだけで結構ですので御紹介ください。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明いたします。

旅費に関しては、旅費の条例があるわけなんですけれども、その旅費の条例自体がですね、国家公務員の旅費法という法律がございまして、そちらのほうに準拠されて支給がされてございます。国のほうの旅費の考え方も、基本的には実費弁償という考え方なんですけれども、実費弁償の中には二種類ございまして、定額で支払う考え方と、証拠方式といまして領収書をちゃんと出せよというパターンですね。そういった二種類ございまして、基本的には、国に準じまして定額方式を用いる効果を優先してございます。一部証拠方式も取り入れてございますけれども、両方の複合ではございませうけれども、定額方式での支給となっております。

以上です。

○一四番（長野広美さん） えとですね、直近でこの旅費規程の変更、改定がなされたのはいつになりますか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 規程と申しますか、旅費の条例の改正、直近では平成二十八年の三月三十日であります。

○一四番（長野広美さん） ありがとうございます。この平成二十八年度以降、当然運賃等も変わりましたし、宿泊環境も大きく変わっておりますし、もう一点は、実は、インターネット等によって情報の取得が非常に容易になってきておりますので、皆さんのこれまでの職員旅費の規程といった部分については、私、今回ぜひですね、再度検討していただきたいという意味で質問しております。

まず一点目ですが、確かに国に準ずるといって御回答をいただきましたが、国の特徴として、割引制度を最大限に積極的に活用する、図るといって示されております。あともう一点、旅費の精算についても、領収書等の証拠書類が添付が求められています。で、また、私たち一般に市民とか団体がですね、行政の補助金を利用する際には、必ず領収書が求められます。実際の市の運用についてのどのようになっているか説明してください。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 基本的なもので、先ほど説明申し上げましたけれども、定額方式のほうが多いんですけども、例えば、高速船、ジェットfoilに乗るときとかですね、そういったときには領収書の添付が求められますので、領収書を添付いたします。それと、あと飛行機に乗るときですね。飛行機に乗るときには、実費のかかった領収書の添付を求めています。

以上です。

○一四番（長野広美さん） 私伺ったところ、鹿児島市に出張するという一つの事例として伺いましたが、高速船は実費ですね。



で、日当が日にちによって違いますが、一日当たり二千二百円。そしてまた、車賃というものが支払われ、これは長距離の、もしくは飛行機とかJ.Rの長距離の運賃とは別に、バスですとか地下鉄ですとかそういった部分に対応するという趣旨だというふうに伺いましたが、車賃が一律、これは自動的に二千円。そして、宿泊料も定額でありまして、九千八百円といった部分の積算根拠を説明いただきました。

そうしますと、実際、宿泊料も、それから車賃と言われている二千円程度、それからまた首都圏、都市部に行くところこれがまた加算されるようですが、こういった部分で、実際に領収書を求めない形で今支払われているんですね。その件についてお願いします。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明いたします。

実情ということよろしゅうございますか。

○一四番（長野広美さん） はい。

○総務課長（大瀬浩一郎君） はい。実際車賃のほうはですね、二千円ということで、通常の場合がそうです。で、甲地方、いわゆる都市部なんですけども、三千三百円の日当で支払いがされてございます。あと宿泊料なんですけども、この金額のほうはですね、国の法律のほうに準拠してございますので、そちらのほうから金額が来てございます。実際のところはそういった状況でございます。

○一四番（長野広美さん） 領収書の求めるとい部分についてはどの程度までやっておられますか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 先ほど説明申し上げました高速船の代金と航空運賃ですけども、その他特殊な出張がある場合には、求められるケースがあると承知してございます。

○一四番（長野広美さん） 一般的にはですね、皆さんあんまり領収書も添付しない形で、基本はこの職員旅費規程に基づいて金額が積算されているというふうに受けられます。まず、旅費のこの車賃と言われているものですね、実際、旅費規程は、業務に必要な出張について、実質かかった経費は全額、基本的に全額ですね、支給するのが当然ですし、国の位置付けでも、旅費規程は上限であり、基本的には最も経済的な、社会通念上、最も経済的だと思われるものを選びなさいという規程が入っています。

あと、それからもう一点、昨今はずね、先ほど申し上げましたとおり、実は、事具体的に、例えば、羽田空港から都心までどのようなルートで行けばどれだけかかるかというのは、非常に簡単に検索することができます。そういった部分でも、今支給されている車賃の金額が実質額とどれほど乖離しているかという部分は、承知していないというふうなことでよろしいですか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 正確なところという意味では、承知していないということになるんだろうと思いますけども、実感としてはまして、例えば、東京のほうに出張に行きますときに、實際上、交通経路があるんですけども、時間をはめますので、一番多いケースが国会周辺に行くケース、永田町に行くケースだろうと思うんで

すけども、種子島から東京行って、羽田着いて、モノレール乗りました。で、それから後、時間がありますので、通常はもうタクシーを飛ばすというのが通常です。で、複数件数ありますときには、やっぱりその間の移動というのはどうしてもタクシーにならざるを得ない。時間との関係上そうなります。そういったところで、そういった状況が出てきてるといふうなことは感じてございます。

以上です。

○一四番（長野広美さん） 今課長が答弁いただいた部分は、タクシーを使ったりとか時間の制約ある中では、もしかすると、この車賃と言われているもの以上に、実は、実際かかるといふことも当然想定されるわけですね。で、その実態も当然ありますので、今の旅費規程そのものが今の時代の状況に合ってるのか、そういった部分で、いま一度この内容をですね、しっかりと精査していただきたいというのが今回の質問の趣旨ですので、よろしく願っています。

次の質問に移ります。

この旅費規程の中で、申しわけございませんが、市長がですね、私たち職員、もしくは議会の中でも最も旅費、出張が多いという方だという意味で、一応ですね、参考のために、昨年度出張回数、旅費の支給額等について説明をお願いいたします。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 平成三十年度は、回数で三十八回、金額で二百二十万八千二百四十円です。

以上です。

○一四番（長野広美さん） もちろんこれには、昨年度、ポルトガルへの海外出張は含まれていないということでもよろしいですか。はい、わかりました。

二百二十万円相当の超える金額ですけれども、ぜひですね、実額に合った形をできる限りやはり市民に説明できるように形で、今後もしっかりこの旅費規程の内容については検討していただきたいと思えます。

次の質問に移ります。

第六次長期振興計画については既に示されているわけですから、来年度以降の計画の変更がこの間説明されました。その内容について、二つほど確認という意味でお伺いしたいと思います。

まず、水産振興についてです。水産資源の回復、それから、これは種や苗といった意味でしょうか、稚貝放流ですが、サメの被害の軽減等でですね、水産振興のための漁場環境整備事業というものが毎年取り組まれております。その取組状況、また今回ですね、改定された部分に、その成果指標の内容が変更されましたので、それについて説明お願いします。

〔農林水産課長 中野賢二君〕

○農林水産課長（中野賢二君） お答えします。

漁場環境整備施策における具体的な取組内容でありますけれども、十一月二十五日時点で、稚貝放流一回、ウニの駆除二十回、サメの

団体駆除六回、藻場造成追跡調査が六回、イカの産卵床調査等が四回、あとその他、漁業監視や新しい漁法への取組みも離島漁業再生支援事業にて実施しております。あわせて、種子島のさかな魅力発見事業の市単独助成として、有害水産動物駆除、サメの個人駆除でございますが、これを実施しております、捕獲頭数が百八十四頭、住吉沖、田之脇沖でその八割程度が漁獲されておるところでございます。

新たな成果指標として、協定対象漁業世帯数を設定した理由でありますけれども、昨年度まで指標でありました漁獲量は、種子島漁業協同組合の業務報告書におきまして、西之表市及び中種子町が一くくりになっておりまして、漁協のシステム変更により集計が容易でなくなったことが背景にございます。漁場環境整備施策における主たる事務事業として離島漁業再生支援事業を実施しておりますけれども、例年、取組内容が固定化されてきている状況にあります。成果指標として設定しにくく、高齢化や組合員数の減少、マンパワー不足が原因として考えられております。このため、漁業世帯と集落活動に賛同する地域住民が集落協定を結び、計画期間を通じて漁業再生活動を行う活動が交付金の対象とされております。水産業における関係人口を増やし、漁業世帯の確保と漁業所得の維持・向上が一つの目的でもあることから、漁場環境整備への取組みを行う協定対象漁業世帯数を指標とさせていただいたところでございます。

以上です。

○一四番（長野広美さん） 改めてお伺いしたいのが、今回示されている協定対象漁業世帯なんですけど、これはいわゆる組合員、準組合員の方たち以外の方たちも含まれるということですか。

○農林水産課長（中野賢二君） 組合員以外は含まれておりません。以上です。

○一四番（長野広美さん） そうすると、実質、今現在の漁協の全組合員の数がここに示されてる数と、百八十六ということでしょうか。

○農林水産課長（中野賢二君） 全組合員というわけではございません。組合員というのは、正組合員と準組合員がおりまして、その中で年間九十日以上操業しての方が正組合員でありまして、準組合員の方は、漁協のほうに入会金という形で一定金額納めれば準組合員となれますけれども、この中で、現在この事業を行ってのが五つの漁業集落がありまして、その中に参加して活動してる方が五つということなんです。で、この中に含まれていない方も実際おりますので、全員の組合員数がイコールということではないんですけれども、この挙がっている数字は漁業の組合員ではありません。

○一四番（長野広美さん） そうしますと、正組合員、準組合員の対象の方たちがまず前提であり、この協定の組合員数が加算されて、五つのグループのトータルが今現在百八十六ということでしょうか。そうですね。そのように受けとめたんですけど、それでよろしいですね。はい、わかりました。はい。

それです、一つはですね、システムの変更ということなんですが、漁場環境整備事業というのは、今課長が説明いただいたように、非常に多岐にわたり、組合員の皆さんがその地域地域で取り組まれており、その取り組みが成果がですね、直接この世帯数に反映すると。一つ一つの取り組みが世帯数の増減に反映するという意味の指数だとしたら、少しですね、乖離があるというふうに感じる場所です。

サメの駆除をしたから世帯数、関係者が増えるというよりは、直接、例えば、サメの駆除をしたり、産卵場の確認をしたりといった部分であれば、一つは提案なんですけれども、その協定してる組合員の皆さんのアンケートを実施し、この漁場環境が整備事業をやった成果としてよくなったのか悪くなったのかということのも一つの指標です。それは具体的にサメの数が減ったからよくなったと思うわけではなく、結構人の気持ちですので、当然流動性あるかもしれませんけど、一つの指標としてですね、具体的にその取り組みの成果として、そして今後、環境整備のためにどのような取り組みが必要かといった部分もあわせて、もう少し個々のこの協定対象の世帯の皆さんの声を反映していくというのも一つの考え方かと思えます。

また、課長の説明では、漁獲量等漁協のシステムの変更という部分が説明されましたけど、確かに漁協のほうではシステムの変更という回答をいただきましたが、ただ、西之表地区の漁獲量を特別に拾うことは可能だということもまた説明を受けましたので、本当に

今後ですね、今大変厳しい漁業環境にあつて、毎年毎年私たち、一定程度の税金を使って環境整備をやってるわけですね。その成果を具体的に、今年はやかったので来年はもっとしようといった部分の動向がしっかりと把握できるといった部分を、ぜひもう一つ検討していただきたい。

今、今回示されたのはトータルで、環境整備だけではなく、魚価が上がりました、今年はやった、いろんなものがトータルに入ったときに、この協定の対象の世帯数は動くんだろうと。これだけがその指標という部分ではですね、なかなか難しい、分析をするには難しいところもありますので、ぜひ検討していただきたいと思えます。それは要望としてお願いします。

あと、もう一点、旧上妻家住宅の計画についてお伺いしたいと思います。

こちらの住宅等につきましては、住宅の大変古いものでしたので、修繕整備というものが二〇一九年度からもう既に始まっております。そして、新たな来年度以降の事業として、二〇二〇年度までに約七千万円ほどの事業計画が今回改めて示されました。その主な事業とそれから、それを利用するという活用についても御説明いただきたいと思います。お願いします。

〔社会教育課長 中里千秋君〕

○社会教育課長（中里千秋君） 答えいたします。

今御質問ありました件につきましては、第六次の長期振興計画の

中で位置付けられております。老朽化によりまして、文化庁からの助言・指導で、まずは地震に対する住宅の安全性を確保する基準を満たしているのかどうかという診断が必要であるとのことから、来年度その診断を実施することにしておりまして、その事業費を四百六十二万円と見込んでいます。なお、その後の安全性が確保された後、住宅の屋根の全面改修を考えているところでございます。そのほかの修繕についても年次的に行いながら、一般公開に努めていきたいと思っております。

以上です。

○一四番（長野広美さん） ありがとうございます。今教育委員会のほうからは、安全の確保と、それから、順次、財産の価値を高めるといった部分で計画が示されたものと思いますが、今後ですね、これは経済観光課の中でも、文化・歴史的資源活用について、その方向性を持っておられますので、今後、この旧上妻家住宅についてどのように検討されているのか御説明をお願いします。

〔経済観光課長 岩下栄一君〕

○経済観光課長（岩下栄一君） 経済観光課の中でも、今港町再生というところで、事務局は経済観光課が持ちまして、全庁的に今実施計画のほうを今年度つくることになっております。その中の一つとして、歴史的な資源も活用しながらということもありません。今横断的に関係する課と連携をとっております。今後の市街地におけるその歴史的な部分の価値としては、上妻家住宅のほうも位置

付けて今後まいりたいというふうに思っております。

○議長（永田 章君） 市長、いいですか。いいですか。

○一四番（長野広美さん） ちょっともう一回、すみません。それを聞いてから。

今課長が御説明いただいた部分は、総体して港町再生は当然市の政策として示されておりますが、具体的な基本計画等もこれからというふうに受けとめておりますし、一方で、旧上妻家住宅の整備につきましては、ある意味着々と、七千万円を投じて屋根の修繕も含めて今後計画はされてるわけですね。であれば、市長にこれを伺いたいんですが、本来、本市のこの長期振興計画の中で、実はとても大事な政策であり、その活用についても、具体的にここが中心となるような見せ場といいますか、活用といった部分は当然視野に入れて、この計画が二〇二〇年まで組まれているのではないかと想像定だったんですが、いかがですか。

○議長（永田 章君） わかります。

○一四番（長野広美さん） わからない。じゃ、もう一回いいですか。

○議長（永田 章君） じゃ、長野議員、もう一度。

○一四番（長野広美さん） いや、どのように旧上妻家住宅をまちづくり再生とあわせた中で位置付けておられるんですか。

○市長（八板俊輔君） お答えします。

先ほど経済観光課長から答弁があった中で、港町再生計画に組み込んで考えていくということだと思いますけれども、そういう話じやないですか。

○一四番（長野広美さん） どうぞどうぞ。

○市長（八板俊輔君） いや、それで、例えば、今のその上妻家住宅のまず資料ですとか、それから、建物のそのものの改修ですとか、トータルにそれを今後、まちづくりの歴史的・文化的な資源を活用すると。活用して観光等に利用していく中でですね、その中で、先ほど申し上げたように、屋根の改修等をですね、年次的に組んでいるわけでありまして。

ちよつと答えになってないかもしれませんが、ちよつと御質問の趣旨がですね、ちよつと。端的にもう一回お願いできますでしょうか。

○一四番（長野広美さん） えーとですね、私たち、長期振興計画に基づいて、事業というのはバランスよく行われているんですね、行政運営という部分で。で、その大事な長期振興計画の中に、観光資源といえますか、観光をしっかり位置付けて、観光・交流の振興とあります。その観光と振興の中に、旧上妻邸住宅を入れた長期振興計画は示されていないんです、今の時点で。

文言として、今答弁をいただきましたように、まちづくりですとか大きな傘の中では当然連携は理解できますが、これほど具体的に事業費を組んだ事業計画の中で、西之表市は大変重要な鉄砲館があ

ります。月窓亭も非常に評価が高いです。これに、今港町再生の事業を方向として検討しているという説明しかありませんが、それも基本的には連携するものではありませんか。そういった部分で、この長期振興計画の中に、本来もつと早く、少なくとも基本計画ですよ、活用の、そういった部分は示していただきたいと思うんです。そういう理由説明はいただけませんか。

○企画課長（森 真樹君） 総合計画の話ですので私もかかわっておりませんが、基本的にですね、予算につきましては、社会教育課長からございました計画につきましては、長期振興計画の実施計画のレベルでの話でございます。いわゆる長期振興計画に基づく計画であるということは御認識いただけたらと思います。で、その中の分野としまして、芸術文化・文化財保護の充実という分野で予算は組まれているというところで。これは月窓亭であったり、あるいは鉄砲館の事業であったり、予算の組み方としてはそちらで出てくる。ただ、実際の具体的な観光・交流の振興の事業を進めるに当たりましては、全体幅広く、歴史・文化の財産につきましては、観光資源と捉えて取組みを進めているということでございますので、一概に冊子に記載がないからといって取り組んでいないという、そういうわけではないというところで。

○一四番（長野広美さん） わかりました。

いえ、私の質問はですね、記載がないから長期振興計画に合わないというそういう趣旨では全然ございませんで、まさに今課長から

答弁いただいたように、観光資源の位置付け、複合的な位置付け、そういった部分を当然必要とされることですので、この事業を遂行する後に、一体市はどのようにに活用するのかと。それは今もう既に課長が答弁いただいたように、検討は始まっていますとおっしゃいました。どういう方向で検討するのかといった部分については、それは多くの人の意見も必要ですし、議会についても当然意見を求めていただいても結構だと思いますし、そういった部分の話し合う筋道がですね、この長期振興計画の中には見当たらないという意味で伺いました。そういった部分で、早急にですね、この旧上妻家住宅の改修と同時に、利活用といった部分は、もう一つの柱としてですね、今後できるだけ早い時期に検討していただきたいと思いません。

次の質問に参ります。

ここで、すいません、体育館の施設の安全管理について伺います。先日、市民が市民体育館の玄関の階段で、正面玄関です、転倒し、実際この方は教週間仕事を休むというけがをされました。その後、私の目の前ですね、高校生の修学旅行生がバランスを崩して、あわや転倒というようなことが起こりました。安全対策が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○社会教育課長（中里千秋君） 答えいたします。

市民体育館の玄関前の段差といいますか、階段の安全対策についてというところでですけども、今のところ、事故等ですね、直接的

な報告は確認はしておりません。しかしながら、利用者の安全確保について最大限配慮することとしまして、より安全性が確保できるように検討していきたいと思っております。

以上です。

○一四番（長野広美さん） えーとですね、今申し上げたとおり、実際にここだけがされたんですね。課長は全く知らなかったと。それも少し問題があるかもしれませんね。

で、もう一点、なぜここで転倒が起こったのかということ、私も現場を確認してみましたが、段差が結構小さいですね。あと、床がモザイク状のタイルが張られているので、やはり視覚的にもちょっと階段があるというふうに見えにくい。そういったことが原因になってるのかなど。それから、決して長い階段じゃありませんので、本当に数段だけなので、そういった部分でも、普通歩いてる方たちがつい不注意でということになるかと思えます。

そこで、提案はですね、手すりをつけていただければ。それも真ん中に一本。両サイドであると、結構両サイドつくらなきゃいけないかもしれませんけど、真ん中に一つだけ。あれかなりの幅広です。で、真ん中に一つだけ手すりがつけばですね、それは、あ、ここに階段があるというのも一目瞭然ですし、経費的にもすぐに対応できるんじゃないかなと思います。で、速やかにですね、こういった部分で、実際けがをされた方がいらっしやいますので。

で、本来これは経済観光課長からこの件については報告すべき案

件だったと思いますが、グリーンツーリズムの関係だけがをされましたので、それが報告が行かないというのは、やはりちよつと問題かなと思います。今ありましたように、実は、この体育館の窓口の担当の方にも事故はありませんかと伺いましたら、特にありませんと答えられました。で、今の状態ですと、組織的な仕組みとしてですね、何か不具合があったり、特に安全管理といった部分で、この情報が上がりにくくなってきているのではないかと。マネジメンツのレベルですね。というのが一点あります。

それと、あと課長にお伺いしたいんですが、かつてですね、議会で、あそこの体育館の同じ階段の部分の問題だという内容の一般質問をされた方がいます。この件については課長は御存じですか。

○社会教育課長（中里千秋君） たしか正面玄関ではなくて、横のほうの入り口からスロープがあつて、そこから障がい者のある方については出入りをお願いしますということの御質問だったと思います。

以上です。

○一四番（長野広美さん） なるほど。はい、わかりました。

いずれにしましても、事故があつたときに速やかに情報が共有されたりとかという部分は、全ての公的施設では当然必要とされることですので、できましたら報告のフォーマットをですね、どっかしつかりつくつて、で、しかも、そのフォーマットが課内に残るのであれば、当然それは、その年度にできなかったとしても、引き継ぎ

事業として残っていきますよね。そういった部分の安全管理といった部分を検討していただきたいと思いますが、これはどなたか回答いただけますか。

「教育長 大平和男君」

○教育長（大平和男君） 今お話にあつた事故が起きたということ、それは窓口の方に申告がなかったとか、そういう形で把握ができなかったのかもしれない。ちよつと実情はわかりませんが、いずれにしても、私どもとしては、いろんな形でそういった危険性とか事故の有無というのは把握しなければなりませんので、今おっしゃつたような形で、さらに一層その事故の把握に努めたいと思いますし、階段についても、段差を低くして、ある程度幅を広げてということと安全面に配慮したつもりが、逆に気づかないという形で危険性を持つてしまったとかいうこともあるかもしれません。ですから、今御指導いただいたことを含めて、いろんなところで検討していきたいと考えております。

○一四番（長野広美さん） よろしくお願いいたします。

最後の地域支援についてお伺いしたいと思います。

この質問の背景はですね、大字地区の人口減少が歯どめがかかつておりません。本市は移住・定住促進事業を行つており、特に大字地区を重点的に強化した対策を今までもとつてきていただいているところですが、しかし、なかなか現状厳しい状況にありますので、移住促進の空き家バンクについて、昨年の実績ですと、市街地周辺が



多数を占めてるといふ結果を伺いましたので、大字地区への拡大の対応についてお伺いしたいと思います。

〔地域支援課長 松元明和君〕

○地域支援課長（松元明和君） お答えいたします。

本市では、今後の人口減少に伴う空き家増加を踏まえまして、空き家の利活用を考慮しておりまして、平成二十八年度に市内全域の空き家調査を実施し、その後の追跡調査や個別の意思確認で空き家バンクへの登録を促しているところでございます。その結果、現時点で四十三戸の空き家バンク登録があります。榕城校区と下西校区を除く大字地区の登録件数は十六件となっております。

この空き家バンクの情報につきましては、本市の専用ホームページで紹介しております。閲覧件数も平成三十年四月以降で四万五千件ほど伸びており、累計で五万一千件ほどとなっております。

このことから、本市への移住希望者や市内での住居を探している方々にも広く発信ができていられるものと考えているところであります。

今後大字地区も含め、市全体の空き家バンク登録件数を増やしていく、移住希望者等への情報提供に努めてまいります。

○一四番（長野広美さん） えっとですね、反響が非常によかったというふうに向っておりますが、私が今回あえてお伺いしたかったのが、この人口減少著しい大字地区についての対応について特に伺いしたいと思います。課長の認識では、住宅不足といった部分ほどの程度というふうに向ってらっしゃるのでしょうか。

○地域支援課長（松元明和君） このことにつきましては、前提として、まず、民間における建築・不動産事業としての住宅取得度、あとは賃貸、それから、公営住宅法に基づく市営住宅を基本としているというふうに向っているとございます。

これとは別に、今御質問にありました大字地区への空き家バンク事業の推進につきましては、住宅不足そのものにつきましては、全国的な空き家問題でもわかりますとおり、人口減少に伴って空き家も増えていることから、住宅そのものは不足しておらず、空き家の再利用が進まないことが課題だと認識をしております。

空き家バンク推進についての取組みにつきましては、現在の空き家バンク登録件数四十三戸をさらに増やすべく、市民への班回覧チラシでの募集ですとか、あと校区長への情報提供依頼、それから、不動産事業者との連携による情報収集を行っております。また、今年度から着任した住宅定住担当の地域おこし協力隊ですとか、各校区に配属されている協力隊、集落支援員とも連携をとりながら、所有者と直接交渉をしながらですね、登録拡大に向けているところでございます。

以上です。

○一四番（長野広美さん） ぜひですね、今後、特に大字地区、やはり移住・定住の一番大きなネックになるのがこの住宅問題です。今いろいろと取組みの強化をということで御説明いただきましたけれども、事実、今現在、課長がお答えいただいたように、四十四件

中、大字地区は十六件です。この実態がありますので、少しでもやはり大字地区への利用を促進するように協力をお願いいたします。

山村留学についても、実はですね、この大字地区にとっては、この小規模校の自然の充実とともに、親子留学ですとか、大切な政策の一つだと位置付けております。この現時点で、大字地区、小規模校について、この山村留学等の件数を増やすために課題がどこら辺にあるのか、あともう一点、来年度の見込み数等についても含めて御説明お願いします。

〔学校教育課長 内 健史君〕

○学校教育課長（内 健史君） お答えします。

議員のおっしゃるとおり、山村留学が本市の小規模校の存続、活性化にとって不可欠な事業であり、地域の活性化にも極めて重要な意味を持っていることは、私どもとしても認識しているところです。

親子留学については、本年度から受入れを開始しましたが、国上小学校区において、一家庭、小学生二人の留学生を受け入れております。親子留学に対しては、児童一人当たり四万円の補助を行うとともに、教職員住宅を提供し、クーラー、冷蔵庫、洗濯機、テレビ、ガスコンロの家電製品を整えております。なお、家賃と家電使用料は本人に負担していただいております。

今後、この親子留学については拡充していく考えでございますが、そのためには、応募者の確保や受入住宅の整備等が課題になるうかと思えます。教育委員会としましても、市ホームページによるPR

や全国の図書館等へのポスター発送等、応募者の確保に向けてより一層広報活動を行うとともに、受入住宅の整備についても、関係課と連携しながら条件整備を進めてまいりたいと思えます。ちなみに、来年度の受入目標数は三件としております。

以上でございます。

○一四番（長野広美さん） 地元の評価としては、子どもさん一人よりも親子留学が受け入れやすいというふうな声を聞いております。そこで、地域ごとに、校区ごとに、実は住宅事情等も変わりますし、そういった部分で、校区ごとの課題を整理していただくとか、事前に希望とかアンケートをとっていただくとか、もう少しきめ細かな対応で、その三件の目標を超えるぐらいの結果に結びついていただきたいなど希望いたしますので、よろしく願いいたします。

最後に、もう当然市長は御存じだろうと思えますが、今年十月末の西之表市の人口は御存じでしょうか。人口は一万五千二百二名でした。実はこれ、前年に比べますと、わずか三十四名の減少です。近年、私たちは年間二百人から三百人の人口減少を毎年繰り返してまいりました。このようにですね、やはりさまざまな複合的な成果でこのような状況だろうと、うれしく思っております。これからも皆さんよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（永田 章君） 自席にお願いします。

ただいまの長野広美さんの質問をもって、本日の日程は全て終了

いたしました。

△日程報告

○議長（永田 章君） あす三日は午前十時から本会議を開きます。  
日程は市政に対する一般質問です。

△散 会

○議長（永田 章君） 本日はこれにて散会いたします。  
御苦労さまでした。

午後四時五十一分散会

本  
会  
議  
第  
三  
号  
（  
十  
二  
月  
三  
日  
）

本会議第三号（十二月三日）（火）

◎出席議員（十五名）

一番 下川和博君  
二番 小倉初男君  
三番 竹下秀樹君  
四番 永田章君  
五番 木原幸四君  
六番 川村孝則君  
七番 和田香穂里さん  
八番 河本幸男君  
九番 鮫島市憲君  
一番 田添辰郎君  
二番 生田直弘君  
三番 橋口好文君  
四番 長野広美さん  
五番 渡辺道大君  
一六番 橋口美幸さん

◎欠席議員（一名）

一〇番 中野周君

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市長	八板俊輔君
副市長	中野哲男君
教育長	大平和男君
会計管理者兼 会計課長	毛井文子さん
総務課長兼 選管書記長	大瀬浩一郎君
企画課長	森真樹君
市民生活課長	川畑利昭君
財産監理課長	奥村裕昭君
地域支援課長	松元明和君
税務課長	長吉輝久君
健康保険課長	長野望君
高齢者支援課長	下川昭代さん
経済観光課長	岩下栄一君

◎議会議務局職員出席者

農林水産課長	中野賢二君
建設課長	古田一男君
水道課長	上妻敏男君
福祉事務所長	下川法男君
農委事務局長	園田博己君
監査事務局長	河内時久君
教委総務課長兼	吉田孝一君
学校給食センター所長	
学校教育課長	内健史君
社会教育課長	中里千秋君
局長	松下成悟君
次長	古市善哉君
書記	中島恵さん
書記	小園啓太君

令和元年十二月三日午前十時開議

△開議

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程第三号のとおりであります。

なお、質問は簡潔にしてルールを遵守し、また、当局の答弁につきましては、質問は簡潔に要点を絞って行われるよう、議会運営に対する御協力をあらかじめお願いを申し上げます。

議事日程（第三号）

日程第一 一般質問

一五番 渡辺 道大 議員

一六番 橋口 美幸 議員

一一番 田添 辰郎 議員

日程第二 議案第四〇号 西之表市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

日程第三 議案第四一号 西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第四 議案第四二号 令和元年度西之表市一般会計補正予算（第四号）

日程第五 議案第四三号 令和元年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第四号）

日程第六 議案第四四号 令和元年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第四号）

日程第七 議案第四五号 令和元年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第四号）

日程第八 議案第四六号 令和元年度西之表市水道事業会計補正予算（第四号）

△一般質問

○議長（永田 章君） それでは、日程第一、一般質問を行います。

発言は、別紙一般質問通告書の発言順により行います。

順次、質問を許可いたします。

初めに、渡辺道大君の発言を許可いたします。

「一五番 渡辺道大君登壇」

○一五番（渡辺道大君） おはようございます。

通告に従いまして一般質問を行います。

全国全ての自治体で実施をされております子ども医療費の助成制度の拡充が年々進んでおります。本市においても、十八歳までの医療費が無料となっております。

厚生労働省の二〇一八年度の調査では、高校卒業まで助成をしている市区町村は、通院と入院ともに全体の三割を突破し、中学卒業までと合わせると、通院も入院も約九割に達しているようです。そのような中で、自治体間の格差を解消するため、国に全国一律の助成制度の創設を求める動きが続いております。

また、厚生労働省が八月発表した調査結果では、二〇一八年四月一日現在、都道府県の五割が通院時に、同四割が入院時に就学前までの医療費の助成を実施しております。

都道府県分に乗せする形で高校卒業まで助成をしている市区町村は、通院と入院のどちらも三割を超えており、中学生卒業まで合わせると、通院は八八・九%を占める千五百四十八市区町村で、入院は九五・八%の千六百六十八市区町村に広がっております。

この十年間で見ても、助成制度は大きく前進をし、お金の心配なく子どもが必要な医療を受けられるようにと粘り強い保護者らの住民運動が大きな力となっております。

また、昨年十月から、本市において、乳幼児の非課税世帯を対象に子ども医療費の窓口無料化、いわゆる現物給付が実施をされております。昨年同時期に、本市での対象者が九十五名で、受給証の切替手続に九十一名が手続を終え、残り四名が現物給付ではなく従来の償還払いを選択していることでありました。

まず初めに、本市における子ども医療費の窓口無料化の実績と評価について質問をいたします。

以下は質問者席より行います。

〔福祉事務所長 下川法男君〕

○福祉事務所長（下川法男君） 子ども医療費の現物給付方式による窓口での自己負担無料化について御説明をいたします。

初めに、子ども医療費の助成についてですが、議員から御案内もありませんとおおり、本市においては、平成二十九年十月一日診療分から、子ども医療費助成の対象年齢を十五歳から十八歳に拡大したところとあります。

また、現物給付方式による窓口での自己負担無料化については、平成三十年十月一日診療分から、住民税非課税世帯の未就学児を対象にして、県の動向に合わせて実施をしたところとあります。

平成三十年度における子ども医療費の支払い状況については、全体で件数が一万八千六百五十四件、支払い額が三千六百六十七万三千三百二十円、うち未就学児分として、件数が九千三百七十一件、支払い額が一千五百六十四万七千七百七十三円、このうち現物給付分は、平成三十年十二月から平成三十一年三月までの支払い分として、件数が三百二十四件、支払い額が六十四万三千五百二十六円となっております。

今年度九月までの支払い状況で同様の比較をいたしますと、全体で件数が九千八件、支払い額が一千六百四十八万三千六百五十六円、このうち未就学児分で、件数が四千四百二十七件、支払い額が七百三十一万七百一十一円、このうち現物給付分として、件数が二百五十



一件、支払い額が八十八万二千三百八十八円となっております。

経済的な理由により受診を控えることによる症状の重篤化を防ぐため、今後も制度の周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

説明は以上です。

○一五番（渡辺道大君） ありがとうございます。

件数のほうが三百二十四件から二百五十一件と減っているのに対して、支払いのほうは六十四万円から八十八万円というふうになっているというような金額的な実績を今いただいたんですけれども、県の乳幼児医療費助成事業補助金交付要綱に基づく補助金の支給対象、医療費の二分の一が県が補助をすることが大きな要因となって、乳幼児の非課税世帯を対象にこの現物給付が行われたとの経緯は、前回、所長のほうからも答弁がありました。

また、平成二十八年の六月の閣議決定をされたニッポン一億総活躍プランに係る一連の見直しに基づいて、平成三十年度の四月から地方公共団体が独自に行う子ども医療費助成に係る国民健康保険の減額調整措置を行わないという取扱いというのも決定がされたと。

これを受けて、県としても、以前から検討しておりました現物給付について、対象としている乳幼児のうち非課税世帯について、昨年十月からですね、導入することをして、それを受ける形で、本市でも同じ条件で現物給付をスタートをしたとのでありますけれども。

さらに、本市としては、全ての対象者の現物給付化を望むという声が強いと考えているとのことで、二〇一七年度五月に県が行った住民税非課税世帯の未就学児を対象とした新たな医療費助成制度に係る意見照会に対しても、非課税世帯だけでなく全ての世帯を対象にしてほしいとの旨の要望を出したということについては所長からも答弁があつて、大変重要なことと思われまます。

県知事ですね、非課税世帯の乳幼児が対象の子ども医療費窓口無料化を住民税非課税世帯の小中高生にも対象を広げる意向を表明しており、ただ、知事の公約では、子ども医療費助成の窓口での一時払いを完全にゼロにするというのも公約ではしっかりと掲げております。

県議会ではですね、子育て・高齢者支援総括監はですね、子どもたちの健やかな成長のためには、医療機関の受診を控えることなどで病気が重篤化することがあつてはならないと考えていると述べた上で、まず初めに、一番目として自主財源が乏しい脆弱な財政構造、二番目に扶助費が増加傾向にある、三番目に公債費の高水準推移見込みといった厳しい財政状況を挙げて、医療機関等での窓口負担ゼロの対象を、これまでの未就学児に加えて、新たに住民税非課税の高校生まで加えたいということも考えているとの説明も県議会においてされております。

このようにですね、県は、非課税世帯については高校卒業までの対象を窓口無料化を検討しているようですけれども、本市において

はどのように考えているかお答えをいただきたいと思えます。

○福祉事務所長（下川法男君） 子ども医療費の現物給付方式による窓口での自己負担無料化に係る県の対象範囲拡大について御説明をいたします。

議員からありましたとおり、さきの県議会において、当該窓口での自己負担無料化を住民税非課税世帯の小中高生まで広げる意向が県知事から示されました。今後、県の有識者懇談会等の議論を経て具体的な検討がなされるものと存じます。

現在のところ、時期等も含めて県からの情報は示されていないところでございます。

本市としては、医療費助成の対象を高校まで既に拡大しており、かつ乳幼児までの現物給付もスムーズに導入できているところから、議論されている窓口での自己負担無料化に係る対象範囲の拡大についても十分に対応できるというふうに考えております。

今後、情報収集に努めながら、制度の変化にしっかりと対応するとともに、市民の皆様にご周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

○一五番（渡辺道大君） その補助金の問題、財政の問題が一番大きいのではないかなというふうにして思われるんですけども、県からの説明でも、この現物給付の対象を市町村が独自に課税世帯まで拡大した場合には、非課税世帯分を含めた全額の補助の対象をしないというような内容にもなっていますし、これについて、課税世

帯の拡大というのは、現物給付の波及により増加した分を県が補助金支給の関係で知ることが必要であることと、またこの年齢の拡大については、国民健康保険の減額調整措置の対象となっているというところで、やはりその補助の対象から外すという、やっぱりこの県と国との姿勢というのは改善が必要だというふうにして考えます。

この子ども医療費の無料化についても、各自治体の努力がある一方で国に助成がないということが言われて、そのために助成対象年齢の違いなどに格差が生まれるなどということも報告がされております。

通院時にですね、窓口での一部負担がない市町村は六二・六%を占めて、あるというのは三七・四%、通院助成に保護者の所得制限がない市町村は八五・八%を占めて、あるというのは一四・二%となっているようです。

これについて、全国知事会や全国市長会が、少子化対策の抜本強化などを訴えて、国が全国一律の子ども医療費助成制度をつくるよう再三提起をしているようですけれども、国は、逆に、小学生以上の窓口無料化を行う自治体にペナルティーを科すと、そういった措置を続けており、全国知事会などはこの廃止を求めているとのことでもあります。

また、市長もですね、この問題について、人口減少が続いている本市において、子育てしやすい環境をつくるということが非常に重要な課題となっていると、その改善のためにはいろいろ努力をして

いかならないといけないと考えておりますけれども、対象の範囲の拡大については、国、県の制度や財源と関連をしてるので、今後もある機会を捉えて国それから県への要望を、対象拡大等についての改善について要望を続けていきたいと、前回の答弁もあります。

前述の、先ほど述べた、高校生まで窓口無料化を対象の拡大というのにはなかなか行かないのかもしれないんですけども、非課税世帯ではない小学生まで、あるいは中学生までと、段階を踏んだ医療費の窓口無料化の対象を独自で拡大していくこと。他県ではですね、自治体が独自で進めると、県が後押しをして、周辺自治体でも実施していくとの報告も聞かれております。

財源という大きな問題、ありますけれども、この対象の拡大をですね、本市独自で考えていく必要があるんじゃないかなと思いますけれども、この項目について、最後、市長に答弁を求めます。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

議員御指摘のように、この現物給付方式、いわゆる窓口無料化のところはですね、非常に要望の強いところでもありまして、先ほど来議員も御紹介のように、市長会でもですね、県市長会、全国市長会を通じて、その拡大については要望を続けているところでありま

す。  
財源ということもありますので、いろいろ慎重なところが続いているわけですけれども、子育てしやすいまちづくりのためにですね、

今後とも、対象範囲の拡大については、県への働きかけ、その他を続けながらですね、費用負担や他の自治体の動向も踏まえつつ検討を続けてまいりたいと考えております。

以上です。

○一五番（渡辺道大君） ぜひですね、実現に向けて継続して取り組んでいただきたいなというふうにして思います。

それで、次の質問に入りたいと思います。

市長の所信表明にもありましたように、今年台風等による災害が少なかったこともあり、さとうきびの平均反収が六千六百六十八キログラムというのを見込み、回復の傾向にあるとのことですけども、やはりそれでも、さとうきびについては、前年の実績等もある中で、依然、生産農家の大変さというものがあるかと思われま

す。そこでですね、農業資材の補助についてですけども、土の中の微生物によって水と炭酸ガスに分解するマルチ、そのマルチを除去する必要がないことから、廃棄に係る労力と経費の削減に有効な資材として注目を集めている生分解性マルチというものがあります。

また、この生分解性マルチは、収穫後、そのまま土の中にすき込むことができる。これによって環境への負荷が格段に小さくなるというふうにして言われておりますけれども、この生分解性マルチの特性や効果について、担当課ではどのように評価をしておか

答えをいただきたいと思えます。  
〔農林水産課長 中野賢二君〕



においても、処理料や本土への搬出料金の一部を助成を行っておる  
ところ です。

世界的な情勢を見ましても、廃プラスチック類の処理料金につき  
ましてはさらなる高騰が懸念されておりますため、市といたしまし  
ても、生分解性マルチの普及を前向きに検討しておるところです。

また、さとうきびの生分解性マルチにつきましては開発中であり  
まして、新光糖業、種子屋久農協がメーカーと連携して製品化に向  
けて取り組んでおるところです。

今後の普及を図るために、関係機関や団体と連携しながら、購入  
費の一部助成などの検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

○一五番（渡辺道大君） 今課長からもあつたんですけれども、私  
もですね、五月十三日付けのこの日本農業新聞では、有害廃棄物の  
輸出を制限するというバーゼル条約ですかね、締約国会議で、汚れ  
た廃プラスチックを規制対象に加える改正条約を採択したようであ  
ります。

このバーゼル条約というのは、締約国に対して、有害廃棄物を原  
則国内で処理をして、輸出する際は相手国の同意を得ることなどを  
義務づけるということでありまして、日本は、この廃プラスチック  
のうち、飲み残しの入ったペットボトルや食べ物汚れが付着したプ  
ラスチック容器と土のついたビニールシートなどを規制対象に加え  
るといふことを提案しているようです。

環境省によると、二〇一七年にですね、日本で出た廃プラスチッ  
クは約九百万トン、このうち約百四十万トンが資源として輸出をさ  
れているようですけれども、この主な輸出先だった中国が同年末に  
輸入を禁止したため、現在は、年間百万トンを東南アジアに輸出す  
る一方で、日本国内での処理を増やしているというようなことであ  
ります。

環境省は、高度なリサイクル設備を導入する事業者に補助金を出  
すなどの対応を進めているようですけれども、条約改正で国内処理  
がさらに増えると、業者の対応が追いつかないで費用の高騰につな  
がるおそれがあるということでもあります。

このような世界の情勢の中でも、環境の面からも、やはりですね、  
この農業資材、生分解性マルチが主流になっていくのではないかな  
というふうにして私は思います。

農家の中には、価格が高い上に、質の面でも完全に分解されない  
というような当然な意見もあるかと思えますけれども、これは、い  
ろんな、今後、研究とかですね、そういったものが進んでいけば、  
少し理解をされるものじゃないかなというふうにして思いますし、  
やはりこの世界的な情勢の中からも、農家に理解を求めていくと  
いうことも今後必要ではないかなと思います。

やはりもちろんその現物の金額が高いというので補助が必要にな  
ってくるというふうにして考えますけれども、農協の担当者からも、  
国からの補助事業で昨年はこの補助があつたんですけれども、今年

の補助が今現在未定だということも言われておりました。

やはり今後ですね、そういったことも国や県に求めていく必要があるかなというふうにして思いますので、今後、実現について検討をお願いしたいと思います。

次に入りたいと思います。次に、市が管理する大字の住宅活用について質問をいたします。

大字に人を呼び込むことで地域の活性化を図るために、大字の住宅を活用していくということが一つの政策としてありますが、現在ですね、大字にある住宅の空き状況というのはどのようになっていかお答えをいただきたいと思えます。

「建設課長 古田一男君」

○建設課長（古田一男君） お答えいたします。

市では、大字地域に地域支援課で管理している住宅と建設課で管理している住宅があります。建設課では、住宅に困窮する低所得者を入居させるための市営住宅を大字にも建設しております。

建設課が建設し管理している住宅で現在入居している大字の団地は、国上稲村団地一棟四戸、国上湊団地二棟二戸、安納団地一棟一戸、現和団地二棟二戸、古田団地二棟二戸の五団地八棟十一戸があります。

現在あいている住宅はありませんが、旧教職員住宅が移管されて市営住宅として管理しているものが、上西三戸、国上三戸、伊関一戸、現和四戸、古田五戸、安城一戸、中割二戸、住吉二戸の計二十

一戸あります。

現在、教職員住宅のうち、国上一戸、現和一戸がいております。以上です。

「地域支援課長 松元明和君」

○地域支援課長（松元明和君） 地域支援課におきましては、移住者向けの定住促進住宅を十八戸管理してございます。そのうち榕城校区と下西校区以外に十二戸配置をしております。このうち現在の空き戸数は二戸という状況でございます。

また、地域活性化を目的としました若者向けの地域活性化住宅を市内で五戸管理しており、国上校区に一戸、安納校区に一戸、立山校区に一戸、中割校区に二戸配置してございます。現在の五戸全てに入居があり、あきはございません。

以上です。

○一五番（渡辺道大君） 今地域支援課のほうからも説明を受けましたけれども、やはり建設課のほうでの現和と国上の教員住宅二棟が空き状況になっているということなんですけれども、教員住宅ではですね、やはりそのつくりからも、家族が多かったりすると、なかなか入りづらいところもあるのではないかなというふうにして思われますけれども、またそうになると、親子で住んでいたりとか夫婦で住んでいたりと、限られてくるのではないかなと。

共働きですね、扶養がなければ、やはり当然家賃は上がっていくと思えますけれども、そのような中で、これとは別にですね、あ

る大字の市営住宅で家賃が高くなったとの声を聞いたんですけれども、これについて担当課ではどのように捉えているかお答えをいただきたいと思います。

○建設課長（古田一男君） お答えいたします。

公営住宅の家賃制度について、旧公営住宅法においては、第一種公営住宅及び第二種公営住宅の区別があったものの、家賃は入居者の所得にかかわらず一定の額となっております。

平成八年の公営住宅法の改正により、入居者に適正に負担を求めするため、住宅困窮者に公平、的確に供給する観点から、入居者の収入に応じて決定される応能応益家賃制度が導入されました。

これは、適正で公平な家賃負担とするため、入居者の収入に対する家賃の負担割合を定め、収入に応じて、物件ごとに便益をもとにして設定した八段階の家賃額を適用するものです。

応能応益家賃制度は、所得に対する配慮を行った制度であることから、同じ部屋であっても、入居者の収入や家族構成により家賃が異なってきます。

家賃は、毎年実施する収入申告により決定しております。家賃が高くなった理由は、収入の増加や扶養家族の減少等により、収入基準を超えていることによるものと認識しております。

以上です。

○一五番（渡辺道大君） ありがとうございます。

やはり背景的なものでいえば、これまで教員住宅とか若者定住策

の補助金等で建てられた住宅というものが建設課のほうに移管をされて公営住宅法が適用されたということがそういった背景になつているんじゃないかなというふうにして伺いますけれども。

公営住宅法の第十六条第二項に、「近傍同種の住宅の家賃は、近傍同種の住宅（その敷地を含む。）の時価、修繕費、管理事務費等を勘案して政令で定めるところにより、毎年度、事業主体が定める」と。政令で定める近傍同種の住宅の家賃算定方法には複雑な計算方法があるかと思われましても。

さらに、法の第二十八条第二項に、収入超過者の家賃は、「入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、政令で定めるところにより、事業主体が定める」と。

法の第二十九条に、高額所得者の家賃は、近傍同種の住宅家賃とする。

事業主体は、明け渡しの請求を受けた者が期限が到来しても公営住宅を明け渡さない場合には、「期限が到来した日の翌日から当該公営住宅の明け渡しを行うまでの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる」と。これが適用されると、ちょっと額のほうが大きいものになつていくんじゃないかなというふうにしてなおりますけれども。

また、この公営住宅の家賃制度の仕組みについて、入居後三年を超えると、収入分位の二五%以上の者は収入超過と認定されて、収入に応じて段階的に割り増し家賃の賃料が加算されるというふうな

してなっております。

この大字住宅の家賃減免に対しては、六月議会において担当課からの答弁にもありましたように、市営住宅の家賃減免については、西之表市営住宅管理条例、同条例施行規則及び西之表市公営住宅家賃の減免に関する取扱要綱において運用しているということで、条例の中では、第十七条の第一号、入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき、第二号については、入居者又は同居者が病気にかかったとき、第三号は、入居者又は同居者が災害により著しく損害を受けたとき、第四号、その他前号に準ずる特別の事情があるときとなっております。

また、要綱の中では、第一号として詳しく書いておりますけれども、入居者及び同居親族の収入月額、これは課税となる収入のほか非課税所得となっている年金、給付等全ての収入を加算し、これを給与収入とみなし、公営住宅法施行令第一条第三項の規定に基づいて算出した額が五万円以下の者となっております。

第二号で、入居者及び同居親族が六カ月以上の療養を要する疾病にかかり、または災害により著しい損害を受け、そのための支出を控除した収入月額が五万円以下の者になっていると。

また、三号で、生活保護法による住宅扶助の受給者で、家賃が住宅扶助を超える者となっている。

第四号で、その他特別の事情があると市長が認めた者というものがその要綱にありますけれども、この条例では、その他前号に準ず

る特別の事情があるというふうにして出ておりますので、建設課としては、公営住宅に関しては、やはり収入というか、所得が低くなつた、災害とかそういうところでの負担が出た場合に減免ということと認識しているとのことでありました。

条例にのっとつてですね、運営をしていくということなんですけれども、大字地域として、長く地域に貢献してきた方がですね、年月がたつと子どもたちが家を離れて扶養家族から外れると。確かにですね、世帯の収入に沿った家賃設定というふうにしてなるんですけれども、この住宅の家賃がですね、たしか木造の四LDKになるのかな、二万七百万から九万一千円の八段階に分かれると思うんですけれども、最高の九万円というふうな家賃になると、西之表市の民間のところでもなかなかないんじゃないかなというふうにして思っています。

家賃が上がるんですけれども、その猶予期間を与えたりですね、島元気郷ですかね、家賃を四〇何%ですかね、下げたら全戸入居したとの報告もあったと思いますけれども、そういった特別な措置、政策家賃が、現行、必要ではないかなと思うんですけれども、家賃が高くなったということについての、市長はどのような対策をとるかお答えをいただきたいと思えます。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

市民の住環境の改善というところは、非常に大きな、人口減少下における重要な課題だと思っております。



家賃が高くなる場合、特に市営住宅において、仕組みからそうなっているというところがありますけれども、個別のところは別にいたしましたして、市内の人口減少、特に大字地域におけるその傾向についての支援というのはやはりきちんと考えなければいけないと思っております。方向性としてはそういうところでありますけれども。

例えば、現行の地域支援課で担当している空き家バンクの活用ですとか、それからそういった現状の制度の拡充ですとか、そういうことも視野に入れてですね、よりよい支援ができるようにですね、地域住民と、それから地域、そして希望者のニーズに合わせた取組みを考えて、住環境のさらなる整備を研究、検討してまいりたいと考えております。直接のお答えにはなりませんけれども、そういうふうに努力してまいりたいと考えております。

○一五番（渡辺道大君） 市長も今お答えあった、市民の方々から、安価で、家賃が少しでも安くて、長く住み続けられるように、もっと柔軟な対応をしていくと。

庁舎内でも同様の相談を受けている例もあって、これに対応すべく横断的な協議を進めているというのも前回の答弁でもありましたけれども、「市政の窓」のほうにもあったんですけれども、その空き家の有効活用を図るという目的で、四月の二十二日にはですね、市内の不動産業六者と連携協定を締結したと。今後、さらに少し大手の業者とも連携を検討しているということ、そうですね。

地域おこし協力隊のメンバーを移住・定住担当者として四月から

配置をして、この問題についてはいろんな知恵を合わせて方策を探っていくというふうにして言われておりますけれども、今後ですね、市が管理するこの大字の住宅というものについて、どのように活用していくかということをお答えいただきたいと思えます。

○建設課長（古田一男君） お答えいたします。

建設課が管理する市営住宅については、大字地区の団地は、西之表市公営住宅等長寿命化計画において、安納団地については用途廃止をすることとしていますが、その他の国上、現和、古田等の団地は点検結果に基づいた修繕を実施し、長寿命化を図り、現在と同じ形態で活用していくこととしております。

また、旧教員住宅については、現在の入居者が退去した段階で市営住宅としての用途を廃止する予定です。

以上です。

○地域支援課長（松元明和君） 移住、定住を推進するための住宅確保につきましては、今後、人口減少に伴い増加していく空き家の利活用、先ほど市長が答弁したとおりでございますが、を基本としているところでございます。

大字地区の市営住宅の活用につきましても、現在、建設課が市営住宅として管理している旧教職員住宅について、現在の入居者が退去後に用途廃止するものがあつた場合、若者向けの地域活性化住宅として設置ができないか検討をしていきたいと考えているところでございます。

ただし、これまでの地域活性化住宅の入居希望者ですとか現在の入居者の声として、耐震化が行われているのか、また設備が古過ぎるとの御意見を伺っておりますので、対象となる市営住宅の現状を確認しまして、これらの点を改善した上での利活用を考えていこうというふうに考えております。

以上です。

○一五番（渡辺道大君） ありがとうございます。

ぜひですね、庁舎内で連携し合って、大字に人が住めるようにですね、住宅の活用を進めていただきたいと思います。

最後に、馬毛島問題について質問をいたします。

昨日ですね、この問題については市民の中に反対、賛成があり、慎重に対応をしていくとのことでありました。

また、市長はですね、賛成、反対の議論についてはこれまでも申し上げてきたところであると、その反対か賛成かということをどちらかに色分けすることに議論が終始しているように思われると、その結果、市民の中に分断が生じるようなことがあつてはならないと市長自身は思っているというふうにして前回の答弁の中にもありました。

続きまして、沖縄とか、沖縄でなくても、その地域の重要な問題について、単に白か黒かということに議論が集中すると、そこで議論がストップするだけでなく、住民の間に分裂というか、対立というか、そういう無用な衝突というものが起きています。

市長はいろいろなところでその現状、現場というのを見てきていると思いますけれども、例えば、基地の問題では沖縄があると、そういう状況にこの西之表市ないし種子島を巻き込みたくはないと、そういう思いがあるというふうにして答えております。

さらに、市長が最終的に目的とするところは、馬毛島をいかに市民の、種子島周辺地域住民の幸福に資するように利用していくか、それを達成することが最終の目的でありますと、賛否の議論を突き抜けて、その先の利用案を我々自身が考えていかないといけないというふうにして答えております。

少し具体的にですね、反対、賛成の意見が市民の中にある中で、どのような点で、地域におけるですね、対立や分断というものを市長自身が感じているかお答えをいただきたいと思えます。

○市長（八板俊輔君） 御質問ありがとうございます。

馬毛島問題での対立、分断については、非常に私も憂慮しているところであります。この問題で住民間の対立が地域コミュニティの破壊やまちづくりへの結束などに影響を与えてはならないと考えております。

一つの例を申し上げますと、固有名詞は避けられますけれども、馬毛島の共有地をめぐる地域コミュニティが分断され、住民の対立があらわになって地域の伝統行事が長年途絶えている例が、そういう集落があります。こうしたことは決して起きてはならないことだと考えております。そしてまた、そういうものが生じた場合には、も

とどおりにするような努力というものも、働きかけというのものも必要になってくると思っているところであります。

最終的には、いろんな社会問題については賛否というところは出てくるとは思いますが、現状では、ちよつともう少し言い添えさせていただきますと、馬毛島の問題については、馬毛島の特異な自然環境や歴史文化的なこと、後世に残すべき貴重な財産として認識し、馬毛島と種子島の密接なかわり合いを知ること、より身近な問題として住民間で議論がなされるように、そうしたことから最良の判断がなされると、そういうふうと考えているところであります。

○一五番（渡辺道大君） 今市長が答弁されましたけれども、そういったことがですね、これまでであったのかということを考えます。前市長時代にもそういうことがあったのかというふうにして考えますと、私はやっぱり地域のコミュニティというものはそうではないんじゃないかなというふうにして思います。これまでもいろんなことが地域においてもあったと思います。しかし、その中でもですね、地域の方は地域経済を維持していくために、またあるいは地域を守るために市民は踏ん張ってきたんじゃないかなというふうにして私は思いますし、地域経済の疲弊とかですね、衰退というのは、やはりこの地域に限らずですね、全国的にも広がっていることと誰もが感じているかと思えます。

やはりですね、国が進める政治とかですね、さまざまな政策によ

って人がここになかなか住みにくくなっているということがやはり大きな問題ではないかなというふうにして私は思いますし、そのことを置いてですね、やはりこういった議論というのはなかなかできないんじゃないかなというふうにして思います。

ここでですね、秋田県の陸上自衛隊新屋演習場ではですね、米軍イービス・アシオアの配備が計画されているということで、演習場周辺の十六町内会が新屋配備は認めないと意思表示をしよう求める請願書をですね、県議会に提出したり、県内二十五市町村議会のうち十一議会で配備反対の請願・陳情を採択と。ここではですね、やはり党派を超えて配備計画に反対をしている。やはりですね、そこに住む住人が地域を大切にしているかどうかということが重要じゃないかなというふうにして思います。

こういった経緯からですね、市長言われておりますけれども、沖縄の基地問題など、全国各地にですね、おける軍事施設建設等の運動について、今現在、市長がどのように感じているかお答えをいただきたいと思えます。

○市長（八板俊輔君） 日本の国内の各地域で、軍事施設の建設等についてさまざまな意見や考え方があつては周知しております。個々のことについて私から申し述べることは今は差し控えさせていただきますかと思えます。

ただ、国防は国の専権事項ということを言われますけれども、地元の地域住民の生命、財産を守り、市民生活の福祉の向上を目指し

ていくためには、必要があれば、国に対して意見を述べていくことも、これもまた市民に対する首長としての当然の責務であると考えっております。

○一五番（渡辺道大君） 二〇一一年の七月にですね、発行されております米軍基地等馬毛島移設問題対策協議会だよりではですね、やはりそこには、その当時、小川防衛副大臣が協議会に説明しに来たときの協議会長の挨拶の中で、「この話が浮上してから我々の主張は一貫しており、たとえ自衛隊であろうとFCLP関連施設の整備は反対である。ツー・プラス・ツーで明記されたことで、種子島、屋久島の住民に恒久的な負担を押し付けることが明白となった。非常に残念であり、資料はこのまま持ち帰ってほしい気持ちである」というふうにして言われておりますし、また「種子島、屋久島には戦闘機の爆音は似つかわしくない」と。市長は、訓練施設はやはり馬毛島には似つかわしくないというような表現もされておりますけれども。その後、続きます。「我々は、この自然豊かで感受性に富むやさしい住民の住む地域を、未来の子ども達に引き継ぐ責任がある。話は聞くが我々の意志に変わりはない。今日、説明を聞いたことは、話し合いのテーブルについたということにはならないことを事前に表明しておく」と長野前市長が発言をしております。

また、この協議会だよりの最後にはですね、「恒久的な施設は、私たちの恵まれた豊かな自然や静かで安全で平穏な生活を脅かし、これまで永年培ってきた私たちの文化・伝統・感性・環境すべてを

奪い去ります。誇るべき自分たちの島を、ここに住む人を、その人たちのおおらかさを、一時の迷いで手放して良いのでしょうか」というふうにして書かれております。さらに、「私たちは、現在、この島の歴史が始まって以来の大きな選択を迫られています。私たちが、選択を間違えることなく、誇るべき自分たちの島を、自分たちの誇りとともに、子どもや孫たちに受け渡していくことこそ私たちが今までの島から受けてきた素晴らしい恩恵へのお返しとなるはずです」というふうにして結ばれております。

最後にですね、一連のこの報道に対して、今現在ですね、市長はこれまで同様、地権者と防衛省、国との交渉で、いわゆる相手があるということなのでとお考えでしょうけれども、馬毛島への施設建設について反対というものをやはり前面に押し出さないと、やはり事が進んでいくんじゃないかなというふうにして思うんですね。

ここで長野前市長が、こういったところが長野前市長との決定的な違いではないかなというふうにして思いますし、長野前市長は、協議会そのものの挨拶でもあるように、反対の政治姿勢を示しており、毅然とした態度をとっております。

市長にですね、改めて反対の立場を明確にすべきだというふうにして思いますけれども、最後に市長の見解を求めます。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

前任の市長の言動に言及されてのお尋ねでありますけれども、私は、前市長の考えですとか主張について異なるとは思っております

ん。共感するところが多いというふうに考えております。

ただ、最近というか、先週からの報道のことをおっしゃいましたので、その点について申し上げますと、現状は、売買交渉における協議で一定の合意に達したということでありまして、これは今年一月の時点でそういう報道とか政府の言動もありましたけれども、そこに戻ったという状況だと認識をしております。依然として、我々の相手は地権者と国、この二者であると、複数ある状況であるということがあります。

ですから、その中で、今は、賛否の論議の前に、馬毛島がいかにか歴史的にそれから自然環境的に重要な我々の財産であるかということころをしっかりと自らの、我々市民もなかなかそのところが理解が十分でないと私は考えておりますし、それをまずやること。

そして、政府が、優位な無人島であるというようなことで、馬毛島を基地として施設を整備しようということが言われております。馬毛島が単なる無人島ではないということを地元から、そして全国に向けて認識してもらおうということが肝要であると、そういうふうと考えております。

ということ、今は、賛否よりも、ほかに考え論議するべきものがあるというふうに考えております。

以上です。

○一五番（渡辺道大君） 特にはないんですけれども。

以上で私の質問は終わりたいと思います。

○議長（永田 章君） 以上で渡辺道大君の質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十一時五十分ごろより再開いたします。

午前十時五十分休憩

午前十一時五分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、橋口美幸さんの発言を許可いたします。

「一六番 橋口美幸さん登壇」

○一六番（橋口美幸さん） おはようございます。

通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。よろしくお願いたします。

まずもって、政府がFCLP訓練の移転候補地としている馬毛島について、約百六十億円で用地買収することで地権者と合意したという報道があります。

しかし、私たち地元の住民は納得していません。政府の方針とはいえ、地元住民の理解なく進めることはできません。

しかも、自然豊かな馬毛島を違法に伐採した疑いがあるにもかかわらず、調査せず放置し、土地の抵当権抹消のために私たちの税金が使われる、民間の会社の穴埋めに税金を充てる、このような無法

は到底許されません。

馬毛島は、地元の私たちにとって心のふるさとであります。だから、私たち大人には、馬毛島を平和で自然豊かなまま子孫々、子どもや孫の世代に引き継いでいく義務と責任があります。お金がもらえる、人口が増えるなど、根拠のないあめと引きかえに、もし馬毛島にFCLP訓練施設建設を許し、戦場に向かう米軍のための訓練が始まってしまったら、再び元には戻らない、暗い地域になってしまうでしょう。子どもたちの平和で豊かな未来を私たちが奪ってしまうことにならないよう、住民がつながって、戦争につながる軍事施設建設に反対の声を迷わず上げることが住民の皆さんに強く訴えます。

さて、馬毛島問題について、市長の姿勢を聞きたいと思えます。

まず初めに、馬毛島にFCLP訓練のための恒久的な施設建設を許さない市長についてお伺いしたいと思います。

報道などで、馬毛島では、FCLP訓練だけでなく、世界で事故が多発しているオスプレイやF35ステルス戦闘機、このステルスとはリーダーにも確認されない攻撃性の戦闘機、こういう訓練も予定されておりませう。

そういう報道がある中で、専守防衛を基本とする憲法第九条を持つ我が国でおよそ相入れない、殴り込み部隊と言われている海兵隊の訓練が、私たちが平穩に暮らしている上空で行われる可能性にも報道では言及しております。

このことについて市長はどう対峙しようとしているか。米軍が我が物顔で訓練できる馬毛島への基地建設を許さない市長の毅然とした態度をお示しくください。

あとは質問者席より伺います。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

航空自衛隊が導入予定のF35ステルス戦闘機についてのお尋ねであります。

F35の離着陸訓練のことかと思えますけれども、本市としましては、防衛省の説明もないことから、その内容については不明であります。

ただ、関係資料によりますと、防衛省から馬毛島において離島侵攻対処とする訓練を行う旨が説明されておりますので、そのほかさまざまな訓練が馬毛島において実施されるのではないかと想定されているところであります。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん） その訓練に明記されていることを市長も御存じということでしたので、その訓練に対して市長がどのような姿勢なのかをお伺いしているところです。一番です。

○市長（八板俊輔君） 失礼しました。イのところでもよろしいわけですかね。

○一六番（橋口美幸さん） 一番のところなんですけど。毅然とし

た態度。

○市長（八板俊輔君） まだアであるわけですね。それについては、そういう説明を受けているというか、資料において、そういう訓練がなされる可能性があるというふうな認識ではありません。

ただ、先ほど来申し上げて、昨日から申し上げておりますとおり、現状では、売買交渉について一定の合意がなされたと。その中で百六十億円というような数字も出ておりますけれども、まだ当事者が、地権者と国と双方、二者、複数あるというような状況でもありますので、この場では、そうした点での言及は控えさせていただきたいと考えているとあります。

○一六番（橋口美幸さん） 今、そういう売買交渉の目的の中に、FCLP訓練を行うという目的がある中で売買交渉があるということとは市長も御存じだと思えますので、そこは、ごまかさずというか、ぼかさずにきちんと。市長も御存じだと思えますね。FCLP訓練のための基地のための土地売買が行われている、そのことについて市長としてどういう態度なのかということをお聞きしましたが、はっきりした返事をもらえませんでしたので、次に進みます。

昨日の同僚議員の答弁であったように、私たち、防衛省で意見交換してまいりましたけれども、昨日の同僚議員の答弁を受けて質問したいと思いますが、市長提案の馬毛島利活用と、今質問しているようなFCLPや、もしかしたらオスプレイやステルス戦闘機、そういう訓練が行われるようなこの訓練施設整備とは相入れないとい

う市長の認識でよろしいですか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

これまで申し上げてきましたとおり、馬毛島には、FCLP以外にふさわしい使い方、利活用の仕方があると考えております。その活用策を実現するための計画を策定し、その実現に向けて努力しているところであります。

これについては、議員の皆さんそれから市民にも、お力添えといえますか、助力、お知恵を拝借したいと考えているところであります。

○一六番（橋口美幸さん） そういう、先ほどの同僚議員の質問にもありましたけれども、賛成か反対かということが地域のコミュニティを壊すというような市長の考え方にはなかなか納得がいきませんが、やはりFCLP訓練施設建設に反対するという一致点では、ぜひ一緒に、同じ地点ですすね、同じ意識で進めていきたいというふうに思っております。

次に行きますけれども、次の市長選に市長は出馬をするのかどうかということをお伺いしたいと思います。

前回は、まず、馬毛島軍事施設絶対反対、医療、福祉の充実、子育てを楽しく優しく、自然を生かし産業に、歴史豊かな港町と五項目があり、そして謙虚に、そして責任を持ってという公約でした。

現状の情勢下の中で、第一番目に掲げている馬毛島軍事施設絶対反対の公約について、立候補を、出馬をするとしたら、このことに

どうするかも含めてお答えいただきたいと思ひます。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

次の選挙、私というか、市長選が、まだ期日は決まっておりますけれども、再来年の前半というか、に行われると思ひますけれども、それに立候補するかどうかにつきましては、適切な時期に私の考えを御説明したいと思ひます。

また、公約のことでありましても、馬毛島に対する考え方としては、前回の選挙時から考え方は一貫して変わっておりません。以上です。

○一六番（橋口美幸さん） すみません、時間がないので進めたいと思ひますが、今の市長の答弁です、やはり馬毛島問題、これは大きな課題であろうというふうに思ひます。

出馬することになったらですね、馬毛島問題については、市民の中に混乱をもたらすというふうに、私は賛成だ、反対だというふうな、首長としての立場がですね、トップが市民に対してどちらともとれるような言動ではだめだと思ひます。馬毛島に米軍施設建設を許さない、こういう態度表明をして二期目に挑むのであれば、毅然とした姿勢を求めていきたいと思ひます。

では、次の質問に移りたいと思ひます。

次なんです、子育て支援策の充実に向けてお伺いしたいと思ひます。

子どもへの身体的な虐待や心理的虐待などを含む、貧困の実態が、

今、社会的な問題になり、子どもたちの生命をも脅かす事件にまで発展しております。

本市でも、子育てに困難を抱える保護者が支援を待っているのではないと思ひます。その実態把握、子育てに係る各関係所管はどのように把握をできているのでしょうか。相談に來れない人のために、相互に連携を取り合い地域に出かけていくことも大事な取り組みだと思ひます。子育てにかかわる支援と連携、これは関係課ではどのように実施されているかを端的にお伺いしたいと思ひます。

「福祉事務所長 下川法男君」

○福祉事務所長（下川法男君） 子どもの貧困及び子育て困難を抱える保護者の実態把握の取組状況について御説明をいたします。

本市においては、子どもの貧困及び子育て困難を抱える保護者の実態を統計的に把握するための調査は行っておりません。

したがって、子育て世帯への経済支援の必要性等を判断する場合には、保育料の階層別の子どもの数や教育委員会が把握している小中学校の要保護者、準要保護認定を受けた児童生徒数や十八歳までの児童生徒のいる世帯の平均所得、課税状況等を参考としております。

これらの総合的な状況把握に対し、困り事を抱えた子ども又は保護者の実態の把握については次のような取組みを行っております。

一つ目に、昨年の機構改革で新設された市民総合相談係では、窓



口での相談対応に加えまして、気になる子どもや家庭を家庭児童相談員等が訪問し、対象となる方々が生活をされている場所での生活の様子の確認や困り事への寄り添いをさせていただいております。

情報の把握については、福祉事務所内の各係、また健康保険課、教育委員会、高齢者支援課等の関係課や民生委員、事業所等の関係機関の気づきにより寄せられる情報に加えまして、学校や保育所、認定こども園、幼稚園や放課後児童クラブ等への定期または随時の訪問及び健診の情報等の情報共有などに行っております。

また、情報については、必要に応じてケース会議等を開催をして関係各機関と連携をし、情報の共有を行い、各々の役割について確認をし、連携して対応しております。

また、生活実態を勘案し、必要に応じて保健センターやくらしサポートセンター、ハローワークと連携をして、子どもの支援だけにとどまらず、保護者への就労支援、生活支援などにつなげているところでございます。

二番目に、平成二十七年に設置した子育て支援センターでは、交流、情報発信、相談、預かりの場として家庭や地域における子育て支援を補完し、気軽に利用できる場所として定着をし、子育て中の保護者の方の孤独感や負担感の軽減となっているというふうに感じております。

三番目に、困り事を抱えた方を地域ぐるみで支える仕組みや支え合いマップなどのツールづくりについても、地域と一緒に考えて考

える機会を設けており、自助、共助、公助を包括的に活用しながら、困り事を抱えた方の把握と寄り添いにつなげてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん） 健康保険課として教育委員会の取組みをお願いいたします。

〔健康保険課長 長野 望君〕

○健康保険課長（長野 望君） お答えいたします。

各所管との情報連携のところについては、今福祉事務所長が答えたところでございますけれども、健康保険課での把握の仕方ということで御説明いたします。

健康保険課では、乳幼児健診時の身体測定や問診、あと保健師や母子推進員等の家庭への訪問など、行っております保健事業の母子と接するさまざまな機会において情報を収集し、把握に努めているところでございます。

以上です。

〔学校教育課長 内 健史君〕

○学校教育課長（内 健史君） お答えします。

同じく、関係機関との連携については先ほど説明があったとおりですが、教育委員会、学校としては、早期発見、早期対応が重要になってくるかと思えます。

五月に国から示された学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き

について管理職研修会で具体的に確認をし、対応できるように取り組んでいるとあります。

以上でございます。

○一六番（橋口美幸さん） ありがとうございます。

関係課それぞれが一人一人の子どものたちのことを把握するために、行政が縦割りではなく横の関係を密にして、そしてその一人の子どもたちが生まれてから、そして社会的に自立をするまで、行政がどのようにかわり、そして援助していくのか、こういうことが行政の大きな役割だと思っております。

そこで、各課で連携、関係機関と連携をして進めているというふうに報告されました。具体的にどのような連携なのかということの後ほど伺いしたいと、これは市長にお伺いしたいと思うんですが。

国は、今、子どもの貧困の実態をより詳細に把握するために、三十九項目を挙げています。子育てや貧困を家庭だけの責任とせず、子ども第一に考え、自治体で切れ目なく支援するための対策計画策定を掲げております。

教育支援は小中学校から高校にも重点を置く、また若い人の妊娠期からの相談、支援も盛り込まれております。生まれた子どもの社会的自立まで切れ目なく支援し、声を上げられない家庭にまで配慮をするということとして、電気代やガス代や水道料金の滞納などに着目して、困窮している家庭を早期に発見するということを目指しております。

この関係各課、連携をして子どもたちの把握には努めておりますということでありました。相談者、子どもの立場に立った体制づくり、どのように進めているのか。今、自治体や児童相談所にかかわりながらも悲惨な事件や事故が起こっている、そういう中で、本当に私たち行政の役割、子どもたちの命をどういうふうにするのかというところが、行政が大事な時代というか、時代的な背景もあると思うのです。

ですので、そういうトップである市長が、今関係各課が現状を報告していただきましたけれども、市長がどのような形で今後力を注いでいくのか、職員の体制の強化、そして意識の共有をどのように体制づけていくのか、このことをお伺いしたいと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

本市といいますか、この国の未来を担う子どもたちが、将来、未来にわたってしっかり育ち、大人として社会を支えていく存在になるためには、市役所の各課、支援のあり方は縦割りではないけないというところは、先ほど来、所長等が答弁したとおりであります。

市役所だけでなく、ほかの市内の関係機関、いろいろ子ども、教育ですとか、あるいは福祉、医療とか、そういったものもたくさんございますけれども、そういうところとの連携する仕組みはございますので、そうした既存の情報交換あるいは協力の場を使って、いろいろ意見を交わしながら、よりよい体制になるように、また市役所といたしましては、それぞれの職員が使命感を持って事に当たる

ように、そういうマンパワーも強化してまいるように努めていきたいと考えております。抽象的ではありませんけれども、そういうことで、努力を怠らないようにしてまいりたいと思います。

○一六番（橋口美幸さん） 私、やっぱりここで一番、市長のそういう方向性も含めてですね、今、市民総合窓口、福祉事務所が所管になっていると思いますが、やはり市民が市役所に出かけて相談に来るといのは、相当覚悟を決めたり時間をとったりしないと、出かけてこれないという実情が、私もこれまでも何回も訴えますが、やはりここに出かけてこれない困っている人たちをどう声をかけていくのか、そして支援をするのかということがまず第一番で市民総合窓口があると思います。

ですので、やはり地域に出かけていって地域の状況を、そして今市長がおっしゃいましたが、やっぱり地域の人たちと一緒にやって支援をつくっていく、地域コミュニティをぜひ大事にしていきたい。そのことのためには、やはり職員の意識とそれから体制強化、本当に職員が足りないのではないかとというふうに思っておりますので、そういうことも含めまして体制強化をお願いしたいと思います。続きまして、放課後児童クラブのことについてお伺いしたいと思います。

同じ子育て支援でもあり、そして地域の活性化でもあります。先ほどから大字地域の活性化ということで空き家対策もありますが、空き家対策も含めた、子どもたちが小学校に行っても、放課後児童

クラブがあれば、若い人たちが大字に住む条件として大きな意味があるのではないかとというふうに私は思います。

今回、安納校区では、多くの保護者の皆さんが放課後児童クラブが必要だというような訴えをされておりました。

そういう意味で、放課後児童クラブのない校区に行政としてどのような支援が必要なのか、そして実態把握はどのようにしているかをお伺いいたします。

○福祉事務所長（下川法男君） 放課後児童クラブの現状と放課後児童クラブが設置されていない地域の状況について御説明をいたします。

放課後児童クラブは、小学校に就学している児童で、保護者が労働等の理由で昼間家庭にいない、いわゆる放課後児童を対象に、適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図ることを目的として設置をされているものです。

現在の設置状況については、八つの児童クラブが活動をしております。榕城小学校区に榕城児童クラブ、めいろう児童クラブ、上西小学校区に上西すこやかクラブ、下西小学校区に若宮児童クラブ、国上小学校区に国上児童クラブ、現和小学校区に風本児童クラブ、古田小学校区に古田っ子クラブ、住吉小学校区に住吉児童クラブ、以上のクラブとなります。

以上の各クラブですが、市の助成を受けて実施をしているのは、上西すこやかクラブ以外の七クラブとなっております。上西すこや

かクラブについては、校区が自主事業として、市の助成を受けずに運営をされているところ です。

未開設の地域からの御意見といたしましては、平成三十年度までに伊関校区と安納校区の保護者からも御相談をいただいた経緯があるようです。こうした各校区での自主的な取組みに心から感謝を申し上げますとともに、行政といたしましても支援をさせていただきたいというふうに考えております。

放課後児童健全育成事業は、市が実施主体となつて、四十人以下の子どもに対して職員が二人必要となり、うち一人以上が放課後児童支援員である必要があります。児童一人当たりの専用区画はおおむね一・六五平方メートル以上の規定のほか、開所日数は年間二百五十日以上、開所時間は小学校の授業の休業日が一日八時間、休業日以外の、いわゆる平日は一日三時間等々、規定がされております。

当該補助事業を活用するためには、運営の母体となる組織づくりや放課後児童支援員の確保が必要となつてまいります。特に支援員の確保については各クラブとも御苦労をされているようでございます。補助事業があるとはいえ、人件費等に充当できる十分な金額とは言えないため、ボランティア精神を持って放課後児童の見守りに従事してくださる方々とクラブを利用したいと希望する一定数の方々の存在が求められるのではないかとというふうに考えております。さきに御紹介をした安納校区等においても、有志の方々が開設に

向けて動いていただいたようでございますが、実施困難と判断をしたと伺っております。

今後とも、必要に応じて放課後児童健全育成事業に係る事業説明をさせていただき、取組みに御理解を求めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん） ありがとうございます。

地域の活性化ということは、若い人たちが住める受け皿がどのようになっているかということが大事だと思います。

先ほど、運営基準について福祉事務所に報告をいただきましたけれども、運営基準の状況の中で、そういう基準もありながら、現状、運営している各校区の実情も加味しながらですね、今放課後児童クラブがない校区ではどのような形だったら開設ができるのかということも、地域の実情に応じて相談に乗っていかれたらと思いますので、ぜひ今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

次に、特に子育て支援のところ、乳幼児健診の結果は分析され、支援体制は十分かというところを項目で上げました。

この問題は、やはり乳幼児健診の目的、例えば五歳児健診の目的だったり、ゼロ歳から五歳まで健診があるわけですけれども、そういう子育て支援の中で、子どもの成長、発達について保護者の皆さんが不安に思ったり、で、その不安に対してどういうふうに支援をしていくのか、きめ細かな一人一人に対する支援が必要だと思いま

すので、ア、イ、ウを含めてですね、担当課のほうからお願いしたいと思います。

○健康保険課長（長野 望君） お答えします。

まず、御質問にあります乳幼児健診の目的についてでございますが、乳幼児健康診査は、身体の計測や医師等の診察によって、心身の健康状況、発達の状況等を把握し、健康増進に役立てること、疾病を早期に発見し、早期治療のきっかけとなる情報を受診者に提供することがその目的の主たるところになっております。

また、近年では、児童虐待予防や子育て不安の解消のため、母子保健事業が果たす役割はとても重要というふうにされております。乳幼児健康診査や保健指導を通じて、児童虐待の早期発見や子育て家庭の子育て不安などへの適切な対応が求められてきているところでございます。

続きまして、乳幼児健診後の結果の分析と支援の体制についてお答えをしたいと思います。

健診の終了後、保健師、看護師、母子保健推進員、保育士、歯科衛生士、理学療法士、管理栄養士などの多職種でカンファレンス、支援の方向性を話し合う会議でございますけれども、カンファレンスを実施し、支援が必要な母子のリストアップを行いまして、どういった支援がその方に必要なのか、その方向について協議を行っております。その後、協議結果を係内で共有、また必要に応じ福祉部門などの他部署とも共有しているところでございます。

続きまして、その体制は十分かという御質問でございます。

要支援者それぞれの支援の方向に応じまして、保健師等による訪問や電話でのフォローを行ったり、医療機関の受診や福祉サービスへの接続等、必要な支援につなげてきているところでございます。

今後、関係機関との連携を図りながら必要な支援を行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○一六番（橋口美幸さん） 私、ここで質問を出したのはですね、今、保健師の人数が圧倒的に少ないのではないかと、そして健診をして、カンファレンスをして、そしてそういう支援が必要な母子がどこにいらつしやる、何人いらつしやる、じゃあ、そこに出かけていこうじゃないかというふうになったときに、支援体制が十分であるかということが一番の問題ではないかと思っております。

国保年金係や健康増進係や高齢者支援係そして市民総合相談窓口それぞれ保健師の皆さんが配置されておりますので、その部署、部署で、かなりの大きな任務が、役割を担っていると思っております。

そういう意味で、保健師の仕事はですね、今、天井知らずに多くなっていて、本当に業務が、市民サービスがきちんとやられているのか、そういう子育て支援も含めてですね、そういう支援が十分かということを私は問題にしたいと思います。今、保健師の現状と、そして今後、保健師の増員を考えているかどうか、このことを市長にお伺いしたいと思います。

○議長（永田 章君） 通告外に入りませんか。

○一六番（橋口美幸さん） 体制は十分かというところでの質問になりますので、お願いいたします。

○市長（八板俊輔君） 市役所の業務においては、保健師だけでなく、専門的な知識と技能を有する職員が必要であることは言うまでもないことでありまして、その確保について非常に苦労している面もございます。

この保健師につきましては、不足しているというのは、退職された方がいたりしてですね、そういう事情もあって、新たに追加募集を今年度もする計画にしております。それは現状では不足しているという認識でありますけれども、それは欠員が生じたということもありますけれども、今後、適正な人員に、規模についてはですね、日常の業務等も勘案しながら、今後検討してまいりたいと考えております。

○一六番（橋口美幸さん） 今私が出しているその体制についてですね、やはり、退職をされたということもありますけど、もともとこういう子どもたちの支援や、そして学校教育に携わるようになって成長した子どもたちの支援、この支援に保健師の役割は本当に欠かせないと思うんです。

ですので、やはり基本的に、適正な人員配置から考えるという今市長の答弁でありましたので、住民サービス向上そして子育て支援の観点からも保健師の増員をぜひ検討していただきたいというふう

に要望したいと思えます。

次に、四番目なんですけれども、保育料無償化に伴い発生する問題があるか、で、財政状況と支援の必要性をお伺いしておりますが、これも、昨日、同僚議員のほうから質問がありました。

加えて、私はやはり、これまで西之表市は国の保育基準よりかなり、国が八段階あるのを西之表市は十二段階に細かくして保育料の独自支援を行ってまいりました。十月から国が保育料無償化、三歳から五歳という年齢に限ってですが、保育料無償化が実施されました。そのことについて、副食費の問題があります。その副食費の問題、副食費を補助できないかということの昨日の質問であって、検討をしているということでありましたので、ぜひそこに改めてですね、ゼロから三歳という子どもたちは、非課税世帯以外はこの保育料無償化の恩恵には関係ありません。ですので、ゼロから三歳の子どもたちへの補助をその中で具体的に検討できないか、このことを追加でお伺いしたいと思います。

○福祉事務所長（下川法男君） お答えをいたします。

幼児教育・保育の無償化については、大変に影響する範囲が大きく、事務手続や例規の様式の見直しなどさまざまな問題がございますけれども、関係事業所の皆様の御理解、御協力をいただきながら、大きな混乱もなく進めることができているのではないかとこのように考えております。

副食費の取扱いにつきましては、先日も回答をさせていただいた

とおりでございますけれども、現在、国の基準に合わせて、年収でいくと三百六十万円未満の子どもたち、また第三子については全階層について無償化の、免除の体制がとれているところでございます。

先ほど議員からありましたとおり、これまで西之表市においては独自に一般財源を充てて、子育て世帯の負担を六割程度にとどめていたところでございます。

このたびの無償化によりまして、保育料が無償化となる対象世帯の施設給付費に国から十分の五、県から十分の二・五、そして市が十分の二・五を負担するということとなります。

この公費が充てられることによりまして、無償化前と比較しますと、一般財源のベースで、概算で言いますと、二千六百八十万円程度の一般財源が軽減されるということになるかと思えます。

一方で、来年度以降、西之表市が負担をするべき十分の二・五に当たる分が、今年においては子ども・子育て支援臨時交付金として給付がされております。その額が今年度で一千二百三十万九千円という金額になります。これを年度額に当てはめますと約二千四百六十一万八千円ということで、おおむねこの軽減される一般財源と同額ということになってくるかと思えます。

これらのことを踏まえて、来年度以降の支援のあり方については、現在、庁内での検討を進めているところでございます。

○一六番（橋口美幸さん） ぜびゼロから三歳、本当に女性が結婚して子どもを産んで、そしてこの社会の中で自立、働き続けたいと

いう女性の活躍については、ゼロから三歳が無償化の対象になっていないということは、本当にこの保育料無償化の制度の不備があるというふうに考えますので、ぜび対応、対策を討議していただきたいと思えます。

ちなみに、副食費の無料化についてはですね、それぞれ自治体が、例えば、B市は四千五百円、C市は千円、D市六千円とか、そういう全国で副食費の補助制度がありますので、ぜび本市もですね、子育て支援の立場に立つ制度設定をお願いしたいと思います。

続きまして、次はですね、社会教育施設の改善計画についての質問に移りたいと思えます。ありがとうございます。

社会教育施設についてはですね、前回、九月の議会で申告をしておりましたが、できませんでしたので、再度させていただきます。

まず、勤労青少年ホームの改善要求として、入り口のドア開閉、そして二階の和室畳の改善、二階会議室の壁が剥がれているなど、そういう状況をどのように把握しているか、そして対応はどう考えているかをあわせてお伺いしたいと思います。

〔社会教育課長 中里千秋君〕

○社会教育課長（中里千秋君） お答えいたします。

市民の皆さんからお寄せいただいている改善要求としては、議員御指摘のとおり、玄関入り口のドアの開閉や二階の和室の畳の件など、把握しているところであります。

安全性、緊急性を第一に修繕を行っているところでありますが、

今ほど申し上げた御指摘の点につきまして、来年度の予算の中で検討していきたいと思えます。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん） ありがとうございます。

これは長いこと、ほかにもまだたくさんあるんですが、これは緊急な問題として出させていただきましたので、ぜひ担当課として実態を把握していただき、何が緊急なのかということ予算の中で上げていただきたいというふうに思います。

次に、市営プールの改善要求については、今、中学校の学校プールの建替えも控えておりますけれども、市民が活用しやすい、今の市営プール、どういうふう議論されているかということもまづあるんですけれども、そのことも含めて議論があれば教えていただきたいのと、今現状あるこのプールを活用するということの方性が私は大事じゃないかなと思いついて提案させていただくんですけれども、今、五十メートル、二十五メートルのコースがある、こういうプールが大変貴重だという市民からの声もあります。中種子町の流水プール、そしてさまざまなプールでは、なかなか遠泳の練習をするとか何メートル泳げたとか、そういう状況ではないので、西之表市の市営プールは、そういう意味で貴重な場所だなというふうに思っています。

そういう意味ですとね、台風のとときの木の葉が落ちてきたりとか、真夏の暑い時期にとっても暑くて泳げないとかお客さんが少ないとか、

そういう状況がありますので、熱中症予防、暑さ対策のための簡易な屋根をつけられないかということ、それから自然エネルギー、太陽光などを活用した温水プールとして一年中開設でき、高齢者が、歩行浴訓練というふうに言われるような、高齢者の介護支援の場所としても使えるんじゃないかというような市営プールの改善要求、このことをぜひ出したいんですけれども、担当課の状況と、それから市長の今後の方向性を含めて、あわせてお願いしたいと思います。

○社会教育課長（中里千秋君） お答えいたします。

市営プールについては、昭和四十九年に竣工しまして、既に四十五年が経過したというところでございます。その間、循環ろ過装置の更新やフェンスの改修等を行ってきましたが、昨年は小・中プールの槽内の塗替えを実施いたしました。

市民の皆様からお寄せいただいた改善要求でございますけれども、飲料水の自動販売機の設置、それから熱中症対策のための屋根の設置、市営プールへの新たな出入口などの設置がございまして、

うち自動販売機については既に設置済みでございますけれども、熱中症対策のための屋根の設置については、前回、六月の議会でお答えしましたとおり、大プールの入り口両サイドに一張りずつ、奥の小プールに一張りずつの全部で三張りのテントを設置しているところでございます。

なお、新たな出入口の設置については、関係課と協議をしながら、具体的な検討を進めてまいりたいと思っております。



以上です。

○一六番（橋口美幸さん） ありがとうございます。

そういう設置、なかなか新たな設置というところまでははっきりただけなかつたんですが、今後、そういう暑さ対策の屋根、そして自然エネルギーを活用した温水プールの計画はどのような方向性になるのか、それとも今後検討していくのか、こういうことも含めて市長にお伺いしたいと思います。

○市長（八板俊輔君） 温水プールの要望についての、通告外でありますけれども、お尋ねでありますので。

プールに限らず、体育施設の要望については、さまざま市民の間からございます。市営グラウンドそれから体育館等、あるわけでありませけれども、そういう中で、プールについては、温水プール等にグレードアップできれば、そのほかの、議員御指摘の介護とかいうことでも使えると、またリハビリ等のあれもあるわけですから、そういうものは非常に有益だというふうに考えておりますけれども、先ほど課長の答弁の中にもあったと思っておりますけれども、財政的なこともありますので、いろいろ研究しながら、今後、研究、検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん） 通告外ですみません。お答えいただきまして、ありがとうございます。

私も、提案として、ぜひ今後議論していただければというふうに

思います。

続きまして、どんがタクシーのことでございます。今、どんがタクシー、市内巡回バスの利活用、利用改善に向けて、お伺いをしながら提案をさせていただきたいと思えます。

昨今ですね、高齢者の自動車運転事故が全国で多発しております。保育園の列に突っ込んだりする悲惨な事故が相次いでおりますが、本市で、そのような事故を未然に防ぎ、被害者にも加害者にもならないための対応が急がれているというふうに日々実感しております。そういう中で、高齢者の皆さんが、免許を返納したが、百メートル歩くのもつらいというこの場合、どんがタクシーを使えない地域の人たち、そして市街地巡回バスから停留所が遠いという人たちの実態の訴えがありました。

一つの受け皿として、どんがタクシーをもっと使いやすく、そして市街地巡回バスの停留所をきめ細かくできないかということを議論していただきたいというふうに提案いたします。

今、十一月二十二日現在ですね、免許返納をした方は七十六名で、うち七十五歳以上の方は六十二名いらっしゃるということでした。

こういう現行の市民の声を担当課ではどのように受けとめているのか、そしてその方向性は議論しているかどうか、こういうことをお伺いしたいと思います。

〔企画課長 森 真樹君〕

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

今数値的なお話がありましたけれども、本年十月末のデータで補足をちよつとさせていただきますと、六十五歳以上人口が五千六百十九人です。それに対して、六十五歳以上の免許所持者が三千四百三人となつてございまして、六十五歳以上の方の六〇%以上が免許を所持している、そういった状況にあります。

また、市内の全免許所持者が一万二百五人となつてございまして、三三・三%、三分の一が六十五歳以上ということが言えます。

免許返納者につきましては、今、直近で七十六件という数字がございましたけれども、平成二十八年が六十件ですので、増加傾向にあるということで認識してございます。

次に、市の公共交通の利用状況について申しますと、市街地巡回バスのわかさ姫は増加傾向にあります。ただ、大字と市街地を結ぶどんがタクシーにつきましては減少傾向にあります。

公共交通があるからといって免許返納につながっているとは言えないと考えております。タクシーの利用であつたりとか、家族あるいは隣近所の助け合いなどで、さまざま手段、手法で免許返納者の交通の確保がなされているものと推測をしているところでございます。

また一方では、公共交通を初め、免許返納に関する環境が充実していないことから、免許返納が進まないということも言えると考えてございます。

現行では、免許返納に伴います公共交通上のメリットとしまして

は、どんがタクシーあるいはわかさ姫の利用料金が半額になることと、あと一部の商店がポイントサービスを倍にする、そういったサービスが行われているのみでございまして。免許返納しても安心して生活ができるための環境整備は必要だと十分認識しているところでございます。

公共交通につきましては、途中下車、あるいはバス停の増設、あるいはチケット制の導入など、利便性向上に向けた要望を多数いただいております。

どんがタクシーにつきましては、利用者数が減少しているというのはもう事実でございまして、本年度から見直し作業を行つてございます。公共交通の協議会あるいは地域と市長の語る会、交通事業者との会議などでさまざまな意見をいただいておりますけれども、今後、アンケート調査あるいはヒアリング調査を行ひまして、なおかつかかる経費というのも考慮しつつ、改善に結びつけていきたいと考えております。

以上でございます。

○一六番（橋口美幸さん） 今報告していただきましたように、バスの半額とかポイントサービスの恩恵を受けられるのは、やはり自分の足で歩いて町に買い物に出かけられる、そういう方たちにとっては本当にいい制度だと思えますが、家から出るようにも、やっぱり二百メートル、三百メートル歩くのが困難という人たちについてのどんがタクシーの利用できる範囲を榕城校区内にもっと広げて

いくだとか、市内巡回バスのバス停を増やして、そしてどういう場所が利用しているバス停か、していないバス停かということの分析も含めてですね、私たち、市内の高齢化というのはもう実態があるわけですので、実態に即した市内巡回バスの運営のあり方、どんがタクシーの運営のあり方、ぜひ議論して、住みやすい、高齢者が安心して免許が返納でき、被害者にも加害者にもならない、そういう地域づくりをぜひしていただきたいということを、今後の協議をお願いいたしますと終わりたいと思います。

続きまして、どんがタクシーの対応策として、スクールバスとの連携ができないかということをお伺いしたいと思います。この辺の協議はされていませんかでしょうか。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

スクールバスにつきましては、登下校時の送迎以外にも、遠足であったり学習発表会であったり、小中学校の学校行事でも活用がなされております。

したがって、現状では、公共交通の位置付けでの運行は難しいと判断しているところでございます。

○議長（永田 章君） ここで、議長からお願いいたします。

間もなく正午となりますが、このまま一般質問を続行いたします。

○一六番（橋口美幸さん） では、続きまして、スクールバスの現況をお願いしたいと思います。

今言ったような運転免許を返納した市民が乗れないかということ

については答弁をいただきました。

もう一点は、高校生が、学校に入学したときはオートバイの免許がまだ取れない年齢ですので、一年生のときに、生年月日によってオートバイの免許を取得するということとなります。そういう取得するまでの間、小学生と一緒にこのスクールバスに乗せてもらえないかというような地域からの要望がございます。

こういう地域からの要望がどのような形で来ているのか、そしてまたその対応状況はどうなっているのかをお伺いしたいと思います。

「教委総務課長 吉田孝一君」

○教委総務課長（吉田孝一君） お答えいたします。

スクールバスの運用の状況についてでございますが、通学では、現在、六路線で、登校時は各一便、下校時は部活のない生徒用が一便、部活をする生徒用が一便の計二便、土曜、日曜、祝祭日につきましては、往路として各朝一便、復路として午後各一便の運行と、そのほか中学校行事としての運行を基本として運用しているところでございます。

また、通学以外の運用につきましては、小中学校の学校教育活動といたしまして利用ができるようになってございます。

ちなみに、通学以外の学校教育活動での利用は、平成三十年度実績で百三十回利用されております。

さて、高校生が免許を取得するまでの通学時の利用についての御質問でございますが、この件につきましては、種子島高校からも相

談があり、高校の現状を聞き取りながら双方で検討を進めている中で、運行ルートや停留所は、利用する中学生の状況に合わせ毎年変更がなされること、中学生の通学に合わせた運行時間を変更することが困難であること、また乗車定員が超過する場合は小中学生が優先となることなどの課題を有してございます。

免許を取るまでの高校生の通学手段の確保につきましては、引き続き市としてどのような援助が必要なのか、学校及び関係課と協議しながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○一六番（橋口美幸さん） 種子島高校からもそういう要請があつているということですので、私も、この要望もですね、各大字地域の保護者の皆さんから、もう子どもさんは卒業されたかもしれないぐらいの要望がずっと続いております。ぜひとも実現に向けていただきたいと思います。

ちなみに、席がどれぐらいあるかということですが、国上では八席、現和コースでは七席、伊関では十七席、立山では九席、古田では十五席、住吉では十席という、大体四十五人乗りとかのバスが運行されておりますが、こういうような形で空席状況もある状況ですので、ぜひ前向きに保護者の声や高校生の声に応えるような対応をしていただきたいということをお願いいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

次にですね、犬、猫の苦情状況についてお伺いしたいと思います。

今、犬や猫の苦情の状況というのが、結構、市民生活課にはたくさん来ているということをお聞きします。今、行政に対する犬や猫の苦情、どのような状況なのかをお伺いしたいと思います。

「市民生活課長 川畑利昭君」

○市民生活課長（川畑利昭君） 犬、猫の行政に対する苦情の状況についてお答えいたします。

犬については離れ犬の苦情が多く、猫については多頭飼育、野良猫によるふん尿、鳴き声の苦情が多く寄せられております。

犬の多くは、適正に飼われていた犬が鎖等の劣化のため離れたものであり、鑑札等から所有者の特定も容易であるため、大きな問題とはなっておりません。

猫については、動物の愛護及び管理に関する法律に基づいて、県に協力し、多頭飼育者、野良猫の餌やりに対し、他人への迷惑防止、繁殖に関する適切な措置等の指導を直接行っております。

また、苦情が寄せられた際には、広報誌、防災無線等による適切な飼育の啓発を行っております。

苦情の件数については、指導等を行ったもので年間で約二十件程度、軽微なものを含めると年間約五十件程度となっております。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん） 今、市役所の市民生活課に寄せられる苦情ですが、西之表保健所も一緒に取り組んでいると思いますが、これは西之表保健所と市民生活課とダブっている部分が多いかと思

いますが、犬について苦情十八件、捕獲三十七件、猫については飼い猫十九件、これは多頭飼育だということです。野良猫は二十九件、家に入ってくるとか子猫が道路にいたので危ない、そういうような状況があります。

そういう市民の苦情について、市としてはどのような対策を講じているのかということを担当課にお聞きしたいと思います。

○市民生活課長（川畑利昭君） 犬、猫の苦情への今後の対策についてお答えいたします。

犬については、狂犬病予防法により所有者等の登録及び年一回の予防注射が義務づけられております。

また、猫については、動物の愛護及び管理に関する法律により県の所掌となっておりますので、これまで同様、県に協力し、指導、啓発を行っていきたいと考えております。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん） 西之表保健所が中心になってこの犬、猫の苦情処理をしていると。市民生活課と一緒にやってですね、市民の苦情に対応しているということでした。

そういう苦情をですね、どういう形で、聞きっ放しではなく対応するのかということが長年の課題だと思っております。

島猫会という、実は、野良猫を増やさず、今いる猫を大事に飼い、人と動物の共生ということを念頭に置いて活動している団体が種子島にあります。

具体的には、経済観光課にだとか、それから市民生活課にも、一市二町の各自自治体ですね、観光づくりだとか動物との共生だとか、そういうのを訴えて一市二町に来たという経過をお聞きしました。その中で、南種子町ではですね、不妊手術、去勢手術をするための費用が、補助金が計上されました。これは、なぜかといいますと、やはり今の暮らしの中で、今、多くの皆さんから苦情をいただいておりますが、やはり大事な動物をみすみす命をないがしろにするわけにはいかないという市民の思いがあります。

例えば、猫の好きな人の家に子猫を置いていたり親猫を置いていたりして、その猫をむげにすることもできないと思って餌をやってしまうんですが、そういう市民の意識の問題もあります。

ぜひよその自治体ではですね、去勢手術そして避妊手術をする費用を今自治体自らが補助制度をつくっているという実態があります。他自治体の状況の取組み、動物愛護法に照らしてどうなのかということも含めて、担当課のほうに全国の実態がどのような状況だったのかをお伺いしたいと思います。

○市民生活課長（川畑利昭君） 本市で把握している去勢・不妊手術のための補助制度を実施している他自治体の状況についてお答えいたします。

現在、県内の市で補助制度を実施しているのは、中核市である鹿児島市を除くと、奄美市のみであります。また、南種子町が、先ほど議員がおっしゃいましたように、本年度から実施をしておるとい

うことになっていきます。

なお、奄美市については、アマミノクロウサギ等の希少生物の保護を目的として、いわゆる猫の避妊、去勢、いわゆるそれを駆除するためのものとして制度として成り立っているというのを把握しております。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん） 県内ではそういう状況ではありますが、全国では、北海道から沖縄まで三十の県でこの補助制度を各自自治体を実施しております。

ちなみに、九州では、福岡では三自治体、大分では二自治体、県内では三自治体から四自治体、そして熊本では三自治体、佐賀でも三自治体、このような形で去勢手術、避妊手術の補助が出されております。

動物愛護法からいってですね、第三章第一節第七条の五のところでは、「動物の所有者は、その所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならない」ということが動物愛護法で決められております。

そういうことを含めまして、増やさないということも動物に対する愛なんだということをぜひ市民の皆さんにですね、知らせていただくこと、そしてそういう動物愛護法の関係から、飼い主がそういうことを積極的にするんですよということも啓発することを含めま

して、今後、市内にいる野良猫に対する住民の皆さんとの共生をするような形で、ぜひ補助制度も検討していただきたいというふうに思います。

これ、正しく猫を飼えていますかという、これは西之表保健所が出しているチラシです。このチラシは私も実は初めて見て、「市内では配布していないんですか」と聞きましたら、「集落長さんが独自に「このチラシ、ください」ということで、地域によっては配布しております」という返事でした。

ですので、やはりこういう広報だとかですね、やっぱりまず基本的に、多頭飼育をやめるだとか、一匹、一頭の命を大事にする、子どもの教育の観点でも大事だと思いますので、そういう広報をまずしていただく、そしてむやみに増やさない、かわいそうな命を生み出さないということを含めまして、ぜひ全国のこういう実施自治体を参考にですね、本市もこういう補助制度をつくっていただけたらというふうに提案をいたしますが、市長はどのような考えでしょうか、最後によりしくお願いいたします。

○議長（永田 章君） 橋口美幸議員、これは四番の項目でいいんですかね。

○一六番（橋口美幸さん） え、どこだったっけ。

○議長（永田 章君） ふるさと納税活用の云々かんぬんと。

○一六番（橋口美幸さん） そうです、そうです、はい。

○議長（永田 章君） もう一度。

○一六番（橋口美幸さん） はい。四番を含めて、その補助制度を実施する自治体の状況を把握して、そういうふるさと納税を活用するだとか、野良猫の去勢・不妊手術のための補助制度をぜひ検討いただきたいというを思います。

まず、今、港のトッピーが着く青安さんのところの植え込みのところに、最近、猫が少なくなったというふうにも感じているんですけど、猫会の方たちが、捨てないでという立て看板を立てていいですかと県に要望しに行ったら、県自らが、捨て猫は犯罪ですという看板を立てております。

そういう意味で、行政も含めてですね、観光の島であったり、住民の苦情にきちんと対応するということも含めて、補助制度を、ふるさと納税などです。これはふるさと納税に限ったことではありませんが、例えばふるさと納税を使うとか、そういう補助制度をつくっていただけませんかということで、市長の答弁をお願いいたします。

○議長（永田 章君） 時間もありませんから、簡潔に。

○市長（八板俊輔君） ふるさと納税についてはですね、その同様な制度を実施しているところはないように承知しております。

現状では、先ほど課長申し上げたようにですね、県に協力する形でやっております。

関係機関とか日本動物愛護協会等の不妊手術の費用等の助成もありますので、そういうものを勘案しながら、そして他市の状況も踏

まえて、引き続き県と協力して対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん） ありがとうございます。

以上で。

○議長（永田 章君） 以上で橋口美幸さんの質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十三時十五分ごろより再開いたします。

午後零時十五分休憩

午後一時十五分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、田添辰郎君の発言を許可いたします。

「一一番 田添辰郎君登壇」

○一一番（田添辰郎君） 皆様、お疲れさまです。

通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

その前に、質問ではございませんが、市長のほうに一つお願いをしたいがございます。

先ほどの南日本新聞報道におきまして、馬毛島の報道がなされておりました。FCLPの施設の確保は安全保障上の重要な課題、早

期に恒久的な施設を整備できるよう引き続き取り組むという、これは菅官房長官の二日の記者会見であります。また、それに対して、昨日ですね、市議会のほうで、八坂市長のほう、地元の理解は得られていないと改めて表明、FCLP以外の活用策に取り組むと強調した、このような新聞記事がございました。

昨日、市長のほう、連日お疲れかと思いますが、きちっと市民の皆様にも、また国民の皆様にも説明しようということで、報道会社の方から生のインタビュウを受けておられました。その姿勢に、私、感銘したわけですが。

そのアナウンサーの方、やはり重要な点、市民が関心あることを随分と聞いていただいたなと思ひ、感謝しているわけであります。FCLP訓練について賛成か反対かというのを何度もお聞きしておりました。アナウンサーの方の誠実な反応、また誠実な性格なんだろうなど、人柄のほうも想像したところでもございます。

そのようなことを見ながら、朝になりまして、眠りをとりながらも、やはり気になっておりました。朝起きてまず最初に何をしたらというのと、国語辞典を調べることであります。まず最初に、詭弁という言葉の意味を調べてみました。道理に合わないことをいかにももつともらしくこじつける巧みな議論。その次に、誠実という言葉を引きってみました。真心がこもっていて、うそ偽りがなくないこと。その次に、ごまかすという言葉を引きみました。本心などを見破られないよう、その場を取り繕うこと。最後に、はぐらかすという

言葉を引いてみたわけであります。相手の追及を逃れようとして、巧みに話の焦点をずらすという意味でありました。

これから私のほう、一般質問させていただきます。市民の代表にふさわしいのかどうか、自分自身ではわかりません。昨日からのほかの議員の方の一般質問を聞いて、よく勉強されて、きちっとした成果を上げていくのを見れば、自分はどうなんだろうと反省するばかりであります。しかしながら、私なり、言葉は足りませんが、市民の思いを率直に代弁する、その思いだけは誰にも負けないと思っております。

まずは、本当に市長にお願いです。報道のアナウンサーの質問に対する答え、FCLPに関してありますが、反対ですか、賛成ですかといえ、反対、賛成であります。そして三つ目の答え方は、わからないであります。一般のアンケートでも、わからないというアンケートがございます。そして、四つ目は、答えられないという答弁であります。現時点では答えられない。

しかしながら、先ほど四つの言葉の意味を取り上げました。市長が誠実にアナウンサーの質問に関して答えていたかという、イエス、ノー、賛成、反対、わからない、現時点では答えられない、これは誠実な答弁かなと思ひます。しかしながら、市長の長年の主張であります持論でございます。そのことをアナウンサーは聞いていくわけではありません。



昨日の同僚議員の質問でも、市長の考え方、何度も伺っておりますから、それを確認したいと思っっているわけではありません。

相手の追及を逃れようとして、巧みに話の焦点をずらす。私は、市長は頭のよい方であり、自分なりの信念を持っている方だと思っておりますが、一般質問でございます。誠実な答弁のほうをお願いできればと思っております。

では、一般質問のほう、入らせていただきます。

長寿健康社会を目指してという質問でございます。

市民の終末期、どう生きるべきかという抽象的な質問でありますから、大変答弁しづらいのはわかっております。どこで亡くなるべきかとか、どのようにして、またどのような方に見守られながら、そして延命治療はどうすべきなのか。

私が五十六、市長が六十六、十歳年上になりますから。私の祖母が亡くなったところには、自宅で亡くなるのが普通でした。町からお医者さんが来て、亡くなることを確認するわけです。家族が見守る中、本当に安らかに眠っていくように亡くなるのがあの時代は普通でありました。

そのようなことを考えながらこの質問をいたします。市長の考えで構いませんので、市民は、終末期、どう生きるべきか。

以下の質問は質問者席より行います。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

極めて哲学的な点も含まれている御質問で、きちんと答えられるかどうかわかりませんが、誠実にお答えをしまいたいと思っております。

○一一番（田添辰郎君） はい、お願いします。

○市長（八板俊輔君） 近年のIT技術を初めとした技術革新は目覚ましいものがあります。医療技術も格段に進歩している現在においては、いわゆる終末期の医療についてもさまざまな選択の可能性があると思います。

また、高齢化の進展に伴う認知症患者や独居高齢者の増加など、家族のあり方も大きく変化し、個人の人生観や価値観も多様化していると感じております。

そうした社会の中で、終末期をどう生きるべきかということについてはさまざまな考え方があり、簡単に答えが出せるものではないとも思います。

しかしながら、個々人が自分の人生にしっかりと向き合い、最期まで自分らしい生き方を選択していくことが重要であると思えます。また、家族を初め医療・介護従事者など関係者が協力をして、本人の選択を尊重し、支援できるような環境をつくっていくことも必要であると考えております。

以上です。

○一一番（田添辰郎君） 丁寧な答弁のほう、ありがとうございます。

本当に難しい問題であるかと思えます。

国家が人の生き死にを決めるのは明らかにおかしいわけで、生まれることは人間は選択できませんが、どうやって、ある意味、生まれたときから死に向かって進んでいるのが人間の宿命かと思えます。そういった中で、自分らしい死に方ということも考えていかなければならない、そういうふう思うわけがあります。

このような問題に関心を持ちましたのは、皆様も御存じのとおり、百合砂苑というところがございます。あれがつくられるころ、百合砂苑の方がいろんな意見を聞いていい施設にしたいんだという話をお伺いしました。そのときに、今持ってきています『クリッパンの老人たち』、これはスウェーデンの話なんです。北欧の関係、五、六冊本を買って勉強させていただいたわけがあります。当時から北欧のほうでは寝たきりの方が少ないという話を聞いております。

そして、時代が変わって今現代では、州によってアメリカでは変わりますが、寝たきりの方が少ない。これは国家の命令とか州の命令ではございません。個人の意思を尊重するということで、寝たきりがいないという社会が、ヨーロッパのほうもそうでもあります。そういうところが来たわけであります。

私自身は、市長がおっしゃるように、さまざまな考え方を持っておりますから、最終最期の時を迎えるまで、その個人の思いをききつちりと尊重していく社会をつくっていくかなければならない、そういうふう思っておりますが、今、たまたま人生会議ということでは

ろいろ批判を受けております。

これは古いやつなんです。もしものときのための人生会議、「誰でも、いつでも、命に関わる大きな病気やケガをする可能性があります。命の危険が迫った状態になると、約七〇%の方が医療・ケアなどを自分で決めたり、望みを人に伝えたりすることが出来なくなる」と言われています。

前もって人生の最期のときにどのように亡くなっていきたいか。考えたくもないという方も当然いらつしやいますから、その方たちはその考え方でいいと思うんですが、やはり人間の尊厳をきちっと保ったまま生を全うするためには、人生会議、この言葉は余り好きではありませんが、元気なときに、生きているときに、自分はどうやって亡くなりたいかを考えていかなければならない時代になったのかなと思っております。

そして、インターネット放送のほうを見ましても、北海道のお医者さん二人の、御夫婦であります。積極的にこの人生会議、リビング・ウィル推進されている方ですが、医療関係者から言いますと、裁判闘争の可能性もあるのでなかなか難しいんだということもございます。

そして、亡くなる方の意思というのは、常日ごろ、変わっていくということもあります。そして、最終最期のときには、ふだん身近にいる家族だけではなく、遠方からいろいろな人が来たりして、本人の意思をなかなか尊重できない場合もあるとかいう話も聞いたこ

とがあるわけでありませぬ。

この本を買ったのが、二〇〇二年に買いました。その後にも父も母も亡くなったわけですが、特に父の場合は、五年間の闘病生活をいたしました。最後はもう「辰郎、もう痛いから、もう種子島で死なせてくれ」というふうになつてしまつて、何とか父の思いどおり種子島で亡くなることができました。

やはり個人の意思を尊重するために、このリビング・ウィル、人生会議というようなものを普及させていく必要があるのではないかと申すわけでありませぬ。

免許証のほうの裏のほうを見ていただければと思うんですが、向こうのかばんに持ってきたんですが、臓器移植の話が、ものが、丸をつける場所があります。

臓器移植というと、ついウイグルの中国による虐殺といひますが、収容所に百万人以上入れて人権弾圧をやつてゐる、そして法輪功の問題もござひませぬ。古くは、毎年のように、チベットのお坊さんは焼身自殺をやつておりました。

臓器移植、前は丸をしていたんですが、今、悩むようになっておられます。しかしながら、臓器移植の問題、まだまだ身近な問題ではありません。重要ではありませんが。

しかし、人が亡くなるということは必ず起こることでありませぬ。そのような意味で、生前、元気なうちに、きつちりと医療関係者ともそして家族とも話し合つて、どのように死ぬかを考えること、

啓発が重要だと思つておられます。

そのような観点から、二番目の質問に移らせていただきます。

この西之表市では、在宅と病院、施設等で亡くなる場合の比率を教へていただきたいと思ひませぬ。

〔健康保険課長 長野 望君〕

○健康保険課長（長野 望君） お答へいたします。

平成二十九年の人口動態統計調査によりますと、本市に届け出があつた亡くなつた方の死亡場所の割合は、自宅が一一・〇%、医療機関、病院、診療所でございますけれども、七六・九%、介護施設等、介護老人保健施設や老人ホームでございますが、九・四%となつておられます。

以上です。

○一番（田添辰郎君） ありがとうございます。

先ほど紹介しました『クリッパンの老人たち』、百合砂苑をつくらうというときでしたから、いろいろ絵とか写真がいっぱい入つていて、僕でも何とか読めたところでありませぬ。

本当に、年をとつてからどうやつてその生を全うしていくかというのは重要な問題であります。

僕らが幼いころとは違ひまして、七五%近くの方が病院で亡くなる、施設のほうで九・四%というお話もありました。

そういった中で、医療の技術は発展してまいりませぬ。生きようと思へば生きれる命もあるわけでありませぬが、もともと生かされてき

た存在でありますから、その寿命を全うするのも、自然の、天の思いがまま召されていくのが当たり前かと思えます。医療によって、その生が、家族の思いもあるかもしれませんが、少しでも長くということで、お医者さんの先生方も一分一秒でもその生を全うさせようと懸命な治療行為を行うわけであります。

そこで問題になるのが今日テーマにいたしました尊厳死の問題と安楽死の問題でございます。この違いについて、少しわかりやすく御紹介いただければと思っております。

○健康保険課長（長野 望君） お答えいたします。

医師などの第三者が、薬物などを使って患者の死期を早めることを安楽死と、延命措置を行わず、自然に死を迎えることを尊厳死と言うようでございます。

以上です。

○一番（田添辰郎君） ありがとうございます。

あえて故意に人の命を短くするのが安楽死という、余り簡単に言い過ぎですが、そういうことだと思っております。安楽死の問題は本当に論点が多過ぎてですね、私には手が負えない状況でございます。尊厳死、そういったものを重点的に取り扱いたいと思うわけですが、そのようなことを考えた場合、今、西之表市で寝たきりの方がどれだけいるかというのはなかなか統計データ出にくいと思ひまして、今回も一般質問に入れておりません。

しかしながら、長寿社会であります。八十歳以上生きる方が多い

わけでありますが、健康寿命というのは七十幾つであります。昔からよく言われるように、全ての方がびんびんころりでいけるわけでもありません。

そういった社会の中で、我々西之表市は、スウェーデンとか北欧の事例を少し話しましたが、小規模な自治体の中で、この福祉というものは担っていくところが現実でございます。自治体によって全く違うわけであります。

また、その施設の管理者によっても全く違う結果が生まれてきます。これは介護施設でもそうですが、病院でもそうです。特に日本の場合、問題点になるのは、精神科の病院などはその管理者の考えによってがらっと変わってくるというところがあるんですが。

一般に、福祉、そしてみどりの作業というのは、地方自治体の考え方が大きく影響するのではないかと思っております。ほとんどそういったみどりのための施設というのは、ちっちゃな、うちでいいますと、西之表市のような、中種子・南種子町のような地方自治体がつくっていつています。

そのようなことを考えたなら、我々も、何があっても長生きしたいという方は別であります。本人の意思を確認した上で、寝たきりのいない社会を目指すべきではないかと思っております。市長、どうでしょうか。

「高齢者支援課長 下川昭代さん」

○高齢者支援課長（下川昭代さん） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、寝たきりのいない社会を目指すべきではないかということでございますけれども、いつまでも健康で自立した生活を送りたいというのは誰もが願うことだと思います。

しかしながら、高齢になると、ちよつとした体調の変化から閉じこもりがちになったり、寝たきりになることがあります。

そういうところで、年をとつても健康で生き生きとした生活を過ごすために、介護予防という取組みが重要であると思っております。本市におきましても、高齢者の社会参加であるとか、筋力の維持、向上を目的としたよろくて元氣アップ教室、そういった地域での取組みを初め、口腔機能の向上、認知症予防など、さまざまな取組みを行うことで寝たきりの防止を図っているところでございます。以上です。

〇一 一番（田添辰郎君） ありがとうございます。

当市のほう、認知症のほうですね、さまざまな大学のほう、医療機関と協力して積極的に取り組んできていることは感謝するところであります。

今回の質問も、いろいろしようと思った理由があったんですが、二〇〇〇年代、二〇〇二、二〇〇三年ですかね、認知症患者の方に延命治療をすると、メリットは少なく、ほとんどデメリットが多いという資料がありまして、それも見てですね、やはり当市のほうでは認知症にも一生懸命取り組んでいる、そういうこともあって、この寝たきりのない社会が目指せないか。当然、寝たきりはなくせ

ないわけでありませんが、個人の意思を尊重して、寝たきりの方を少なくするという選択ができるようになるんではないかと思っております。逆に言いますと、その個人にとって望ましくない亡くなり方というのはどうなんでしょうか。

〇議長（永田 章君） 田添議員、これ、五番。

〇一 一番（田添辰郎君） ああ、五番です。

〇議長（永田 章君） 五番ですか。

〇一 一番（田添辰郎君） すみません、抽象的で。

〇市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

先ほどの終末期をどう生きるべきかという御質問とも重なる部分がございますけれども、生き方を選ぶということは死に方を選ぶということでもあるかと思えます。

大事なことは、個人がそれぞれ選択できる環境をつくるということであり、お尋ねの望ましい亡くなり方についても、延命措置の有無や最期を迎えたい場所など、いろいろな考え方があろうかと思えます。人生の最終段階を迎えたとき、本人がどういう選択をするにしても、個人の意思や権利が最大限尊重されることが最も重要であると考えます。

以上です。

〇一 一番（田添辰郎君） ありがとうございます。

本当に個人の意思、尊厳が守られて、そのままですね、安らかに亡くなられることが望ましい、そういうふうになっております。

六番目の質問であります。自分らしい生き方を全うするために、リビング・ウイルについて啓発を行うべきと思うが、どうかということです。人生会議と同じような意味であるかと思えます。

また、厚生労働省のほうは、改訂版であります。平成三十年三月に、人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドラインということもあります。

自分の死のあり方、治療のあり方を決めるわけがありますから、冒頭申し上げましたように、その人の体調や、もし病気の方であれば、病気の進み方によって考え方がころころ変わります。ですから、本当に難しい問題なんです。やはり何も知らずに、このチラシに書いてあります。「約七〇%の方が医療・ケアなどを自分で決めたり、望みを人に伝えたりすることが出来なくなる」。こういう状態で亡くなることは余り望ましくないのではないかと思うんです。

このリビング・ウイル、人生会議について、これから啓発活動のほう、行っていただけばと思うんですが、どうでしょうか。

○高年齢者支援課長（下川昭代さん） 答えいたします。

リビング・ウイルを用意して人生の終末期における意思表示をしておくことは、本人の意向が最大限生かされることになり、自分らしい生き方の選択につながるものだと思います。

リビング・ウイルは、終末期の医療やケアについての意思表示書であり、自分の意志だけで完結するものであります。近年は、それに加えて、患者本人と家族や医療・介護従事者が本人の望む医療、

ケアのあり方について繰り返し話し合うプロセス、そういったプロセスを重要視したACP（アドバンス・ケア・プランニング）という考え方が広まりつつあります。

国においても、その普及啓発を推進するため、先ほどから議員の御案内にもありますように、このACPの愛称を人生会議に決定するとともに、毎年十一月三十日を人生会議の日として、人生の最終段階における医療、ケアについて考える日としております。

本市においても、昨年度は、医療・介護従事者を対象にした研修会を開催するとともに、また今年度は、加えて一般市民向けの講座の開催も予定をしているところでございます。

今後、人生の最終段階において一人一人の意思が十分に尊重がされるよう、リビング・ウイルとかACPの普及啓発に取り組んでまいりたいと思えます。

以上です。

○一一番（田添辰郎君） 講習会のほうも行われるということで、通告書を出した後ですね、回覧のほう、集落の班長もしておりますので、見せていただきました。

本当に重い課題であります。より人間らしい、人間の尊厳を守るためには重要な課題であります。啓発活動をやって、それぞれの方が望む生き方を全うできるように御尽力いただければ幸いです。本当によろしく願います。

では、次の質問に移らせていただきます。

市長、教育長についてであります。歴史認識ということでございます。

今回の質問の原因になったのが、『反日種族主義』という本を読んで、ああ、こういう質問もしていいのかなと思ったところであります。また、胸のほうに日本国旗のバッジもするようにいたしました。

この内容、本の内容を見てますと、やはりその国を愛するということ、その国の国民を愛するということ、どのような運命が待っているかわからない状況でも、このような本を書かれたわけでありまして、本当に自分の生まれた国を愛するからこそこういう本が出ているということを考えたら、やはり自分もこの先生を見習って、きちっと日本という国に誇りを持って、日本に住む人々を愛するようになんなきやいけないと、そういうふうに思いまして、国旗のピンバッジもするようにいたしました。

この中に、従軍慰安婦とか徴用工の問題、論点くまなく韓国人の先生の立場から書かれております。これまでも日本人の先生によって多数の著作があつて、ほぼ結論は出ているかと思いますが。

また、南京大虐殺についても、これは秦郁彦先生という先生が決定版みたいなものを出しております。

そのようなことから、韓国のほうでは、この先生によりますと、教育の関係でやはり自らの国民の考え方が影響を受けたり、他の国のことですから、洗脳とは決して言えないかと思えます。しかしな

がら、歴史の事実を直視せずに都合のよい歴史を国民に教える、市民に教えるということはどのような被害をもたらすか、『反日種族主義』を読んでわかったわけであります。

そのような意味で、南京大虐殺というお話がございます。従軍慰安婦という問題もございます。そして、私は応募工と言っておりますが、韓国の言う徴用工の問題がございます。これについて市長、教育長のほうはどのように考えていらっしゃるか教えていただければと思えます。

「教育長 大平和男君」

○教育長（大平和男君） 歴史上の事件をどのように評価するかという問題は、その事実をどう正確に認識するかという問題と相まって、極めて難しい問題であります。

今議員が提起されておりますいわゆる南京大虐殺、いわゆる従軍慰安婦問題、いわゆる応募工（徴用工）問題、こういった問題も、事実関係の特定においてすら複数の意見があり、評価の問題に至ってはさらに諸説分かれるところであります。

これらの問題をどう思うかという御質問ですが、専門的な知見も有しておりませんし、また自分の考えを披瀝する立場にもないことを御理解いただきたいと思います。

そのことをお断りした上で、少し私の考えを述べさせていただきます。少し長くなるかもしれませんが、お許しをいただきたいと思います。

○ 一番 (田添辰郎君) 簡単で結構です。

○ 教育長 (大平和男君) 『人間の尊厳について』という書物の中に、「神は人間に何も与えなかった。虎の持つ鋭い爪も、ワシやタカの鋭い目も、亀のかたい甲羅も。人間に与えたものは、言葉を通じて平和な社会をつくる権利だけだった」という言葉がたしかあったと記憶しております。

戦争は、人間の尊厳を踏みにじる行為であります。その中で起きたさまざまな事件が人間の尊厳を踏みにじったであろうことは想像にかたくありません。その悲劇の解明、評価は専門家の間で行っていただきたいと考えております。

子どもたちに対しては、その悲劇の中から何を学び、どうやって未来の平和に生かしていくか、その知恵を教えていきたいというふうに考えているところでございます。

○ 一番 (田添辰郎君) ありがとうございます。

なかなか。先ほど本を紹介いたしました。学者の中では、ほぼ結論のほう、出ているかもしれないが。さきの戦争、大東亜戦争と言う方もいらっしやいますし、太平洋戦争と言う方もいらっしやいます。この戦争を日本の侵略戦争と言う方も多いわけですが、占領したマッカーサー元帥のほうも、米国に帰国してから、議会の証言で自衛のための戦争だというふうに申しております。

そのようなことを考えると、それについてどう思うかというのは個人の考えであります。これも、教育長がおっしゃるように、歴

史の事実としていろいろな考え方があってですね、どちらが正解、反対とは言えないというふうに捉えてもよろしいでしょうか。教育長、お願いします。

○ 教育長 (大平和男君) さきの戦争が日本の侵略戦争であったか否かという問題でありますけれども、これについても、おっしゃるとおり、基本的には先ほど申し上げた考えを持っております。

私見をもう少し述べさせていただきますと、複雑な要素が絡み合っていて引き起こされる戦争というものが、後世になって一つの視点から総括できるものかどうか、私は疑問に思っております。侵略的な側面もあり、また別の側面もあり、さらにまた別の側面もある、そういうふうに考えるのが自然ではないでしょうか。

先ほども申しましたように、侵略的な側面から何を学び、他の側面から何を学び、そうやって歴史を多面的に捉えて未来に生かしていく知恵を教えることが子どもたちにとって大切であろうというふうに考えているところでございます。

○ 一番 (田添辰郎君) 五番のイまで答弁いただいたような気もするんですが、小学校、中学校の教科書の改訂時期のほうはいつでしょうか。

○ 議長 (永田 章君) ちょっと待ってください。田添議員、市長の答弁はどうするんですかね。

○ 一番 (田添辰郎君) ああ、市長も。いや、先ほど手を挙げられなかったので。



○議長（永田 章君） 通告に市長、教育長ということ。

○一番（田添辰郎君） ああ、どうぞ、どうぞ、はい、はい。していただけるならお願いします。

○市長（八板俊輔君） いや、手を挙げようとしたら、次に。

○一番（田添辰郎君） ああ、ごめんなさい。

○市長（八板俊輔君） 失礼しました。

先ほどに戻りまして、お尋ねの南京大虐殺、いわゆる南京事件についてのことでありますけれども、一九三七年十二月の南京戦において日本軍が中華民国の首都南京市を占領した際に、日本軍が中国軍の捕虜そしてそのほか非戦闘員に対しての殺害ないしは略奪行為等があったとされる事件だと承知いたしております。事件の詳細については諸説あり、いずれが正しいか認識するのは甚だ難しいと思っております。

ただ、さきの大戦における行いに対するおわびの気持ちは、日本政府としてもこれまで表明しております。私自身も、大戦における悲しい事案だと認識しております。

あと二つについてもですね。

それから、いわゆる従軍慰安婦の問題についてでありますけれども、旧日本軍の慰安婦に対する日本の国家責任の有無に関する問題であり、いろいろな認識の差異や論点があることから、日本とそれから大韓民国などで議論になっていると承知いたしております。

日本政府としては、慰安婦問題が多数の女性の名誉と尊厳を深く

傷つけた問題であると認識して、これまで心からのおわびと反省の気持ちを表明しております。国家間の問題でもありますが、やはり悲しい事件だと感じております。

徴用工の問題にいたしましても、第二次大戦中の日本の統治下にあった朝鮮及び中国での日本企業の募集や徴用により労働した元労働者及びその遺族による補償問題であると認識をしております。

これも、日本政府の考え方としては、日韓請求権協定で解決済みとしていると承知しております。国家間の問題であり、同様に、詳細な論評は避けたいと思っておりますけれども、毅然と自国の考えを主張しながらも、これまでの信頼関係を崩さないような判断がなされることを期待したいと考えております。

以上です。

○議長（永田 章君） 田添議員、次の一〇ページに移ってください。歴史教育について。

○一番（田添辰郎君） 一〇ページ、歴史教育について、先ほど始めようとしたんですが。

従軍慰安婦については、産経新聞社のほうから『歴史戦 朝日新聞が世界にまいた「慰安婦」の嘘を討つ』という本が出ております。これ、読みやすい本なので、ぜひこれも読んでいただければありがたいかなと思っております。

歴史教育についてであります。

本当に、この『ヴェノナ』という本がございます。暗号のほうを

解読して戦後七十年たつて明らかになった事実があつて、大東亜戦争がどのように始まつていったのか、その前後の関係はどうだったのが暗号に基づいて今やつとわかつてきました。

そういうような時期において、本当に歴史的な事実というものはどういふものなのかとかいふのは、ある程度の年月を重ねないと確定しない部分もございます。

そういった部分ですね、やはり西之表市民である小中学生にどのような歴史を教えていくべきか、重要かと思ひます。

小中学校の教科書の改訂時期、並びに、先ほどこちよつと教育長に答弁いただきましたが、子どもたちにどのような歴史を教えていくべきかと考えるか教えていただければと思ひます。

○教育長（大平和男君） 小中学校の教科書の改訂についてまずお答えしたいと思います。原則として、四年ごとに改訂がなされております。

小学校においては、昨年度改訂されたものを来年度から使用し、中学校においては、本年度改訂されたものを再来年度から使用することとなっております。

どのような歴史を教えるべきかというお尋ねでございますが、基本的には、繰り返しにもなるかと思ひますけれども、私も学習指導要領の中で教えてまいりますので、どのような歴史を教えていくかということをお判断するとか選択するとかいう形にはございません。

それよりもむしろ、先ほどから申し上げておりますとおり、もと歴史にはさまざまな見方、考え方があり、常に新しい光を当てて見つめ直していかなければならないということ、大切なことは歴史の教訓を未来に生かしていくことなんだということを子どもたちに教えたいというふうに考えているところでございます。

○一番（田添辰郎君） ありがとうございます。

ごもっともな御意見なんです。最近読ませていただいた『プロパガンダ』という本であります。古い本なんです、どのように国家なり企業なり個人、宣伝工作をして人の気持ちを変えていくかという本であります。

プロパガンダの世界、これの世界は、本当に政治の中にもそうですが、マスコミの中にもほかの世界にも無数の手が伸びているような状況でもございます。

そのことを考えれば、先ほど言いましたように、ヴェノナ文書によつて七十年たつてから明らかになった事実もあります。

我々政治家が教育に関して無用な圧力を加えることは決してあつてはなりません、やはり子どもたちには事実に基づいたこと、事実に基づかないことは、両論を併記するかどうか、そういったことを考えながらですね、きつちりとプロパガンダ、それにうかつに乗るような市民をつくつてはならない、そういうふうには思っています。では、次の質問に移らせていただきます。

馬毛島の自衛隊施設とFCLP訓練についてであります。

まず、中種子町と南種子町での自衛隊の訓練がございました。鎮西というものであります。これについて何かわかっておりましたら、概要をお願いします。

〔総務課長 大瀬浩一郎君〕

○総務課長（大瀬浩一郎君） 新聞などの報道によりますと、十一月の十一日から二十一日にかけて全国各地で実施する統合演習の一環として、中種子町の長浜海岸や旧種子島空港、南種子町の前之浜海岸を利用して訓練が行われたものと承知しております。

十四日に公開されましたので、そのときにも、私、自分で行ってきました。あと係長も行ったんですけども。そのときには水陸機動団の水陸両用車が十台ほど前之浜の海岸に上がってきていましたけれども、全体的に感想を申し上げますと、中ですね、すみません、概要だけ言います。中でいろんな部隊の方がいらっしやいまして、駐車場にいらっしやる方に中身を聞いても全体が把握できなかったりですね、全体的なことをわかっていらっしやらない部隊の方がたくさんいらっしやったりとかですね、本当にいろんなところからたくさんの方々が参加されている訓練なんだということを見ました。すみません、概要にちよっと加えました。

以上でございます。

○一番（田添辰郎君） ありがとうございます。

二番目に移ります。

日米のツー・プラス・ツー合意に見る限り、また今回の防衛省と

の意見交換会でも、国は、馬毛島の自衛隊施設、FCLP訓練施設に関し、考えは変わらないように見えます。

先ほど冒頭で紹介いたしました本日の南日本新聞記事にもあるとおりであります。菅官房長官が昨日発表いたしました。そして、FCLPの施設の確保は安全保障上の重要な課題、早急に恒久的な施設を整備できるよう引き続き取り組むということでもあります。もちろん当然、地元に対する説明を行いながらであります。

市長も御存じのとおり、国防は国の専管事項でございます。以前の質問では、市民の生命を市長が守るとおっしゃられました、申しわけありません、市長にも町長にも県知事にも、市民の生命を守る力はございません。そういった意味で、国防は国の専管事項でもあるわけでありませぬ。

そのような意味で、このような状況になっても、自衛隊施設、FCLP訓練について考えは変わらないのかどうか教えてください。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

十月二十三日に防衛省を訪問しまして、日米合意について、二〇一一年と本年の合意に違いがあるかを確認したところ、防衛省としては、本年四月のツー・プラス・ツーにおいて日米両政府間で何ら新しい合意がなされたわけではない、政府の方針に変更はないということでありました。変わっていないということでもあります。

○一番（田添辰郎君） このですね、質問、自衛隊施設、FCLP訓練施設に関して考えは変わらないかという質問であります。F

CLP訓練賛成か反対かと、ほぼ同じ意味なんですよね。

改めて確認させていただきます。冒頭に言いました。詭弁とか誠実、ごまかす、はぐらかす、そのような言葉もある。私は昨日のインタビューを見ておまして、西之表市の子どもたちが見た場合に連想する言葉は何だろうと。私は市長の性格を知っておりますから、いろいろ思い悩むところもあるんだろうとは思いますが。まず、冒頭に挙げた四つの言葉が浮かぶのではないのかなと、そういうふうに思うわけでありませぬ。

そして、先ほどの答弁でも、同僚議員が言った馬毛島に関する選挙公約はどうするんだ、馬毛島の軍事施設反対、それに関しては、市長は前回のときと一貫して変わっていないとおっしゃっております。

馬毛島の軍事施設が反対でありますから、FCLP訓練賛成か反対か、賛成か反対かわからない、現時点で答えられない、この四つから選んでもらえないでしょうか。ほかの答弁は、先ほど言いましたように、論点をずらしているとした私にはとれません。機会をお与えますので、その論点は別にして、四つの中で答えていただきたい。

○市長（八板俊輔君） 順番の、今、どこに行っているんでしょうかね。

○一 一 番（田添辰郎君） 同じところですよ。

○市長（八板俊輔君） 二番は終わったんですか。

○議長（永田 章君） まだです。

○市長（八板俊輔君） あ、まだ一ですか。

○一 一 番（田添辰郎君） 二番です。

○議長（永田 章君） 二番です。

○一 一 番（田添辰郎君） 二番です。三番は飛ばします。二番です。だから、これをFCLPというふうには、昨日のアナウンサーと同じ質問にできたわけです。

○市長（八板俊輔君） 三番ということですか。

○一 一 番（田添辰郎君） 二番です。

○市長（八板俊輔君） ああ、二番。

○一 一 番（田添辰郎君） はい。これを自衛隊施設を抜いて、FCLP訓練施設というふうに縮めただけです。カットしただけです。

○市長（八板俊輔君） 賛成か反対かというお尋ねでありますけれども、これまで再三私が申し上げてきたとおりであります。

昨日も、その報道でも答えたとおりでありますけれども、賛成、反対以前に、今考えなければいけないことがあるということを申し上げたところであります。

その理由は、るる申し上げましたが、詳しくはまた関連の御質問のときに申し上げたいと思っておりますけれども、大事なものは、今この時点でこそですね、馬毛島の重要性を市民が考え、国民に知らせるべきであるというふうに考えております。今のこの時間的な経過の中でですね、この時点でこの作業をしなければ、この馬毛島の本質的

な問題がですね、しっかりと検討されなくて終わってしまう、そういう危機感から、私は、あえて賛否のところを突き抜けて、その馬毛島の重要性についていま一度考えることを提案しているところでもあります。

○ 一番（田添辰郎君） ありがとうございます。

はぐらかすという言葉を最後に言いました。相手の追及を逃れようとして、巧みに話の焦点をずらすことがはぐらかすという言葉の意味であります。僕は、今の答弁、よく言って、はぐらかしているのではないかと、焦点をずらしていないのかと、そう思えるわけです。ですから、冒頭に、そういう答弁はお願いしたくないと。賛成だったら賛成。

先ほどの橋口議員に対する答弁であれば、そのまま脈絡から考えれば、FCLPには反対なんです。賛成ではないんです。前の選挙公約と同じ、考え方が変わらなければ、あなたの、市長の考え方は、馬毛島のFCLP訓練に関しては反対だということなんです。それを論点をずらしてどうするんですか。それがリーダーの答弁なんでしょうか。

次の質問に移らせていただきます。

関連した項目でありますので、四、西之表市の未来像をどのように考えているのか、五、十年後、二十年後の西之表市の人口はどうなっているのか、六、そのとき西之表市の産業構造はどうなっているのか、財源の確保はできるのか、七、そのとき西之表市の自然環

境はどうなっているのか、八、そのとき小学校はどうなり、子どもたちはどうなっているのか、九、そのとき若い人の仕事は確保できるのか。十年後、二十年後の未来においてです。自衛隊もなく、FCLP訓練もない。豊かな自然に囲まれた馬毛島が維持されて、状態で、十年後、二十年後。多いですが、まとめて答弁お願いします。五番からですね、九番までです。関連していますので。未来予想ですから。

○ 議長（永田 章君） 四番から九番まで一括して。

○ 一番（田添辰郎君） ああ、四番から、ごめんなさい。

○ 議長（永田 章君） 四番から九番まで一括して答弁をお願いいたします。

○ 一番（田添辰郎君） 未来のことなので。

○ 市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

西之表市の未来像ということでございますけれども、市民が本市に住んでよかった、今後も住みたいと思いつけるようなまちづくりを目指すために、本市では、長期振興計画や各種計画に基づき、住民や議会の御意見を賜りながら市政を運営をいたしているところでもあります。

十年先、二十年先の西之表市の人口はというところでありますけれども、国立社会保障・人口問題研究所によりますと、二〇三〇年には本市は一万二千五百八人、二〇四〇年には一万三百六十人と推計されております。

国の人口そのものが二〇六〇年には八千七百万人程度に減少すると言われております。これは、日本全体の問題として地方創生の取り組みが行われているところでもあります。

しかしながら、本市といたしましては、このような人口減少が起きないように努力をしております。各種計画に基づきまして、二〇六〇年には一万二千人を確保することを目指す試算をしているところでもあります。

それから、産業構造のことでもありますけれども、こうした人口減少や少子高齢化による影響が少なからずあるものと考えられます。財源についても同様であります。魅力ある産業となるよう支援して、将来にわたって就業者を増やしていくよう、日々、各関係機関や団体等と連携し取り組みを進めてきております。

次に、自然環境についてでありますけれども、人口減少などの影響はありますけれども、自然豊かな美しい西之表市を将来にわたって残していくため、環境保全に係る取り組みもより一層推進する必要があります。例えば、生活排水処理の改善など、検討を進めているところでもあります。

小学校はどうなっているかということですが、先ほどの人口減少のところの目標もございましてけれども、例えば、現在も産婦人科医院の運営や子ども医療費の無償化、給食費の補助など、さまざまな対策を講じております。引き続き子育てしやすい環境づくりに取り組んでまいります。

若い人の仕事の確保についてでありますけれども、一次産業の担い手確保やICT（情報通信技術）など新たな分野の活用、新規産業の確立など、あらゆる対策を講じて、未来に、将来に備えたいと考えております。

以上であります。

〇一番（田添辰郎君） ありがとうございます。

未来予想、なかなか難しいですね。あしたのこともわからないようなところもありますので。

西之表市の人口統計データ、かなりいっぱいあります。私が見たデータでは、二十四、五年後に一人を切るという統計データを見ております。その統計データによりまして、そのときに屋久島町と同じような人口になっております。人口が、減少率のほうは屋久島町のほうはちっちゃいですから、その後は屋久島町のほうが西之表市よりは大きくなるということでもあります。

そしてですね、産業構造も大きく変わってまいります。農業のほう、人口が一人、これはいずれ近い将来、いずれなるわけですが、今、シカの頭数が五千頭とかいう話も出ました。市長がおっしゃるようなジビエ事業もですね、人口一人になって、シカのほうが一万人を超えるようになるんだったら、本格的にやらなきゃいけない事業になるのではないかという笑い話が出てくるような思いであります。産業構造の変化、このまま人口が減っていけば、全ての産業にわたって危機的な状況になってくるのは確かだと思っ

おります。

また、自然環境はどうか。今現時点でも、同僚議員のほうから自然の手入れのほうができていないという指摘がありました。これから高齢化社会を迎えて、各集落のほう、その集落の維持管理が大変難しくなっています。今でもその仕事をこなし切れないという現状があるわけでありまして。これ以上人口減少が進めば、荒れ果てた自然は残りますが、管理された自然は残りません。そして、先ほどシカの話をしました。農作業に対する被害が膨大なものになってまいります。

そして、小学校のほうはどうなるのでしょうか。小学校統合の話、私のほうは小規模校を残したいという気持ちがあります。しかしながら、小学校の場合、中学校もそうでありまして、先生方の給料は県でございますが、施設の維持管理のほうは市で持つこととなります。人口を一人切るとその時代に、小学校が今の状態で維持できるのか、複数校維持できるのか、それも疑問であります。

そのときに若い人たちの仕事が確保できるか。確保するように努力はしなければなりません。市長や僕らが子どもどものとき、三万三千人あった人口が、今、一万二千人となりました。減少率は低くなつたというわけでありまして、確実に減少してまいります。

私は、若い人の仕事をつくるために、宇宙センターもございまして、馬毛島もございまして。嫌いな方が多いと思いますが、どちらも重厚産業であります。会社名はあえて申し上げませんが、以前

から言われておりましたロケット関連のそういった組み立て工場でも、島民、市民の働く場所が二十でも三十でも五十でも増えるようなものをつくってもらえないか、そのようなことを訴える力にも馬毛島が進むことによつて増すのではないか、そういうふうにも思っております。

一〇番目の質問に移らせていただきます。

西之表市民、西之表市の主人公たる多くの市民から、国の説明責任及び市民一人一人の知る権利を保障すべく、国、防衛省の正確かつ丁寧な説明を聞くための地元住民に対する説明会の開催を要望する声が多くあります。市民の代表たる市長は、その声にどう応えていくのかであります。

知る権利は、憲法上、明記されておりません。表現の自由等の憲法第二十一条から派生してあるもの。しかしながら、この知る権利、日本においては、最大限尊重されなければいけない権利だと思われております。

先日、馬毛島対策特別委員会のほうで東京のほうに行きました。意見交換会をいたしました。それ以前にも、小倉伸一議員が委員長のとときに説明を聞いたことはありますが、行くたびに、市長もそうなんでしょうが、前の市長もそうであります。反対の意思の表明をしに行つたわけです。ですから、説明を受けることはありません。向こうは、説明してくれと頼まれないのに、説明するわけがないわけです。

しかしながら、例外があります。平成二十五年十一月二十日木曜日でした。西之表市民会館のほうで、その当時の議員さんが六名集まって、賛成派も含め、反対派の方も含めて六名で、防衛省の説明を聞きたいということで、防衛省からの説明報告会というものを受けております。意見交換ではございません。僕らが何かを訴えるわけではありません。説明を聞きたいということであります。防衛省のほうから調整課長や室長さん、九州防衛局のほうから企画部長さんたちが来て説明をしていただいたわけであります。

当時わかったことがございます。今年に入ってから新聞報道、マスコミ報道で明らかに、初めから明らかなんですけど、FCLP訓練は、年間おおむね一、二回、最大十日間、一回の訓練期間はおおむね三十日程度。これは僕らにとっては当たり前なので、説明会で聞いていますので、今も現状は変わりません。マスコミが報道してくれまして、市民の方にもある程度浸透したかと思えます。

そして、米軍兵はどうかということでございます。いつも申しておりますが、米軍兵のほうは、市民の一部の方に配った資料でございますが、空母が出港するという予定に立っての行動をとらなければならず、非常に切迫した状況のもとで訓練を行います。これまでFCLPの際、米軍の行動を見ると、訓練期間中なので時間的余裕は全くなく、馬毛島を離れ種子島、屋久島へ来ることは考えられませんという答弁をしております。

さらに言いますと、自衛隊員がどれぐらい仕事をされるのかとい

うことも聞いております。これは、実際に米軍と話し合って、そしてどのような施設つくるのか決まる前の話であります。平成二十五年の話であります。その当時でも、現在やっている硫黄島の場合ですと、海上自衛隊が約二百名、航空自衛隊のほう約百名おりますという説明を受けました。この説明だけです。ほかの方々が来れば、航空自衛隊のほうは、馬毛島に、訓練は行うでしょうが、常駐はしないような話を聞いております。それでも自衛隊の方が約二百名、そして家族を含めれば五百名から六百名というようなことも聞いております。

そして、自衛隊のヘリの救急輸送はできないか。先ほど申し上げました父のほうは長患いでしたが、母のほうはクモ膜下出血であったという間に亡くなりました。これからは血管の病気とか多くなってくるかと思えます。そして、交通事故もあります。今、ヘリによる救急輸送を行っているわけですが、やはり夜間の場合は自衛隊のヘリが飛んでくることになっております。気象が荒れた場合もですね、自衛隊のヘリが来るということになっております。それが、馬毛島に自衛隊の施設ができた場合は、馬毛島にある自衛隊ヘリがここに飛んできて、救急患者を鹿児島に連れていってくれますかという質問、要望をさせていただきました。

そのときには、地元の要望をお聞きした上で、国と地元と互いに相談しながら、工夫できるところは工夫して、よいものを一緒につくっていかれると思っております。はっきりは言っていないんですが、前



向きな発言をいただきました。

そして、自衛隊の病院をできるかということも確認させていただきました。馬毛島に小規模な医務室などを置くことは想定されますが、種子島に病院を設置することは考えていませんということでありました。

これは議員六名による防衛省に求めた説明会についての説明であります。この前、馬毛島対策特別委員会聞いて、意見交換会でありますから、具体的な新たな説明というものはほとんど出ておりません。私が既に持っている状況であります。

それを受けて、国、防衛省のほうは、以前、副大臣が来て説明した、前市長のときですが、あれをした上で、その情報を流してくれるのは、行政機関たる市が流してくれるという考え方であります。ですから、国、防衛省のほうは、西之表市にも市民にも説明しているという立場であるわけであります。

しかしながら、以前、質問したときに、国、防衛省の立場を代弁する立場ではないとおっしゃいました。また、質問されたとしても、受け答えができないということも聞いております。

そのようなことを考えれば、やはり今申し上げた、たった六人でやった議員で説明してくださいと言えば、説明をしてくれるんです。二時間ぐらいでしたか。自分たちに都合のいいこともあるかもしれません。これは我々がどう判断するかです。

そういうようなことを考えますと、市長のほう、知る権利は守ら

なきやいけないというのはわかってはいるはずですが、昨日の一般質問におきましては、地元の理解と協力を得るためには十分丁寧な説明と言える回数だと考えるかという同僚議員の質問がありました。市長のほうは、十分でないかというような発言をされたように思います。そして、その質問の次に、その質問者のほうは、市は関与すべきではないようなことをいたしておりました。このときも、冒頭に申し上げました議論のすり替えがあったように思うわけでありますが。

今回ですね、住民説明会を行わなければ、具体的なことを知らないわけですよ。当初の副大臣が来たときの説明会、あれ、一つ、協議会のほうから協議会だよりというものを出しました。先ほど同僚議員が読み上げたものであります。その後ろのほうに全て反論が書いておりました。どうということが心配だと、最終的にはどういう理由で反対をするのかというのが出てありました。基本的な事実が市民には伝わっておりません。なぜか。当たり前です。市長も議会も反対だからであります。

我々は選挙で選ばれた人間だからといって、市民の判断を聞かず、市民にきつちりとした情報を流さず、市長だから、議会だからというところで、二十年、三十年後の未来に影響を与えるような問題について判断をいいんでしょうか。

まず、我々の責務は、きつちりと市民の皆さんに情報を提供することであると思います。

そして、市長が以前おっしゃったように、代弁する立場でないならば、市長、議会自らが国、防衛省のほうにお願いをして、きっちりと市民の方にも国、防衛省の立場を説明してください、そのように動くべきであります。もし、その上で、市長の考え方、議会の考え方があれば、市長、議会で合同で反対のための説明会をやつてよろしいじゃないですか。

今、市民に判断が賛成、反対というふうに分断するとか言っていますが、市長のやっていることは、一番基本的な説明責任を果たさず、単に時間を引き延ばし、市民の混乱を招いているだけと思えるわけですが、どう思いますか。

○市長（八板俊輔君） FCLP訓練等の問題についての地元説明会に関するお尋ねであります。

先ほど、繰り返し申し上げておりますけれども、十月に防衛省を訪問した際に、防衛省としては、FCLP施設の確保に当たっては地元の御理解と御協力が重要であると認識しており、必要に応じて適切に対応することでありました。

市民からの説明会の要望もいただいております。これについては議会とも連携して対応していく必要があると思えます。「市政の窓」の十二月号にも掲載しておりますので、それもごらんいただきたいと思えます。

あえて申し上げますと、貴議員を含めまして議会で防衛省に行かれていますから、そのことについての意見交換会、そのとき

に得られたもの等もですね、正確な情報として御教示いただければと思えます。

○一番（田添辰郎君） 次に移らせていただきます。

馬毛島の問題が実施された場合、協力しない西之表市にペナルティー、本来の恩恵は著しく阻害されるという声が多く聞かれます。それにどう応えていくのか。

騒音というデメリット、十二キロメートル離れていますから、多少の騒音は必ずするかと思えます。深夜も飛びますんで、この場合はですね、騒音がある可能性があります。ですから、ゼロとは言えないんですが、十二キロメートル離れているわけです。だからこそ国、防衛省のほうは馬毛島を選んだというところがあるわけですが。

先ほどの六人でやった勉強会のほうで、防衛省のほうは答えております。再編交付金についてであります。米軍の再編交付金というものでありますね。防衛省の返事のほうは、「再編交付金、これは申請するというものではありません。国のほうから米軍再編交付金の対象になる施設を指定して、市長が自衛隊とあわせてFCLPの施設を受け入れるという表明をしていただいた段階で交付されるというものであります」。

この言葉を聞けば、今、市長が僕の質問に対して答弁の中で受け入れると表明していただければ、防衛省はそれなりの再編交付金の手続に入っていくということがあります。

そのような意味で、一一、一二、一三、一四、一五、一六、ほとんどがデメリットについてであります。大きなメリットがあるわけでありませぬ。市長の判断一つであります。今までどおり引き延ばすだけなのか、どうなのか。ペナルティーがあった場合、確実に一年後、二年後、三年後、すぐにも来るかもしれませぬ。その場合の責任はどうとられるつもりですか。市長選に出るなどと甘いことを言っていられるのか、私はそう思うんですが。

○市長（八板俊輔君） これは最後まで一括しての質問と。

○一一番（田添辰郎君） あ、今のやつだけでいいですよ。

○市長（八板俊輔君） 今のやつというのは。

○一一番（田添辰郎君） ペナルティーをどう受けとめるのか。

○議長（永田 章君） 一一番ということですね。

○一一番（田添辰郎君） はい。

○議長（永田 章君） 項目一一。

○市長（八板俊輔君） 一一ですか。

○議長（永田 章君） はい。

○市長（八板俊輔君） もうまとめてやりましょうか。

○一一番（田添辰郎君） ごめんなさい、時間ない、すみませぬ。

○市長（八板俊輔君） 交付金とそれからペナルティーということでありませぬけれども、そういうものがどこから出ているものか、防衛省のほうからそういう言葉、ことは出てきておりませぬし、議員のほうで御承知であるのであれば、その根拠とともにですな、示

していただければと思います。

責任ということでありませぬけれども、私はふるさとを愛し、国を思う気持ちには貴議員、それから国防に当たる自衛官の将官、隊員、職員にも一歩も劣るものではありません。先祖と先輩諸氏から受け継いだ歴史あるふるさと、島の将来を担う若者、未来の子孫に対して、自然文化を豊かに、そして人情味あふれる地域として守り伝えるために一身を賭していく覚悟であります。

○一一番（田添辰郎君） 市長、意思表示のほう、ありがとうございます。市長の考え方を聞きました。私はそれを信じていきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（永田 章君） 田添議員、お座りいただきました。

項目がですね、一二、一三、一四、一五、一般質問が残りまして、時間配分等ですね、以後、気をつけていただきたいと思います。

以上で田添辰郎君の質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十四時四十分ごろより再開いたします。

午後二時二十五分休憩

午後二時三十九分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案追加上程・審議

○議長（永田 章君） 次は、議案の追加についてお諮りいたします。

ただいま、市長から議案第四〇号、西之表市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、議案第四一號、西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第四二號、令和元年度西之表市一般会計補正予算（第四号）、議案第四三號、令和元年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第四号）、議案第四四號、令和元年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第四号）、議案第四五號、令和元年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第四号）、議案第四六號、令和元年度西之表市水道事業会計補正予算（第四号）の議案七件が提出されました。

この際、議案第四〇号から議案第四六号の議案七件を追加上程し、直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第四〇号から議案第四六号の議案七件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

それでは、直ちに議案審議を行います。

△議案第四〇号 西之表市印鑑条例の一部を改正する条例の制

定について

○議長（永田 章君） 日程第二、議案第四〇号、西之表市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。議案説明を求めます。

〔市民生活課長 川畑利昭君〕

○市民生活課長（川畑利昭君） では、議案第四〇号、西之表市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案書の一ページをお開きください。

本案は、西之表市印鑑条例の一部を改正する条例を制定するものであります。

新旧対照表については、別冊のページを御参照ください。

提案理由として、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の施行に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

西之表市印鑑条例の一部を次のように改正する。

第二条第二項を次のように改める。二、前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は印鑑の登録を受けることができない。

（一）満十五歳未満の者、（二）意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く）。

改正内容といたしましては、「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改めるといふものであります。

附則。この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。  
以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「一四番 長野広美さん」

○一四番（長野広美さん） 国の法規に準ずるものであることは理解しておりますが、実際に、この意思能力を有しない者の認定といますか、判断は、何か具体的な基準を持っておられるのでしょうか。

○市民生活課長（川畑利昭君） 意思能力を有しない者というものについては、先ほども改正内容で述べたとおり、前項でありました成年被後見人というものを改めるということで、もともとの法律上で成年被後見人を定めたものの基準と一緒だということになります。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、総務文教委員会に付託いたします。

△議案第四一号 西之表市職員の給与に関する条例及び西之表

市一般職の任期付職員の採用等に関する条

例の一部を改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第三、議案第四一号、西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等

に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「総務課長 大瀬浩一郎君」

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明いたします。

議案書二ページをお開きください。

議案第四一号は、西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、令和元年人事院勧告を踏まえ、今年度影響のある職員及び任期付職員の給料表及び期末勤勉手当の支給率の改正を行うため、関係条例の一部を改正しようとするものであります。

その主なものについて御説明をいたします。

議案書のほか、条例の新旧対照表をごらんいただいたほうがわかりやすいかと思っておりますので、そちらのほうもごらんいただきたいと思っております。新旧対照表は二ページ目であります。

第一条、西之表市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十六条中第二項第一号中、「加算した額に」の次に「、六月に支給する場合には」を「百分の百十二・五」の次に「、十二月に支給する場合には百分の九十七・五（次条第一項の規則で定める職員にあっては百分の百十七・五）」を加える。

第一条は、勤勉手当に関する改正でありまして、今回の人勸に関する国等の改正を踏まえまして、同様に〇・〇五を追加しようとするものであります。今年度、六月分は既に支給されておりますので、それを踏まえての改正となります。

ちなみに、ここで「規則で定める職員」とは、いわゆる課長職でありまして、一般職とは期末勤勉手当の率が違いますので、こういった改正となります。

また、今回の人勸等では、民間給与との格差〇・〇九%を埋めるため、初任給及び若年層の給料月額を引き上げることとされております。第一条の中で、その趣旨を踏まえまして、給料表の改正をいたしております。

議案書六ページをごらんください。

第二条も、西之表市職員の給与に関する条例の一部改正であります。

勤勉手当の部分の改正であります。昨年度より六月支給分と十二月支給分を均等にする考え方が示されており、第一条を踏まえての改正であります。

ちなみに、第一条と第二条の改正によりまして、職員の勤勉手当は年間一・九、課長職の勤勉手当は二・三となります。期末勤勉手当合計では両方変わりませんが、年間四・四五が〇・〇五追加いたしました。四・五となります。

第三条は、西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の

一部改正であります。

一般職の任期付職員につきましても、職員と同様、人勸等を踏まえ〇・〇五を追加し、手当の改正を行おうとするものであります。職員同様、六月は既に支給をいたしておりますので、年間〇・〇五となるよう率の改正をいたします。

第四条も、職員と同様、第三条で改正したものを年間で均等になるように改正しようとするものであります。

ちなみに、任期付職員では、年間三・三五であった手当が〇・〇五追加されまして三・四〇〇となります。

なお、現時点では、任期付職員は市役所には存在はいたしていません。

なお、今回の予算の影響額でありますけれども、特別会計まで含めて、全体で大体六百万円ぐらいであります。

続いて計上いたしております各予算の額が全部その額になりますので、詳細はそちらのほうで御確認いただければと思います。

以上であります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「一四番 長野広美さん」

○一四番（長野広美さん） これは基本的に市長にお伺いしたいと思えます。

確かに、国の人勸の変更に伴うものという今総務課長の御説明のとおりであります。本市においては、昨今、本市の市税の減額等

も行われているように、市民生活との比較の上において、どのような検討がなされて今回の提案に至ったのか、その部分の周囲への説明という意味で御説明をお願いいたします。

質問の趣旨はですね、国と同じ基準という部分の受入れについてのどのような妥当性として判断してこういう提案になったのかということ。本市の地元の環境とかそういった部分が考慮されたのかどうかということでお伺いしています。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 若干事務的なことにも、細かいところになりますので、私のほうから説明させていただきます。

毎回、人勧のところではそちらのほうの質問が出てきたりするわけなんですけども、昨年も行きましたけども、大きな、固有名詞は出しませんが、大きな病院、医療関係の組織がございますけども、そちらのほうの事務職の方とかなですね、大体人数的には同じなので、給与実態等は聞きましたけども、何せ職種が違い過ぎるというので比較にならないというのが実際でございます。

人事院勧告はですね、全国的に、五十人規模以上の事業所を統計的に処理をいたしまして、それで言うわけなんですけども、西之表市ではですね、従業員数五十人を超える法人が十二あります。その中で、医療病院関係が三、ショッピングセンター、大体御想像つくと思うんですけども、三、福祉サービス系が五、あと輸送関係ですね、そういったところが一つあるわけなんですけども、固有名詞で見れば大体わかりやすいんですけども、どこも市役所で働いている業

務の形態と全くかけ離れてございまして、なかなか比較対象にはならないというのが実態でございますので、そういったところまで確認すると、やっぱり国のほうでしっかり調査をしている人事院勧告が妥当だろうなということで、そういう提案をさせていただきます。

以上です。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（永田 章君） 「なし」と呼ぶ者あり

本案は、総務文教委員会に付託いたします。

△議案第四二号 令和元年度西之表市一般会計補正予算（第四号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第四、議案第四二号、令和元年度西之表市一般会計補正予算（第四号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔財産監理課長 奥村裕昭君〕

○財産監理課長（奥村裕昭君） それでは、御説明いたします。

本案は、令和元年度西之表市一般会計補正予算（第四号）でございます。

別冊の予算書をごらんください。一枚めくっていただきまして、条文です。

第一条は、歳入歳出予算の総額につきまして、歳入歳出それぞれ

三万七千円を追加し、歳入歳出それぞれ百八億八千二百四十八万八千円とするものでございます。

なお、今回の補正につきましては、人事院勧告に準じた本市の給与条例等の改正に伴う人件費に関する経費が主なものでございます。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明いたします。

七ページをお開きください。

二款総務費、一項総務管理費、十目財産管理費、二十五節積立金を五百五十七万四千円減額しています。

このたびの補正に伴う必要な経費のうち、財源として必要な額を財政調整基金に積立てを予定した予算の中から財源として充てるため、相当額を減額しようとするものでございます。

そのほか一款から十款まで一つ一つの説明は省略をさせていただきませんが、それぞれの今回の市給与条例改正に伴う人件費に係る補正額を計上してございます。

続いて歳入について御説明いたします。

六ページをお開きください。

十一款分担金及び負担金、二項負担金、一目民生費負担金、一節の社会福祉費負担金、説明欄の後期高齢者医療広域連合三万七千円でございますが、現在、市職員を後期高齢者医療広域連合へ派遣しておりますが、人件費については広域連合が負担することとなっておりますので、人件費増額分をこちらに計上してございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、予算特別委員会に付託いたします。

△議案第四三号 令和元年度西之表市国民健康保険特別会計補

正予算（第四号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第五、議案第四三号、令和元年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第四号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

「健康保険課長 長野 望君」

○健康保険課長（長野 望君） 御説明いたします。

本案は、令和元年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第四号）です。

予算書条文をごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ三十四万四千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十四億八百九十二万円とするものです。

補正について歳出から御説明します。

予算書六ページをお開きください。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費三十四万四千円の



追加は、人事院勧告に伴う人件費の補正です。

次に、歳入について御説明します。

五ページをお開きください。

六款繰入金、一項他会計繰入金、一目一般会計繰入金三十四万四千円の追加は、歳出の人件費の補正に伴う繰入金の補正です。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を結びたいします。

本案は、予算特別委員会に付託いたします。

#### △議案第四四号 令和元年度西之表市介護保険特別会計補正予

算（第四号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第六、議案第四四号、令和元年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第四号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

「高齢者支援課長 下川昭代さん」

○高齢者支援課長（下川昭代さん） 御説明いたします。

本案は、令和元年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第四号）であります。

予算書条文をごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ三十万一千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十三億八百三十万二千円とするものであります。

補正の内容につきまして歳出から御説明いたします。

予算書六ページをお開きください。

一款総務費二十五万七千円の追加及び三款地域支援事業費五万九千円の追加は、人事院勧告に伴う人件費の補正になります。

四款基金積立金一万五千円の減額は、財源調整によるものです。

次に、歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。

三款国庫支出金、五款県支出金及び七款繰入金の地域支援事業に係る交付金及び繰入金の補正につきましては、歳出の人件費の補正に伴い再算定したものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を結びたいします。

本案は、予算特別委員会に付託いたします。

#### △議案第四五号 令和元年度西之表市後期高齢者医療保険特別

会計補正予算（第四号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第七、議案第四五号、令和元年

度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第四号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔健康保険課長 長野 望君〕

○健康保険課長（長野 望君） 御説明いたします。

本案は、令和元年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第四号）です。

予算書条文をごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ五万九千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億二千六百四十四万二千円とするものです。

補正について歳出から御説明します。

六ページをお開きください。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費五万九千円の追加は、人事院勧告に伴う人件費の補正です。

次に、歳入について御説明します。

予算書五ページをお開きください。

三款繰入金、一項一般会計繰入金、一目事務費繰入金五万九千円の追加は、歳出の人件費の補正に伴う繰入金の補正です。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、予算特別委員会に付託いたします。

△議案第四六号 令和元年度西之表市水道事業会計補正予算

（第四号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第八、議案第四六号、令和元

年度西之表市水道事業会計補正予算（第四号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔水道課長 上妻敏男君〕

○水道課長（上妻敏男君） 令和元年度西之表市水道事業会計補正予算（第四号）について御説明いたします。

一ページ、予算書条文をごらんください。

第二条は、収益的収入及び支出の補正で、人事院勧告に基づく給与改定に係るものです。

収入の事業収益六千円の増は、一般会計からの補助金で、基礎年金の公的負担分です。

支出の事業費二十七万一千円の増は、職員の給料、手当等です。

第三条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、職員給与費を二十万三千円増額して七千四百二十万六千円に改めるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、予算特別委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

#### △日程報告

○議長（永田 章君） あす四日は本会議は休会となりますが、付託案件審査ため、五日は産業厚生委員会、総務文教委員会、六日は各常任委員会、九日と十日は予算特別委員会、十一日は各特別委員会及び議会運営委員会及び全員協議会です。十三日は午前十時から本会議を開きます。日程は議案審議等であります。

#### △散 会

○議長（永田 章君） 本日はこれにて散会いたします。  
御苦労さまでした。

午後三時散会

本會議第四号（十二月十三日）

本会議第四号（十二月十三日）（金）

◎出席議員（十五名）

一番 下川和博君  
二番 小倉初男君  
三番 竹下秀樹君  
四番 永田章君  
五番 木原幸四君  
六番 川村孝則君  
七番 和田香穂里さん  
八番 河本幸男君  
九番 鮫島市憲君  
一番 田添辰郎君  
二番 生田直弘君  
三番 橋口好文君  
四番 長野広美さん  
五番 渡辺道大君  
一六番 橋口美幸さん

◎欠席議員（一名）

一〇番 中野周君

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市長	八板俊輔君
副市長	中野哲男君
教育長	大平和男君
会計管理者兼 会計課長	毛井文子さん
総務課長兼 選管書記長	大瀬浩一郎君
企画課長	森真樹君
市民生活課長	川畑利昭君
財産監理課長	奥村裕昭君
地域支援課長	松元明和君
税務課長	長吉輝久君
健康保険課長	長野望君
高齢者支援課長	下川昭代さん
経済観光課長	岩下栄一君



令和元年十二月十三日午前十時開議

△開 議

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程第四号のとおりであります。

議事日程（第四号）

- |       |   |        |  |
|-------|---|--------|--|
| 日程第 一 | 議案第二九号 西之表市議会議員及び西之表市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 日程第 一〇 | 議案第三八号 令和元年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第三号）                           |
| 日程第 二 | 議案第三〇号 西之表市青少年の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について                         | 日程第 一  | 議案第三九号 令和元年度西之表市水道事業会計補正予算（第三号）                                  |
| 日程第 三 | 議案第三一号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について                             | 日程第 二  | 議案第四〇号 西之表市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について                                 |
| 日程第 四 | 議案第三二号 西之表市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について     | 日程第 三  | 議案第四一号 西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 五 | 議案第三三号 西之表市給水条例の一部を改正する条例の制定について                                    | 日程第 四  | 議案第四二号 令和元年度西之表市一般会計補正予算（第四号）                                    |
|       |   | 日程第 五  | 議案第四三号 令和元年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第四号）                              |
|       |   | 日程第 六  | 議案第四四号 令和元年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第四号）                                |
|       |   | 日程第 七  | 議案第三五号 令和元年度西之表市一般会計補正予算（第三号）                                    |
|       |   | 日程第 八  | 議案第三六号 令和元年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）                              |
|       |   | 日程第 九  | 議案第三七号 令和元年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第三号）                                |
|       |   | 日程第 一〇 | 議案第三八号 令和元年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第三号）                           |

補正予算（第四号）

いつ

日程第一七 議案第四五号 令和元年度西之表市後期高齢者医療保

険特別会計補正予算（第四号）

日程第一八 議案第四六号 令和元年度西之表市水道事業会計補正

予算（第四号）

日程第一九 議案第四七号 西之表市長及び副市長の給料の特例に

関する条例の制定について

日程第二〇 陳情第一四号 「馬毛島への米軍空母艦載機離発着訓

練（FCLP）及び自衛隊施設設置に関する防衛省

による住民説明会の早期開催を求める」陳情書

日程第二一 産業厚生委員会所管事務調査報告

日程第二二 議会運営委員会所管事務調査報告

日程第二三 馬毛島対策特別委員会所管事務調査報告

日程第二四 議員派遣の件

日程第二五 閉会中の継続審査

#### △議案審議

○議長（永田 章君） それでは、これより議案審議を行います。

#### △議案第二九号

西之表市議会議員及び西之表市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

○議長（永田 章君） 初めに、日程一、議案第二九号、西之表市議会議員及び西之表市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務文教委員長の報告を求めます。

〔総務文教委員長 河本幸男君登壇〕

○総務文教委員長（河本幸男君） おはようございます。

本委員会が付託を受けました議案第二九号、西之表市議会議員及び西之表市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例について、審査の結果を御報告いたします。

本案は、公職選挙法の一部改正に伴い、これまで国会議員や長の選挙に限り頒布が認められていた選挙運動用ビラについて、都道府県及び市の議会の議員選挙についても頒布ができるようになることにも、条例で定めるところにより無料にすることができるようになりました。本市においても、この法改正の趣旨に合わせて、ビラの公費負担を議会の議員選挙にも適用できるように条例の一部を改正しようとするものです。

その内容については、議会議員の選挙についてはA4の大きさを限度とし、二種類以内のビラで、新聞折り込みやその他政令で定める方法によって頒布でき、一人当たり一枚七・五一円で、四千枚が



限度との説明を受けました。

附則として、この条例は公布の日から施行することとしております。

本委員会は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第三〇号 西之表市青少年の家の設置及び管理に関する

条例を廃止する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第二、議案第三〇号、西之表市青少年の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

総務文教委員長の報告を求めます。

「総務文教委員長 河本幸男君登壇」

○総務文教委員長（河本幸男君） 本委員会が付託を受けました議案第三〇号、西之表市青少年の家設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、審査の結果を御報告いたします。

本案は、西之表市青少年の家の老朽化に伴い安全性が確保できないと判断し、同施設を廃止するため、条例を制定しようとするものです。

附則として、この条例は公布の日から施行することとしております。

本委員会は、審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。

なお、審査の過程において、以下の点で意見の一致を見ましたので報告します。

青少年の家は既に解体しているとのことであり、解体のための予算提案時期と廃止条例提案時期が異なっております。今後、このようなことのないよう要望いたします。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案については、地方自治法第二百四十四条の二第二項及び西之表市公の施設に関する条例第三条の規定により、出席議員数の三分の二以上の同意を必要とする特別多数議決であります。

ただいまの出席議員数は十五名であり、その三分の二は十名であります。なお、この特別多数議決には、私、議長も表決権を行使することとされておりますので御了承願います。

本案は、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、原案のとおり可決されました。

△議案第三一号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改

正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第三、議案第三一号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 生田直弘君登壇」

○産業厚生委員長（生田直弘君） 本委員会が付託を受けました議案第三一号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果を報告いたします。

本案は、災害弔慰金の支給等に関する法令が一部改正されたことに加えて関係政令等が公布されたため、当該条例の改正を行うものです。

当該法律及び同法施行令等の主な改正の内容は、大きく三点について行われました。

一点目が、災害援護資金の償還金の支払い猶予について、災害、その他政令で定めるやむを得ない理由により償還金の支払いを猶予できるようになったこと、及び支払いが猶予されたときは、災害援護資金の利子の計算については猶予前の支払い期日に償還されたものとみなして行うこと。

二点目が、災害援護資金の貸付けの償還の免除について、従来の死亡、精神又は身体の障害という事由に加え、破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたときは償還未済額の全部又は一部

を免除することができるとしたこと。

三点目が、償還金の支払いを猶予し、または償還未済額の全部もしくは一部の償還を免除するか否かを判断するために必要があると認めるときは、市は災害援護資金の貸付けを受けた者又はその保証人にその収入又は資産の状況について必要な報告を求め、または官公署に対し、必要な文書の閲覧もしくは資料の提供を求め、または官公署に求めることができます。

これを受けて、法律や関係政令等の改正や条項のずれに対して、当該条例では、償還等を規定する第十五条第三項でそれぞれの変更を参照させる条文改正を行うとの説明がありました。

附則として、条例の施行の日を公布の日からとします。

なお、現在、本市において、当該災害援護資金の貸付け並びに償還未済額はないとのことです。

本委員会は、審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第三二号 西之表市特定教育・保育施設及び特定地域型

保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第四、議案第三二号、西之表市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 生田直弘君登壇」

○産業厚生委員長（生田直弘君） 本委員会が付託を受けました議案第三二号、西之表市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果を報告いたします。

本案は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行により、消費税率の引上げによる財源を確保し、幼児教育・保育の無償化の観点から、市町村の確認を受けた施設等の利用に関し、新たな給付制度を創設する等の措置を講ずる改正があったため、当該条例の改正をしようとするものです。

まず、新たな子育てのための施設等利用給付制度の創設に伴い従来の給付と区別するため、関係法令等の内容に従う形式で、主に以下の改正を各条文内で行う旨の説明がありました。

一つ目、現行用語の改正や新たな用語の定義づけ及び語句の整理。二つ目、改正に伴う関連規定や語句の読み替えや削除。三つ目、利用者負担額等の受領並びにその対象範囲及び費用等の明確化。また、一般原則を規定する第三条については、同法に規定されている基本理念を引用し、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮する旨の条文が加わるものです。

加えて、連携施設の確保義務の緩和等による改正が行われます。

これは、子どもの行き場所がなくならないようにすること等への配慮から、現行の規制に場所や人の確保等に柔軟性を加える一方で、運用上、一定の規制を持たせること等の改正を行うものです。

具体的には、当該条例の特定教育・保育施設との連携を規定する第四十二条において、第二項、第三項、第四項、第五項及び第八項を加える改正を行います。

これにより、特定地域型保育事業を行う場合、連携協力を行う認

定子ども園、幼稚園又は保育所を確保する義務が課せられています。これらを連携施設と言いますが、今回の改正で、家庭的保育事業及び小規模保育事業において、小規模保育事業所等を連携協力を行う者とすることができるとの緩和がされたこと、事業所内保育事業においては連携施設の確保義務を免除することができることなどの改正が行われるとの説明を受けました。

なお、本市において、現在のところ当該規定に当たる特定地域型保育事業は実施されておりません。

附則として、この条例の施行日を公布の日からとします。

以上、当局からの説明を受けて慎重に審査を進めたところ、審査の過程において、関連法律の中身について疑義があることなどから当該条例改正に反対との意見が出されたものの、本委員会は、審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決しました。以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「一六番 橋口美幸さん登壇」

○一六番（橋口美幸さん） おはようございます。

議案第三二号、西之表市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定

について、委員長報告に反対の立場から討論を行います。

そもそも子ども・子育て支援法は、二〇一二年八月成立した税と社会保障の一体改革に組み込まれたものです。その中で、子どもの認定区分を一号認定、三歳から五歳幼児期の学校教育、子どもが満三歳以上で幼稚園、認定こども園で教育を希望する場合。二号認定として、三歳から五歳、保育の必要性があつて、子どもが満三歳以上、保育の必要な事由に該当し、保育所、認定こども園で保育を希望する場合、この場合二号認定。そして三号認定として、ゼロ歳から二歳保育の必要性があつて、子どもが満三歳未満、保育の必要な事由に該当し、保育所、認定こども園で保育を希望する場合と。

このように、子どもの年齢で今まで呼んでおりましたが、子どもの認定区分を一号、二号、三号と呼ぶようになった、このことも、この制度の大きな特徴だと思えます。私たちは子どもたちを一号、二号、三号と呼ぶような認定基準、本当に一般的には非常にわかりにくくなっているのではないのでしょうか。なので、当局からこの資料を求めました。

この条例提案の主な内容は、本年十月からの消費税増税により幼児教育・保育の無償化を条例化するものであり、一定評価はいたします。しかし、ゼロ歳から三歳、要するに三号認定の保育要求の強い年齢の無償化を実施していない、このことの不十分さをまず指摘したいと思います。

加えて、第四十二条、認定保育・保育施設等との連携では、ゼロ

歳から三歳の子どもたちの保育に企業の参入を進め、国や自治体の責任を大きく後退するものであり、子どもの安心・安全な保育環境が保障されているとは思いません。

この条例に出てきます特定地域型保育事業とは、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問保育型保育事業、事業所内保育事業と四つの類型に分けられております。

保育者の居宅や事業所など、さまざまなスペースで子どもを受入れ可能にする制度です。安全面でも、これまで乳幼児の保育室は二階以上の階は問題があると指摘されておりましたが、この法は四階まで認められることになっております。

乳幼児の死亡事故は、特にゼロ歳児で起こっています。研修を受けただけの保育士の配置や、子ども三人に対し、複数ではなく三対一の配置基準となっています。緊急の用事などで保育者がその場を離れる、こういうことも予想されるのではないのでしょうか。そういう場合、子どもの安心・安全な保育体制は守れません。

ゼロ歳から三歳の年齢は人として成長する大事な時期の保育・教育の環境を保障し、最低基準を守らせる自治体の責任が曖昧なことなど、この法律には、条例には大きな問題点があります。本市の実態にはそぐわない条例です。この条例は、国が待機児童の受入れ策として、公立の保育園を設置せず、安上がりの保育政策として打ち出した緊急避難的な対策です。

現在、本市にはこのような対象となる施設はないという説明です

ので、今後、ゼロ歳からの保育要求に応え、女性が働き続けられ、安心して子どもたちを預けるための施設を、公的な施設建設を進めるべきだとの立場から、この条例に反対の立場といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔三番 竹下秀樹君登壇〕

○三番（竹下秀樹君） おはようございます。

議案第三二号、西之表市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告に賛成の立場で討論をいたします。

本案は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行により、子育てのための施設など利用給付制度が創設され、また、特定地域型保健事業においての連携施設の確保義務の緩和の改正が行われたため、これを改正させるため、当該条例の一部を改正するものであります。

特定地域型保育事業ですが、大都市部の待機児童対策や児童人口減少地域の保育基盤維持など地域における多様な保育ニーズに対応するため、平成二十七年年度からスタートした子ども・子育て支援新制度で創設をされています。

現行制度において、先ほど委員長報告にもありましたけれども、当該事業所は認定こども園、幼稚園、保育所などの連携施設を確保することが認可要件の一つになっていますが、本年度末までは連携施設がなくても認可できる経過措置がとられているところであります。

す。

しかし、全国におきまして、連携項目の中でも特に代替保育の低調が課題で、連携合意が進まず、本年度末に多くの事業所が認定基準を満たさない状態になることが予想されるため、当該事業所を利用中の児童が行き場を失わないよう、特に待機児童を多く抱える自治体の実情を踏まえ、連携施設の確保について一定の要件のもと義務規定の緩和を行うものであります。

先ほど反対論者は、この事業における保育の質及び安全性についての懸念をお持ちでございましたけれども、この特定地域型保育事業を行う場合、職員の資格員数など認可基準を満たすほかに、国の基準を踏まえて市が条例で定める教育・保育の提供に伴う基準や管理運営に関する基準など、運営基準を順守する必要があるため、保育の質と安全性は十分に確保されているものと考え、もって賛成討論といたします。

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第三三号 西之表市給水条例の一部を改正する条例の制

定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第五、議案第三三号、西之表市給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。産業厚生委員長の報告を求めます。

〔産業厚生委員長 生田直弘君登壇〕

○産業厚生委員長（生田直弘君） 本委員会が付託を受けました議案第三三号、西之表市給水条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果を報告いたします。

本案は、水道法の一部改正により指定給水装置工事業者の指定については五年ごとの更新制が導入されることとなり、更新に係る手数料を定めるため、当該条例の一部を改正しようとするものです。具体的には、第三十六条中に「第八条第一項の指定をするとき、一件につき五千円」の条文を一号加え第三号とし、それに伴い、第三号以降を号ずれとして繰り下げます。

また、水道法施行令の一部改正に合わせて、第四十一条第一項中第五条を第六条に改めています。

現行制度は指定給水装置工事業者の指定についてのみ定められ

ており、指定の有効期間がなく、その廃止・休止等の状況が反映されにくく実態を把握することが困難であるため、所在の確認がとれない当該工事業者が存在し、実態との乖離が生じていることなどから、今回の法改正で事業者の資質や技術が継続して保持されるよう、指定の更新制を導入したとの説明がありました。

また、手数料の算定については、種子島地区水道協議会に屋久島町を含めた広域連携検討会の場で協議を行い、審査等に係る職員の人件費と印刷製本費、郵送料等を積算し、一件につき五千円の更新手数料とすることで意見が一致したとのことです。

なお、本市における更新の対象となる指定事業者数は現在五十事業者で、うち令和二年に更新期限を迎えるのは二十七事業者です。附則として、この条例の施行日を公布の日からとしています。本委員会では、審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第三四号 西之表市水道事業審議会条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第六、議案第三四号、西之表市

水道事業審議会条例の制定についてを議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

〔産業厚生委員長 生田直弘君登壇〕

○産業厚生委員長（生田直弘君） 本委員会が付託を受けました議案第三四号、西之表市水道事業審議会条例の制定について、審査の結果を報告いたします。

本案は、西之表市水道事業の運営及び経営等に関する重要事項を審議する機関を設置するため条例を制定しようとするものです。

当該条例は十一条で構成され、それぞれ、設置、所掌事務、組織、委員の任期、会長及び副会長、会議、報酬、支給の制限、費用弁償、庶務、その他について定めています。

この審議会は、来年度、水道事業ビジョン・経営戦略を作成する

ことを見据えて、今後の水道事業の運営及び水道料金の改定を含めた経営等に関する重要事項を審議する目的で設置される機関で、構成は地域住民の代表、商工会や農林業等の各種団体の代表、学識経験者、市役所職員等、第三条で定める定員の最大十二名で組織する旨の説明がありました。

なお、従前、水道料金の改定が必要になった際には水道料金改定協議会設置要綱に基づき審議されていましたが、当該審議会の設置に伴い、同要綱は廃止となります。

また、審議会の開催頻度は、設置後、年間約三回から四回開催する予定とのことです。

附則として、この条例の施行日を公布の日からとしています。

本委員会は、審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、水道事業の健全化や料金改定等に係る当該審議会の役割の重要性を勘案し、同審議会の開催後、会議の内容を速やかに公表してほしいという意見等が出されましたことを申し添えます。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第三五号 令和元年度西之表市一般会計補正予算（第三号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第七、議案第三五号、令和元年度西之表市一般会計補正予算（第三号）を議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

〔予算特別委員長 小倉初男君登壇〕

○予算特別委員長（小倉初男君） 本委員会が付託を受けました議案第三五号、令和元年度西之表市一般会計補正予算（第三号）について、審査の結果を御報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ二千二百四十七万八千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百八億八千二百四十五万一千円とするものです。

地方債補正は、辺地債並びに過疎債の変更二件であります。

まず、辺地債は、事業間調整を行ったことや事業費確定に伴い限度額を四十万円減額するものです。次に、過疎債は、市内小学校空調整備事業の事業費確定により限度額を三十万円減額するものです。補正後の限度額は八億六百六十八万九千円となっています。

次に、歳入から説明いたします。

国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金の追加は、障害者自立支援給付事業等の事業費増額と児童扶養手当制度改正に伴う給付に対応するためのものです。

県支出金、県補助金、農林水産業費県補助金の減額は、各事業の実績に伴う増減によるものであります。

諸収入、雑入の追加は、全国市有物件災害共済会等共済金及び返戻金と種子島地区広域事務組合精算返納金並びに熊毛地区消防組合負担金の返納金によるものです。

次に、歳出について説明いたします。

総務費、総務管理費、財産管理費の減額は積立金の減額で、財政調整基金に積立てを予定していた予算の中から今補正予算の財源として充てるため、相当額を減額しようとするものです。

総務費、総務管理費、企画費の追加は、来年開催される東京オリピック・パラリンピックの聖火リレーのルートに本市が選定され

たことによる地元開催負担金と種子島幹線バス路線の維持・確保に係る経費について、島内一市二町で補助の決定をしたことによる補助金を計上するものです。

民生費、社会福祉費、障害者福祉費の追加は、障害者自立支援に関する各種サービスにおいて利用者の増加や単位数の増などに対応するための増額と、平成三十年度障害児入所給付費等負担金や障害者自立支援給付費負担金の実績確定により、国・県への負担金の返還が生じたことによるものです。

民生費、児童福祉費、ひとり親福祉費の追加は、児童扶養手当法の一部が改正され、本年度十一月分より、支払い回数が増え年三回から年六回に見直され、本年度は調整年となり、年五回の十五カ月分の支払いとなったため増額するものです。

民生費、生活保護費、扶助費の追加は、償還金利子及び割引料で、生活保護費の精算で生じた差額を国に返還するものです。

農林水産業費、農業費、農業振興費は、事業費等が確定したことに伴う減額であります。なお、川迎ハウスの解体工事、新規事業のさとうきび持続的生産支援対策事業の補助金、工事請負費等が組み込まれています。

教育費、教育総務費、教員住宅管理費の追加は、令和二年度親子

留学準備のための修繕料であります。

審査の過程において、職員の病気休暇や年度途中での退職に伴う職員の補充等についての意見も出されましたが、本委員会は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第三六号 令和元年度西之表市国民健康保険特別会計補

正予算（第三号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第八、議案第三六号、令和元年

度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）を議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

〔予算特別委員長 小倉初男君登壇〕

○**予算特別委員長（小倉初男君）** 本委員会が付託を受けました議案第三六号、令和元年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）について、審査の結果を御報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一千四百五十四万三千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二百四十八万五千七百六千円とするものです。

補正の内容につきまして、歳入から説明します。

県支出金の県補助金、保険給付費等交付金の追加は、歳出の保険給付費の増額に伴うものです。

繰入金の他会計繰入金、一般会計繰入金の追加は、保険基盤安定繰入金の追加が主なもので、決算額が確定したことによるものです。

次に、歳出について説明します。

保険給付費の療養諸費及び高額療養費の追加は、八月診療分までの実績をもとに推計しております。

諸支出金の償還金及び還付加算金の追加は、平成三十年度の保険給付費等交付金の交付額が療養給付費等の額を上回ったため、精算返納するものです。

本委員会は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきも

のとして決しました。

以上で報告を終わります。

○**議長（永田 章君）** これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（永田 章君）** 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（永田 章君）** 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**議長（永田 章君）** 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△**議案第三七号 令和元年度西之表市介護保険特別会計補正予**

**算（第三号）**

○**議長（永田 章君）** 次は、日程第九、議案第三七号、令和元年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第三号）を議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

〔予算特別委員長 小倉初男君登壇〕

○**予算特別委員長（小倉初男君）** 本委員会が付託を受けました議案第三七号、令和元年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第三号）について、審査の結果を御報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ四千三百八十六万五千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十三億八百万一千円とするものです。

補正の主なものにつきまして、歳入から説明します。

国庫支出金の国庫補助金、保険者機能強化推進交付金は、保険者である市町村の高齢者の自立支援・重度化防止等に対する取組みに応じて交付される交付金で、本年度交付額内示により追加するものです。

支払基金交付金の追加は、本年度交付決定に伴う補正です。

また、国・県補助金で、地域支援事業交付金に係るもの及び一般会計繰入金の補正は、歳出の補正に応じて再算定したものです。

雑入の主なものは、種子島地区広域事務組合負担金の前年度精算確定によるものです。

次に、歳出について説明します。

総務費の介護認定審査会費、認定審査事務負担金の追加は、種子島地区広域事務組合負担金変更決定による補正です。

保険給付費の地域支援事業費、介護予防・生活支援サービス事業費は、財源組替えを行ったものです。

基金積立金の追加は、本補正の財源調整によるものです。

諸支出金の償還金及び還付加算金の減額は、支払基金交付金の前年度精算額確定に伴う補正です。

繰出金の補正は、種子島地区広域事務組合負担金の前年度精算額確定に伴い、一般会計へ返納するものです。

本委員会は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○**議長（永田 章君）** これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○**議長（永田 章君）** 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○**議長（永田 章君）** 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○**議長（永田 章君）** 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第三八号 令和元年度西之表市後期高齢者医療保険特別

会計補正予算（第三号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一〇、議案第三八号、令和元年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第三号）を議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

〔予算特別委員長 小倉初男君登壇〕

○予算特別委員長（小倉初男君） 本委員会が付託を受けました議案第三八号、令和元年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第三号）について、審査の結果を御報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ二万七千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億二千六百三十八万三千円とするものです。

補正の内容につきまして、歳入から説明します。

繰入金的一般会計繰入金の減額は、歳出の総務費の補正に伴うものです。

次に、歳出について説明します。

総務費の一般管理費の減額は、職員の共済費負担確定に伴うものです。

本委員会は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### △議案第三九号 令和元年度西之表市水道事業会計補正予算（第三号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一一、議案第三九号、令和元年度西之表市水道事業会計補正予算（第三号）を議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

〔予算特別委員長 小倉初男君登壇〕

○予算特別委員長（小倉初男君） 本委員会が付託を受けました議案第三九号、令和元年度西之表市水道事業会計補正予算（第三号）について、審査の結果を御報告いたします。

第二条の収益的収入及び支出の補正は、収入の事業収益を二百五十四万三千円増額し、四億八千九百八十三万八千円、支出の事業費

を二百五十四万三千円増額し、四億八千五百十九万五千円とするものです。

第三条の資本的収入及び支出の補正は、資本的収入を三百二十五万一千円増額し、六千七百四十三万五千円に、資本的支出を二百八十八万七千円増額し、三億一千二十七万円とするもので、不足額については、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填するものとしています。

内容について、収益的収入及び支出、他会計補助金二百五十四万三千円の増は、経営戦略策定等に係る経費の増に伴うものです。

支出の二百五十四万三千円の増額は、経営戦略策定に必要な整備計画の工程と概算費用の検討に加え、長期的な目標となる水道ビジョンの取りまとめを行うため委託料を増額し、原水及び浄水費と配水及び給水費の修繕費を減額することによるものです。業務費では、職員の手当等の増が見込まれるため、増額するものです。

資本的収入及び支出の補正は、県道西之表南種子線の整備区間が延長されることに伴い、収入の工事負担金を増額し、配水管の布設替えと仮設工事を行うものです。

第四条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費を五万四千円増額して、七千四百万三千円とするものです。

本委員会は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第四〇号 西之表市印鑑条例の一部を改正する条例の制

定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一二、議案第四〇号、西之表市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務文教委員長の報告を求めます。

「総務文教委員長 河本幸男君登壇」

○総務文教委員長（河本幸男君） 本委員会が付託を受けました議

案第四〇号、西之表市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果を御報告いたします。

本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

改正内容は、第二条第二項を改めるもので、「成年被後見人」を「意思能力を有しないもの」に改めるものです。

附則として、この条例は、法律の施行日に合わせ、令和元年十二月十四日から施行することとしております。

本委員会は、審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の

起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩をいたします。おおむね十一時ごろより再開をいたします。

午前十時四十八分休憩

午前十一時開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続行いたします。

△議案第四一号 西之表市職員の給与に関する条例及び西之表

市一般職の任期付職員の採用等に関する条

例の一部を改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一三、議案第四一号、西之表

市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務文教委員長の報告を求めます。

総務文教委員長 河本幸男君登壇

「総務文教委員長 河本幸男君登壇」

○総務文教委員長（河本幸男君） 本委員会が付託を受けました議

案第四一号、西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果を御報告いたします。

本案は、令和元年人事院勧告を踏まえ、今年度、影響のある職員の給料表及び期末勤勉手当の支給率の改定を行うため、関係条例の一部を改定しようとするものです。

その主な内容について説明します。

第一条は、西之表市職員の給与に関する条例の職員の勤勉手当に関する改正でありまして、今回、人事院勧告に関する国等の改正を踏まえ、〇・〇五月を追加しようとするもので、今年度は六月分は既に支給されてることから十二月分で支給しようとするものです。

ちなみに、規則で定める職員とは課長職であり、一般職員と勤勉手当の率が異なることからこういった改正となったとのことです。

また、人事院勧告では民間給与との格差〇・〇九を埋めるため、初任給及び若年層の給料月額を引き上げることとされており、その趣旨を踏まえ、給料表の改定を行っております。

第二条も、西之表市職員の給与に関する条例の一部改正で、第一条の改正によって、勤勉手当が六月支給分と十二月支給分が異なることから次年度以降は年間均等になるよう改正しようとするものです。

第三条は、西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正で、一般職の任期付職員についても職員同様、人事院勧告

を踏まえ、〇・〇五月を追加し手当を改正しようとするものです。職員同様、六月は既に支給しているので、年間〇・〇五月となるよう率の改正を行っております。

第四条も、職員同様、第三条で改正したものを次年度以降は年間均等になるよう改正しようとするものです。

この条例改正により予算への影響は各会計を通して、約六百万円との説明を受けました。

また、ラスパイレス指数については平成三十一年四月一日現在で、西之表市九八・一、中種子町九四・八、南種子町九八・一、屋久島町九七・四のことでした。

附則として、この条例は公布の日から施行するものの、第一条及び第三条の規定は平成三十一年四月一日から適用し、第二条及び第四条の規定は令和二年四月一日から施行することとしています。

審査の過程において、この条例が市民給与水準とかけ離れており、市民に説明責任が果たせないとの意見も出されましたが、本委員会は審査の結果、賛成多数で可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「七番 和田香穂里さん登壇」



○七番（和田香穂里さん） 議案第四一号、西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告に反対の立場から討論いたします。

まず初めに、これまで職員の業務負担の解消も求める発言をしてまいりましたとおり、私が職員の処遇の向上に反対するものでは決してないことはぜひ御理解いただきたいと思えます。

ただ、この小さな西之表市において、市民と行政が手を携えてよりよいまちづくりを行うためにも、市民に寄り添い、市民とともにあり続ける姿勢を具現化する一つの形として、今回は人事院勧告による給与引き上げを見送ることを考えていただきたいと思えます。

今回で人事院勧告による公務員の給与引き上げは六年連続のことでです。八月、人事院は本年四月分の月例給について、民間給与が国家公務員給与を平均三百八十七円、〇・〇九%上回る結果となりました。そのため、初任給及び若年層について、俸給月額を引き上げることとしました。また、特別給、ボーナスについても、民間事業所における昨年八月から本年七月までの直近一年間の支給割合が公務員を上回ったことから、年間四・五月分に引き上げることとしましたとの総裁談話を出しました。

人事院は四月の月給をベースに比較しているのですが、それ以降、急速に民間給与は減っていることが統計では明らかになっています。厚生労働省が十月八日に発表した毎月勤労統計調査速報によると、

八月の実質賃金は前年比〇・六%減少と前年同月を八カ月連続で下回り、名目賃金に当たる現金給与総額も二十七万六千二百九十六円と前年同月を〇・二%下回り、二カ月連続でマイナスとなっています。

日本経済新聞は「八月の実質賃金、前年比〇・六%減、賞与の減少響く」と報じました。

厚生労働省の発表でさえこういったマイナスという状況であるにもかかわらず、公務員の給与を上げることは、消費税が上がり、公共料金も上がり、国保税も介護保険料も年々上がり続ける中で少しも暮らしが楽にならない庶民の感覚では理解の範疇を超えることだと思えます。

スト権などが制限されている公務員自身が給与の増額を要求するすべがないために、かわって人事院が民間並みを確保するよう給与改定額を決定し、政府に対して勧告する仕組みであり、公務員の給与や待遇の引き上げが民間の給与や待遇の引き上げにつながるのともあります。私もそれは当然であると思えます。

しかし、組合の組織されていない中小零細企業で働く人々や特に我が市においては、基幹産業である農業を初めとする第一次産業を含む個人経営者の賃金や労働環境は向上してきていないという現状があります。小さな地方自治体で公、民全ての労働者の処遇改善に向けて、行政と市民が力を合わせてさまざまな問題を解決していかなくてはならないでしょう。

鹿児島県の最低賃金は十月から二十九円引き上げられ、時給七百九十円になりました。引き上げ額は全国平均の二十七円より二円多いものの全国平均九百一円との差は百一十円で、全国でも最低ラインです。千十三円の東京都とは二百二十三円、二割を大きく超える差があります。人勸の根拠の〇・〇九どころではありません。

では、西之表市の給与表と東京都の職員のそれを比較すればきつと東京都がずっと高いのだろうと思うところですが、大卒の初任給はほかわりません。高卒ではむしろ西之表市のほうが高いのです。

地域の民間企業の給与は最低賃金が基準となっています。単純に比較はできませんが、民間の賃金との差は西之表市のほうが東京よりもずっと大きいのです。ラスパイレズ指数や給与表の比較では、公務員同士の給与格差はそれほど大きくないのに、民間との格差は都市部よりもずっと大きいことが言えます。

これは決して公務員の給与が高過ぎるという意味で格差をお示ししたいわけではありません。民間企業の賃金が上がることこそが最も必要であるのに、それが長いこと実現されていない状況こそが問題だと思えます。

最低賃金が上がると企業の人件費負担は当然上がります。最低賃金を保障するために、経営者や役員の報酬を下げるような篤志家の経営者も中にはいるでしょうが、人員整理や非正規雇用への切り替えでしのがざるを得ない事業所も少なくないと聞きます。

しかしながら、政府の中小零細企業への支援はないも同然です。

これではいつになっても中小零細企業の、あるいは個人経営者の労働の処遇は全く改善されていきません。

さまざまな国の政策が庶民の生活を圧迫している状況に対して、物申す姿勢も必要です。そして、ただ中央に倣うばかりではなく、独自の判断や独自の施策をもって、地域の人々の福祉の向上を図ることこそ公務員のあるべき姿として目指していただきたいと思うのです。

ずっと現状に甘んじろというわけでもありません。ただ同じ市民として大きな格差を知らんぷりせず、少し立ちどまって格差の解消についても一緒に考え、行動していただきたいと思うのです。

もちろん、議会自身もそういう姿勢を示すべきではないでしょうか。

今回、以上の点はとりあえずは正規職員についてであり、非正規職員の処遇改善への言及はまた別の機会に譲ることを一言つけ加えて、委員長報告に反対の討論といたします。

いま一度、ぜひお考えいただければ幸甚です。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「一六番 橋口美幸さん登壇」

○一六番（橋口美幸さん） 議案第四一号、西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告に賛成の立場から討論を行います。

本案は人事院勧告に基づく給与改定であります。そもそも人事院勧告とは全ての公務労働者に保障されるべき、一、団結権、二、団体交渉権、三、争議権、いわゆるストライキ権の労働三権を剥奪した代償として制度化されているもので、人事院勧告の給与改定は公務労働者の当然の権利であることをまず確認したいと思えます。権利としてあるものを認めないことは民主主義に反することではないでしょうか。

勧告の基準は五十人以上従業員を抱える事業所の実態が基準となりますが、中小零細企業が多数を占める市内地元の民間労働者の賃金はかなり低く抑えられている実態があるので、公務員の給料が高過ぎるとの批判の聲が聞こえるのも理解できます。

とはいえ昨今、日本の労働者の現状は公的職場、民間の職場を問わず、非正規労働者が広がり続けています。本市の公務の職場でも例外ではなく、正職員を減らし、その業務を低賃金で請け負う非正規労働職員が四〇%近くの人数となっております。業務内容では正職員並みの質と量は求められ、八時間働いても普通の暮らしができません、ダブルワーク、トリプルワークで暮らしを支える非正規の労働者が多くいます。

この状況の最大の問題は、国の地方交付税削減政策と大企業中心政策、利益優先で人減らし政策を推し進めて、正職員も減らし、不安定な非正規雇用を増大させたことにあります。公務の職場にまで広がってきた非正規雇用の増大は労働者全体の処遇にも悪い影響を

及ぼし、民間労働者の賃金抑制の役割を果たすことになり、公務員との格差はさらに広がるという悪循環となつておられると思えます。

だからといって、低い賃金水準に合わせることで労働者の劣悪な労働環境を改善策にはつながらないどころか、際限のない賃下げ競争を促進することになるのではないのでしょうか。

私たちは民間労働者を含む全ての働く人たちの処遇改善を要求するならば、地域の問題だと矮小化するのではなく、政府に対して、中小零細企業への財政支援策と全国の労働者の賃金の底上げを求めべきではないのでしょうか。本市の公務労働者がその先頭に立つことを求めます。

消費税増税で働く人の消費は年二十五万落ち込み、実質賃金は平均十萬円落ち込んでいるという統計も出ております。

鹿児島県の時給は全国最低です。全国どの地域に暮らしていても、生活費は変わりません。時給は一律を求め、当面は時給千円。そして、将来的には時給千五百円を目指すべきと訴えております。

また、さらに公務労働者は本市住民の生活実態をきめ細かく把握し、住民に寄り添った行政運営に努めることが公務労働者の任務であることを認識することを強く求め、この条例に賛成の討論といたします。

○議長（永田 章君） 反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論は。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 反対討論。

「一三番 橋口好文君登壇」

○一三番（橋口好文君） 議案第四一号、西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告に反対の立場で討論いたします。

本市、農業、基幹産業であるさとうきびは近年不作が続き、農家経済はいまだに立ち直ることができておりません。

また、漁業においても、水揚げ高の低下、魚価の価格不振ということで、水産業においても経営が非常に困難を極めている状況でございます。

また、商工業についても、商売人はお客さんの減少、大型店によるお客さんの減少と、また、ネット通販による購買力の低下等により、商売人においても業績の不振が伝えられております。

また、公共事業も減少し、土建業においても従業員の処遇もなかなか改善されない。また、経営者の仕事の不足ということも一因になっております。

そして、国におきましては、企業の業績不振で今回、赤字国債二兆円を発行するようであります。

本市においても、平成三十年年度決算概況で本市を取り巻く財政環境は厳しさを増すと予測される旨の報告がなされております。

このような理由で本議案には私、断固反対の立場でまいりたいと思います。

以上で反対討論を終わります。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「六番 川村孝則君登壇」

○六番（川村孝則君） 議案第四一号、西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告に賛成の立場で討論を行います。

今ほど討論者のほうからいろいろとお話ございましたけれども、皆様方も御承知のように、毎年、国の人事院が国家公務員の給与に関して、その年の民間企業職員の賃金の状況と公務員給与を比較し、高いのか低いのか精査した上でその結果を勧告して、政府が閣議決定をして、その結果が地方公務員給与にも波及していくのがこれまでの公務員給与のあり方です。公務員は自らの賃金交渉ができないがために国の人事院が勧告し、県の人事委員会もこれを踏まえて勧告するという経過でもあります。

民間企業の景気のいいとき、悪いときありますけれども、悪いときも人事院が民間企業の職員の賃金の状況並みに勧告をいたします。したがって、その年によってはマイナスの人事院勧告もあるわけです。本市議会においても、そうしたマイナスの人事院勧告の議案であつてもこれまで何回も議決してまいりました。

また、前市長就任時にはこれまで百七十億円を超えるほど増高した公債費に対し、前市長が財政再建を訴え、市長以下三役、職員、議会議員もみんな報酬や賃金をカットする措置を何年も継続して行い、一定の財政再建へ導いた経過があります。職員も市の財政が厳しいときには自らの賃金もカットして協力してきた事実があるという事は理解をいただきたいというふうに思います。

また、県内四十三市町村、全国的にも昨年まで人事院勧告を全く実施しなかったという自治体は私は聞いたことがありません。これまで、西之表市議会は過去一度も人事院勧告に関する議案を否決したこともないと思っております。

さて、反対討論者が指摘する市民の声を聞けば、市民の所得を考えば、農業や漁業、自営業を営んでいる人たちから見れば、職員給与を上げる必要がないという考えもあると、そういう声があるという、そういう指摘でありますけれども、私は公務員だからこそ賃金を上げるべきときは上げるべきというふうに考えております。それは国の方針に沿って、人事院勧告に沿って実施すべきだということとです。

地元では市役所職員の給与を参考にしてきた職場もあるわけです。地元で働く人たちの賃金の一つの目安になるためにも上げるべきときは上げるべきというふうに考えます。そうすることが西之表市内全体の職場で働く人たちの労働条件の改善へ少しでも導く環境づくりになると思っております。

先ほど出ました県の最低賃金もそうです。全国並みに鹿児島県を最低賃金を上げるのは当然必要ですし、そういう声を公務員の職場にも反映しながら、全体的に労働者の賃金の底上げを鹿児島県内も図っていく必要があるというふうに思います。

また毎年、市役所が職員の採用試験を行っております。最近合格や内定通知をもらっても断る人も増えていると聞きます。他の民間職場のほうが賃金が高いということもあります。採用試験や面接試験を合格した優秀な人材が島外やほかの職場に行くわけがあります。西之表市にとっては本当に大きな損失だというふうに思います。

それほど市役所という職場が、それほど公務員という職種が全く魅力がないのか。市役所に入庁する職員は公務員だから安定した生活ができると思つて、採用試験に向けて一生懸命勉強し、やっと市役所に入ったけれども、賃金も職場環境も自分が思っていたのとは違う。若者が市役所の採用試験を受けること自体をやめてしまい、若者は島外へ出ていく。これでは西之表市の若者定住の施策に全く逆行するような形になりはしないか。市役所も若者定住を促進するための一つの職場だと私は思っております。

職員に自らの業務に対して責任とやる気を持って仕事をしていただきたい。市民サービスの向上、市民生活の向上のためにも、職員の働く職場の労働条件の改善は法律に沿って行っていくべきだというふうに思います。その上で今回の人事院勧告の給与改定は、私は公務員

として与えられた権利だと。

また、今回の人事院勧告は若年層に重きを置いた賃金の改定でもありません。そういう意味では若者たちにもっと労働条件の改善をしながら、全体的に若者が西之表市に定住できるような、そういった環境づくりをするべきだというふうに思います。

市民生活を無視しているわけでもなく、市民生活向上のためにも、まず、職員の労働環境の改善にもぜひ理解をするべきではないのかと。こういうことを訴えて賛成討論といたします。

○議長（永田 章君） ほかに。反対討論。

「一四番 長野広美さん登壇」

○一四番（長野広美さん） 議案第四一号の委員長報告に反対の討論を行います。

今回の改正の主な理由は人事院勧告によるものと説明を受けました。この改定率は従業員五十人以上の民間企業との格差是正を積算根拠とする国に準じています。

しかし、国税庁の民間給与実態統計調査によると、事業所規模が小さいほど平均給与が少ないことが明らかになっていることから、改定率のあり方については地域内経済動向や市民所得の変化率等を考慮することを踏まえて、市民にしっかりと説明責任を果たすべきと考えます。

加えて、国家公務員の勤勉手当は「特に優秀」から「良好ではない」の四つのランクで支給割合が異なります。そもそも本市におい

ても人事評価結果を処遇面へ反映させることが法律で定められていると総務課長は幾度も説明を繰り返されてきましたが、いまだ本市では実行されておりません。

先ほどの賛成討論者の言われているとおり、職員の皆様の処遇改善、労働環境の改善は言わずもがなであり、急務の課題であります。決して賃金だけの問題ではないと考えております。

したがって、今回の改正につきましては、人事院評価制度の導入以降、具体的な改善努力は見られていない点を管理者たちに厳しく指摘して、反対討論といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） ほかに討論はありませんか。

「一一番 田添辰郎君登壇」

○一一番（田添辰郎君） 議案第四一号につきまして、委員長報告に賛成の立場から討論させていただきます。

私自身は人事院勧告、それにのっとった給与のアップについては、以前は反対いたしましたことがございました。今は現時点では違う考え方になっております。いまだに人事院勧告に従うのが正しいのかどうか、理論的に私はおかしいとは思っておりませんが、違う観点からであります。

今日、賛成討論させていただきますのは市役所職員にお願いをしたいからでございます。

西之表市、政府自民党の失政のせい、西之表市だけじゃありませんが、日本国全体がデフレの状況が続いております。経済が縮小している状況であるわけであり、人口減少のほうも若手の非正規雇用、そういうものが増えたために若者は結婚できないということで人口減少、加速化しております。

そのような状況の中では本来的には若者が結婚できるように、また、若者が消費ができるように、お金を使うということではか人の所得が増えてまいります。特に、種子島西之表市の場合でありますと、今、インターネット通販、また、航空事業が盛んになりました。

本来、この西之表市を豊かにするというのは地産地消であります。商工会でも数年前から言っておりますが、地産地消こそこの地域を発展させていき、職場をつくっていくわけであり、

そのような意味でも数年前にはボーナスのほうを地元でしか使えない商品券で配るような形ができないか。そういうことも検討されたことがあります。これからもほかの市町村でもやっているとありますが、そういうことも検討して、市長のほうにはいただきたいと思っておりますが、まず一番は市役所の職員、自らの立場は安泰であります、東日本大震災があっても、国民の方、地域住民の方は亡くなられて、本当に残念なことですが、公務員の方も亡くなられましたが、仕事を失い、家を失う地域住民が多かったのに、皆様も御存じのとおり、批判するわけではございませんが、

現実に仕事は奪われなかったわけであり、そのように公務員というものは身分が保障されたものであります。

そのことを考えるならば、西之表市市民のために働くのも当然であります、さらに、西之表市で、ここで買えないものはやむを得ません。しかしながら、地元で買えるものはどんどん買っていく。その思いを持っていただきたいわけであり、

大きな買い物で言いますと、一生で言いますと、家を建てるということもござります。そういったこともほかの地域の鹿児島市内の業者のほうがいいかと思いません。それは当然、個人の好みでありますからいろいろあるかと思いません。さまざまな消費、地元でできるものはしていただきたい。

自らの身分を守ることであり、西之表市の未来を守ること。地産地消、一生懸命努めていただくことをお願いして、賛成討論いたします。

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第四二号 令和元年度西之表市一般会計補正予算（第四号）

△議案第四三号 令和元年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第四号）

△議案第四四号 令和元年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第四号）

△議案第四五号 令和元年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第四号）

△議案第四六号 令和元年度西之表市水道事業会計補正予算（第四号）

○議長（永田 章君） 次に、日程第一四、議案第四二号、令和元年度西之表市一般会計補正予算（第四号）、日程第一五、議案第四三号、令和元年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第四号）、日程第一六、議案第四四号、令和元年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第四号）、日程第一七、議案第四五号、令和元年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第四号）、日程第一八、議案第四六号、令和元年度西之表市水道事業会計補正予算（第四号）の議案五件は関連がありますので、一括して議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

〔予算特別委員長 小倉初男君登壇〕

○予算特別委員長（小倉初男君） 本委員会が付託を受けました議

案第四二号、令和元年度西之表市一般会計補正予算（第四号）、議案第四三号、令和元年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第四号）、議案第四四号、令和元年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第四号）、議案第四五号、令和元年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第四号）、議案第四六号、令和元年度西之表市水道事業会計補正予算（第四号）について、審査の結果を御報告いたします。

本案は、本年の人事院勧告をもとにした議案第四一号、西之表市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に基づく給与改定による補正予算でありますので、一括して御報告いたします。

議案第四二号、令和元年度西之表市一般会計補正予算（第四号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ三万七千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百八億八千二百四十八万八千円とするものです。

歳入は、後期高齢者医療広域連合に派遣している職員に係る人件費で、後期高齢者医療広域連合が負担することによるものです。

歳出は、給与条例改定により人件費を増額するとともにその財源措置を図るため、財政調整基金で調整しております。

審査の過程で条例案同様、反対意見も出されましたが、本委員会は審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

続いて、議案第四三号、令和元年度西之表市国民健康保険特別会



計補正予算（第四号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ三十四万四千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十四億八百九十二万円とするものです。

本委員会は審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

続いて、議案第四四号、令和元年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第四号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ三十一万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十三億八百三十万二千元とするものです。

本委員会は審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

続いて、議案第四五号、令和元年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第四号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ五万九千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億二千六百四十四万二千元とするものです。

本委員会は審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

続いて、議案第四六号、令和元年度西之表市水道事業会計補正予算（第四号）について、第二条は収益的収入及び支出の補正で、収入の事業収益は六千円増額し、支出の事業費を二十七万一千円増額するもので、第三条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、職員給与を二十万三千円増額するものです。いずれも

給与改定によるものです。

本委員会は審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 予算特別委員長の報告は終わりました。議案第四二号から議案第四六号の五件は議案ごとに採決をいたします。初めに、議案第四二号、令和元年度西之表市一般会計補正予算（第四号）の討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次は、議案第四三号、令和元年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第四号）の討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔一四番 長野広美さん登壇〕

○一四番（長野広美さん） 議案第四三号の委員長報告に反対の立場で討論いたします。

議案第四三号は前号の議案第四二号同様にこれまでの人事院勧告に伴う改定のもですが、今回の職員給与の財源として財政調整基金からの繰り入れに基づいて一般会計から特別会計のほうに繰り入れとなっております。

これまで当局は職員給与の財源として地方交付税措置に含まれると説明されてきましたが、本市の予算編成において、具体的に財源内訳を市民にしっかりと、どれぐらいの財政措置なのかも含めた説明を加え、給与のあり方を自ら説明できるようにする必要があります。え、委員長報告に反対の討論といたします。

なお、市議会の手当につきましては据え置きということをお聞きしましたけれども、当然のことと考えます。

以上で反対討論といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の

起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次は、議案第四四号、令和元年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第四号）の討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次は、議案第四五号、令和元年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第四号）の討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次は、議案第四六号、令和元年度西之表市水道事業会計補正予算（第四号）の討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案追加上程・議案審議

○議長（永田 章君） 次は、議案の追加についてお諮りいたします。

ただいま、市長から議案第四七号、西之表市長及び副市長の給料の特例に関する条例の制定についてが提出されました。

この際、議案第四七号を追加上程し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第四七号の議案一件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

それでは、直ちに議案審議を行います。

△議案第四七号 西之表市長及び副市長の給料の特例に関する

条例の制定について

○議長（永田 章君） 日程第一九、議案第四七号、西之表市長及

び副市長の給料の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔総務課長 大瀬浩一郎君〕

○総務課長（大瀬浩一郎君） 議案説明をいたします。議案書のほうをごらんいただきたいと思います。

議案の説明に入ります前に、会期末のこのタイミングでの追加提案になり、議会運営に御迷惑をおかけしますことをおわびいたしますとともに、議長、議員各位の御理解に感謝を申し上げます。

議案第四七号、西之表市長及び副市長の給料の特例に関する条例の制定についてであります。

理学療法士免許申請事務に係る不適切な事務処理により、市民の行政に対する不信を招いたことを重く受けとめ、市長及び副市長の給料を減額するため、本案を提案するものであります。

第一条は、市長の給料の特例でありまして、給料を三カ月間一〇%カットしようとするものであります。

第二条は、副市長の給料の特例でありまして、同様の処置をしようとするものであります。

今回の案件につきましては、事案発生後、所管課のみならず、全体でも調査、聞き取り等を行いました。その結果、不適切な事務処理に該当するものとして認定し、過去事例やこれまでの事務の不良等も踏まえ、その責任の所在を明らかにするために本議案を提出することといたしております。

なお、責任の所在のみならず、再発防止のための事案の問題点や要因の把握、その上での対処策等も検討し整理をいたしております。今後、議会にも相談申し上げまして、報告、説明の機会をいただきたいと考えております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「一四番 長野広美さん」

○一四番（長野広美さん） 今回の御提案の内容そのものは今後、委員会に付託されるわけですけれども、このタイミングで、今、課長のほうからの御説明ではこのいわゆるその結論といえますか、しっかりと議会議説明をこの後に行うということでした。

本来であれば提案の前に一度、議会にこの経過とその今後について説明をいただければ、この今回の追加議案の内容についても判断のしようがあるわけですけれども、なぜこの提案の後というふうなタイミングになったのか。もっと早くにできなかったのかという点について御説明をお願いいたします。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明申し上げます。

その点に関しましては、もう本当に反省すべき点でございまして、事情の聴取、それと先方のほうにも聞き取りを行いましたので、ちよつと時間がかかってしまいました。それでもやっぱり早く対処すべきであったという反省も踏まえまして、今後またそういうことのないような策というのをまた御説明させていただきたいと思っております。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（永田 章君） ほかに。

「一六番 橋口美幸さん」

○一六番（橋口美幸さん） 委員会付託、今からされると思います

が一言。三カ月間一〇%の減給のこの根拠は何だったのかというのを。どういう議論がされてここに至ったのかの経過をお知らせください。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 一〇%、三カ月の程度でございませけども、残念ながらと申しますか、西之表市には過去にも類似したような事案がございます。そういった事案等を参考にいたしました。今回の数値というものを市長のほうで判断されたものと考えております。

以上です。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、総務文教委員会に付託いたします。

ここで、しばらく休憩をいたします。

休憩を挟んで、総務文教委員会を午後一時から開催し、議案の審査をお願いいたします。午後からの本会議の再開時間については庁内放送等でお知らせをいたします。よろしくお願いいたします。

休憩に入ります。

午前十一時四十八分休憩

午後一時四十四分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続行いたします。

日程第一九、議案第四七号、西之表市長及び副市長の給料の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

総務文教委員長の報告を求めます。

〔総務文教委員長 河本幸男君登壇〕

○総務文教委員長（河本幸男君） 本委員会が付託を受けました議案第四七号、西之表市長及び副市長の給料の特例に関する条例の制定について、審査の結果を御報告いたします。

本案は、理学療法士免許申請事務に係る不適切な事務処理により、市民の行政に対する不信を招いたことを重く受けとめ、市長及び副市長の給料を減額するため、条例を制定しようとするものです。

第一条は、市長の給料の特例で令和二年一月から同年三月までの三カ月間一〇%の削減をしようとするもので、第二条は、副市長についても市長同様の処置をしようとするものです。これにより、市長にあっては三カ月間で二十三万四千三百円、副市長にあっては十八万四千二百円減額されるとの説明を受けました。

附則として、この条例は公布の日から施行することとしております。

本委員会では、副市長にも出席を求め、審査を行いました。審査の中で職員については現在、西之表市職員懲戒審査委員会において審査中であるとの説明を受けました。

本委員会は審査の結果、全会一致で原案のとおり可決するものと

して決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△陳情第一四号 「馬毛島への米軍空母艦載機離発着訓練（F

CLP）及び自衛隊施設設置に関する防衛

省による住民説明会の早期開催を求める」

陳情書

○議長（永田 章君） 次は、日程第二〇、陳情第一四号、「馬毛

島への米軍空母艦載機離発着訓練及び自衛隊施設設置に関する防衛省による住民説明会の早期開催を求める」陳情書を議題といたします。

馬毛島対策特別委員会委員長の報告を求めます。

「馬毛島対策特別委員長 長野広美さん登壇」

○馬毛島対策特別委員長（長野広美さん） 本委員会が付託を受けました陳情第一四号、馬毛島への米軍空母艦載機離発着訓練及び自衛隊施設設置に関する防衛省による住民説明会の早期開催を求める陳情書について、審査の結果を御報告します。

本陳情書は、種子島漁業協同組合組合長、西之表市商工会会長、種子屋久農業協同組合組合長、種子島建設業協同組合組合長、西之表市さび・甘蒔生産振興会会長並びに鹿児島県自動車振興組合支部長の六名から提出され、地元住民に対する説明会の早期開催を国、防衛省に対し要望する旨の陳情です。

本委員会では、市民にとって重要であるこの陳情書の趣旨に照らして、陳情内容を十分になおかつ慎重に審査するべきであるとの意見から第二回定例会で継続審査としました。

第三回定例会では陳情者二名に出席いただき、直接、提出理由等を伺い、このことを踏まえて、防衛省への所管事務調査を行う必要があることとし、再度継続審査としたものです。

今定例会の委員会においては、市民の代表者からの陳情は重たく、正確な情報を求めることを議会がとめるべきではない。また、防衛

省以外にFCLPや自衛隊設置計画について十分な説明ができる立場のところではないなど、本陳情を採択すべきとの意見が出された一方、さきの所管事務調査において、防衛省は現段階において、二〇一一年に地元で説明した以上の情報は持ち合わせておらず、しかるべきときに住民への説明会が開催される見解であることが示されたことや、過去において個人や団体から防衛省への説明を求め、実際、説明会が開催されていること。また、市長部局や議会から市民への情報提供をこれまでも行っているなどの意見が出されました。

本委員会は慎重審査の結果、賛成多数で、失礼しました。もといです。賛成少数で不採択すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 馬毛島対策特別委員会は議長を除く十五名で構成をされておりますので、質疑は省略をいたします。

ここで、討論に入ります。

本件に対する委員会での採決結果は不採択でありますので、初めに、原案に賛成する討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 次に、原案に対し反対討論はありませんか。

「九番 鮫島市憲君登壇」

○九番（鮫島市憲君） 陳情第一四号、「馬毛島への米軍空母艦載機離発着訓練（FCLP）及び自衛隊施設設置に関する防衛省による住民説明会の早期開催を求める」陳情書について、委員長報告に

賛成の討論を行います。

陳情第一四号については、六月議会に提案されて以降、陳情者の意見を伺いながら防衛省への所管事務調査を行うなど、委員会として慎重審査をしてみました。この結果、防衛省からは現時点において、地元説明できる段階ではないとの説明を受けております。FCLP訓練について、その飛行経路や騒音被害の実態など、市民生活に直接影響を及ぼす重要な点などについても説明できる段階ではないとの回答を得ています。

今回、西之表市議会として、防衛省からの現段階での調査結果を市民へ広報すると決めたことを申し添えて、委員長報告に賛成の討論いたします。

○議長（永田 章君） 原案に対し、賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 原案に対して、反対討論がありますか。

「七番 和田香穂里さん登壇」

○七番（和田香穂里さん） 陳情第一四号、「馬毛島への米軍空母艦載機離発着訓練（FCLP）及び自衛隊施設設置に関する防衛省による住民説明会の早期開催を求める」陳情書について、委員長報告に賛成の立場から討論をいたします。

防衛省による住民説明会とは、計画の詳細な内容や住民の受ける利益、不利益や安心安全の保障などについて説明し、それを判断材料として計画の賛否や是非を住民に問うものであるというように誤

解されている向きがあるようですが、防衛省による住民説明会は、計画を進めるに当たり、住民の理解と協力を得ることを目的としているのであって、自衛隊配備や米軍の運用等の計画について住民に決定を委ねるためではありません。

このことはこれまで自衛隊配備が行われ、あるいは計画が進み、あるいは米軍が運用する奄美、宮古島、石垣島、鹿屋、その他全国各地の例で明らかですが、各地における住民説明会のあり方についてはマスコミが取り上げることとも少なく、その実態は余り知られていません。

先般の馬毛島対策特別委員会との意見交換において、防衛省は交渉中、協議中などを理由に現時点で説明できる段階ではないと繰り返し返しましたが、どういう段階になれば説明できるのかは明らかにしませんでした。

しかし、石垣島の自衛隊配備においては、市長による自衛隊配備の受け入れ表明からおよそ半年後、自衛隊施設配置案が出された際の住民からの三十項目以上にわたる質問書に対する防衛省沖縄防衛局の回答の多くが具体的には決まっていない、詳細は決まっていない、お答えは差し控えるなどでした。配備が決まり、配置案もできている段階でもこのような説明しか行われぬという事例の一つです。

さらに、防衛上の機密事項として説明できないというものもありました。軍事施設であれば広く公表できない部分のほうが多いのは

当然でしょう。具体的な、あるいは詳細な説明がなされないまま工事が進み、配備に至った例として奄美駐屯地の例は非常に最近のものとして挙げられます。

また、日米安保条約、日米地位協定が現在の形のまま存在する限り、米軍の運用に関して防衛省が事前に説明できることはほとんどなく、米軍は運用開始後に通告もなく変更できるので、防衛省が何を説明し約束しても、それは空手形でしかありません。

実際に奄美では自衛隊配備後、オスプレイやC-130等、米軍機の低空飛行が激増していますが、事前も事後も何の説明もなく、地元はいわば指をくわえて見ているしかない状態です。こういう事態について、防衛省は自衛隊配備前に説明を行っていません。説明できないからです。

馬毛島に関しては、初めから米軍FCLP施設としての運用が計画されていますが、米軍の運用部分は防衛省が説明できないということ私たちは理解しておく必要があります。

さらに、説明の内容が間違ったデータに基づくものであったイージス・アショアの件、保管庫との説明が実は弾薬庫であった宮古島の件など、誠実で正確な説明であるとは言いがたい事例が続いています。

ちなみにその宮古島では十月三日、防衛省が弾薬庫建設に関して開いた地元説明会の際、入り口の張り紙に建設工事についてとあるだけで弾薬庫などの文字がないことに対して、約百人の住民が抗議



して入室を拒否したため、参加した住民はわずか十人ほどでしたが、その四日後には工事が着工され、建設現場で座り込みをする住民を警察官が無理やり排除される暴挙が続いています。

また、防衛省は防衛能力が推測されるとして、保管する弾薬量は公表していません。防衛省による住民説明が計画を進めるための単なる手続であり、住民が本当に知りたいことは説明されないという卑近な事例です。

また、つい先日は奄美で開かれた防衛セミナーの際に、ミサイル配備は民意を反映したと言えるのかとの住民の問いに対して、奄美市と事前に説明会をさせていただいたと認識していると駐屯地司令が答えています。説明会をしたことが民意を反映したことになるとの認識が防衛省のものです。

いずれもほんの一例であり、氷山の一角ですが、防衛省による住民への説明の実態は明らかです。つまり、公表できるわずかな部分を説明し、不都合な点はぼかしたり、隠したり、ごまかしたりして、説明したということ住民の理解を得たとすり替える既成事実づくりであり、つまりは計画を進めるための一里塚が防衛省による住民説明会なのです。

繰り返しますが、決して地元の賛否や是非を問うためでも、そのための判断材料を提供するためでもありません。

イーダス・アショア配備の候補地となっている山口県阿武町の花田憲彦町長は、住民説明会に参加した感想を次のように述べていま

す。

説明会といっても、施設をつくるためという思惑が見え隠れする説明会です。疑問に思っていることを私たちの立場に立って説明するのではなく、つくらせてくださいということのみ。住民の方々もこちらの不安に思いが至っていないと感想をおっしゃいます。

このような実態の防衛省による住民説明会に関して、市あるいは市議会がその開催を求めたり、共催や協力など何らかの形で関与することについては、大きく二つ問題があります。

まず、一点目は、市あるいは市議会が馬毛島への自衛隊配備及びFCLP容認へと姿勢をかえたとの誤解を市民に与え、選挙において、反対の民意を示した多くの有権者を裏切ることになるという点です。

百六十億円の売買契約で一定の合意に達したと正式に発表された今、それ以前とは大きく状況が変わっています。これまで反対の姿勢を示してきた市長や市議会側から説明会を求めることは、防衛省の土地買収を容認し、次の段階に進むためとの誤解を市民に与えるでしょう。そのような誤解を招くことは行うべきではありません。

市長は馬毛島軍事施設絶対反対の公約を掲げ、多くの有権者の支持を得て当選されてから今日までいささかもかわっていないと述べられています。また、当議会は七回にわたる意見書や決議によって、馬毛島への自衛隊配備及びFCLPに反対の姿勢を示し続けてきました。

市長及び議会が反対の立場である。つまりは、市長や議会を選挙によって支持した多くの市民が反対の立場であるという現状において、自衛隊配備及びFCLP計画を進める立場の防衛省による住民説明会に要望や要請、共催や協力など、どのような形であれ関与することは防衛省側に立ったと言われても仕方のない市民への裏切り行為であり、いかなる形でも関与すべきではありません。

二点目は、市民の知る権利への責任という点です。

まず、馬毛島への自衛隊施設設置及びFCLPについて説明する責任は一義的に防衛省にあります。先ほど述べたように、防衛省の説明が誠実でも正確でもないことを踏まえても、説明責任はまず防衛省にあり、住民の理解と協力が重要であり、丁寧の説明すると繰り返している以上、住民の要望要請によらず、防衛省が自ら責任を全うし、市民の知る権利に応えるべきです。

かつて、市内の団体の要請で説明会が行われたことがありました。また、議員有志が説明を受けたこともあります。個人でも団体でも、住民が直接、防衛省に要請要望し、知る権利を行使することに何ら問題がないことはここで述べるまでもありません。防衛省はそれに応える義務があります。

対して、市や市議会が市民の知る権利の保障のために説明会に関与するとすると、逆に市民に対して責任を負うことのできない不誠実な結果になるおそれがあります。つまり、防衛省による当市に対する説明のあり方がこれまでも決して丁寧なものとは言いがたく、

さきに述べたとおり、各地における防衛省の説明会でも誠実、丁寧な説明が行われていない実態が明らかで現状であるにもかかわらず、市あるいは議会が説明会に関与することは、防衛省の説明が事実であると市民に保障することになってしまいかねません。市民もきつとそのように受け取るでしょう。市が、議会が防衛省を呼んで開く説明会なんだから間違いないと。

しかし、防衛省による説明の内容やその後に進められる計画について、市及び議会は責任を持ち得るでしょうか。

全国各地の自衛隊施設における米軍による運用や自衛隊そのものの訓練の拡大などを見れば、当初の説明以上の運用が馬毛島においても行われる可能性は大きいと言えます。

保管庫等の計画が示されながら、実は弾薬庫であり、強引に工事が進められている宮古島の例のように、説明会とは違う事実が出てきても、計画はとまらない可能性も否定できません。

市民の知る権利を担保するはずが、結果的に誤った情報の提供につながり、市民に多大な不利益を与えることになったとして、市や議会が責任をとれるでしょうか。防衛省の説明に市や議会がお墨つきを与えるような説明会への関与はあってはならないと考えます。

以上の点から、当市議会は防衛省による住民説明会の開催にいかなる形でも関与すべきではないと訴え、原案に反対、委員長報告に賛成の討論といたします。

○議長（永田 章君） 原案に対し、賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 原案に対して、反対討論がありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより。

「賛成です」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 終わりました。

「賛成、反対で最後じゃないですか」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） これは原案に対して、賛成が先です。原案

に対して賛成が先なんです。ですから、言いました。

「何人やるかわからないじゃないですか」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより採決をいたします。本件に対する馬毛島対策特別委員長報告は不採択のことでありますので、原案について採決をいたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立少数であります。

よって、陳情第一四号、馬毛島への米軍空母艦載機離発着訓練及び自衛隊施設設置に関する防衛省による住民説明会の早期開催を求める陳情書は不採択と決しました。

#### △産業厚生委員会所管事務調査報告

○議長（永田 章君） 次は、日程第二一、産業厚生委員会所管事務

調査報告を行います。

生田産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 生田直弘君登壇」

○産業厚生委員長（生田直弘君） 本委員会は、令和元年十月八日から十日にかけて、東京都台東区浅草のまるごとにつぼん館、茨城県水戸市の茨城県庁、茨城県行方市のなめがたしおさい農業協同組合、茨城県鹿嶋市の茨城県栽培漁業協会、計四カ所を訪問し、所管事務調査を実施したので報告いたします。

まず、東京都台東区浅草まるごとにつぼん館において、本市のアントナショップ事業の展開について、主に三つの視点から調査を実施しました。

一つ、本市ブースの展示及び活用状況。

二つ目、他市町村のブース活用状況及び顧客層の動向の調査。

三つ目、特産品の販売拡大や企画、ふるさと納税の推進につながる情報発信の有効性の検証であります。

次に、茨城県水戸市の茨城県庁において、市行政当局が推進している宇宙関連産業の研究機関や企業誘致について、主に三つの視点から調査を実施しました。

一つ、いばらき宇宙ビジネス創造拠点プロジェクトの取り組み。

二つ目、宇宙ビジネス創造拠点の事業内容。

三つ目、農林水産業の活性化への応用であります。

宇宙というキーワードでブランド化していく手法や、光学衛星デ

ータを用いて、甘しよの地下塊根部のでん粉含有量を推計するAIモデルを開発し、圃場別診断シートと出荷適期をマップ表示するソフトウェアを開発するベンチャー法人が同県の当該宇宙ビジネス支援事業に手を挙げていることなど、宇宙産業関連技術と本市の基幹産業である第一産業への応用について、有意義な情報を得ることができました。

そして、茨城県鹿嶋市の同県栽培漁業協会においては、種子島の地域産業の振興のために、養殖とは異なる栽培漁業の取り組みについて、主に二つの視点から調査を実施しました。

一つ目、藻場の造成、農地用水等の流入による濁りや海水温上昇の影響、アワビの栽培漁業及び鹿島灘ハマグリの子貝放流の進め方と施設の見学。

二つ目、トコブシ（ナガラメ）等の漁業支援策や新規就業支援策についてであります。

本日、時間の都合上、前述の三カ所の調査に係る詳細説明をここまでで割愛させていただきますが、議会事務局において、各調査地に係る詳細調査報告書を訪問地で得た資料と各委員からの意見とともに別途保管しておりますので、御興味、御関心のある方はそちらを御参照ください。

次に、茨城県行方市のなめがたしおさい農業協同組合においては、甘しよ部会連絡会が第五十六回農林水産祭で天皇杯を受賞したこともあり、本市の安納いものブランド化、六次産業化による地域振興

策の推進に生かせるものがないかという視点から調査を実施しました。

当該調査地については、安納いもに対する市当局の複合的な支援体制と重要度の高さ、並びに本市におけるさつまいも生産の経済規模や広域的な利害関係者の数等に鑑み、本日この場で時間をとって説明をすることを本委員会で協議し決定いたしましたので、少し詳細の調査の内容について、以下、報告をいたします。

まず、生産者の所得向上を目指すための戦略と手法です。

JAなめがたの販売額は約百五億円で年間約六十品目の野菜を生産し、十六品目が一億円以上を売り上げており、その中で甘しよの売上は三品種でリレーさせる周年出荷体制を実現し、現在三十五億円規模とのことです。

甘しよ部会の部会員数は二百六十九名、栽培面積は七百九十ヘクタール、系統共販が約七〇%です。

JAの基本哲学に、生産者の所得向上最優先を掲げ、さつまいもの価格低迷の打開策として、焼き芋戦略を打ち出しました。

戦略は四つで構成されており、一つ目、製品を青果物としてのさつまいもではなく、焼き芋を売ると考えること。二つ目、価格の設定がやや高めでも引き売りの石焼き芋より安ければ売れると捉えること。三つ目、販売チャンネルをスーパー店舗内での焼き芋販売に設定すること。四つ目、販売推進を店舗内に焼き芋専用オーブンを設置し、誰が焼いてもおいしく焼けるマニュアルを整備することで

した。

管理体制も主に四つで構成されております。

一つ目、営業管理では、売り方、売り先、売り場を事前に設定し、値ごろ感のある価格をつけ、消費者にじかに接する販売担当者やバイヤーとの信頼関係を構築しています。

二つ目、生産管理面では、売れるものをつくるという視点から、ターゲットを焼き芋が好きな女性や子どもに設定し、焼き芋に最適な品種、品質を追求しています。そして、さつまいもに含まれるでん粉の貯蔵期間と糖化の相関関係を研究し、生芋でん粉含有量に応じた出荷時期の調整を行っています。

三番目、栽培管理では、周年供給に向けた三品種のリレー出荷体制のための栽培技術を確立しています。

四つ目、品質管理面では、周年安定供給のためのキュアリングと低温貯蔵庫等の設備を整備しています。

また、さつまいもの集荷、選別、キュアリング、貯蔵、出荷方法については、農家は収穫後、土を落として、コンテナに詰めた状態で、一旦、JAのキュアリング施設に持ち込みます。室温三十度、湿度九十度で三日間回します。キュアリング施設内では芯温計を用い、さつまいもの中心が三十度であることを確かめていました。その後、それぞれの生産者が温度十四度の貯蔵庫に移します。

規模としては、農協が五千トン、各農家合わせて五千トンを貯蔵しており、選別はグラム数(重量)で選別機にかけて行い、出荷は

各農家が出荷に合わせて、洗浄、箱詰めして、センターに持ち込み、JAが検品を行います。

出荷規格は重量別だけでなく本数、定数別等にも対応し、配送トラックは受け渡し場所までは荷室内の温度を十四度に保ち配送するそうです。

実際に見学した甘しょキュアリング処理、貯蔵施設の概要は、建設面積が約千六百八十八平方メートル、床面積が九百三十五平方メートルで、貯蔵庫が四室、貯蔵量は四百六十トンでした。

同施設の資金調達は、平成三十年度、産地パワーアップ事業交付金を活用し、合計二億八千七百四十万円の事業を実施し、建設工費の資金調達の内訳は、国が約一億二千四百三十万、全体の約四六・七％。行方市が約千九百万円、全体の六・六％、JAが約一億三千四百万円、全体の四六・六％を負担しています。

次に、関係機関とのベクトルを一つにする連携のあり方です。

甘しょ生産、販売の実績の状況は平成二十八年には数量が一萬八千四百トン、販売額が三十四億七千六百万円となっており、平成元年と比べ生産量が二・三五倍、販売金額が約六・二九倍となりました。

この成長を支えるために一つのチームとして生産部門、販売部門、行政部門の三つの各機関が役割を明確にして、同じ目線で活動する体制を構築しています。

まず、甘しょ部会の役割は栽培技術の実証、導入、出荷販売体制

への協力。そして、JA行方は販売体制の構築及び新規販路開拓並びに甘しょ部会との連絡調整等に注力し、最後に、県農業改良センター等の行政機関は試験研究や技術開発、データ収集、情報提供の役割を果たしています。

次は、六次産業化で地域活性化への取り組みと若者新規就農状況です。

特徴的なものが二つありました。

一つ目は、組合長の方針です。売価の平均単価を上げることよりも、まず生産品を全て売り切り、生産者の所得向上を目指すこと。そして、積極的に他産業と連携し、市場規格に合わず廃棄されていた生産品を加工に回し、生産された甘しょを全て商品化するというものです。

そうした方針のもと、大学芋の国内シェア八〇%を占める白ハト食品工業株式会社との連携関係を約十五年間かけて構築し、大学芋やお菓子のペーストなどに規格外の甘しょを利用し、農家所得の向上につなげています。

二つ目、農業に対するイメージをかえる狙いもあり、廃校となった小学校を改修し、共同出資でなめがたファーマーズビレッジを平成二十七年に開設し、加工工場やレストラン等を併設した体験型農業テーマパークとして運営を始めました。同施設は地域活性化及び雇用推進にも寄与しており、市は六次産業推進室を設置し、各関係機関との連携、支援を行っています。

若者の新規就農状況については、甘しょ部会青年部にチームリーダーチャーを発足し、二十代から三十代の男女約四十名が所属しています。構成するほとんど全員が先代からの後継者で一度違う職種から農家になるUターン組がほとんどとのこと。

調査の中で先方から次のような指摘を受けました。最終消費価格の調査を勘案すると、JAなめがたは農家の手取りが高い。しかし、種子島の安納いもは中間マージンが高過ぎて、生産者の手取りが少ないというものです。

については、今回の報告の内容を参考にし、市行政当局においては、販売戦略や市場流通形態における工夫及び構造的な問題等がないか、いま一度、検証を行い、JA等との関係団体との連携の中で効果的な施策展開を今後、図っていただきますようお願いいたします。

そして、本市の安納いもの品質と単価を維持し、生産者の所得向上に向けていくためにも、市とJA一体となって、キュアリング定温貯蔵施設の建設を検討してもらいたいとの意見も委員から出されており、これをあわせて申し添えます。

以上で報告を終わります。なお、本件につきましても、詳細は資料を事務局に備えておりますので、ごらんください。

#### △議会運営委員会所管事務調査報告

○議長（永田 章君） 次は、日程第二二、議会運営委員会所管事務調査報告を行います。

下川委員長、お願いいたします。

「議会運営委員長 下川和博君登壇」

○議会運営委員長（下川和博君） 議会運営委員会所管事務調査報告をいたします。

本委員会は、令和元年十月二十九日から三十一日にかけて、委員七名と副議長、事務局職員二名の計十名で、熊本県玉名市と鹿児島県霧島市、日置市において、本会議場システムと会派制度について調査を行いました。

まず初めに、調査を行うことに至った経緯について説明を申し上げます。

本市議事堂の映像音響設備は平成二十二年に改修工事、平成二十三年にはマイクの改修工事を行い、現在九年が経過をいたしております。カメラやマイク、周辺機器等の老朽化に伴い、最近、不具合が生じることもあり、さらには生産中止、修理不能の機材も出てきている状況であります。

また、県下で唯一、インターネットによる議会放映の生中継、もしくは録画放映を行っていないのは本市のみとなっております。

会派制度につきましては、本市は導入をしていないために調査に制約が生じている状況です。議員としての見識を広げるといふ観点から検証する必要があるのではないかと考え、今回、調査を行ったところであります。

それでは、玉名市について報告をいたします。

玉名市は熊本県の北西部に位置をし、平成十七年十月三日、一市三町が合併をいたしました。面積は百五十二平方キロメートル。人口は平成三十一年三月三十一日現在六万六千三百十九人。議員の条例定数は二十二人に対し、現議員数は二十名でございます。

玉名市議会では市民が使いやすく、適正な庁舎の建設を検討するため、平成二十一年十二月四日に新庁舎建設特別委員会を設置し、平成二十五年九月二十五日の解散に至るまでおよそ三年十カ月、二十回の協議を経て、平成二十七年一月より供用開始となっております。

新庁舎の議場はマイク、カメラ、中継用テロップがデジタル化され、一般質問残時間表示用小型モニター三台を議長席、演台、質問者席にそれぞれ設置をしております。

電子決裁システムを導入しておりました。ただし、電子決裁システムについては現在は使用していないということで、採決については起立で行っているということでもあります。

また、議場内には五十五型のモニターが二台、四十二型のモニターが一台設置をされ、議席、執行部席、傍聴者席から見える位置に設置をされておりました。

なお、機器の操作については、現在二名で行っているということでもあります。

また、インターネット中継につきましては、本会議をライブと録画。委員会はライブ配信のみ行っており、ケーブルテレビは本会議

委員会ともにライブと再放送を一回放映しているということでありました。

本会議場システム設置に係る費用は庁舎建設の中に含まれているため、具体的な説明はありませんでしたが、ランニングコストとして、インターネット放映配信サービス運用業務委託料を月八万円、年間九十六万円。三つのケーブルテレビ業者については、月千円を支払っているとのことでありました。

次に、会派制度につきましては、玉名市議会基本条例の規定に基づき、玉名市議会会派規定を設け、必要な事項を定めております。議長に対し、届けのあった三人以上の議員で構成される団体会派となり、代表者一名を選出することとなっております。

各会派の代表者と議長、副議長で代表者会が組織をされますが、会派に属さない議員は代表者一人を選出し、その代表者は代表者会にオブザーバーとして参加しております。現在は会派が四、無会派一との説明を受けました。

次に、霧島市について報告をいたします。

霧島市は平成十七年十一月七日に一市六町が合併して発足し、平成三十一年四月一日現在人口が十二万五千二百二十八人、面積は六百三・一八平方キロメートルです。議員の条例定数二十六人に対し、現議員数は二十五名であります。

本会議場システム改修の背景には、機器設置から十五年が経過したことによる老朽化によって、補修の際の部品の欠品や機器の不調、

合併後の情報格差が主な原因となっております。

導入に至る前に、職員による検討委員会を九回を実施し、システムデモや先進地視察を行い、平成二十四年五月に四社提案によるプロポーザルを実施し、同年六月に契約を締結、九月より運用を開始しております。

改修によってカメラ、マイク、スピーカー、録音装置一式をデジタル対応に交換をし、新たにタッチパネル式の制御装置、五十五型モニター四台、書画カメラ二台、ノートパソコン一台、タブレット端末六十五台、理事者控室にモニターを追加をいたしました。

改修によるインシヤルコストは三千九百三十二万五千円で、ランニングコストは二回の点検料の年間四十八万三千円と、インターネット配信料百八十万円、各支所への配信費用五十四万円がかかっているようであります。

導入によって、以下の点が改善されたということがあります。まず一つ目、各総合支所のロビーにおいて、生中継の視聴が可能となり、情報の地域間格差が是正をされました。

次に、タブレットで賛成反対の投票を行うことにより、採決結果が可視化されました。

次に、一般質問時にタブレットや書画カメラを導入したことにより、資料を共有でき、また、わかりやすい説明が可能となり、議論が深まったということがあります。

次に、事務局職員の省力化。また、音響がよくなり、傍聴者にも



よく聞こえやすくなったこと。本会議や委員会において、タブレットからの例規集、議案、陳情等の閲覧が可能となったということでもあります。

一方、タブレットによる採決を行うため、タブレットに不具合が生じた場合に、議会運営に支障を来すことや比較的若い議員は問題はありませんが、タブレットの操作において、年配議員は戸惑うことがあるとの課題もあつたようです。

霧島市は早い段階からタブレットを導入しているために、平成二十九年十一月にタブレットの更新とネットワークの再構築を行っております。六百七十八万四千円を投じております。

インターネット中継につきましては、本会議のみを業者委託とユーチューブの二段構えで行っております、今年度からパソコン、携帯、タブレットでも視聴ができるようになったようです。

次に、会派制度についてであります。合併後に会派制度がひかれ、現在六つの会派があり、二人以上で構成することと定められております。また、議長は慣例で会派からは離脱してらつています。

会派代表者会議は存在はしないものの、会派でそれぞれ規約をつくり、活動しておるようです。

メリットとしては会派でさまざまな協議ができること。また、判断もできることであり、デメリットについては現時点では見当たらないということでありました。

また、議会運営委員会委員の九人の選出については、会派を基準として選出をし、各会派より一人、五人以上の会派は上限二人、会派に属さない者から二人、残り一人については、各常任委員会の選出状況等を確認して、選出をしているようです。

最後に、日置市について報告をいたします。

平成十七年五月に近隣四町が合併をしまして、日置市が発足をいたしました。平成三十一年四月一日現在の人口は四万八千五百五十一人、面積は二百五十三・〇一平方キロメートルです。議員の定数は条例定数二十二人に対し、現議員数は二十二人です。

日置市は会派制度がないため、本会議場システムのみの調査を行いました。

日置市議会の本会議場システムは平成三十一年一月十九日から平成三十一年二月二十五日の三十八日間の工程を経て、令和元年の六月議会から運用をしております。九州管内では最も新しいシステムであるため、参考となる部分が多々あるということで調査に伺ったところでした。

県内外に導入実績を持つ電気器具登録業者六社を選定し、仕様書の内容については、国内メーカー製有線方式のフルデジタル会議マイクシステムとし、電子決裁を行うため、会議ユニット本体に投票の機能をつけること、場内表示用モニターを六十五型にするなどを条件として指名競争入札を行った結果、予算額二千五百八十万円に対し、千三百九十三万二千円で落札をしたということでありました。

また、インターネット中継については、外部に委託をし、年間百五十七万八千円の委託料を支払っております。スマートフォンやタブレットでも視聴が可能ということでありました。

最後に、まとめといたしまして、本市が新しい議場システムを導入する際は、まずはリアルタイムでの本会議の配信を希望するとともに、電子決裁、タブレットの導入等も検討する価値があるのではないかと考えたところです。なお、三市ともリアルタイム放映について、不規則発言はあるものの、このことについて問題視される苦情は現在、確認されていないということがあります。

会派制度の導入につきましては、本市の場合、次回選挙より定数が二減の十四となることや政務調査費がないことなどにより厳しいかもしれません。ただ、委員会による所管事務調査では、調査の範囲に限界があるのも事実であります。議員の見識を広めるためにも、今後、議論を重ねる必要はないかと思えます。

以上で報告を終わります。なお、詳しい資料は事務局に備えてありますので、ごらんいただければと思います。  
以上です。

#### △馬毛島対策特別委員会所管事務調査報告

○議長（永田 章君） 次は、日程第二三、馬毛島対策特別委員会所管事務調査報告を行います。

長野馬毛島対策特別委員長の報告を求めます。

「馬毛島対策特別委員長 長野広美さん登壇」

○馬毛島対策特別委員長（長野広美さん） 本委員会は、衆議院第一議員会館会議室において、令和元年十一月十二日に防衛省と意見交換及び情報収集を行いました。防衛省からの出席者は地方協力局米軍再編・FCLP担当調達官以下八名でした。

今回の対応は、本年四月十九日の日米安全保障協議委員会で交わされた合意内容について、二〇一一年の合意内容と比較確認すること、及びFCLP訓練地移設計画の内容や土地売買交渉の現状などを再度、確認することを目的としています。

以下、防衛省からの説明内容及び質疑応答の主な点を御報告いたします。

まず、馬毛島における現地調査について伺いました。

馬毛島を恒久的なFCLP施設の候補地としており、島の状況を把握し、自衛隊の利用計画の検討や米側との協議を行うため、本年一月末から三月まで、次の四項目について現地調査が行われました。建物工作物等の現況調査をするための物件調査、陸海域における動植物の生育生息状況を調査するための環境調査、風向風速を把握するための気象調査、航空写真測量等を行う測量調査。また、マガシカの調査なども行われましたが、全ての調査結果については公表できないとのことでした。現時点では立ち入っていないため、今年度も調査予算に沿って、今後調査を行いたい。また、環境アセスメントについてはいつ必要となるのか、実施するか言えないとのこと

した。

日米安全保障協議委員会について伺いました。

二〇一九年四月合意には日米両政府で新しい合意がなされたわけではなく、二〇一一年の合意内容とかわらず、また、政府の方針についても変化はないとのことでした。

一方、馬毛島を適地とした理由は、日本の西南地域に位置している、島の面積が約八百ヘクタールあり、自衛隊施設及びFCLP施設の土地が十分確保できると見込まれること、無人島であり、騒音等周辺への影響が少ないこと、また、空母艦載機が移駐する岩国基地からの距離が約四百キロメートル以内であるとの四点です。

現時点で自衛隊と米軍との協議を行っているため、具体的な硫黄島からの移設計画のスケジュールを示せる段階ではないが、防衛省としては、ツー・プラス・ツーで合意されている内容に基づき、できる限り早急に恒久的なFCLP施設建設の実現に努力しているとのことでした。

馬毛島の土地売買交渉について伺いました。

現在、土地所有者と売買契約の締結について協議中であり、その状況を説明することはできませんが、土地取得に当たり、抵当権をあらかじめ除く必要があり、関係法令に基づき対応することです。また、開発行為の違法性については、開発事業者と鹿児島県において対応すべきことであり、コメントはできないと回答しています。

馬毛島への自衛隊並びにFCLP訓練施設計画について伺いました。

FCLP施設について、現時点では滑走路、誘導路、駐機場、格納庫等の飛行場施設。部隊活動や訓練に必要な物資用の倉庫。宿舎、食堂等の生活関連施設などを整備する必要があるが、完成予定の時期については未定とのことでした。

FCLP訓練内容の詳細は説明できる段階ではないが、過去の硫黄島におけるFCLPの実績を踏まえると、訓練回数は年間一から二回程度。一回当たりの訓練期間を十日間程度で、事前の準備等含めると約一カ月間程度になるとのことです。現在、最初から訓練が終わるまで空母艦載機は硫黄島にいたので、馬毛島でも同様に三十日間程度の滞在になる考えと回答されました。

新たな自衛隊施設計画については、南西地域における防衛体制充実のため、大規模災害を含む各自自治体に対する支援活動、通常訓練の使用を予定しており、災害時における南西地域の展開訓練と島しよ攻撃の対応をするものであるが、具体的計画を今後作成する。自衛隊施設とは、基本的には倉庫や整備が行われるような格納庫で、一般的な空港などの整備が予想されているとのことでした。

中種子町が自衛隊を誘致している点について、馬毛島の自衛隊施設とFCLP施設とはリンクしていない。自衛隊用の施設は、西之表市なり、中種子町に住宅は必要であるとのことでした。

地元や周辺自治体住民への影響については、具体的な利用計画を

検討中であり、米側との協議中でもあるため、具体的な説明は困難であるが、航空機騒音が想定され、周辺地域住民への生活に、失礼しました、生活環境に与える影響をできる限り少なくなるよう配慮したいとのことでした。

再編交付金などは具体的な計画を決定した後、しっかりと検討していく。基地交付金と調整交付金については総務省管轄であるため、回答できないということでした。

日米地位協定について伺いました。

米軍については、訓練の日時や時間帯など事前報告と異なったり、低空飛行で戦闘機が飛ぶことが目撃されているが、本土等でも何回か問題となったことがあり、米側に控えるよう申し入れたり、飛行ルートの変更などの検討を行ったりと一つ一つ具体的な問題に対処しており、また、米軍施設を抱えている地域には勧告協定という中で対処したり、もしくは個別協定の中で運用の改定を行ったりしている。地元の要望で地位協定をかえていくことは簡単なことではないとのことでした。

普天間基地の代替施設となる可能性について伺いました。

早い段階で普天間飛行場の全面撤去と沖縄県基地負担軽減に全力を尽くしたい。馬毛島では自衛隊施設と恒久的なFCLP施設をつくることを計画している。米側ともそれ以外については協議していないとのことでした。

地元説明会、周辺自治体への説明責任については、FCLP施設

の確保には地元の理解と協力が重要であると認識し、必要に応じ、適切に対応したい。現時点では地権者との交渉段階、配置計画や米軍所用等も交渉段階であり、地元の説明できる段階ではない。説明する相手としては、例えば、イージス・アショア、秋田県です。説明については、県と地元首長と議会に行った。地元のいろいろな団体からの要望に対し、いきなりの対応とはいかない。協議しながらということになるとのことでした。

そのほかの主な質疑について報告いたします。

防衛省のホームページには、平成二十三年度に地元へ説明された「国を守る」が掲載されているが、米軍との話し合いがなされていない時点で防衛省側が作成した資料であるという点について伺いました。

防衛省が知り得る範囲で作成したものであり、現在は米側と調整中であるため、説明できる段階になれば丁寧に説明したい。種子島上空を飛ばない飛行経路や七十デシベル以下という騒音予想図を含む説明資料については、なるべく島の上を通らないことをイメージしたものであり、現時点では決定していないとのことでした。

馬毛島には市有地や個人所有地も一部ある点について伺いました。西之表市が体験活動等、馬毛島の活用計画を持っていることは承知している。国が土地を取得した際には、運用に影響のない範囲で西之表市とも調整しながら、市長の意向もできる限り取り入れた計画としたいとのことでした。

三十年近く前から厚木基地でのFCLPには騒音問題や危険性があるということで、日米間での懸案事項だったということは事実かという点について伺いました。

昭和五十年代ごろから空母が日本に来るようになり、厚木基地と小田原でFCLPをやっていたが、その後、都市化が、失礼しました、その後、都市化し、影響が広がった。硫黄島での訓練は暫定で行っており、恒久的な施設についての米側の要求は長年の懸案事項であったとのことでした。

続いて、事前集積拠点についての説明を求めました。

災害時の自衛隊活動で、最初の段階では救助活動を行うため、ヘリコプターやその他の航空機が活動する。駐機場や滑走路があるところでないとなかなか安全な活動はできず、三日間ぐらいは住民の救助活動を行い、その後、生活支援に移るが、そのときに必要な物資や食料、トイレットペーパーなど身の回りの品々など全国各地から送られる物資を集めて配る拠点との説明でした。

また、日本国内に事前集積拠点があるかとの問いに対し、常にあるものではなく、災害が起こった場合に自衛隊の基地を使用したり、例えば熊本では熊本空港を活用したとのことでした。

漁業への影響について、硫黄島では周辺漁場への立ち入りの制限や操業の自由はあるのか伺いました。

硫黄島では訓練期間中でも制限区域は設定されておらず、馬毛島でも同様だと考える。補給艦を入れる港湾施設の建設は必要であり、

漁業権が設定されているため、実態を踏まえ、漁業者と協議していきたいとのことでした。

FCLPは受け入れられないが、自衛隊だけならとの要望もある。失礼しました。自衛隊だけならとの要望もあるという問いに対し、防衛省としては、日米安全保障協議委員会での合意内容に沿って、新たな自衛隊施設をつくるとともに、恒久的なFCLP訓練施設を實現することが我々の任務であるとの回答でした。

本委員会は今回の防衛省訪問の内容について、今後、広く市民に周知するよう努めてまいります。

また、菅官房長官は十二月二日午前の記者会見で、馬毛島を政府が百六十億円で買収することで地権者と合意したと正式発表しました。

西之表市議会は、馬毛島への米軍空母艦載機離着訓練の移転及び自衛隊施設の整備の反対する意見書を提出していることから、情報収集を行い、今後の動向を注視してまいります。

以上で報告を終わります。なお、詳しい資料は事務局に備えておりますので、ごらんください。

○議長（永田 章君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

#### △議員派遣の件

○議長（永田 章君） 次は、日程第二四、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付しております議員派遣一覧表のとおり、議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

#### △閉会中の継続審査

○議長（永田 章君） 次は、日程第二五、閉会中の継続審査を議題といたします。

閉会中、各常任委員会、議会運営委員会及び各特別委員会が所管事務調査等に出向、または委員会開催の申し出があります。これを許可することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、閉会中、各常任委員会、議会運営委員会及び各特別委員会が所管事務調査等に出向、または委員会開催の申し出については、これを許可することに決しました。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

#### △市長挨拶

○議長（永田 章君） 閉会に当たって、八板市長から発言を求め

られていますので、これを許可いたします。

「市長 八板俊輔君登壇」

○市長（八板俊輔君） 令和元年第四回定例市議会の閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

十一月末に開会いたしました十二月議会は本日十二月十三日まで熱心な議論を賜り、まことにありがとうございました。

本日は最終本会議に極めて不適切な事務処理に関する追加議案を提案いたしました。まず、多大な御迷惑をかけた関係者の皆様に深くおわびを申し上げます。さらに、行政への大きな不信を招くこととなり、議会及び市民の皆様にも重ねておわびを申し上げます。

業務全般の事務の執行責任、そして、管理者責任をとる形で議案の提案をさせていただきましたが、当然のことながら、これにより課題が終了したとは考えておりません。全体での状況報告や今後の取り組みなどを説明させていただきながら、職員とともに日々、改善に努めてまいります。

さて、師走の風が冷たくなってまいりました。この一年を振り返ると、全国的に甚大な自然災害。国外では、先日、中村哲さんと護衛者らの銃撃死など、心の痛む出来事が続いております。

他方、今月、収穫が始まったこの島のさとうきびは糖度、反収とも高成績になりそうです。

また、本市のふるさと納税では、前年度比五割増のペースで近日中に一億円を超え、史上最高額の達成は間違いないものと思われま

す。年の暮れに当たりまして、農家の皆さんの期待と喜び、そして、出郷者の皆さんの故郷ふるさとへの熱い応援を肌で感じるとともに、職員の日々の努力、苦労が実を結んでいる点も少なくないと、心強く思っているところであります。

今後とも職員と一丸となって精進をまいります。議員各位、市民の皆様方の一層の御支援、激励をよろしくお願いいたします。

最後に、議員各位の御健勝と御活躍、市民の皆様の大きな幸せを願いながら、十二月議会の閉会に当たりましての私の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

#### △議長閉会挨拶

○議長（永田 章君） 閉会に当たり、私からも御挨拶を申し上げます。

令和元年第四回市議会定例会が議員、理事者各位の皆様のご協力のもと、全ての日程を終えることができましたことを厚くお礼を申し上げます。

さて、二〇一九年の世相を一字であらわす今年の漢字が令和の令に決まり、京都の清水寺で発表されました。新元号令和で初めて使われた漢字、令の意味や由来は人々が美しく心を寄せ合う中で新しい文化、新しい時代を切り開いていくという思いが込められている

とのことであります。

時代は平成から令和へと引き継がれました。私も行政にかかわる一人一人が本市の展望を示しながら、議会行政がさらなる議論を踏まえ、新しいまちづくりを目指していただきたいものであります。

令和元年も余すところ二週間となりました。今年一年間、皆様方におかれましては、市政発展のために御尽力賜りましたことを議長として厚く御礼を申し上げます。

ゆく年に感謝を申し上げ、来る年を心待ちに。市民の皆様のご健勝を願い、今後、皆様方の御活躍を御祈念申し上げます、私の挨拶といたします。

#### △閉 会

○議長（永田 章君） 以上をもちまして、令和元年第四回西之表市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

午後二時五十一分閉会

地方自治法第二百二十三条第二項の規定によつてここに署名する。

議 長

一 番 議 員

二 番 議 員